

平成 24 年度

決算特別委員会会議録

平成 25 年 9 月 13 日 開 会

平成 25 年 9 月 19 日 閉 会

塩竈市議会事務局

# 平成24年度決算特別委員会会議録目次

## 【平成25年9月13日(金)】 1日目

正副委員長互選	3
議案説明(認定第1号ないし第3号)	5
資料要求	
伊勢由典委員	22
西村勝男委員	24
菊地進委員	24

## 【平成25年9月17日(火)】 2日目

台風18号への対応について(市長)	29
質疑	
伊勢由典委員	30
小野絹子委員	36
菊地進委員	38
鎌田礼二委員	41

### 質疑

#### 〔一般会計〕

鎌田礼二委員	46
小野幸男委員	56
高橋卓也委員	68
志賀勝利委員	79
伊勢由典委員	90

## 【平成25年9月18日(水)】 3日目

### 質疑

#### 〔一般会計〕

志子田 吉 晃 委員	.....	1 0 5
浅 野 敏 江 委員	.....	1 1 7
小 野 絹 子 委員	.....	1 3 0
西 村 勝 男 委員	.....	1 4 2
菊 地 進 委員	.....	1 4 7
香 取 嗣 雄 委員	.....	1 5 9
田 中 徳 寿 委員	.....	1 6 7

【平成25年9月19日(木)】 4日目

質疑

〔特別・企業会計〕

鎌 田 礼 二 委員	.....	1 8 3
小 野 幸 男 委員	.....	1 9 2
高 橋 卓 也 委員	.....	2 0 0
志子田 吉 晃 委員	.....	2 0 8
浅 野 敏 江 委員	.....	2 1 7
田 中 徳 寿 委員	.....	2 2 6
志 賀 勝 利 委員	.....	2 3 4
伊 勢 由 典 委員	.....	2 4 4
西 村 勝 男 委員	.....	2 5 2
菊 地 進 委員	.....	2 5 4
小 野 絹 子 委員	.....	2 6 2

採決	.....	2 7 0
----	-------	-------

平成25年9月13日（金曜日）

平成24年度決算特別委員会

（第1日目）

平成24年度決算特別委員会第1日目

平成25年9月13日(金曜日)午前10時開会

出席委員(17名)

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員(なし)

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君

市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 保険年金課長	並木新司君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君
建設部 都市計画課長	佐藤寛之君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
水道部総務課長	村上昭弘君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時01分 開会

佐藤議長 おはようございます。

ただいまから平成24年度決算特別委員会を開会いたします。

本日は、正副委員長の互選と決算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である伊藤栄一委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代いたします。よろしく申し上げます。

伊藤臨時委員長 改めまして、おはようございます。

それでは、年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選任されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。鎌田礼二委員。

鎌田委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思っております。以上です。

伊藤臨時委員長 ただいま鎌田委員より発議がありました。正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、浅野敏江委員、阿部かほる委員、菊地 進委員、曾我ミヨ委員、以上4名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時27分 再開

伊藤臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表者の方より、選考の結果をお願い申し上げます。阿部かほる委員。

阿部委員 それでは、ご報告いたします。

先ほどの選考委員会の結果をご報告いたします。4名の選考委員で慎重に審議した結果、本特別委員会の委員長には私阿部かほる、副委員長には志子田吉晃委員が選考されました。以上、ご報告いたします。

伊藤臨時委員長 ただいま阿部かほる委員のご報告のとおり、委員長には阿部かほる君、副委員長には志子田吉晃君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、阿部かほる君に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

阿部委員長 このたび平成24年度の決算特別委員会の委員長を仰せつかりました阿部かほるでございます。

東日本大震災の復旧そして復興を目指して、しっかりとこの流れの中で、決算、そして審議、来年度の予算につなげていけますように、皆様の慎重審議を心からお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

伊藤臨時委員長 次に、志子田吉晃君に副委員長のご挨拶をお願いいたします。

志子田副委員長 新生クラブの志子田です。

今回の平成24年度の決算特別委員会の副委員長ということで、阿部かほる委員長を補佐して、しっかり審議していきたいと思います。24年度の決算は768億円という過去最大の金額の決算となりましたので、漏れなく審査していただき、そして塩竈の復興を早めるためのいろいろな委員の方々にご提言をいただきたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。（拍手）

伊藤臨時委員長 それでは、委員長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

阿部委員長 それでは、これより平成24年度各会計の決算審査に入ります。

それでは、まず平成24年度決算特別委員会の日程を定め、それに従って議事を進めてまいります。

過般の議会運営委員会で、一応13日、17日ないし19日の4日間をお願いしたいとなっておりますので、そのように進めてまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は13日、17日ないし19日の4日間とする

ことに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず、監査委員から決算審査の補足説明と市当局から各会計決算の説明を求め、最初に一般会計の審査を行い、次に特別会計と企業会計を一括して審査を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

本特別委員会に付託されました議案は、認定第1号ないし第3号であります。

監査委員より決算審査の概要について補足説明がありましたらお願いいたします。高橋監査委員。

高橋監査委員 先日、本会議で説明したとおりでございます。特に補足することはございません。よろしくお願いいたします。

阿部委員長 次に、市当局より各決算の内容について順次ご説明をお願いいたします。星会計管理者。

星会計管理者兼会計課長 それでは、私から、認定第1号平成24年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定につきまして、その概要をご説明いたします。

さきにご配付の資料 7「平成24年度塩竈市歳入歳出決算書」をご用意いたします。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。

この表は平成24年度の一般会計と10の各特別会計の決算総覧でございます。表は、横に区分、歳入歳出の内容を記載しており、縦に一般会計から各特別会計の内容を記載しております。

最初に、一般会計の決算内容についてご説明申し上げます。

歳入の決算総額は、収入済額に記載のとおり570億1,078万8,300円の歳入となります。前年度との比較では、額にして158億3,653万8,310円、率にしまして38.5%の増額となっております。

歳出の決算総額は、支出済額に記載のとおり497億8,770万4,130円の支出となりまして、前年度との比較では、額にして101億2,883万8,044円、率にしまして25.5%の増額で決算をいたしております。

平成24年度の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は2ページの中ほどに記載のとおり、72億2,408万4,170円の黒字決算となっております。これを前年度と比較しますと376.4%の増額となっております。形式収支から翌年度への繰り越すべき財源のうち、繰越明許費60億5,025万

2,362円と事故繰越額3,023万3,500円を控除した額、いわゆる実質収支額は11億4,359万8,308円の黒字決算となっております。この剰余金の処分につきましては、2ページの右側に記載のとおり財政調整基金に5億7,259万8,308円の積み立てを行い、残額の5億7,100万円につきましては平成25年度へ繰り越しをしております。

次に、各特別会計についてご説明いたします。

初めに、交通事業特別会計は、歳入歳出とも2億1,299万5,181円の同額で決算をいたしております。

次に、国民健康保険事業特別会計は、収入済額75億3,610万8,855円に対しまして、支出済額は73億9,379万6,852円となりまして、歳入歳出の差引額1億4,231万2,003円の黒字となっております。形式収支から翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は形式収支と同額の黒字決算となりまして、その全額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。

魚市場事業特別会計につきましては、歳入歳出とも2億1,758万4,984円の同額で決算をいたしております。

次に、下水道事業特別会計につきましては、翌年度繰越額17億4,915万5,420円を控除し、歳入歳出とも61億4,760万535円の同額で決算をいたしております。

公共駐車場事業特別会計につきましては、歳入歳出とも1億2,119万4,150円の同額で決算をいたしております。

漁業集落排水事業特別会計は歳入歳出とも7,398万413円、公共用地先行取得事業特別会計は歳入歳出とも933万7,487円、介護保険事業特別会計の介護保険事業勘定につきましては、収入済額47億274万1,636円に対しまして、支出済額は46億9,989万9,122円となり、歳入歳出の差引額284万2,514円の黒字決算となり、全額を介護保険事業財政調整基金に積み立てを行っております。介護保険事業特別会計の介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出とも890万8,562円、土地区画整理事業特別会計は歳入歳出とも1億6,127万7,967円となりまして、それぞれ4つの会計の決算を行っております。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計ですが、収入済額が5億9,804万9,236円、支出済額は5億8,437万2,336円、歳入歳出差引額は1,367万6,900円の黒字決算となっております。形式収支から翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は形式収支と同額の1,367万6,900円の黒字決算となっております。この剰余金につきましては、当会計には基金の設置

がございませんので、全額を翌年度に繰り越しをしております。

以上、各特別会計についてご説明を申し上げます。

表の一番下の合計欄を見ていただきますと、平成24年度の一般会計と各特別会計の決算規模は、歳入は総額で768億56万7,306円で、歳出総額は694億1,765万1,719円となっております。このため、歳入歳出差引額は73億8,291万5,587円の黒字決算となり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費60億5,025万2,362円と事故繰越額3,023万3,500円を控除した実質収支額は13億242万9,725円の黒字決算となっております。

次に、各会計の具体的な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、先ほど説明したとおり、平成24年度一般会計歳入歳出決算の総括的内容となっております。

次に、一般会計の歳入歳出それぞれの内容についてご説明申し上げます。

5ページと6ページをお開き願います。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款の市税につきましては、収入済額が49億6,129万5,760円で、歳入総額の8.7%に当たります。前年度と比較しますと、額にして6,125万1,911円、率にしまして1.3%の増額となっております。なお、市税の平成24年度の収納率は90.7%となっております。

一番下の10款地方交付税では、収入済額が106億8,643万2,000円で、歳入の18.7%に当たります。前年度と比較しますと、額にして14億5,057万2,000円、率にしまして15.7%の増額となっております。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

14款国庫支出金の収入済額は271億273万578円で、歳入総額の47.5%に当たり、前年度と比較しますと、額にして138億2,791万6,016円、率にしまして104.1%の増額となっております。

次に、15款県支出金は、33億2,865万5,964円で、歳入総額の5.8%に当たり、前年度と比較しますと、額にして9億597万8,539円、率にしまして21.4%の減額となっております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

21款市債につきましては15億6,146万2,000円で、歳入総額の2.7%に当たり、前年度と比較しますと、額にして2億9,480万5,362円、率にしまして15.9%の減額となっております。

以上、歳入についてご説明申し上げました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

11、12ページをお開き願います。

歳出は、款項ごとに記載しております。それぞれの款及び支出済額の欄をごらんください。

まず、1款議会費の支出済額は2億2,248万4,775円で、歳出総額の約0.4%であります。

次に、2款総務費は231億6,845万3,387円で、歳出総額の46.5%に当たります。

次に、3款民生費は76億7,287万7,826円で、歳出総額の15.4%に当たります。

4款以降の各款につきましては歳出総額に占める割合を申し上げます。まず4款衛生費ですが16.1%、5款労働費が0.8%、6款農林水産業費は1.1%、7款商工費が1.5%となり、8款の土木費は30億2,104万3,017円で、歳出総額の6.1%を占めております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

9款消防費の歳出総額に占める割合は1.4%となっており、10款教育費につきましては13億9,846万9,463円で、歳出総額の2.8%に当たります。

11款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費を初めとし総額で13億1,063万6,679円で、歳出総額の2.6%に当たります。

12款公債費は24億6,926万4,543円で、歳出総額の5%に当たります。

最後に、13款諸支出金の占める割合は0.2%となっております。

交通事業特別会計を初めとします各特別会計の詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、資料 8「平成24年度歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書 基金運用状況報告書」をご用意願います。

一般会計、各特別会計の歳入歳出決算事項別明細の内容につきましては、この資料の1ページから320ページまでに記載しております。また、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書につきましては322ページから327ページに記載となっております。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。資料の330ページ以降になります。

330、331ページをお開き願います。

公有財産総括表ですが、1、土地及び建物のうち、土地につきましては表の下段の総合計に記載のとおり、決算年度末現在高163万6,022.43平方メートルとなっており、前年度末現在高より2,687.49平方メートル減少しております。

建物につきましては、331ページの右端、延面積合計欄にありますとおり、平成24年度末現在高は19万6,802.30平方メートルとなっており、前年度より1万5,703.68平方メートル減少しております。増減の内容につきましては334ページから355ページに記載しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、同じく330ページにお戻りください。

中ほどの2、共有財産では塩竈市中央地区市街地再開発ビル用地の中で、前年度末現在高持ち分10万分の5万7,471に対し決算年度中の増10万分の3万6,294を加え、10万分の9万3,765となっております。

3のその他のうち、動産及びその従物と有価証券は、決算年度中増減はなく、出資による権利で109万9,000円の減で、決算年度末の現在高は5億2,804万円となっております。増減の内容は357ページに記載しております。

次に、360ページ、平成24年度物品状況ですが、このページから365ページまで記載しておりますので、説明は省略いたします。

次に、367ページ、債権ですが、2種目の合計で決算年度中2億8,586万2,000円増額し、決算年度末現在高が9億1,763万2,000円となっております。

最後に、369、370ページに記載の基金の内訳ですが、各基金の決算年度末現在高の総合計は304億2,217万4,000円であり、対前年比では203億4,928万3,000円の増額となっております。

以上、私から、認定第1号平成24年度塩竈市一般会計、各特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げました。

なお、平成24年度の決算につきましては、前年同様、東日本大震災による復旧・復興元年の事業が反映された決算となっております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

阿部委員長 阿部政策課長。

阿部市民総務部政策課長 それでは、主要な施策の成果に関する説明書につきまして、その概要をご説明申し上げます。

資料 9「平成24年度主要な施策の成果に関する説明書」をご用意願います。資料 9でございます。

本説明書につきましては、平成24年度主要事業について、その成果や課題等を評価の視点も盛り込みながら取りまとめたものでございます。

平成24年度は、第5次長期総合計画の2年目として、また震災からの復興元年として各種事業に取り組んでまいりました。主要な施策の前半部を長期総合計画を進展させる各事業、後半部を震災復興計画を進展させる事業として取りまとめをいたしました。事業の性格上、その両方に重複する事業もございますが、決算上その財源を東日本大震災復興交付金や災害復旧費、ふるさとしおがま復興基金によっているものを震災復興計画のほうに網羅させていただいております。

2ページの目次をごらんいただきたいと思います。

第5次長期総合計画のまちづくりの目標ごと、大きくは第1点「誰もが安心して暮らせるまち」、4ページには「海・港と歴史を活かすまち」、5ページには、「夢と誇りを創るまち」の3編を、それぞれ章、節というふうに長期総合計画の体系に沿って24年度の事業について掲載をさせていただいております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

震災復旧・復興に係る24年度事業をまとめております。塩竈市震災復興計画は長期総合計画との両輪との位置づけで、長い間住みなれた土地で安心した生活をいつまでも送れるようにとの理念のもと、「住まいと暮らしの再建」、「安全な地域づくり」、「産業経済の復興」、「放射能問題に対する取り組み」、「浦戸地区の復興」の5つの基本方針を定めております。また、それぞれに体系に沿って24年度に取り組みました復旧・復興事業を網羅し、決算、実績、成果、課題も長期総合計画と同様に把握いただけるように整理をいたしました。

なお、この主要な施策の成果は、従来より事業として取り組ませていただいた前年度末の決算を基礎として取りまとめております。そのため、予算を翌年度に全部繰り越した事業は、お伝えすべき成果が年度末には発現されていないために掲載をされておられません。

また、評価に関して、自己評価のみならず、外部、市民の視点での評価が必要ではないかというご指摘を頂戴しており、昨年度同様、2月に行いました長期総合計画進捗報告会での評価事業につきまして掲載をさせていただいております。

24年度の長期総合計画に係る事業は全部で151事業でございました。その全部を進捗報告会で説明し評価をいただくということは時間的にも困難でありますことから、特徴的かつ長期総合計画を進展させる18事業を選び、説明と評価をいただきました。評価の高かった事業といたしましては、26ページをごらんいただきたいと思います。例として、26ページ、待機児童ゼロ推進事業、最高5点のうち、4.4という評価をいただいております。18事業の平均は3.94とい

う評価をいただいたところでございます。18事業につきましては、この主要な施策の成果の欄に掲載をさせていただいておるところでございます。

以上、主要な施策の成果についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 引き続きまして、財政課からは、資料 9、それから資料 11までについて概要をご説明申し上げます。

まず、資料 9、こちらの「主要な施策の成果に関する説明書」の428ページをお開きいただきたいと思ひます。428ページです。

ここでは平成24年度決算の概況とその特徴について、一般会計並びに10の各特別会計の状況を記載してございます。

私からは一般会計の特徴についてご説明申し上げます。

まず、1の決算規模でございます。歳入歳出ともに前年度から大幅増の決算となっております。平成24年度では発災直後に必要でありました、例えば義援金でありますとか、被災住宅の応急処理などの災害救助費、こちらは24年度は減となりましたが、一方では、独自に実施いたしました震災の見舞商品券事業でありますとか、それから東日本大震災復興交付金事業、道路、漁港などの災害復旧事業費が増加してございまして、23年度に比較いたしますと、復旧・復興に向けた事業が本格化いたしましたして、歳出では25.5%の増というふうになったものであります。

2の決算収支でございますが、実質収支は、11億4,359万8,000円の黒字決算となっております。また単年度収支、それから実質単年度収支のほうも黒字となっております。これは震災復興特別交付税などの収入が予定どおりに収入があった一方で、支出のほうでは復旧・復興事業などの多くが繰り越しとなったことが主な要因であります。

なお、実質収支につきましては、これは震災復興特別交付税など翌年度の精算という額を差し引きますと、ほぼ例年と同水準の額というふうになってございます。

3の収入の状況でございますけれども、震災対応として震災復興特別交付税、それから国庫補助金、これらが大きく増というふうになっております。また、市税収入のほうも増となりましたが、減免等の実施によりまして、まだ震災前の水準には達しておらず、依然として依存財源で賄われたというふうな決算になっております。

4の歳出のほうの状況でございますが、これは前年度比で101億2,883万8,000円の大幅な増

というふうになっております。震災関連の支出が増というふうになっておりまして、復旧・復興の事業の本格化に伴います増というふうになっておりますが、一方では、義務的な経費であります人件費、扶助費あるいは公債費などいずれも減というふうになっております。

恐れ入りますが、431ページをお開きいただきます。

こちらのほうでは、決算統計でいうところの普通会計、これの内容を示しております。本市では、一般会計、それから公共用地先行取得事業特別会計並びに土地区画整理事業特別会計の合計というふうになっております。

まず、1の財政力指数につきましては、これは普通交付税上での基準財政需要額に対します基準財政収入額の割合というものを示しておりますが、交付税算定上で市税等の減によりまして、前年度に引き続き、これは50%を割るという過去最低の水準というふうになっております。

2の経常収支比率につきましては、これは前年度から3.7ポイント減の98.3%というふうに回復してございますが、まだ依然として財政運営の弾力性が失われているという高い数値を示してございます。

3の財政調整基金の残高の比率をあらわします積立金現在高比率、こちらのほうは0.1ポイントの上昇というふうになっております。24年度も一定の水準を確保するというふうな結果となりましたけれども、東日本大震災の影響によります自主財源が回復するまでは、やはり一定の残高の確保というものが必要であるというふうに見ております。

4の公債費比率、こちらは前年度から1.3ポイント減の12.5%となっております。これまでの公債費抑制の対応を反映する状況となってまいりましたが、今後とも財政運営の弾力化を確保するために、資金手当債などの抑制、こういったものに留意が必要だというふうに見ております。このページの最下段にありますように、平成24年度は市税等の自主財源の伸び悩み、こういったものを地方交付税などの依存財源によって財政悪化が避けられたというふうな決算になっております。今後とも、自主財源の確保、それから歳出抑制を追求いたしました、そういった行革の取り組みが必要だというふうに考えてございます。

それから、432ページから436ページ、こちらのほうは先ほど会計管理者のほうからの特徴点の説明がございましたので、省略のほうをさせていただきます。

続きまして、437ページをお開きいただきます。

こちらの(3)の繰出金の状況でございます。10の特別会計と2つの企業会計の繰出額は、

前年度よりも4億5,488万2,000円、12.5%の増の40億8,548万2,000円となっております。繰出金が増となった要因といたしましては、復興交付金事業あるいは災害復旧事業を実施いたしました公営企業への繰り出し、これが増となったものでありまして、魚市場事業、下水道事業、漁業集落排水事業が増加しております。また、国民健康保険事業、介護保険事業並びに後期高齢者医療事業のいわゆる社会保障関係、こちらの特別会計への繰り出しも増となっております。この傾向は今後とも続くものというふうに予想してございます。

下のほうの(4)の基金残高の推移であります。上段のほうに括弧書きというふうなものがございまして、これは一般会計への長期貸付額を除きました現金ベースでの残高、これを示しております。平成24年度末の計の残高は、前年度残高の2.6倍、257億7,526万8,000円となりまして、現金ベースでは2.8倍の248億3,446万8,000円というふうになっております。これは津波被災者への住宅再建支援金として県から交付金を積み増しておりますふるさとしおがま復興基金、これらの増でありますとか、あるいは平成24年度あるいは25年度以降の事業分として交付を受けました東日本大震災復興交付金基金、こちらの積み立てが増となったものが主な要因でありまして、この2つの基金の増分は156億8,695万7,000円というふうになっております。

また、財政調整基金、これは平成23年度の決算剰余金、これを2億5,282万7,000円を積み立てておりましたが、財源不足を財政調整基金から繰り入れした結果としましてわずかな積み増しにとどまっております。

次に、438ページ、439ページをお開きいただきます。

まず、(5)番の決算の推移ですが、これは平成24年度は歳入歳出とも大幅な増となっております。右側のほうに歳入歳出差引額、これが72億2,408万4,000円というふうに大幅な増となっておりますが、これは復旧・復興事業などの大規模事業のほかにも年度末に国の補正予算で認められました事業、こういったものが繰り越したためでございます。

下段の(6)の一般財源の推移でございます。こちらは平成24年度の市税、これは法人市民税の回復というものが若干見られたことによりまして、6,125万2,000円の増というふうになっておりますほか、市税の減免、減収分あるいは災害の復旧・復興、これに係ります震災復興特別交付税の増によりまして、合計では15億1,297万円、率にして9.5%の増の173億6,429万9,000円というふうになったものであります。また、右から2つ目の決算に対します構成比率、これは30.5%と、これはかなり低くなっておりまして、復興・復旧事業に係ります国庫補助金等の大幅な増によりまして、一般財源の比率、これが低下したものであります。

次に、439ページをごらんいただきます。

下のほうの(8)地方債の残高の推移というものでございます。全会計での合計は23億5,253万1,000円減、3.6%減の626億192万9,000円に減少しております。これは公共用地先行取得事業特別会計以外の会計は全て残高が減少してございまして、後年度負担の圧縮に向けた取り組み、こういったものの効果があらわれてきております。

次に、440ページ、441ページをお開きいただきます。

こちらのほうでは、普通会計の分析指標の推移を示しております。

3段目でございます標準財政規模、こちらにつきましては、市税の減収などによりまして額そのものが減少してございます。こういうことによりまして健全化指標等への影響が出てきているというふうな状況になっております。

4段目でございます財政力指数、先ほどご説明いたしましたように、前年度に引き続きまして、0.5を割るという過去最低の水準というふうになっております。

下から5番目の地方債現在高比率、公債費比率、地方債許可制限比率など、公債費関係の負担比率はいずれも減少しておりまして、プライマリーバランス、これの黒字化によりまして公債費の負担軽減に向けた取り組みの効果があらわれております。

それから、続きまして、442ページ、443ページは、いわゆる決算カードと呼ばれる普通会計決算の状況をまとめた表でありますので、こちらのほうはご参照いただければというふうに思っています。

続きまして、資料10、主要な施策の成果に関する説明書の附属決算資料のほうをご用意いただきます。資料10です。この資料は、これまでご説明申し上げました内容につきまして、一般会計、普通会計の決算状況をグラフやレーダーチャートでわかりやすく示している資料であります。

まず、1ページ、こちらの下段の歳入に係ります棒グラフのほうをごらんいただきます。平成24年度の歳入決算額が大幅な増というふうに申し上げておりますが、これは震災の復旧・復興予算の本格計上によりまして、下から4番目の国庫支出金あるいはその下の地方交付税が大幅に増加しているというふうな決算になっております。

2ページをお開きいただきます。

2ページ上段の歳出に係ります円グラフをごらん願います。24年度につきましては、復興交付金を積み立てました総務費、これが大きく増加してございます。一方で、義援金等の支給額

の減によりまして、民生費あるいは公債費については減というふうな状況になっております。

恐れ入りますが、4ページをお開きいただきます。

4ページ下段の棒グラフ、こちらは基金残高の推移を示してございまして、先ほどご説明申し上げましたように、国や県の配分に伴います東日本大震災復興交付金基金あるいはふるさとしおがま復興基金の積み立てが増というふうになったものであります。

続きまして6ページをお開きいただきます。

6ページは普通会計の分析指標、これをレーダーチャート化して、本市の状況が県の平均あるいは警戒ラインと比較しましてどういう位置になっているかというものを示しております。平成24年度は23年度と全く同じ指標となっております。依然として経常収支比率につきましては、若干の指数は回復いたしましたけれども、依然として危険エリアに位置しているというふうな状況になっております。

続きまして、資料 11をご用意いただきます。

資料 11の塩竈市の財務諸表4表、こちらについてご説明申し上げます。この資料は、総務省の指針に基づきまして平成24年度の普通会計、特別会計、企業会計及び第三セクターの連結会計の決算を貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、それから資金収支計算書の4表で示したものであります。

まず、1ページをごらんいただきます。

中段の2つ目の丸のところに作成の対象範囲とところを示しておりますが、この4表につきましては、の普通会計による財務諸表との本市の全ての会計と第三セクターを連結いたしました連結財務諸表の2種類、これを作成してございます。

続いて、2ページのほうは4表それぞれの概要を示しておりますので、こちらのほうはご参照いただければというふうに思います。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

この表は普通会計のいわゆる貸借対照表であります。表の左側のほうに資産の部、右側のほうには負債の部と純資産の部の3つの要素で構成されております。これによりまして、行政サービスを提供するための資産、これをどれだけ保有しているかというものをあらわすものでありまして、左右の合計が一致いたしますことから、いわゆるバランスシートというふうに呼ばれるものであります。内容につきましては7ページでご説明申し上げます。

恐れ入ります。7ページをお開きいただきます。

上段の表をごらんいただきます。7ページの上段の表です。平成24年度塩竈市の普通会計の資産、負債、純資産でございますけれども、市全体で、まず資産は1,082億円、負債が267億円、純資産が815億円となりまして、これを市民1人当たりいたしますと、資産が192万円、負債が47万円、そして純資産が144万円というふうになりまして、これらは前年度と比較いたしますと、資産、純資産は増加し、負債は減少しております。前年度からさらに改善しているというふうな状況になります。本市の場合ですと、負債の割合よりも純資産の割合が高くなっておりますので、資産形成につきまして、既に現在までの世代で負担をし、将来の世代へ引き継ぐ資産が多くなっているということをあらわすものです。

次に、10ページをお開きいただきます。

こちらのほうは行政コスト計算書になります。行政コスト計算書につきましては、次の11ページのほうでご説明申し上げます。11ページの上段の表をごらんいただきますとおわかりのとおり、平成24年度の塩竈市全体の行政コスト、Aというところが251億9,000万円、Bの経常収益は8億8,000万円、そしてコストから収益を差し引きました準経常行政コスト、こちらが243億1,000万円というふうになりまして、これを市民1人当たりで見ますと、行政コストは44万7,000円、経常収益のほうは6万4,000円、そして準経常行政コストのほうは38万3,000円というふうになるものでありまして、これは前年度よりも11%ほど改善しているというふうな状況になります。

続きまして13ページをお開きいただきます。

13ページのほう、これは普通会計の純資産変動計算書になります。最初にご説明させていただきまいわゆるバランスシートのその表の中で純資産の部に計上されております各指数、数値というものが1年間でどう変動したかというものをあらわすものであります。表中の純資産合計という列を縦のほうで見させていただきますと、平成24年度の準経常行政コスト、これが243億1,020万円ということに対しまして、地方税あるいは交付税などの3つを合計いたしました一般財源の合計、こちらちょっと表のほうに記載してございませんが、171億9,397万3,000円、そして補助金等の受入額が305億6,298万2,000円となっております。この結果、左のほうの項目の一番上にごございます期首純資産残高、これが594億3,829万9,000円、これが一番下段にごございます期末での純資産残高、こちらでは814億8,577万7,000円となったことをあらわしているものでありまして、復興事業等に係ります国庫補助金等の受け入れ、これが純資産残高を大幅に増としたものでございます。

次に、15ページをお開きいただきます。

このページの中段のところをごらんいただきたいと思います。このページの中段の米印の2というところをごらんいただきます。いわゆる基礎的財政収支、いわゆる先ほど申し上げましたプライマリーバランスに関する内容を記載してございます。プライマリーバランスとは、これは公債費の利払いとそれから償還額を除いた歳出額、それから歳入のほうでは市債発行の収入額を除きましたその収入のバランスを見るものであります。持続可能な財政運営のためには、これが黒字であることが非常に重要となってまいります。平成24年度の状況でございますが、73億3,871万3,000円の黒字というふうになっておりまして、これは前年度に続きまして黒字を達成しているという状況にあります。

引き続きまして、16ページから19ページにつきましては、これは連結のほうであらわした表でございますので、こちらのほうはご参照いただければというふうに考えております。

財政課からは以上になります。

阿部委員長 鈴木市立病院事務部業務課長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 認定第2号平成24年度塩竈市立病院事業決算についてご説明いたします。

資料番号12、平成24年度の市立病院事業決算書をご用意したいと思います。まず、10ページをお開き願いたいと思います。資料番号12の10ページでございます。

平成24年度の病院事業の概況についてまずご説明いたします。

平成24年度は、改革プラン4年目の年といたしまして、病院事業の経営責任者であります事業管理者のもと、経営健全化に向けた取り組みを病院職員一丸となって推進するとともに、市民の皆様に安心・安全で質の高い医療の提供に努めてまいりました。しかしながら、常勤小児科医の定年退職、地域の医療機関からの紹介数の減少によりまして、入院、外来とも患者数が前年度を下回り、医業収益が前年度より8,700万円減少いたしました。また、退職者組合への負担金、応援医師報酬などがふえたことによりまして、医業費用につきましては3,700万円増加いたしました。その結果、市からの繰入金6,500万円を含めると42万円の現金利益を確保いたしました。しかしながら、改革プランの目標であります減価償却費などを含みました経常収支では、残念ながら1億3,700万円ほどの損失を計上しておりまして、不良債務額8,680万円となり、前年度末からほぼ横ばい状態となっております。

平成25年度におきましては、懸案でありました常勤の小児科医師が4月から勤務しておりま

す。また、さまざまな取り組みによりまして病床利用率、診療単価もふえてきておりますので、さらに改革プランを推進いたしまして不良債務を解消し、救急医療から高齢者医療まで公立病院としての役割を果たしながら、さらに質の高い医療を市民の皆様提供してまいりたいと考えております。

次に、(1)患者数の状況です。病床数につきましては一般病床123床、療養病床38床、合わせて161床で運営し、延べ入院患者数5万4,756人、1日平均入院患者数150.0人、病床利用率93.2%となっております。また、外来につきましては延べ患者数が6万8,732人、1日平均患者数280.5人となっております。健康診断や人間ドックの利用人数は6,943人、予防接種は3,695人となりました。昨年度と比較いたしますと、入院患者数は6.1%減少、外来患者数は8.2%減少、検診・ドックにつきましては4.7%増加ですけれども、予防接種は54.5%と大幅な減少となりました。

次に、(2)収益的収支の状況です。病院収入の根幹であります医業収益は、前年度より入院収益で7,845万円、外来収益で121万円減少したため、24億2,177万350円にとどまりました。また、医業外収益で前年度より2,149万円減少したため、総収入では前年度より1億250万円減の29億840万1,998円となりました。支出では、退職者組合への負担金が2,212万円、応援医師報酬が1,427万円、薬品費が2,200万円増加したため、医業費用につきましては27億1,462万6,145円となりまして、総支出は27億8,566万6,518円となりました。総収入から総支出を差し引いた純利益につきましては、1億2,273万5,480円というふうになってございます。

次に、11ページの(3)資本的収支の状況でございます。収入では、真空遮断器改修工事に伴います補助金分が前年度より増となりましたが、災害復旧事業、環境関連補助事業が終了いたしましたして、収入の計は前年度より1,300万円減の1億9,079万2,185円となりました。支出では、災害復旧工事や環境関連補助事業に係る経費が前年度より減となりまして、支出の計は前年度より1,740万円減の3億8,774万4,379円となっております。収支の差し引きで、1億9,695万2,194円の不足が生じております。これは特例債の償還元金に相当するものでございまして、この財源といたしまして収益的収支での純利益や留保資金により補填してございます。

次に、1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

ここは収益的収入及び支出について税込みで記載しております。

収入の第1款病院事業収益の決算額は29億1,665万2,992円、これに対します支出、第1款病院事業費用の決算額は27億9,391万7,512円で、収支の差し引きで1億2,273万5,480円の純利益

を生じてございます。

次に、3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

ここは資本的収入及び支出について税込みで記載しております。

収入の第1款資本的収入の決算額は1億9,079万2,185円、支出の第1款資本的支出の決算額は3億8,774万4,379円となりまして、収支の差し引きで1億9,695万2,194円の不足を生じております。これにつきましては資本的収支の消費税及び収益的収支の留保資金等により補填してございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。

ここは平成24年度1年間の病院事業の経営成績をあらわします損益計算書です。この数字は、税抜きの数字となっております。

まず、医業収益です。入院・外来収益合わせまして24億2,177万350円となり、対します医業費用は、給与費、材料費を合わせまして27億1,462万6,145円となっております。差し引きの医業損失は2億9,285万5,795円となっております。

次に、医業外収益につきまして2億1,122万8,719円、対する医業外費用は5,506万2,918円となり、差し引きは1億5,616万5,801円のプラスとなっております。

この医業収支と医業外収支を合わせました経常損益では、1億3,668万9,994円の損失が生じております。23年度はここは300万円ほどプラスだったので、24年度につきましては大きく悪化したというふうになっております。この経常損失に特別利益の2億7,540万2,929円と特別損失1,597万7,455円の差し引き2億5,942万5,474円を加えました純利益につきましては、下から3段目の数字でございます1億2,273万5,480円となっております。

次に、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

ここは平成24年度末の病院事業の財政状態をあらわします貸借対照表です。

8ページは、資産の部です。1の固定資産と2の流動資産を合わせまして、資産合計は17億887万703円となっております。

9ページは、負債及び資本の部です。負債の合計は3の固定負債、4の流動負債を合わせまして13億8,089万2,518円となります。資本の合計は、5の資本金と6の剰余金合わせまして、下から2段目の3億2,797万8,185円のプラスとなっております。負債資本の合計は17億887万703円となっております。

次に、6ページ、7ページにお戻り願いたいと思います。

このページは、ただいまご説明いたしました貸借対照表中の資本の部を詳しく説明する剰余金計算書です。地方公営企業法の改正によりまして今回から様式を変更しております、資本金、剰余金の年度中の変化がわかるようになっておりますので、これはご参照願いたいと思います。

もう一度、8ページ、9ページにお戻り願いたいと思います。

平成24年度末の不良債務額です。8ページの2の流動資産の合計5億9,985万2,363円から、9ページの4の流動負債の合計6億8,671万662円を差し引きました8,685万8,299円が不良債務額となります。23年度末の不良債務額から42万2,428円、若干ですけれども、減少してございます。この不良債務の減少額42万2,428円が現金ベースでの黒字額となりまして、何とかプラスの収支を確保いたしております。しかし、これには市からの不良債務への繰入金6,500万円が含まれておりますので、これを差し引きますと6,457万7,752円のマイナス収支となりまして、21年度から23年度まで、この収支で3年連続黒字でございましたけれども、24年度は残念ながらマイナスという結果になりました。

18ページ以降につきましては、収益費用の明細書などを記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

また、本日、資料番号23「病院事業の概要」をご配付しておりますので、これにつきましてもご参照願いたいと思います。

認定第2号の病院事業決算については以上でございますので、よろしく願いいたします。

阿部委員長 村上水道部総務課長。

村上水道部総務課長 私のほうからは、認定第3号、資料 13、平成24年度水道事業会計決算についてご説明させていただきます。

説明の都合上、資料 13の10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページは平成24年度水道事業の概況でございます。

最初に、給水状況についてご説明いたします。年間総配水量は大倉ダム水系と仙南・仙塩広域水道からの受水量を合わせまして801万8,466立方メートルで、1日平均にしますと2万1,968立方メートルになり、前年度に比較しますと61万1,186立方メートル、7.08%の減少となります。

年間有収水量は670万2,988立方メートルで、1日平均にしますと1万8,364立方メートルになり、前年度に比較しますと37万4,050立方メートル、5.91%の増加となります。この主な要因は、口径150ミリ、生産用水等で7万4,006立方メートル減少いたしました。口径13ミリから

100ミリ、船舶臨時用水で44万8,056立方メートル増加したことによるものでございます。

次に、建設改良の状況についてご説明いたします。第6次配水管整備事業は、送・配水管の布設がえ、中小口径管統合、赤水、出水不良、漏水多発路線の布設がえを行い、出水不良地域の解消及び有収率の向上に努め、より一掃の安定給水を図るもので、平成24年度は口径50ミリから100ミリ、延長にしまして510.6メートルの布設がえ工事を施工しております。

災害復旧事業の状況につきましては、資本的支出災害復旧事業として建設改良が認められた平成23年度からの繰越事業になります。海底配水管本復旧工事の石浜野々島間を口径150ミリ、延長485.7メートル、野々島寒風沢間を口径100ミリ、延長261.1メートルの泥水式推進工法により地震津波災害に強い耐震性を有する海底配水管の布設がえ工事を施工いたしました。

収益的支出災害復旧事業は、平成23年度からの繰り越し事業として権現堂浄水場災害復旧工事及び水道部庁舎災害復旧工事を施工しています。また、本年度事業として、東日本大震災により甚大な被害を受け漏水量が著しい貞山通地区の配水管復旧工事を3路線実施しております。

続きまして、11ページをお開きください。

財政状況についてご説明いたします。

収益的収支におきまして、本年度は2億6,557万9,474円の純利益が生じたので、当年度末未処分利益剰余金は9億2,293万2,452円になります。

恐れ入りますが、同じ資料の1、2ページをお開きください。

1、2ページは、収益的収支における決算報告書で、予算額と決算額を比較対照しており、税込み金額となっております。収入につきましては、予算額16億8,995万3,000円に對しまして決算額は17億5,292万7,850円となります。支出につきましては、予算額15億3,904万6,000円に對しまして決算額は14億8,476万5,183円となります。

次に、3、4ページをお開きください。

3、4ページは、資本的収支における決算報告書で、収益的収支同様、予算額と決算額を比較対照しており、税込み金額となっております。収入につきましては、予算額4億8,187万4,000円に對して決算額は4億7,762万7,366円となります。支出につきましては、予算額8億8,587万1,000円に對して決算額は8億7,608万7,939円となります。収入額が支出額に不足する3億9,846万573円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填してございます。

5ページをお開き願います。

5ページは損益計算書で、税抜き金額となっております。平成24年度につきましては、下から3行目でございますが、単年度で2億6,557万9,474円の純利益を生じたので、その結果、前年度繰越利益剰余金と合わせた当年度末未処分利益剰余金は9億2,293万2,452円となります。

続きまして、6、7ページをお開き願います。

6、7ページは剰余金計算書と剰余金処分計算書(案)でございます。剰余金計算書は、利益剰余金及び資本剰余金の年度内の変動した内容をあらわすものでございます。6ページ下段にございます剰余金処分計算書(案)は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当年度純利益2億6,557万9,474円全額を減債積立金として処分しようとするものです。

なお、剰余金計算書、剰余金処分計算書(案)は本年度から地方公営企業法施行規則別記第11号、第12号により様式が変更されておりますので、昨年度と様式が違ってございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。

こちらは貸借対照表で、8ページは固定資産及び流動資産の状況で、資産合計が116億5,294万3,542円となっております。9ページは負債及び資本の状況ですのでご参照願いたいと存じます。

なお、9ページの流動負債合計が2億746万9,664円となっており、8ページの流動資産合計が13億3,292万6,878円ですので、短期債務に対する支払い能力は確保されております。

その他の事項につきましては、13ページ以降に建設改良工事等の施工内容、業務の内容、収益費用の明細、固定資産の明細、企業債明細などそれぞれ記載しておりますのでご参照願いたいと存じます。

なお、別冊の資料 15「決算説明資料」には、予算決算対照表、県内12市及び隣接3町の決算状況、起債償還年次表等を記載しておりますので、ご参照願いたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

阿部委員長 以上で、各会計決算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料請求がありましたら、ご発言願います。伊勢委員。

伊勢委員 それでは、日本共産党市議団のほうから、平成24年度決算特別委員会の資料の要求について読み上げます。

1つは、平成24年度決算分析主要指標の県内13市の比較。

2つ目は、普通会計の地方債残高の推移(県内13市)です。

3つ目は、職員数と臨時職員数について(平成20年度から平成24年度まで)です。

4 点目は、他の地方公共団体からの職員派遣状況について（24年度）です。

5 点目は、学校給食調理職員の配置数（正職員・非常勤職員・臨時的任用職員）と年齢構成。これは平成24年4月1日現在でございます。

6 点目は、平成24年度小中学校の修繕箇所及び工事箇所でございます。

7 点目は、市営住宅応募状況について（平成20年度から平成24年度まで）です。

8 点目は、市営住宅の家賃の減免申請数、認定数、減免合計額（平成20年度から平成24年度まで）です。

9 点目は、平成24年度救急概要。

10 点目は、現場到着所要時間別出場状況（2市3町）ですね。

11 点目は、収容所要時間別搬送状況（2市3町）。

12 点目は、国保税の調定額、収入額、未収額、収納率、不納欠損額（平成20年度から平成24年度）。

13 点目は、国保の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況（平成20年度から平成24年度）。これも2市3町比較した資料をお願いをしたいと思います。

14 点目は、国保の資格証明書の発行状況（平成24年度）。そして、所得別階層別にまとめた国保加入世帯数のうち、資格証明書を発行した世帯数がわかる資料でございます。

15 点目は、平成22年度から平成24年度までの国保税滞納繰越理由別分類一覧表、現年度分をお願いをしたいと思います。

16 点目は、国保のモデルケース、世帯所得200万、40歳代の夫婦と未成年の子2人の家族で固定資産税額は5万円ということでのモデルケースでの2市3町の国保税額と所得に占める割合（平成20年度から24年度まで）でございます。

17 点目は、宮城県地方税滞納整理機構に回収を移管した市税と国保税の件数及び金額並びに回収された件数及び金額（平成24年度）でございます。

18 点目は、2市3町の特別養護老人ホームの定員数、入所現員数、入所希望者数（平成25年2月1日現在）。

19 点目は、平成22年、23年、24年度末の介護保険料収納状況と介護保険料未納理由。

20 点目、平成24年度における法人市民税の調定額及び収入済額並びに法人市民税均等割の納税義務者数、1号から9号の区分ごとをお願いをしたいと思います。

21 点目は、市税収入、地方消費税交付金及び特別地方消費税交付金の推移、平成20年度から

24年度までの推移をお願いしたいと思います。

22点目は、市内商店事業者数の推移（平成20年度から平成24年度まで）でございます。

23点目は、水産加工団地の事業者数の推移、平成20年度から平成24年度までの推移をお願いしたいと思います。

以上23点でございます。

阿部委員長 そのほかございませんか。西村委員。

西村委員 自由民主の会から、1点、資料請求いたします。

予防接種別対象人数、接種率、費用（平成23年度・24年度分）をよろしく申し上げます。以上です。

阿部委員長 そのほかございませんか。菊地委員。

菊地委員 新生クラブから、16点ほどお願いいたします。

まず、第1点は、平成24年度の一般競争入札の落札率とその内訳。

2、平成24年度指名競争入札の落札率とその内訳。

3、職員手当の種類（各会計別）。

4、平成24年度における委託業務、委託事業者一覧（会計別100万円以上）。

5、平成24年度における随意契約明細書（130万円以上）。

6、パート、臨時、嘱託職員の内訳と金額。

7、物品購入の市内外の業者と金額（各会計別）。年間トータルで30万円以上取引のある業者について提出をお願いします。

8、補助金の一覧表（平成22年・23年・24年度）をお願いいたします。

9、学校給食に係る人件費、平成24年度で結構です。

10、過去5年間の起債、公債費の推移と残高。

11、平成24年度に土木課及び下水道課が発注した工事1件500万円以上に係る工事契約台帳。

12、決算事項別明細書の126ページに記載されている重点分野雇用創造事業委託料1億5,932万8,797円について、全ての事業について、事業別人件費と当該事業別総事業費における人件費の割合、人件費以外の費用、平成23、24年度における雇用の人数をお願いします。

13、決算事項別明細書の126ページに記載されている緊急雇用創出事業委託料787万5,000円について、全ての事業について事業別人件費と当該事業別事業費における人件費の割合。

14、FMベイエリアが緊急雇用創出事業（震災対応分事業）を活用して作成した2年間の番

組の一覧表と放送日時がわかる番組表をお願いいたします。

15、財産に関する調書の348ページに記載されている顧客利便施設（駐車場）及び本塩釜駅前駐車場の現況。

16、海辺の賑わい地区土地区画整理事業の施工区域内にある宅地（普通財産）の地目、地積、現況（尾島町地内・海岸通地内・港町地内）。

以上でございます。

阿部委員長 ほかにご発言はございませんか。

ただいま要求のありました資料について、当局で内容確認の上ご報告願います。内形副市長。

内形副市長 ただいま各会派より資料請求ございました。確認をさせていただきたいと思えます。

まず、共産党市議団さんのほうから23件の要求がございました。このうち22番目の市内商店事業者数の推移につきましては、商工会議所会員数の推移につきまして、20年から24年度までの数字を取りまとめて提出させていただきたいと存じます。

また、23番目の水産加工団地内の事業者数の推移でございますが、塩釜市団地水産加工業協同組合正組合員数を平成20年度から24年度の数字について提出をさせていただきとう存じます。

次に、自由民主の会さんのほうから1件ございました。これにつきましては、定期予防接種と任意予防接種について一覧表にいたしまして提出させていただきたいと思えます。

続きまして、新生クラブさんのほうから13件について要望ございました。まず、1点目、2点目の一般競争入札さらには指名競争入札の落札率等の資料でございますが、1件500万円以上の案件につきまして提出させていただきたいと存じます。

また8番目の補助金の一覧表でございますが、一般会計における市単独事業として各種団体へ交付いたしております補助金につきまして提出させていただきたいと存じます。

また10番目の公債費の推移と残高でございますが、地方債に係る償還額、借入額、残高の推移について提出させていただきたいと存じます。

また、最後に、12番、13番目の重点分野雇用さらには緊急雇用の資料でございますが、まずは12、13あわせてまとめて提出させていただきたいと存じますが、その際、各種事業委託料616万4,707円につきましてもあわせて報告、提出させていただきたいと存じます。

なお、これらの資料等につきましては、早速取りまとめさせていただき、17日の委員会の冒頭に提出させていただきたいと存じております。

私からは以上であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

阿部委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で請求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、本件についてはさよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月17日午前10時より再開したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、9月17日は一般会計の審査を行いますので、一般会計所管以外の部課長の退席を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午前11時45分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年9月13日

平成24年度決算特別委員会委員長 阿部 かほる

平成25年9月17日（火曜日）

平成24年度決算特別委員会

（第2日目）

平成24年度決算特別委員会第2日目

平成25年9月17日(火曜日)午前10時開会

出席委員(17名)

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員(なし)

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君

市民総務部 税務課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	渡辺常幸君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	川村淳君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
産業環境部 観光交流課長	本多裕之君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君	建設部 都市計画課長	佐藤寛之君
建設部 定住促進課長	阿部光浩君	建設部土木課長	川名信昭君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦磨君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	本田幹枝君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時00分 開会

阿部委員長 ただいまから平成24年度決算特別委員会2日目の会議を開きます。

市長より昨日の台風18号への対応について発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。佐藤市長。

佐藤市長 平成24年度決算審査の質疑に入ります前の貴重なお時間をいただきました。心から感謝を申し上げます。

台風18号の接近に伴う15日、16日、両日の本市の対応等につきましてご報告を申し上げます。

まず、9月15日ではありますが、11時44分に、大雨・雷・波浪・洪水注意報の発令と同時に危機管理監以下による警戒配備体制をしき、最終的には職員81名で災害対応に当たりました。市内では、床上浸水が4カ所、また崖崩れが2カ所で発生をいたしておりますが、いずれも担当課が現場に赴きまして人的被害がないことを確認いたしましたところであります。さらに、北浜沢乙線のえびす屋釣り具店前から相原酒店までの間を午後1時30分から午後7時まで通行どめといたしました。その他市内15カ所の市道の一部が部分冠水したために各所に職員が出向き交通誘導に当たったところであります。

翌16日ではありますが、午前8時から危機管理監以下による警戒配備体制をしき、午前10時から第1号非常配備体制に切りかえさせていただきました。同時に私を本部長とした災害対策本部を設置し、以降17時30分まで計6回の本部会議を開催し、最終的には職員数180名と学校の教職員30名、合わせて210名体制で対応いたしました。警戒配備段階の午前8時より巡回パトロール及び広報と情報収集、同報系行政無線による注意喚起を行い、市民からの土のう要請等に対応いたしました。配布いたしました土のうは、2日間で約1,400袋に上っております。また、市内5カ所での倒木及び市営住宅東玉川住宅物置1棟の倒壊を確認いたしましたが、いずれも担当課で現場を確認し対応させていただいたところであります。

台風18号による人的被害につきましては、現時点では両日ともなかったものと考えております。

また、県港湾道路一本松3号線ではありますが、14時20分から16時30分まで通行どめとし、市営汽船につきましては、下り11時並びに上り12時10分から運休をいたしましたが、塩竈発18時の最終下り便から再開をいたしました。

最後になりますが、台風18号の対応に当たりましては、塩釜消防署、塩釜消防団、交通安全指導隊等を初めとする関係機関の大変なご協力を賜り適切な措置を講ずることができたものと

考えておりますが、改めて心から感謝を申し上げるところであります。

また、市議会議員の皆様には励ましとご指導を賜りました。この場をおかりいたしまして職員を代表して御礼を申し上げるところでございます。

以上、台風18号に係る本市の対応状況につきまして、その概要をご報告させていただきました。貴重なお時間を頂戴いたしましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。以上でございます。

阿部委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。伊勢委員。

伊勢委員 台風18号の対応、大変ご苦労さまでした。そこで、何点か確認といいますが、今後の被害が及ばないような上での検証なり、対応を含めて質疑をさせていただきます。

一つは、宮町のポンプ場なんですね。宮町は道路も整備され、そして水路も整備されてということなんですが、15日の大雨等によって、周辺、あの辺はでは薬局が床上だったんでしょうかね。それから魚屋さん、ケーキ屋さん、そして鉄骨などのそういったことを扱う、機械を扱う方、米屋さん、そういうところで床下の浸水があったようです。

問題は、水の流れが当然あることは、高台の関係ですから出てくるわけですが、どうも、被災した方にお聞きしますと、ポンプが、電流というのですか、負荷がかかって動かなかったと。サーマルスイッチと言われているそうなんです、それが入ってくる水で、貯留槽に入ってそれをくみ上げていくんだけど、ビニールその他のものが入って、途中で電圧の負荷がかかってとまってしまったというのが地元関係者の方々のお話で、本来ならば入ってきたごみをポンプの回り方を逆にすればごみを粉碎して流せるというものがあるそうなんです、これはちょっと技術的な問題ですから、その辺はお聞きするしかないんですが、いずれにしてもポンプのスイッチ、2系統もいずれもとまってしまうと、あわやといところまでいったという状況ですので、その辺について、市当局として宮町水路関係のポンプについてどのように把握していたのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

阿部委員長 千葉建設部次長兼下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 ただいま宮町のポンプに関してご質問いただきました。宮町ポンプにつきましては、自動で運転をするというような状況でございます、我々職員が定期的に巡回しながら稼働状況を確認しているということでございます。15日の1時50分までの間に、1時間降雨量が51.5ミリというようなかなりの降雨がございました。その中で、1時30分から

40分の間に、10分間の雨量でございますが、20ミリの雨量を観測してございます。場所によってちょっと違いますが、市内、ほぼこの時間帯には18ミリとか20ミリという集中的な豪雨がございました。これらの雨量によりまして高台から雨が流れてくるわけでございますが、今お話しいただきましたように、ポンプ施設の中に入る際にはごみ等も当然入ってくるということでございます。今お話しいただきましたポンプの稼働の状況でございますが、ごみが詰まったというようなことで一定の対応をさせていただいたというふうに現場のほうの担当職員から聞いてございます。これらのごみ流入の防止については、上流側のほうにスクリーンを設けまして対応はさせていただいているところでございますが、今回の場合については、そういったところも越えてポンプの中のほうまでごみが流入したというふうな状況かと判断しているところでございます。これらについては、今後十分な対応をとりながら健全な施設の管理に当たっていききたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 スクリーンというものがあって、それを越えてしまったと。お聞きしたいのは、要するに、自動で恐らく一定の量になればポンプが稼働するんだと思うんですが、それに加えてごみが入ってしまって、稼働が、電圧の負荷がかかってしまった。電流の負荷がかかってしまったという、その辺の検証はされているのか、その辺です。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 検証といいますか、水中ポンプでございますので、周りにごみ吸いつきますと当然水が吸い込めないというような状況でございますので、我々といたしましては、当然そういったごみが入らない体制を通常の状態に合わせてとらせていただいているところでございますが、今回はちょっとそういったものが一部中に入ってきてという状況でございます。

なお、その辺につきましては、現場のほうを再度確認しながら、もう少し適切なといいますか、現場に合ったようなごみ流入の防止策があるのかどうか、それについては今後対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 職員の皆さん、駆けつけていろいろ状況を見たと思うんですが、例えば自動ではなくて、手動で対応していくということはその時点で可能だったのかどうか、お聞きしたいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 私ども職員が現地に赴きまして、そのような異常が発生した場合には、当然手動に切りかえましていろいろな対応をさせていただくというようなことでございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そのとき手動で切りかえたのでしょうか。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 現場のほうの職員からそういった対応をしたというふうに報告を受けてございます。以上でございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それならば、なぜ電気がとまってしまったのか。その辺がどうも解明、疑問解けないんですね。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 先ほど、手動でいろいろ吸ったり、反対に回したりという、そういう中でなぜということではございましたが、それで全てが対応できるという状況ではございません。そういった簡易的なものでポンプが復帰する場合もございますが、場合によっては、中に完全にごみを吸い込んでしまったときにはそういった手動での操作だけではできなくて、ポンプを上げて中を分解してというようなこともございます。今回の部分については、そういった対応を何回か繰り返しながら、最終的には復旧したというふうに報告を受けてございました。以上でございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 あの雨で中に入るというのは、かなり職員の皆さんも危険を伴う件になるのでしょうかから、これはひとつ、今後、あの地域でいうと3回目なんだそうです、震災後の台風被害、それ以前、今回と。そうしますと、いわばそういうポンプが始動しなかったということはやはり検証して、十分ポンプが動いていれば床下あるいは床上のところにならなかったのではないかと思いますので、その辺は日常の点検、私はやっぱり検証が大事だと思うんです。きのうまでの大雨でしたし、警戒本部あるいは災害対策本部をつくっての関係ですから、そこまではいかなかったんですが、少なくとも、そういったことも含めて、今後二度と起こらないような対応や措置を求めていきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 我々、降雨の状況につきましては、気象庁の情報さらには民間予報機関の情報、これらにあわせて事前に各施設の点検を実施して対応させていただいているところでございます。当然、そういった中で、異常があれば早急に対応をしながら準備をさせていただいております。

ただ、今回の降雨につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、1時30分から40分の10分間に20ミリという降雨がございました。これを1時間降雨に換算しますと、単純計算でございますが、6倍していただきますと120ミリに相当するようかなり強烈な降雨があったという状況でございます。そういった雨量の中で、一部ポンプに支障があったということでございますが、当然、路面を流れてきて一定の冠水が発生したというようなことで捉えてございます。

今回は、今、宮町のお話をいただきましたが、その他箇所でも低地帯と言われるところにつきましては同様の冠水状態が発生してございまして、市内、先ほどもちょっとございましたが、15カ所、15日の段階で、規模の大小はございますが、そういった冠水場所が発生しているという状況でございますので、我々といたしましては、そういった冠水箇所をできるだけ少なくするような形での対応と、先ほどのポンプ施設の日常的な点検、これらは今まで以上に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 ひとつよろしく申し上げます。一番大事なのはやはり検証して、当時の被害状況、それは報告がありましたけれども、やはり日常の点検、あるいは先ほど言ったような、逆回転させてごみを排出するというのがなぜ不可能だったかも含めて、やはりしっかり検証してください。ものによっては設計段階でもととの排水量というのかな、力量というのかな、そういうものがちょっと対応が不十分だったのかもしれないし、その辺はよく検証してください。やはり住民の方、市民の方の意見は、言ってみれば、例えば鉄工場のところで入って機械がやっぱりだめになってしまうんですね、被害を受けてしまうんですね。床下だからいいという問題ではないんですね。やはり一回、鉄はつかって、機材はつかっている方々にとっては自分の大事な作業工場がそういうふうな被害があっていくわけで、その辺はやはりきちんと市民の皆さんのお気持ちを酌んでいただいて対応していただければいいのかなと。よく検証していただいて、次に遭ったとすると4度目になってしまいますので、台風もまた新たに発生していま

すので、やはりそういったことも含めてよく対応していただければと思います。

次に、西町のマンションのところの手前のところで、上流部のほうから大分雨が降って、大雨、当時、15日、実はあの辺も、どこも冠水したんでしょうけれども、大量の雨が入ってきたと。実はあの辺歩かせていただきましたら、こういう写真をいただきまして、道路沿いに全部あふれて、ここも床下ぎりぎりのところまで来たそうなんです。土のうは、こちらのマンションの方がお願いして100袋ぐらいいただいたけれども、土のうを敷いても、結局、打つすべがなかったというのが西町のあそこのところ、下馬春日線の内側の後楽寄りというか、清水沢から流れてくるあいった水で対応が……、そういうことがあったようです。

ここも前の台風被害、3・11以後の台風被害で、裏手のほうに大量に水が入って車十数台が水没したという件がありまして、その辺も含めて、この件についてどのように検証されてきたのか。以前にそういうことがありましたので、神社側から入ってくる水、裏手のほうから、道路から、上流部から流れてくる水、その辺の対応等について、今現在どういうふうにされているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 今、西町のマンションの裏側からの流入というようなことでの話をいただきました。今の対応ということでございますが、西側のほうに神社さんの山といいますが、一森山がございまして、そちらのほうからの雨水が流れてくるような地形になってございます。そういったことがございまして、台風15号のときにも、先ほどお話しいただきましたそういった被害があったということで、神社さん側のほうの山側からの流入をとめるような形でということで、2年ほど前だったですか、15号の後だったかと思いますが、土のうを積みましていただいていたというような状況でございます。

ただ、この土地につきましては、平成2年の3回の水害でも同様の水害が発生した箇所でございます。その後、現在のマンションがあのように建築されたわけでございますが、従前の宅盤の高さの中であいった建築がなされているということがございまして、前面道路の北浜沢乙線から見ましても一段低いような低地帯になっているというようなことでございますので、皆さん方、排水関係についてはというようなことでいろいろお話をいただく機会がございますので、なお今後ともいろいろお話の中で我々として対応できるものがあれば対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 上流部からどんどん流れてくるということも含めて考えていく必要があると思うんですね。後楽で今度新たに宅地造成が行われまして、きのうちちょっとその周辺を見たんですけども、やはり前は雑種地で、あんなに底から水が吹き出るといことはなかったんですけども、やっぱり宅内、それぞれそういった新たな住宅がつくられることによって、そのままストレートに流れてくる。それから、清水沢2丁目のほうからも流れてくる。それから、私が住んでいる1丁目あたりかな、そういう、どうしても上流部からどんどん流れてくるということで、下の方々にこういったご迷惑をおかけするような事態になっていると思うんですね。そうすると、一つは、土のうは土のうでそれはそれで必要な処置かもしれませんが、それは必要な処置だと思いますが、例えば現場の方々の住民の声では、ポンプを配置してもらえれば何とか流れていくことができたのではないかとか、あるいは思い切って考えた場合、今は下水道のいろいろな財源上、あるいは起債等のかかわりがある、どこまで検討されているかわかりませんが、公共施設の宅内貯留というのはやっぱり一つの手段だと思いますね。

私も大分前に「清水沢公園の宅内貯留について計画あるんですか」と聞いたら、「あります」と。計画上はあるんですね。あるいは玉川中学校もまだやっていないですよ、宅内貯留。公共施設のところのその2カ所でかなり抑えられるのではないかと、下流部のところを。一気にできないでしょうけれども、やっぱり上流部対策。もう一つは、やっぱり各ご家庭のところに宅内貯留を何カ所かずつつくっていますが、それぞれのご家庭の協力を仰いで宅内貯留を設置するというのも含めて、上流部対策というものをしっかり検討してもいいのではないかと思います、その辺はいかがなものでしょうか。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 宅内貯留の事業につきましては、平成4年からこれまでずっと実施をさせていただいております。これは民間の方のお宅を借りるという部分の事業でございますが、それとあわせて、公共貯留というようなことで事業も進めさせていただいているところでございます。ただ、市内全域、やはり同じような水準の安全度を保ちたいというようなことがございますので、これまで浸水被害が多発している地区から、そういった被害の軽減をこれまでも図っているところでございます。今お話いただきました、まだ整備がされていないんじゃないかというお話もいただきましたが、そういったものにつきましても、将来的には順次、年次計画に基づきまして整備をするというのが下水道の計画でございますので、そういった形で今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

阿部委員長 伊勢委員。

伊勢委員 ひとつ、市民の皆さんの声ですので、その点を生かしていただいて、まずは検証、そして実際の調査を行って、こういうことが起こらないような取り組みをぜひいろいろと進めていただければというふうに思います。これで終わります。

阿部委員長 そのほかございますか。小野委員。

小野（絹）委員 では、私のほうからも簡単に質疑させていただきます。

本当に18号台風では当局の皆さん、職員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

そういう点では、数十年に、四、五十年に一度と言われるような雨量だということがずっとニュースなどでも報道されておりましたが、ほかの地域で大変なやっぱり被害が多い中で、塩竈市としては本当に皆さんの努力もあって、とにかく今回免れたほうではなかったかというふうに思っております。そういう点では……。

そこで質問したいのは、今回、普通上がるようなところが……。15日の雨量が大変だったんですね。予想していなかった、その後の台風は予想していたというのがありますけれども。それだけに、ふいに集中して降られてしまった。そういうような状況というのは、これから地球の温暖化のかかわりとかいろいろなことがあっていろいろこれからも出てくるだろうというふうに思うんですね。ですから、そういったときにどういうふうに対応していくかということ是非常に求められてくると思うんです。常日ごろの対応ということが非常に重要なんだろうというふうに思います。そういう点で、例えば15日は、本来なら上がるであろうと思われたところが、いろいろ手が加えられたというのがありますけれども、もう少しで上がるというような状況、はらはらしていたという状況も出されております。ところが、私の近くのところで、2丁目のほうは、低いというのがありますけれども、要するに道路が川になって流れてくるということで、今まで床上浸水になったことのないところが床上浸水になっていたとか、それから玄関先まで、その手前のところまで、来たこともないのにそこまで来てしまった。道路との高さで言えば高いところなんですけれども。そういうところとか、藤倉庚塚線の沿線沿いの2丁目側が結構そういう意味では被害があったように見えております。

そういう状況の中で、私はそういう点では、今回、藤倉雨水ポンプ場の増設の入札が議会でも出されておりますので、それが案件が通れば即工事に入るだろうというふうに思いますけれども、そういう点での対応が一日も待たれるということが一つありますが、そういう点で、やっぱり水がどういうふうに流れていくのかという点を十分、先ほど検証という言葉がずっと出さ

れておりますけれども、よく検討して、検証していただきたいというふうに思っております。

私が質問したいのは、資料で出されております報告の資料のものでございますが、吉津ダブル踏切の近辺、そこがちょうど、言うなれば松陽台からも水が流れてくる。それから楓町のほうからも流れてくるというのがありますが、吉津一帯、庚塚、青葉ヶ丘、越の浦地域という大変広い地域です。市道藤倉庚塚線のダブル踏切から、森たばこ屋さんを抜ける付近のところまでは、しょっちゅう、雨が降ると冠水するというのがあるわけですね。それでも今回は集中的だったというのがあるからですけれども、新しく建てたところでも本当に玄関まで来た。ドアをきちんと閉めていたから、うちの中には入らなかったけれども、でも、みんな車を移動させて、そしていたというのを聞きましたし、お店屋さんでは、自動販売機、数台並んでいるんですが、全滅だったとか、店先に入って冷蔵庫も水が入ったけれども、何とか電気で動いたので使える。それは使えるというようなことでもお話ありました。

要は、復興交付金事業の中で越の浦のポンプ場については交付金が認められていますけれども、まだ契約案件には上ってきていない。今調査の段階だということですね。地域の方々は、そしてあそこは子どもたちも通るところですから、幸い今休みだったので子どもさんたちは大丈夫でしたけれども。問題は、やっぱり目に見えるような形の対策が必要になってくると思うんですね。ご存じのとおり、たばこ屋さんのところの水路は本当に細い水路ですし、そういう意味では、JRとのかかわりもありますから、簡単に広げられないとかいろいろ出ていますけれども、しかしきちんとした整備をすればそれはできるわけですよ。ですから、やっぱりそういう意味では、早く課題になっている部分について、契約案件なんかも早く上げて、そしてやっぱりポンプ場を整備して、そこまで行くまでが長いんですけれども、そういった点での対応の仕方を求めたいと思いますけれども、今回のこの状況を見て、一日も早い対応を求めるわけですが、その辺はどういうふうにお考えになっているかということをお聞きしておきたいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 今、越の浦のポンプ場の新設計画についてのご質問をいただきました。今現在、復興交付金事業でというようなことで設計を進めさせていただいているところでございます。ただ、JRが近接したりとか、国道との関係があったりというようなことで、いろいろな関係機関との調整等そういったもの、それからため池との関係等そういったものも踏まえて、今ちょっと整理をさせていただいているところでございます。これらにつきまして

はできるだけ早期発注に努めていくというようなことで、今調査を委託しているコンサルのほうも含めまして早期にというふうな対応をさせていただいておりますので、もうしばらくちょっとお時間をいただければというふうに思っております。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 ひとつよろしくお願ひしたいと思います。12月議会には期待したいというふうに思いますので。そのことがやっぱり地域の人たちにしてもやっぱり一定の取り組みをされているというのは感じると思うんです。住んでいるところからポンプ場まではかなり遠いですね。距離があるんです。ですから、実際には水路の整備というものが伴ってくると思います。その辺も私は引き続き、ポンプ場の整備とそこに入る一部分の流入路だけじゃなくて、この機会に、ダブル踏切に沿ったところ、本線に沿ったところの排水の整備もぜひお願ひしたいというふうに思います。

あわせて、庚塚水路がおとといあふれたのかなというふうに思ったんですが、そうしたら、そこは何とか辛うじておさまって、山のほうから水が来たというんですね。そして、トイレに水が入ったということで、きょうくみ取りのほうをお願ひするというふうに言っていた方がおりますけれども、やっぱりそういう点では、この地域は被災そのものは少なかったかもしれませんが、しかし、ここに受けた被災はそれなりにありますので、十分そういった方々のところの対応の仕方、ぜひやってほしいと、そういう点では、調査活動や支援活動、そしてまた先ほどありましたように、水がどういうふうに、どこから、どう来たのか。雨量が多過ぎてお手上げだというだけじゃなくて、どうすれば少しでも緩和できるのかということを含めた、そういう相当ひどい雨量なれば命が大事ですから、それは特別警戒といいますか、そういうような体制で逃げるということが大事だというふうに言われていますけれども、そこまで至るまでには時間が、この地域ではまだまだ幸いにしてそこまで行きませんので、きちんとやっぱり市民が安心して暮らせるような状況、この水害、台風被害を通して対処の仕方をさらに強めていただければ幸いです。以上で終わります。

阿部委員長 そのほか。菊地委員。

菊地委員 私からも。

まず、雨量がどうのこうのという伊勢さんの質問にあったんですが、基本的に、常に冠水する場所とかその辺の整備が全然なされていないんでないのと。ある市民は、「これ、菊地さん、人災だよ。いつまでも我々住民は黙ってこういった苦痛を受けなければならないの」と。同じ

税金を払っていて、何で雨が降って、雨量が多いからだの何だのと、もう何回も冠水したりするところの冷や冷やしたり心配する人、床下だ、床上になった人たちのところは何回もなっているんですよ。先ほど、伊勢さんの質問で、「これから検証します」なんて、検証を何回すればいいんですか、じゃあ。

それからもう一点、防災無線、今回、住民に直接かかわる危険があったかどうかはわからないんですが、防災無線、全然聞こえない。正直なところ、大日向でも聞きました。全然聞こえません。何を言っているかわかりません。それから、尾島町、本塩釜駅前でも聞きました。全然聞こえません。どうなっているんですか。それで本当に市民の安心・安全が伝わるんですかね。それが疑問なんですよ。その対応をちょっと教えてください。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 前段の雨水対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

議会等でも今日まで説明をさせていただいておりますが、塩竈市の雨水対策につきましては、10年に1回の降雨量に対応させていただくということで、いわゆる50ミリぐらいの時間雨量にまずは全市が対応できる水準まで上げさせていただきたいということを計画としてお示しをさせていただいております。ただ、全域を一時期に50ミリ対応まで上げることについてはなかなか困難が伴いますので、まずは5分の1ぐらいの概略30ミリという申し上げ方をさせていただいておりますが、まずはそういった降雨等に対してはしっかりと対応できるようにということで、今市内全域が大体5分の1、30ミリぐらいの対応については整備されているというふうを考えております。

その後、東日本大震災以降の8月の大雨がございました。この大雨が概略40数ミリでありましたので、次の段階として、40ミリを超えるような降雨量にも対応できるようにさせていただきたいということで取り組みをさせていただいております。現在の計画では、最終的には50ミリ対応まで何とか雨水安全度を上げさせていただくという取り組みであります。その中で、大変ご迷惑をおかけいたしておりました、例えば中の島地区、港町地区、藤倉の一部等々については、今回の交付金事業を活用して、今ポンプ場の増設について今定例会でも発注をお認めいただいたということでありますので、今後、急ピッチにそういった安全度が上げられていくものと考えております。

先ほど、担当のほうから再三ご説明をさせていただいておりますが、10分間雨量で20ミリという大変強い雨でありました。恐縮ではありますが、道路にあふれたという地域があったことに

については、我々も今後こういった地域を少なくとも50ミリ対応から守れるような努力をなおい  
たしてまいりたいと思っております。今回の大雨につきましては、一つは今申し上げました状  
況であります。

もう一つ、ここはぜひご理解いただきたいと思いますが、道路に側溝を整備させていただ  
いております。この側溝の雨については、10年に1回の雨を流せるような側溝ということで整備  
をさせていただいております。先ほど来申し上げておりますとおり、10分間雨量で20ミリとい  
うことについては時間雨量50ミリをはるかに超えるような状況でありますので、全市的に側溝  
から水があふれてしまったというような状況でありました。我々、応急的に土のうを積ませて  
いただいたり、緊急的なポンプを設置させていただいて対応させていただいたところでありま  
すが、多くの市民の方々にご不安をおかけいたしましたことについては心からおわびを申し上  
げるところであります。

残余の部分につきましては、担当からご説明いたさせます。

阿部委員長 佐藤部長。

佐藤市民総務部長 ただいま菊地委員より防災行政無線が聞こえなかったというふうなお話を  
いただきました。16日につきましては9回ほど全市的に防災行政無線から放送をしてございま  
す。ただ、私どもの本部のほうに、先ほどお話があったように、聞こえないとかというふうな  
電話等の連絡はなかったというふうに記憶してございます。ただ、防災行政無線、デジタル化  
いたしまして、その経過の中で、やはり市民の方から聞こえにくいとかというふうなお声を  
いただきましたので、約100カ所ほど、業者と一緒に現場に赴きましてスピーカー等の調  
整をしながら、なおその現場では聞こえなかったという市民の方の立ち会いも求めて聞こえ  
るような工夫をしてございますが、今後、今言ったお話も賜りましたので、なお菊地委員のほう  
からその箇所等を改めてお聞きしまして今後の対策に当たっていきたいというふうに考えてい  
ますので、ひとつよろしく願いいたします。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 いろいろ、時間雨量がどうのこうのというよりも、やっぱり水害に遭われる方は同  
じ市民なのだという、そういう思いがありますので、今後気を引き締めてお願いしたいと。

それから、宮町のボックスカルバートにして、あの辺近辺も水害にならないんだからといっ  
て、ああいうふうに地域住民もボックスカルバートに賛同したんだけど、何か今回なって  
しまったと。皆さん不信ですよ。なぜなるのかと。だから、計画立てるときの計算が違ってい

たのか、わかりませんが、市民は本当にがっかりなんですよ。せっかく道路整備されて、「ああ、よくなった」と思っていた矢先にこういう事態になったのがいかなものかなと思っています。

それから、防災無線関係、今回、苦情の電話がなかったと言うけれども、私からすれば市民は諦めて電話しなかったんでないかなという思いもあるのではないかなというのをお含みおきしててください。というのは、本当に聞こえないものは聞こえないんだよ、もやもやと。女性の方の声でしたけれども、それはわかったけれども、何を言っているかわからないんですよ。私なんかは、きのう、敬老の日があったから、敬老の祝賀会が中止になった、そのあれかな、台風の接近の注意かなと聞いたんですけれども、全然聞こえないので、どうしたのかなという思いでございました。やっぱり根本的に市民の安心・安全を考えるのだったら、やっぱり2万2,000戸の世帯に受信機を置くというような、そういう方法も一つじゃないかなと思いますので、今後、本当に市民の安心・安全、今回だってデジタル化して大きな予算を使っていたわけなので、それが活用されないといえ、やっぱり今回、東日本大震災関係でもそういうものがあってデジタル化にしましたなんていっても、こういった大雨なんか、台風情報でも全然聞こえない、何も、というのではちょっと最初の取りかかりが悪いのかなと言わざるを得ないので、我々が、じゃあ、あなたたちどうしたんですか、我々はそういった世帯に受信機を置いて地域の案内やらそういうものを聞こえるものを、そういうものをやったらいいんじゃないですかと。南三陸町なんかはそういうものをやっていますよ。だから、一日中つけていて、地震だ、それから市の行事なんかも教えて、そういうものを何年か前にそういった質問をしているはずなので、ぜひそういった意味で市民の安心・安全を願う者として、やっぱり強く要望して終わります。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 じゃあ、私のほうからも質問をさせていただきます。

24日の一般質問で私は豪雨対策について出してあるわけですが、先ほどの伊勢委員が質問された内容を聞いて、質問をちょっとしたいなというふうに思います。

まず、今回は51.5ミリだったと、時間当たり。それから10分で20ミリを超える、それを時間当たりに換算すると、いわゆる瞬間的な最大降雨量になるんですかね、それが120ミリだったという、時間当たり。すごいデータだったんだなというふうにも思いますが、これは3時間半ぐらいか4時間ぐらいだったと思うんですが、本格的に降り出しているのは3時間ぐらいかと

いうふうに思うんですが、その間のいわゆる降雨量、ずっと積算した降雨量というのは何ミリになるのか、そこをちょっとお伺いしたいなと思います。

阿部委員長 赤間市民安全課長。

赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 9月15日の大雨の段階でございますが、11時から15日の19時まで、7時までですけれども、これは警報が解除になるまでの間ですけれども、101.5ミリということでこの期間内の雨の総雨量になってございます。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 そうすると、これは19時ということですから、11時から19時まで平たくずっといけば大した雨ではないということになるわけですが、瞬間的な降った部分で追いつかなかったところがあるのかなというふうに判断をするわけですね。そして、先ほどの伊勢委員の質問の中で、サーマルリレーが働いたというような話が出ましたが、いわゆるポンプにはモーターがあるので、そのモーターの保護機構として設定してあるというふうに思うんですが、そうすると、いわゆる過負荷の状態で長期間運転するとサーマルリレーが働くと私はちょっと理解はしているわけですが、そのほかに計画電流を設定してあって、それをポンプがオーバーした場合トリップさせると、停止させるという、そういう2つの保護機構かなというふうに思うんですが、その中でいわゆる除塵装置がないわけですよ。先ほど言った、多分、水中ポンプの入り口にちょっと網状のものがセットしてあって、それだけかなというふうに思うんですが、本来ですと、あそこは家庭から流れるいわゆる一般ごみはないんですが、葉っぱやらそういったものが、木くずやら細かなものが流れてくると思うんですよ。ですから、予想されたことではあるのではないのかなと私は考えるんですが、除塵装置は、自動的にごみをとるポンプに吸い込む前の除塵装置というのは設置されているのでしょうか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 施設そのものとしては、除塵装置はございません。あくまでも、通常のポンプ場と言われるような大きいポンプを入れる施設ではなくて、マンホールポンプということで、たしか口径が、ちょっと記憶なのであれですけれども、250ミリの大きさのポンプがたしか2台というようなことで対応させていただいていたと思います。以上でございます。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 今回のサーマルリレーも働いたということですが、いわゆる除塵装置やらサーマル

リレーが働いたというのはやっぱり負荷が長時間働いたということにもなるし、私は設計が悪いんじゃないかと、一番最初の。本来だったら、そういうことも考慮した設計が必要ではないかと。ポンプ自体の、ポンプというか、モーター自体の容量が低いといえますか、そういうことにつながるかなというふうに思うんですね。そこがないのかどうか。本来だったら、あそこは私はやっぱり除塵装置をつけるべきだと思いますよ。それをつけないのであれば、例えばポンプの入り口の部分だけで抑えるのではなくて、二重三重ぐらいの、一番最初は大き目の普通グレーチングに使うぐらいの間隔で、ああいったもので押さえて、ちょっと細かくしてというふうに、3段階ぐらいにやっておかないと私はいけないというふうに思うんですが、あそこを通ってみる限りはそんな広さでないので、ダイレクトにあそこに流れていって、そのポンプの吸い込み口だけで押さえるタイプになっているのではないかというふうに思いますが、そこをちょっと確認したいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 先ほど、口径250ミリとお話ししましたが、今確認しましたら300ミリでございます。そこ訂正をまず1点させていただきます。

それから、除塵関係のものでございますが、まずあその先ほどお話いただきました梅の宮1号雨水幹線ボックスカルバートにいたしましたのが、その上流部分が開渠になってございます。ちょうど宮町吉津線の西側の部分になるんですが、従来の開渠の部分がございます。そこからの流量がかなり入ってきます。そのところにスクリーンを設けておまして、大方のごみはそこでとれるという判断をさせていただいております。あとは宮町のポンプにつきましては、宮町の低地帯の部分の排水だけを吐くという考え方の対応をさせていただいているところでございます。その上流側の部分は、じゃあどこに入るかということ、先ほどの梅の宮1号雨水幹線等の中に入るというような考え方で対応させていただいている状況でございます。先ほどお話ししたのは、スクリーン、上流、一番ごみが集まるところの部分について対応させていただいて、定期的にその清掃をしながら現場のほうの巡回をさせていただいたということでございます。以上でございます。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 今ちょっと話が聞きづらかったんですけども、何か梅の宮何とか幹線からあそこにスクリーンを設けてあって、そこから吸い込み口になるわけですか。そして、それをまた梅の宮幹線に戻しているというような言い方で、私はとったんですが、それじゃあ、くるくる

回っているだけで意味がないんじゃないかと。実際は、あそこは宮町のあの辺の降ったものをあそこに集めて幹線のほうに入れてやるのが、そういう設計なのかなと私は思っていたんですが、そこをちょっと確認したいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 済みません、ちょっと説明が.....。

宮町のポンプにつきましては、梅の宮1号幹線、既存の水路がありましたが、水路から北浜沢乙線側のほうの区間、北浜沢乙線も高くなっておりますし、国道45号線も高いということで、そこに囲まれました地域の排水を円滑に処理するというような考え方でマンホールポンプをセットさせていただいてございます。

先ほどのスクリーンの関係につきましては、梅の宮1号雨水幹線の上流側のほうに開渠がありまして、そこでまず表面的に流れるごみをとるというような形にしています。このポンプそのものにつきましては、先ほどお話ししたような一定の地区の部分でございまして、それらについてのごみの対応というのは特にさせていただいていないという状況でございまして。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ちょっとわかりづらいので、1対1で図面とかをもとに話ししないとよくわかりにくいところかなというふうに思うんですが、まず2点、ちょっと簡単に回答をお願いしたいんですが。これは設計上問題ないと考えているのか、今問題ありそうだなという、見直ししないとイケないかなというふうに考えているのか、それが1点と。同じような構造で、今回は問題にならなかったけれども、市内で同じような構造のそういった排水処理場所が、規模が小さいにしろ、あるのか、ないのかをちょっと、2点、端的にお答え願いたいと思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 設計上問題ないかというお話です。これにつきましては、当然、設計する際にはポンプメーカー等の意見等も聴取しながら設計のほうに反映をさせていただくということでございまして、現場に設置した段階では一般的な仕様というふうに捉えています。ただ、今回そういったことでしたので、そういった事象が今後発生しないような対策を当然考える必要がございまして、今後の課題として検討していきたいというふうに思います。

それから、同様のポンプ施設があるかというお尋ねでございましたが、市内に雨水のマンホールポンプ、同じような形態のマンホールポンプというのは多数ございます。例えば一番おわ

かりいただけるところだとしますと、北浜沢乙線沿いには、例えば太田屋さんの前のところにもマンホールポンプがございます。それから、旧宮町分庁舎の前のところに、ちょっとあそこは景観に配慮しまして外塀は囲っていますが、あそこにもそういったポンプ施設がございます。それから、北浜沢乙線の反対側の佐浦さんのところ、あそこも同様のマンホールポンプがございます。これらはそれぞれ低地帯が発生してしまって、局部的な浸水を防止するためにそういった低地帯の箇所ごとにマンホールポンプを設置しているということございまして、市内同様に新浜町地区にも何カ所かあります。以上でございます。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 では最後に、そういったポンプが市内何カ所もあるということですが、定期的にそういったフィルターつまりがあるのか、ないか、それからピット内に多分枯れ葉が落ちていないかどうかとか、今回の大水である程度流されてそこに集中して集まっているのかもしれないし、清掃のタイミングとしてはいいのかなというふうに思うんですが、そういう定期的な清掃作業をやっているのか、やっていないのか。やっているのであれば頻度を上げていただくとか、やっていないのであればきちんとした頻度で、ちょうどいい頻度で清掃・点検をやってほしいなというふうに思います。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 これらのマンホールポンプ、雨水だけではなくて、ほかにも汚水関係のポンプ等もございまして、我々、日常的なパトロール、これの中でも点検を実施いたしてございます。それから、特に雨水のポンプ場、さらにはこういったマンホールポンプ、これにつきましては降雨が予測される前に点検をいたしまして、稼働ができるかどうかの点検、さらには周辺の流入の例えば升ですとかそういったところにごみがあればごみの清掃、それらを実施させていただいて備えさせていただいているという状況でございます。なお、これらのそういった点検等については、これからも頻度をふやすとかというような形では対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

阿部委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）なければ、台風18号への対応については、これにて終了いたします。

それでは、当局より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。内形副市長。

内形副市長 9月13日の本特別委員会でご要求のございました資料につきましては、取りまと

めを行いまして、資料 24といたしましてお手元にご配付させていただいております。ご審査にご活用賜りまして、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 では、平成24年度決算一般会計に……。

阿部委員長 ちょっとお待ちください。済みません。

それでは、これより一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は答弁を含めておおむね40分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。鎌田礼二委員。

鎌田委員 では、張り切って。先ほどはフライングをいたしましたけれども。

では、私は2点についてお聞きしたいと思います。市長が今回、平成24年度施政方針の概要を私持ってきました。今回の決算報告にあわせて、市長はあのときどのようなことを言われていたのかなということで、確認の意味でちょっとこれを持ってきました。予算のほうの資料の7になりますけれども、施政方針です。

この中で、市長は、「今年度はこのような危機意識と未来に対する責務を市民の皆様と共有しつつ、第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市災害復興計画に基づくまちづくりを着実にかつスピード感を持って達成し、新たな前進への助走としてまいります」というふうに書いてあるんですね。次のページには、同じような形で、「長期総合計画と災害復興計画に基づく施策や事業を展開し、本市の総力を挙げて、都市像「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」を多くの皆様に実感していただけるよう、早期かつ着実に施策の成果を発現させてまいります」という力強い言葉で表現をされているわけですね。

これで実際、平成24年度を振り返っていただいて、市長はどういうふうに感想をお持ちなのか。それをまずお聞きをしたいと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 初めに、私の施政方針に対して、その施政方針に掲げた目標が着実に実施をされたかどうかというご質問でありました。

決算額につきましては、歳入決算額が570億円余という状況でありましたし、歳出決算につきましても約498億円ということで、過去最大の決算規模になったということについてはご報告を申し上げたところであります。このうち、支出決算のかなりの大きな部分、具体的に申し上げます、震災事業関係が308億円でありました。通常分については、例年とほぼ同規模の189億6,000万円余というような形の決算の内容を今回ご審査いただくことにさせていただいております。

今、例えば塩竈市の長期総合計画の目標であります、大きくは、定住、交流、連携というようなキーワードに基づきまして、さまざまな事業展開させていただいているところであります。例えば定住につきましては、健康しおがま21プランに基づきまして、さまざまな医療支援あるいは福祉活動といったようなものに取り組みをさせていただいているところであります。また、雇用促進住宅等を地域優良賃貸住宅とさせていただきまして、定住の確保といったようなことについても、初めてこのような取り組みをさせていただいた年でありました。

交流につきましては、ご案内のとおりであります。仙台・宮城DCキャンペーンに合わせまして、イベントとしてさまざまな取り組みをさせていただきました。25年度のDCキャンペーンにつながったものと考えているところであります。

また、連携軸であります、震災復興・復旧という中で改めて今回の大災害についてさまざまな検証を行っておりますが、そういった今後発生するでありますような大災害にも着実に対応できるようなさまざまな取り組みをさせていただきものと考えております。

また、震災復興計画につきましては、復興元年ということを施政方針で申し上げさせていただきました。23年度は、復旧ということを中心に取り組みをさせていただき、一定程度の成果が上がったと思っておりますが、24年度は、いよいよ未来に向けた復興の新しいまちづくりということで、復興元年ということさまざまな取り組みをさせていただいたと考えております。特に新たなまちづくりの基本的な形というものを24年度に議会のほうにもお示しをさせていただいたのかなと考えているところでありますし、例えば放射能汚染に対する取り組み、あるいは産業経済の復興、そして浦戸地区の復興というふうなさまざまな課題に新たな取り組みをさせていただいたものと考えているところでございます。

よろしく願い申し上げます。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 わかりました。

ちょっと、資料として平成24年度の予算案の概要についてのあれもちょっと持ってきたんですが、ここでもタイトルとして真っ先に出てくるのは、「復興元年として、着実にスピード感を持ち、まちづくりに取り組み、新たな前進への助走とする」。先ほどと同じような内容が書かれているわけですが、ここでいわゆる総括質疑でも言わせていただきましたけれども、震災復興住宅については、申請が県内で一番早かったということで私も期待をしていたんですが、一番早いのは県南のほうですかね。そこの町だったかなというふうに思うんですが、それはそれとして、ここでうたわれているスピード感を持って達成できたのか、このとおり。それから、早期かつ着実に施策の成果を実現させてきたのかというところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 まず、全体の歳出の概要の中で、繰り越しが残念ながら100億を超えるような規模であった。ただし、これらについては、グループ化補助金でありますとか、水産業共同施設整備補助金でありますとか、民間の方々の分が約6割ぐらいあるということについてはご説明をさせていただきましたが、いずれ4割については本市の事業が繰り越しをさせていただいたということについては、スピード感ということを標榜しながら、我々の大変な反省点であるというふうに認識をいたしております。あえて理由を申し上げさせていただければ、例えば残念ながら契約不調が相次いでしまったでありますとか、さまざまな規制緩和ということについて若干整備のスピードを鈍らせてしまったということでもありますので、今後はこういった部分を重点的に取り組みをさせていただきたいと考えているところであります。

委員のほうからご質問いただきまして、私も早速、伊保石の戸建ての仮設住宅の現場にも足を運びましたし、錦町のほうにも足を運ばせていただきました。伊保石のほうにつきましてはおかげさまで基礎の工事を始めておりました。現場で担当の方々とお話をさせていただきました、何としても12月中には全部を完成させるというような意気込みを聞いてまいったところでもありますし、錦町地区につきましても間もなく基礎工事等が始まる状況であったということを確認いたしております。

なお、URのほうには、でき得る限り、今仮設住宅にお住まいの方々が早くこういった公営住宅に移れるようにということを機会を捉えて要望いたしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 予算の申請を出された段階では総額で約470億でした。約100億が補正されて、先ほどの決算が570億ということですね。そして繰り越しが100億ということは、予算額くらい分は使ったのかなというふうに解釈するわけですが、今報告もありましたが、なおかつその復興住宅については少しでも加速していただいて早い入居を望みたいと思います。

もう一点の質問については、きょう出していただきました資料 24から質問をさせていただきます。ページは26、27、28、29の平成24年度一般競争入札の落札率とその内訳、それから次のページに移りますと、平成24年度の指名競争入札の落札率とその内訳、この中から質問をさせていただきます。

ここで私の知識不足ですけれども、市民にもわかってほしいと思うので、質問をさせていただくんですが、一般競争入札と指名競争入札との違い、それからここで落札率を、26、27、一般競争入札のところを見ますと、落札率が90%以上が32件ですね。43件中、32件ですから、7割以上が90%以上。その中でも95%以上というのが14件あるんですね。14件というのは、43件中、14件ですから、約4分の1です。そのぐらい落札率が高い。それから、次のページも見ますと、これは指名競争入札ですけれども、落札率が90%以上が30件のうち27件だと。それから、マックスが99.8%もあると。先ほどの前ページでも最大が99.95、これなんか限りなく100%に近いという状況になっているんですが、その中で、先ほど言ったように、一般競争入札と指名競争入札の違い。それから、入札の手順といいますか、方法について、わかりやすく端的に、最初どういった形から始まってどういうふうになって決まるんですよということを、私もわからないんですが、市民の方もわからないと思うので、簡単にご説明をまずお願いいたします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず、ご質問何点かございますので、順を追ってご説明したいと思います。

まず、一般競争入札とそれから指名競争入札の違いということであります。通常、競争入札という表現でありますと、まずは一般競争入札が原則になります。ただ、その中でも、例えば金額的に低いもの、ある程度難易度が低いものについては、その工期あるいは契約期間をできるだけ短縮して発注を早くしようと、早く着工しようという考えで指名競争入札というケースもございます。本市の場合ですと、金額的に設計金額3,000万円以上は一般競争入札、それ未満につきましては指名競争入札というふうにさせていただいているところです。

それから、一般競争入札の26ページ、27ページの資料で90%以上あるいは95%以上が4分の

1を占めているというお話をいただいております。例えばですが、逆に非常に落札率が低いもの、例えば1番のところの宮町分室の解体工事83.3%というものがございまして。通常ですと、こういった低い入札率というものがおおむね大体1回で落ちているケースがほとんどであります。逆に、90%を超えるようなケース、例えばでありますけれども、4番目の下水の24 - 災20592079という災害復旧工事で行きますと、例えば3回まで入札を執行している。なかなか予定価格に達しないというケースになります。予定価格に達しないケースで、何度かずっと、3回ぐらいまで入札を執行いたしますと、当然ながら100%に近い金額で落札してしまうというふうなケースがございまして。このように、できるだけ小さいものというのがほぼ1回で落札をしているケース、逆に高いものというのが数回回数を行いまして何とか予定価格内におさまっているというのが現状だということでおわかりいただけるかと思っております。

それから、28ページ、29ページ、これも指名競争入札の中身でありますけれども、これも同様でございまして。例えば2番目でありますガス体育館の災害復旧工事79.3%、これは1回であります。さらに9社を指名するというふうなやり方で競争性を高めているというふうなケースもございまして。例えば逆に高いものでありますと、今お話がありました11番目、24年度の市営貞山住宅1号外壁等の改修工事ということで99.8%、これは3社指名という形になりましたけれども、2回まで行ってぎりぎり予定価格内におさまったというふうに、同様なケースになっているということでもあります。

それから、入札までの手順というご質問だったと思っております。一般的に入札の手順といいますと、予算措置をしている担当課が、それぞれの建設部にあります例えば土木やあるいは定住、そういったところに起工設計の伺いというものを依頼いたします。依頼を受けました建設部のそれぞれの課のほうでいろいろ積算あるいは設計を行った後に、今度は起工というふうな手順を行います。この起工では、当然ながら設計を行った上で妥当な設計金額を決め、それから契約の手順、日時、それから工期、そういったものを起工伺いの中でまず意思を決定するという行為を行います。

それが、それぞれ金額が例えば2,000万円以上になってまいりますと、指名委員会というところにお諮りをするという手順になります。この指名委員会の中では、指名競争入札に付するのか、あるいは金額的に3,000万円を超えるケースであれば一般競争入札に付するの。仮に一般競争入札であれば、どういう形の条件でもっていわゆる公告をするかというふうな条件設定の審議を行います。その指名委員会の中で審議を行った結果として、一般競争入札に付す場合

であれば、その決まった中身を公告という形で広くいわゆるお知らせをするという行為を行います。

そのお知らせをした中で、それぞれの業者さんが本市のほうの内容をごらんいただいて、本市の2階に設置してございますその図面関係でありますとか、積算書とか、そういったところを見ていただいて、その後、一度、期限を決めて入札の意向というものの内容確認のそういった期日を設けます。その上に立って、今度は入札期日も決めておきますので、実際に入札行為を行う。その場合は、一般競争入札の場合、何社申し込まれるか、これが全くわかりませんので、1社になるケースもございますし、あるいは先日のような17社も応募されるというケースもございます。各応募される企業さん方に札を入れていただいて、その中で1番札、2番札という形でものをまず決定をさせていただく。候補者として、まず1番、2番札を候補者といたします。その後、本市の場合ですと、事後審査型の一般競争入札でありますので、また指名委員会にこの内容をお諮りして、その業者が例えば経営的に、あるいは資格的に、あるいは暴力団との関係があるかないかというところまでの審査をした上で業者を決めるというふうな手順で行います。

そうやって、ようやく業者が決まり、決まった中身を設計担当のほうの建設部に書類等をお戻しする。契約を締結した後でお戻しをするというふうな流れになります。ようやくそこで着工というふうな運びになっているというふうな手順になります。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ちょっと頭が悪いのか、ちょっとわかりづらいんですけども、まず一つは、先ほど、いわゆる落札率が高いのは3回目とかになっているよという話ですけども、そのシステム自体がよくわかっていないので、あれなんです、1回目でも、例えば26ページの16、1社だけあって1回目で99.7というところもありますよね。だから、そういった今の説明でちょっとわかりづらいんですけども、2回、3回、先ほど言ったように、やり直す、やり直しではないけれども、何回かやってというのは先ほど言っていました、そういったところに合致しないデータが随分あると思うんですが、これはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず、合致しない点は幾つかあるかと思いますが、総体的にお話の中で、先ほど言ったように、予定額に達しないということは、それを達するまで回数を行う。一応原則は3回までにしておりますけれども、そこに達するケースの場合ですと、やはり予定

価格のぎりぎりの中で近づくとという形でようやく落ちると。ただ、1回のケースで例えば99%というふうなケースもそれはなかにはございます。ただ、一般競争入札の場合、概して言えばということになりますと、例えば80%台もございますし、80%も81.3%でありますとかそういった低い落札率というものもございますので、総体的に概して言えば、回数を重ねれば予定価格に近いと、1回の回数であればおおむね非常に低い金額での落札というケースが見受けられるというお話でございます。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 いろいろあるんでしょうけれども、まず26ページの1、市役所の宮町分室の解体工事、ここが9社が出て回目で83.3%の落札率なんですね。そして、先ほど言ったように、16は99.7%の落札率で1回目で落札しているんですね。これは1社です、これはね。普通は何社もいれば1回で決まるというのはちょっと何か不思議な話であって、例えば1番のもですね。そうすると、予定価格という言葉が出ましたね。それとやっぱり工事の問題が生じるといけないので、最低価格が設定されていると思うんですが、この予定価格、最低価格のつくり方、どういうつくり方、どういうファクターで、要素でつくり方をしているのか。あとは、先ほど、公募するとか、条件設定を設定するとか、図面チェックしてどうのこうのとかとありましたけれども、指名委員会でどうのこうのとありましたけれども、どの時点で予定価格、それから最低価格が設定されるのか、タイミングをちょっと教えていただけますか。内容と算定方法と決めるタイミングですね。よろしくお願いします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 予定価格の設定の考え方というのは、たくさんの要素を含めた上で決定いたします。例えばその工事の期間、難易度あるいは受注の状況、そういったところ、それから市場の価格の状況といったところの勘案をして、それぞれの設計金額の決裁権者が最終的に入札を執行する直前にこれを決めるというふうにしております。もちろん漏えい防止のためにということで、入札執行の直前にこれを決めるというふうな段取りにしております。

それから、今お話ししましたように、予定価格はあくまでの工事の状況でありますとか、そういったことを勘案して直前に決定するというふうな内容でございます。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 最低価格のほうがちよっとありませんでしたが、そうすると、予定価格というのは、ある程度市で見て、いろいろ一番大きいのはやっぱり市場の価格だと思うんですよ。工賃が幾

らなのかとか、資材費が幾らなのかとか、そういったことでそれが一番大きいのかなと思うんですが、その中で、最低価格と予定価格とのあれというのは、私は余り広がってはおかしいと個人的には思うんですよ。ある程度の市場の本来のさっき言った資材やら、人件費やら、何やらを算定して、期間も何かでリースしたりするのでしょうかから、その算定も含めて、それで割り出してこうだよと。それにある程度のもうけ分といいますか、そういったものも加味してやって予定価格になっているのかなというふうに解釈するんですね。最低価格については、そうすると、自分のもうけがない分ぐらいで抑えたのが最低価格かなというふうに個人的には思うんですが、そういう解釈でいいんでしょうか。成り立たないでしょうか。違う算定なんでしょうか。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、一般競争入札並びに指名競争入札の落札率についてご質問いただいております。

一つは、設計額というものがあります。これは担当が、例えば人件費でありますとか、資材単価でありますとか、そういったものを数値的に積み上げていって積算したものが設計額というものであります。それらを予定価格という形に調整いたします。かつてはまさに建設工事が華やかなりしころであります、予定価格を、例えばかなり大きな、分切りと言うんですが、何%単位で切っていたという時代もありました。総務省から過去に通達が出されておりました、業者の方々も経営が大変な中で、分切り等については基本的にはやめるようにという指導入っております、ここに記載しております予定価格、私もかなり予定価格をつくらせていただいておりますが、予定価格というものについては基本的には設計額と同じ場合もございます。あるいはさまざまな現場の状況、昨今の工事の発注状況等を考えて何%かを調整させていただくというのが予定価格であります。

それから、最低制限価格というご質問でありました。これは工事の精度を期するためには、今委員のほうからも申していただきましたが、例えば全くもうけがない、あるいはもうけを割り込むような形で最低制限価格を設定したときに、業界の方々も果たしてやっていけるか。一定程度しっかりとした発注内容でやっていただくためには、最低これぐらいのものが必要ではないかということ、一定程度、幅の中で法律的に定められております。そういったものについては、先ほど話いたしましたように、現場の難易度でありますとか、あるいは昨今の発注状況、さまざまなものを勘案して、その範囲の中で最低制限価格というものを設定させていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると、予定価格はほぼ設計額なのかなという、先ほど言った、いろいろ状況を勘案して上がる場合があるかもしれないということですよ。そういうふうに解釈していいと思うんですが。下がる場合があると、上がることはない、そうなんですか。そうすると、もう一つちょっと疑問が湧いてきたのは、ちょっと先ほども聞いた内容でもあるんですが、27ページの42番、これが1社で3回やっているんですね。そして、落札率が99.95だと。これはほぼ100%と言っていいくらいの金額になるわけなんですね。ですから、本来の先ほど設計の段階でいろいろやっている価格を、本当にその業者も全体的なあれが、計算の基準が合致しているのかなというふうに思うんですけれども。そうすると、何で1社で、予定価格にならないといけないということみたいなことを先ほど何か言っていないでしたかね、私が2回目の質問した折に。何で、だったら1回でぼんと決まってこないんだろう。1回で決まらないということは、予定価格に満たなかったのか、1回目の入札で1社で。ないしは、わからないけれども、予定価格をぼんとオーバーしていたのか。よくわからないよ、オーバーしたら最初からだめになってしまうのかもしれないんですけれども。その辺のいきさつをちょっとここ教えていただきたいですね。1回目どうなの、2回目どうなの、そして3回目にはほぼ100%近くで決まったのという、何か私本当に素人なんですけれども、何でこんな、3回もやって99.9%、わざわざ100%近づける仕組みになっているのかなという、そこがちょっと不思議なので、お聞きしたいと思います。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず、先ほどもご説明いたしましたように、予定価格以内でなければやっぱり落札はいたしません。そのための予定価格をこちらで決めているという形になります。ここで内容的に、今ちょっと資料とかは持ち合わせておりませんが、この42番の右から3つ目をごらんいただきますと、下段のほうが予定価格4,517万1,000円、それに対しての落札額が上段の4,515万ということで、ようやく3回目での予定価格以内になったという経緯であります。つまり、1回目、2回目はこの4,517万1,000円をはるかにちょっと上回っていたというふうな状況で3回目での入札を行った結果として、3回目でようやく落ちたという経緯であります。結果として、それが99.95%になったというふうな落札の結果でございます。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 そうすると、今のことで確認をしたいんですが、予定価格が上にある。最低価格が下にある。1回目にその業者は上に入れたんだろうと、予定価格を上回る金額を出したんだろうと。2回、3回目でこのぎりぎりのところにいったということなんですよ。これというのは何か、例えば私がAさんに何か、これをうちの中の仕事をやってと。そして、何ぼ、何ぼと言われて、「ちょっと高いよ」と言って下げて、「いや、それでも高いよ」と言ってまた下げて、「そのくらいだったらいいよ」という、そういう雰囲気につまみつかせてしまうんですが。それは個人的なものでいろいろやっている分にはそれはいいんですけれども、これが1社しかない場合は、そういう成り立ちというのは、僕が個人的に言っているのと大差ないんじゃないのかなと思えるんですが。例えばこれが10社とか、少なくとも3社、2社あって、それが2つとも上に上げていたという話であればこういった論理は成り立つと思うんですが、ちょっと私の考えがおかしいのでしょうか。その辺をちょっと、先ほど言ったように、何社かだったら、私は成り立つと思うんですけれども、こういうものは、1社の場合は成り立つのでしょうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 当然、簡潔に言えば1社でも成り立ちます。つまり、我々がやっている入札行為というものは、予定価格はきちんと封をしておいて、その中で参加される業者さんごとに札を入れていただくというふうにしています。つまり、札もきちんと入札の箱を用意して、その中に入札を、札を入れていただくという行為を繰り返して、3回目で落札したという行為であります。それが1社であろうが、10社であろうが、20社であろうが、同じようなやり方で行って最終的には予定価格におさまったという業者さんが落札者という形に決めます。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。

そろそろ時間なので終わらせたいんですが、ちょっと1社でもそれが成り立つというのはちょっと何か今びっくりしたんですけれども、これが一般的なことなのか、他市町村やら他の行政機関でも似たような同じ対応なのか、その辺をお聞きして私の今回の質問は終わりにしたいと思います。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 一般競争入札の場合、先ほどもご説明いたしましたように、1社になるか何社になるか、はっきりまだわからない。ただ、一方で指名競争入札であります、これは大体10社をある程度目標といたしまして指名のほうを行っているということでもありますので、競争性が高い一般競争入札であっても、実際は1社しか参加できないというケースも多々ございます。そういったケースが、違いがどうしても一般競争入札のほうには発生してしまうという事案がありますので、そこはご理解いただければというふうに思います。以上です。

阿部委員長 次、小野委員。

小野(幸)委員 それでは、私のほうからも24年度決算のほうで質疑をさせていただきます。私のほうは資料 9の主要な施策の成果に関する説明書の中を中心にちょっとお聞きをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。市民の方の声などもございますので、そういった声をもとにしながら、それも含めてちょっとお聞きしますので、よろしくお願したいと思っております。

初めに、資料 9の51ページ、成人保健事業のがん検診推進事業を含むとありますけれども、この中で、2の各種検診事業という表の中で、大体受診率が50%近くになっているところも多いので、受診率の向上の取り組みがあわられている部分も大いにあると思っておりますけれども、目標は塩竈市としてもたしか50%と設定していると思うんですが、受診率の状況ですけれども、ほかの市町村に比べて高いのか、低いのか。そういった状況などを初めにお聞きいたします。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 各種検診についての受診率の状況についてでございますけれども、まず後期高齢者健診等につきましては、残念ながら県平均よりも低くなっているという状況がございます。また、各種がん検診事業につきましては、それぞれで若干の違いはございますけれども、大体県の平均値に近い数字、目標としましても50%というところを設定してございますけれども、それに近いような数字を確保できている状況と。なお、検診の受診率向上に向けましては、広報等での周知あるいは町内会回覧というような形でなるべく多くの方に受診いただけるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。これまで受診率の向上等は本当に親身になって取り組まれてきて、こういう高い結果になっているということ、ありがとうございます。

また、さらなる向上というところを見ますと、やっぱり子どもの時代から、関連しています

ので、ここでちょっとお聞きしたいんですが、子どものときからがんに対する正しい知識が大事であるということ言われているわけですが、来年度から学校のがん教育について、文部科学省でもそういった教育を強化するということを取り組まれるということをお聞きしておりますけれども、この点についてちょっとお聞きをしたいと思います。

阿部委員長 高橋教育長。

高橋教育委員会教育長 ただいまの質問であります。従来から三大死亡の原因ということで、その中の一つに悪性新生物ということで取り上げてあります。脳溢血等も含めて、保健という教科の中で指導してきておりますし、やはりがんの発生率というのは非常に多くなっておりますし、予防策というものもまだはっきりは示されておられませんので、そういった形で子どもたちに食生活であるとか、生活の仕方であるとか、そういったものも含めて現に指導しておりますし、今後とも教育をしてまいりたいと考えておるところでございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。来年度ということで、これからいろいろな部分で出てくると思いますので、ぜひそういった取り組みもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、同じ資料の89ページ、高齢者支援事業の中で、90ページの2の日常生活の支援というところで、緊急通報システム機器の設置というところでちょっとお聞きをしたいと思います。機器設置台数等は、23年が53で、24年度が50というところでありましてけれども、これは機器の設置可能台数というのはどれぐらいなのでしょう、お聞きをしたいと思います。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 機器の設置台数なんですけれども、予算の範囲内なんですけれども、ご本人から申し立てあればその都度設置してまいりたいと考えております。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 そうですか、わかりました。それでは、市民からの声があれば設置は何台でもという、可能だと、予算内であればということですね。わかりました。

これは60歳以上のひとり暮らし、日常生活に不安のある方ということになってくると思うんですが、この内容を見ますと、皆さん使いたい方も結構いるんですが、協力員が3名必要だということ、なかなかそこで断念してしまうという方もいるみたいなんです。ひとり暮らしでいるということはやっぱりそういった周りに協力員になっていただける人がいるとは限ら

ないし、ですから、いても遠くだったり、そういったところで、こういうものはやっぱり近くにいないと効力を発揮できない部分もあるのかなと思っているわけですがけれども、こういったところをどうにか改善がならないものか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 24時間体制で協力員3名ほどということをお願いしております。それに加えて、警備会社のほうにも情報が行っていますので、協力員のほうが行かない場合は警備会社のほうで何うということの制度になってございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 推進員がいなくても設置はできるか。3名いないとだめですか。(「3名がいれば」の声あり) いればいいということですね。もしいない場合はオーケーなんですか。ですから、これは高齢者の安全のための緊急通報システムで見守りシステムでもあるわけですがけれども、そういったところで、やっぱり内容の説明の中にそういったことも必要だし、やっぱり今は協力員とか云々じゃなくて、とにかく消防署に直接つながる電話回線の部分とか、ホームヘルパーさんにつながるとか、いろいろなシステムがどんどん出てきているわけですから、やっぱりこのシステムは私議員になってからずっとまず変わっていない、改善されていないというところも見受けられますので、やっぱりいろいろな施策もどんどんいい方向に改善されていっているわけですので、そういったところで、やっぱり本市といたしましても、こういったところはやっぱりいいもの、またより効力を発揮できる部分があるのであれば改善をしていくべきだとは思いますが、この点いかがでしょうか。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 緊急通報なんですけれども、最近は部屋の中で熱感知、そういったものも感知するような機器に改めてございます。古いものはちょっと変わらないんですけども、体温で検知する。それが検知しない場合は、当然中で病気になっているとかそういったことはあるということで、その辺の改善はいたしております。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。では、今後ともよろしくお聞きをしたいと思います。

では、次。続きまして、同じ資料の115ページの自主防災組織育成事業というところでちょっとお聞きをしたいと思います。下のほうに市内全世帯数に対する自主防災組織結成率ということで66%ということでありまして、この自主防災組織の打ち合わせとか会合等に参加いたし

ますと必ず出るのが、災害時の要援護者避難支援の部分での名簿等の状況の把握の声が出るわけですが、ことし6月17日に災害対策基本法の改正が成立したと思いますけれども、災害時要援護者の名簿作成ですが、市町村に今度義務づけされたということでありまして、今までは、本人の同意が得られる場合に手挙げ方式で市としては名簿作成をしていて、1,100数名の方が今登録されているということで聞いておるわけですが、この辺、災害対策基本法が改正されたことで、この名簿作成に関して個人情報等その辺の何か変化というのはあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

阿部委員長 高橋健康福祉部次長。

高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 委員おっしゃいますように、災害対策基本法が改正されておまして、これまで災害時要援護者という定義でございましたけれども、今回の改正案では避難行動が必要な方という形で明確化されておまして、今までの「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」という表現になっております。私どもで今委員おっしゃいますように、手挙げ方式、そういった形で民生委員さんのご協力をいただいて登録をいただいておりますけれども、今現在、強化月間ということで、毎年8月から9月にかけて民生委員さんに新たな呼びかけ、「登録しませんか」という呼びかけのお願いをしております。あわせて、広報9月号だったと思いますけれども、こういった制度がありますので、ご利用いただける方はぜひ登録してくださいという形で登録いたしております。

災害対策基本法のほうは8月に国から示されましたので、私どもそれには間に合いませんので、来年の8月の強化月間に向けまして、今現在あります「災害要援護者支援プラン」というものを「災害行動要支援者プラン」というような形でちょっと命名を変えまして、より多くの方に手挙げいただくと。その中であらかじめ同意をいただくという形で名簿を充実してまいりたいと考えております。それにつきまして、また今までも町内会さんですとか自主防災組織さんには、協定を結びまして、プライバシーの保護でございますので、このコピーをむやみに焼いたりしないようにとか、そういった管理をしっかりといただいた上でご利用くださいというような形でやらせていただいておりますけれども、来年に向けまして、もうちょっとそういった形もとりながら、できるだけ情報の共有を図って、いざというときに備えたいというふうに考えて検討中でございます。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

民生委員等とか町内会と連携をして名簿等の作成を進めていかれるということでもありますけれども、ただ、市から市民の方に何か書面とか何か訴えていただくのと、民生委員が直接家庭に行かれて、「こういうわけですから、協力してください」というか、そういうことで行かれるのでは、やっぱり市民が受けるそういう部分が全然違うわけですので、やっぱり市に義務づけされたということでもありますので、そういった点も重視しながら、やっぱりこういった要援護者というか、支援の方は災害があったときは、この名簿を出している、出していないにかかわらず、地域の方を含め皆さんの手をかりなければいけないという状況が出てくるわけですので、その点、個人情報のような保護という部分はありますけれども、外に公表するわけではないので、その点もっと市として前面に出てやっていかれてはいかかなという点も考えているわけですが、この点いかがでしょうか。

阿部委員長 高橋生活福祉課長。

高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 23年3月11日発生しました東日本大震災におきましては6万市民の方のうち8,000人ぐらいが避難したと、6.5人に1人ぐらいの方が避難所に行ったという形で考えております。私どもで、やはりきのうの被害もありますけれども、浸水区域、その方々がやっぱり特に避難行動が必要ではないのかなというふうに、どちらかといいますと、浸水区域で前回被害をこうむられた方あるいは避難された方が特により登録の必要性が高いのではないかなというふうに考えているところでございます。もちろん、広報紙、それから民生委員さん等のご協力もいただきながら、手挙げということで進めてはおりますけれども、一方で、やっぱり直接的な働きかけというようなものも必要ではないかと考えておるところでございまして、今回、先ほど申しました強化月間に合わせまして、障害の重い方になりますけれども、浸水区域にお住まいの障害の重い方に、たしか110数通でございまして、直接お手紙をこちらから、「こういった制度があります」というお知らせのお手紙なんかも送付させていただいておりますので、その状況、ことし初めての試みですので、いかがなものか考えながら、効果を見定めながら、また来年こういった形で展開していくかを考えてまいりたいと思います。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 名簿作成で、こちら側のことだけではなくて、要援護者ご自身の特徴に応じては、本当に自助努力の方法と、やっぱり他人にお願いすべき項目等もあると思いますので、その辺もマニュアル化していったり、どんな状況で、いろいろな対策が必要だと思っておりますので、

この辺もいろいろ話し合いながら、こういったことが本当に必要なのかというものを考えながら今後進めていただくようお願いをしておきたいと思います。

それでは、次にいかせていただきます。同じ資料の121ページで、交通安全対策事業ということでありまして、1の交通安全事業の推進ということで、(4)で交通安全の教室事業ということでございますけれども、これはこういった対象で、こういった内容のことをしていただけるのか、お聞きをしたい。

阿部委員長 赤間市民安全課長。

赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 交通安全教室の事業でございますが、これは幼稚園、各保育所等における幼児にかかわります交通安全教室を、交通指導隊の教育班が出向きましてそういう交通安全の啓蒙活動を図っているというところでございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

それでは、今自転車また高齢者のこういった交通安全ということも声も高くなっていますけれども、この点の安全教室などそういったことの考え、または今までやってこられているのかどうか、その辺、状況をお願いいたします。

阿部委員長 赤間市民安全課長。

赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 まず、交通安全の部分での自転車に関する部分では、市内の塩釜高等学校に、毎月15日に自転車の交通安全の街頭キャンペーンという形で、塩釜高校の校門のところで交通安全母の会さん方々も含めましてそういう形でキャンペーンをさせていただいています。また、高齢者につきましては、これから秋の交通安全運動週間が始まりますが、その週間の中で自動車学校をお借りしまして、その中で交通安全の高齢者に対する教室を開いております。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。今後もしよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、同じ123ページも交通安全対策事業、道路ということでもありますけれども、3番目の路側帯、カラー舗装ということが進められた点は見えておりますけれども、これは車が通学時のところに突っ込んでの事故から全国的に通学路の総点検ということで推進をされてきたと思ひますけれども、今年度、通学路点検等を行われているのか。行われていれば状況などを教えていただきたいと思ひます。

阿部委員長 川名土木課長。

川名建設部土木課長 24年度分につきましては、路側帯のカラー舗装につきましては、塩釜駅周辺の道路をカラー舗装化しております。今年度につきましても、学校周辺の部分については確認をさせていただいております。その中で、今予定しているのが一小周辺のカラー化舗装、路側帯のカラー化を予定して計画しております。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 路側帯のカラー化と言われるんですが、対策というか、路側帯のカラー舗装だけではないと思うんですが、やっぱり道路を走っていて、カーブのところ、通学、例えばカーブのところにポールを立てるとか、いろいろなそういった状況で対策が違ってくると思うんですが、今のところ、市内を走ってみますと、路側帯のグリーンの舗装の点はすぐ目に入ってくるんですけども、そのほかの部分で、どういったところをどうしているのかなという、そういった疑問、または本当に小学校で総点検をしていた部分が本当に生かされて整備がされているのかなというところで、私自身も朝晩と歩いたりしますけれども、疑問というか、心配になってくるわけですが、その点どう考えていただけるのか、教えていただきたいと思いません。

阿部委員長 川名土木課長。

川名建設部土木課長 例えばの話なんです、道路上の中で交差する部分でよく見通しが悪いような箇所につきましては具体的に隅切りとか、あとはそういう部分が可能な箇所についてはそういうものを、その部分を局所的に改良しまして、そういう安全対策を努めていきたいと考えております。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

この辺でやめておきますけれども、やっぱりこういった件は国のほうでも積極的な取り組み等やって予算的にも優遇されてくるところもあると思いますので、こういった点、やっぱり残しておくのではなくて、きちんと積極的に推進されることをお願いして、この点は終了させていただきまします。よろしく願いいたします。

では、続きまして、同じ資料で129ページなんですけれども、市営住宅の管理業務ということでございまして、2の維持管理の状況で、外壁改修も貞山住宅を見ますと、今2号棟でしょうか、進められて大変外壁等はきれいになってきているということで、入居されている皆さん

の喜びの声も聞こえております。そういったところで、貞山住宅をちょっと例に出しますと、その敷地内には公園というか、遊具も若干あったりして、また木とかが結構大きくなっている部分もあったり、草も生やし放題というところもありますけれども、そういった点の整備の部分で、どういうふうな計画で、どういうふうな推進の仕方をされているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

阿部委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 貞山住宅につきましては、今年度で外壁改修のほうを終了するようになっております。それに合わせまして、周辺的环境もあわせて整備したいと考えております。まず、周りにありました不法駐車の手車とかも一掃いたしましたし、それからタイヤとか転がっていましたが62本ほど回収いたしております。それから、今年度から、今お話のありました木のほう、かなりうっそうと繁っておりますので、そのほうの伐採ですとか、それから剪定のほうを進めてまいりたいと考えています。それから、公園のほうも使っていない遊具等もありますので、その辺、入居者の方々の意向も聞きながら対応を考えてまいりたいと考えております。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

多分、市営住宅のほうには管理補助員の方がおられると前も聞いたんですが、この管理補助員の方の役割というか、仕事というか、そういったところをちょっとお聞きしたいんですが。

阿部委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 管理補助員の方につきましては、住宅の中でいろいろな問題等があった際に市のほうにご連絡いただくとか、それから不法にというか、勝手に増築ですとか改造していないかとか、そういうものを見ていただくとか、それからいろいろな入居者の困っていることとかないかとか、そういうことのご連絡とか、それから家賃の入金のほうを促進するように呼びかけていただくとか、そういったいろいろな仕事をしていただいております。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

入居者の方とちょっとお話しする機会もあるんですけども、何か年齢が高くなって、そういった今言われたような内容等のことですけども、なかなかできないというような、そうい

った声もありまして、その補助員の方よりも私たちが動いてこうやっているんだよ、ああやっているんだよという声も聞こえるわけですね。ですから、その辺どう考えておられるのか。補助員の方でありますので、幾らかのお金の部分も出てくると思うんですけども、そういったところで、何か悪いけれども、本当に若いというか、動ける人にちょっと交代してほしいというような、そういった声が聞こえてくるわけですね。ですので、そういった点、年齢とか体の動く、動かない、やっぱり高齢になってくれば気持ちはあってもちょっと足が出ないとかそういった状況も出てくると思うんですね。ですから、そういったところを市の行政側としてもきちっとお話をするなり相談するなりして、前にちょっと進めていただきたいという考えがあるわけですけども、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

阿部委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 管理補助員につきましては、市営住宅全般に高齢者の方が多くなっているという現状がありまして、管理補助員の方々も高齢の方々が多いという現状があります。また管理補助員、なかなか手がいないというのも現状あります。委員おっしゃられるように、なるべく、町内会と同じように、若い方にそういった補助員をしていただきたいところなんですけれども、なかなか見つからないという現状もあります。できる限り、今ご提案のありましたように、なるべく若い方に更新していくような取り組みのほうを私たちとしても進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

何か年齢が高いからだめだとか云々というんじゃなくて、とにかく、年齢が高くても本当に動くというか、積極的に行動していらっしゃる方いっぱいいますので、年齢だけの部分にはとらわれないんですけども、動ける、動けない、そういった点を行政側としても考えていかないとだめだと思うんですね。高齢でなり手がいないのでしたらば、そのほかのこともどうしていったらいいのか考えていかなければいけない部分もありますので、そういったことで、この点も改善のほうをお願いしておきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次にいかせていただきます。143ページですね、同じ資料の。緑化推進事業ということで、今の市営住宅の件とダブる点もありますけれども、歩く中で公園等を見るときもあるんですけども、やっぱり1番の市民と協働による公園管理というところでもありますけれども、

公園維持管理協定団体34団体、または公園の草刈りなんかは市民清掃のときに町内でその公園の草を刈ったりするところもありますけれども、その公園の草とか整備に関しては、どういう計画で、どういった方がされているのか、お聞きをしたいと思います。

阿部委員長 川名土木課長。

川名建設部土木課長 公園の維持管理のことなんですが、まず草刈りの関係ですが、まずここに記載させていただいている公園の維持管理団体の方をお願いしているものと、それから我々職員が直営で行うものと、あとはそれ以外のものにつきましては外部のほうに委託をしまして、そちらのほうで草刈りのほうを行っている現状です。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 草刈りのほうも、市民の方からは、公園がもっと整備されればというか、草等もきちんとなっていれば子どもさんたちもいっぱい来るんだよねとか、本当に遊ぶところがまたできるんだよねとか、そういった声も聞こえてくるわけですので、この辺もやっぱり言われないと刈らないとかそういったものではなくて、きちんと時期を見ていただいて推進をお願いしたいところがございます。

また、遊具等がございますけれども、こういった点検のほうはどのような方法でやられているのか、お聞きをしたいと思います。

阿部委員長 川名土木課長。

川名建設部土木課長 遊具の点検につきましては、専門の委託業者のほうに委託しているものと、それから我々職員が巡回して確認しているもの、そういうような体制を今とっております。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 どういう期間というか、そういう日数の中で行われているのか。年に1回とか、年に2回とか、そういうことを……。

阿部委員長 川名土木課長。

川名建設部土木課長 点検の部分につきましては、年1回、業者のほうで行っております。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

子どもたちも今遊ぶところがないという中で、やっぱりこういう公園も整備されていると、子どもの声が聞こえて地域の方もその声で和むというような、そういう声も聞こえております

ので、こういったところもきちっと整備されることをお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、続きまして、時間もありませんので、それでは257ページの学校施設管理整備事業ということで、小学校、259ページには中学校もございませうけれども、机、椅子、予算もつけられて、かつ整備されたと思うんですが、これはどの学校にどれくらいの割合で整備されたのか、その点お聞ひしたいと思います。

阿部委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 机、椅子、まず、学校でちょっと傷んでいるようなところ、そういったところにわずかですけれども、取りかえております。そして、今年度、大規模に入れるのは、今年度新小学校1年生の分を入れたいと考えております。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

私も思っていたんですけども、小学校1年に入るときに古いものからスタートいうのではなくて、やっぱり新しいものからスタートして、それが順次上がっていけば、それだけ気持的に違ふと思うので、その点心配してございましたけれども。机、椅子も結構古いものが多いと思うんですが、やっぱり全般的に、全面的にこういった入れかえというものが必要だと思うんですが、どれくらいで新しいものというか、普通の状態というか、そういう計画が得られるのか、その点、市長もおりますので、予算づけのほうもあると思いますので、その点よろしくお願ひいたします。

阿部委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ことは新1年生で、徐々にということで1学年ずつやっていこうかなと思ってございました。ただ、9年もかかりますので、そういった中で、教育長のいろいろ手配により、廃校になった高校とかありまして、いい、まだまだ使える立派な机、椅子などは、中学生でも使えますので、そういったものも譲っていただきながら整備をしております。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 我々は今の子どもさんたちにお世話になるわけですから、将来的には。やっぱり、教育にお金をかけていかなければ、我々は何もしなかったのに、お世話してくださいだけ言うわけにもいかないと思いますので。きちっと私は小学校1年生の段階から入れかえても

らって、その1年生が2年生になる、それを持って行って順番にしていけば回ってくると思うんですね。ですから、その点も市長にもお願いをいたしまして、考えていければいいのかなと。小学校1年生でかばんとか、服装とかはぴかぴかだけれども、学校に行ったら、古い机、椅子からスタートしたというよりも、やっぱり、全て新しいものからスタートして、気持ちもすっきりとして勉強等に励んでいかれるというのがいいと思いますので、その点も十分検討しながら、よろしく願いをしておきたいと思います。

時間ないんですけれども、最後に261ページの小中学校の図書館図書整備事業ということで、1の図書館図書蔵書冊数ということで、文部省学校図書館図書標準値で達成度を見ますと、大体ほぼ達成をしている状況でありますけれども、これは学校図書といえますと、貸し出し等、どのように行われていて、どのくらい本というものは動くものなのか、この点ちょっとお聞きしたいんですけれども。

阿部委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 各学校、23年の震災以来ですけれども、全国から支援がたくさんありまして、かなり充実されてきております。本年度は、24年度はそういった図書を、ちょっと乱雑になっている状態の図書を整備したいということで、備品購入のほうに力を入れさせていただきました。そして、実際に各学校で貸し出ししている数まではちょっと捉えていませんでした、申しわけありません。ただ、心の支援と図書整備員ということで、各学校に1人ずつ緊急雇用で配置しまして、より使いやすい学校図書館の整備に努めているところです。貸し出しの仕方は学校によっては電子システムを入れている学校が3校ほどございます。ただ、あとほとんどは昔ながらの手作業で貸し出ししている状況でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

以前、第三小学校の図書室とか見せていただきましたけれども、我々が行って見るからなのかもしれないけれども、どこにどういった本があってとか、どういうものがあるのかというのはちょっといまいわからなかった点もあるし、本も出ているものがあったり、きちっとしているものもある。そういったきちっと整理整頓というものも教育には必要だと思いますので、その点もきちっとお願いをしておきたいと思います。

最後に、24年度は復興元年ということでありまして、とにかく復興住宅も、それについてはもっと早くできるのかなという私たちの感覚もあったわけですが、仮設住宅の入居もま

た延びるようでもありますので、やっぱり、そういった工程とか、いつごろどうなるのかという、そういったものをきちっと被災者の皆様に示していただきたいのもありますし、大きな事業の予算もよろしいんですけども、市民の方の本当に身近な悩みとか思いというものもございまして、そういったところにも、本当に身近な部分にもきちっと予算が使われる、そういったような予算のつけ方というか、組み方というか、そういった点も見ていただいて、今後、市長にお願いをして、私のほうから質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

阿部委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時11分 休憩

---

午後1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。高橋卓也委員。

高橋委員 私からは、資料 9の中身に沿って質問、諸点お尋ねしたいと思います。

最初に、437ページの(4)基金残高の推移についてお伺いしますが、右から4列目のふるさとしおがま復興基金の平成24年度基金残高は42億776万5,000円と大変巨額になっているわけですが、この内容と今後この基金がどういう分野に活用されるのか、そこをお伺いしたいと思います。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 ふるさとしおがま復興基金のまず24年度の残高ということで、記載してありますように、42億776万5,000円というふうな内訳になっております。これの内容でございますけれども、いわゆる県の交付金としていただいております13億6,980万円、こちらのほうの基金残高の内訳としましては9億660万円ほどになってございます。それから、昨年の、24年度の2月定例会で補正をいたしましたいわゆる津波浸水地域の住宅再建支援分、これは県のほうから予定としては14億7,750万円、そのうちの8割として11億8,200万円ほどの交付を受けております。この残高が一つ。それから、残り分としましては、いわゆる一般の寄附金といたしますか、塩竈市に対する支援金としていただいた残金といたしまして21億1,900万円ほ

どの内容というふうになっております。

これの今後の使い道ということになります。まず先ほどお話ししました11億8,200万円、これは津波浸水の住宅再建支援、これは32年度までほぼ使い切るというふうな考えで予算組みのほうをさせていただいております。ちなみに、25年度では事業費としては約8億ほどの予算組みをしているという段階にあります。それから、県のほうからいただいておりますお金として13億6,980万円のほうですけれども、こちらのほうの残高の9億、これにつきましてはまず主に宅地防災支援対策事業というものに活用するというので、こちらのほうは既に債務負担行為を組ませていただいているという内容もあります。そういった意味からしますと、今後の残高見込みとしましては約1億ほどになるというふうな予定でございます。

と申しますのは、津波再建支援分の今回予算組みとして債務負担組ませていただいている中身としては、その14億77,750万円と合わせて13億6,980万円の基金を活用して、約21億円ほどの予算組みをしているという段階でございますので、そういったものを差し引きますと約1億程度の残高になるだろうというふうな見込みになります。

それから、一般分としていただいております約20億、こちらのほうはまだ、今後の使い道としてはこれからというふうな検討段階に入るわけですが、最終的には32年度までの基金ということになりますので、約残り8年度、これをもって20億の活用を今後検討していくというふうな段階でございます。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 今荒井課長おっしゃった最後のところで、一般の支援の寄附金21億1,000万円については残り8年と言われた意味は、恐らく8年間で割るとどのくらいか、お考えくださいという意味のおっしゃり方だったのかなというふうに推測するわけですが、そうしますと、最初に言った宅地防災支援の残り1億と一般の支援の寄附金の残り、2億何ほか、2億5,000万円くらいになるんですかね、それくらい使える、今年度で考えれば。さっきお伺いした津波支援、宅地防災支援、これはハード部分ですけれども、ソフト、被災者の生活支援とか、健康保護の分野とか、そういう分野への使用というのはこの制度上可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 ハード上に使えますほう等の補助金としては、先ほどの津波被災住宅の再建支援、これがいわゆるハード的な意味合いの補助金という形になろうかと思っております。

あと残り1億程度になるだろうとお話ししました13億6,980万円、こちらのほうはソフトにし  
か使えないというふうな現状がございます。直接的な例えば被災者への支援あるいは産業振興  
でありますとか、そういったソフト事業に使えるお金というふうになります。それから、支援  
金につきましては、今のところは用途というものは限定はございませんので、こういったもの  
については、例えばですが、今回の条例の条で記載もしてございますが、今後発行いたします  
災害関連の地方債の償還というものにも想定せざるを得ないのかなというところもありますの  
で、今後の復興交付金事業あるいは災害復旧事業で発行いたします地方債の償還財源の一部と  
いう活用方法もあるかなというふうに考えております。以上です。

志子田副委員長 高橋卓也委員。

高橋委員 続いて49ページの生活保護事業についてお伺いいたします。

これは施策の実績の1番、生活保護の相談と保護開始及び廃止の状況、22年度から保護世帯、  
保護人数とも少しずつ減ってきているわけです。これについては、この裏のページで施策の成  
果の(2)で「保護率は、バブル経済崩壊からの長引く……」云々と、それで減少しているん  
ですよということが書いてあるわけです。そして、さらに現況と課題の(4)の中で、いただ  
いた義援金もあって自立助長に役立って生活保護が減ってきたというのも一面あるわけで、そ  
れについて、「義援金消費後の保護の再相談、再申請の増加が予測される」と。これは前々か  
ら何度か言われていたことですが、しかも、自立助長に当たっては就労がなかなか困難  
だと、雇用のミスマッチの問題もあってということも、これまで言われてきたわけなんですけ  
れども、(4)について、その上の(2)と(3)で、きめ細かな面接相談やケースワーク機  
能の一層の充実を図って生活保護の増加に対応していくというふうには書いてはありますが、  
具体的にはどういう施策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

志子田副委員長 高橋生活福祉課長。

高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 生活保護受給の相談においでになる  
方は、多数いろいろな方がおいでになるところでございます。生活保護の制度というのは他法  
優先ということがございますので、まず介護保険のサービスですとか、あるいは障害者の自立  
支援のサービスですとか、そういった他法の制度活用ですとか、あとは年金の受給資格の関係  
のご相談とか、そういった形で他方のほうでまず生活保護を受けなくても暮らしていけるよう  
な形がないかどうかということをも模索した上で、さらには身内の援助ですとか、あるいは今現  
在お持ちの土地あるいは家屋、車とかそういった資産の活用ですとか、そういったものなんか

をいろいろお聞きしながら対応しているというところでございます。

また、一方、就労支援でございますけれども、こちらのほうには復興需要ということで、土木建設関係の求人がかなりふえたというような状況がございまして、24年度の動向としましては、こういった雇用の環境が向上したということが生活保護受給者の余り増加しなかったということにつながっておりかと考えているところでございます。なお、私どもとしましては、就労支援につきましては、自立の助長ということで一番重要な問題と考えていますので、就労支援員を、専門の支援員を2人配置しまして、きめ細かな就職相談とか、履歴書の書き方とか、面接の受け方とか、そういった形の細かな対応をして、できるだけ就労していただいて自立した生活につなげていただきたいというような支援をさせていただいております。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 よくわかりました。

生活保護というのと、ご病気で働けない方であるとか、どうしてもご高齢の方がイメージとして浮かぶし、相談もよくお受けするわけなんですけれども、現実には2,200万人を超える非正規労働者の若い人たち、パートであるとか、アルバイトであるとか、こういう方々も生活保護を受給できる基準以下の収入しかない方というのは、例えばアルバイトさん、パートさんではたくさんいらっしゃるわけで、こういう人たちへのお知らせ、周知というのはどういうふうになされているのか、お伺いしたいと思います。

志子田副委員長 高橋生活福祉課長。

高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 やはりそういった稼働年齢、働ける世代に属する方につきましては、まず私どもで相談を受けた段階で、今までどういった仕事をなさってきたのかとか、その状況をお聞きしまして、先ほど申しました就労支援員のほうで、こういった仕事あるよということでお勧めしたりさせていただいているところがございます。また、ハローワークのほうでも同じように、生活保護での最後の、ラストのセーフティーネットでございますので、その前の段階でいろいろ相談員さんがおりまして、相談等に応じているというような状況でございます。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 大変重要な若者についての支援策だと思いますので、たとえ働いていて月1万円でも、2万円でも、保護を受けられる条件にあると。これは前の議会でも私述べたんですが、こ

ういう青年というか、若者もいるわけで、日本の場合、生活保護の捕捉率、受けられるのに受けている人はわずか2割しかいないと。イギリス、ドイツが6割、フランスは9割が、若者も含めて生活保護を受給しているという実態があるので、こういうところももらさず憲法ですから、憲法に基づいて手だてを打っていただきたいと、一言申し上げておきます。

それから、続いて106ページ、107ページの木造住宅耐震診断等助成事業について伺います。まず、106ページの予算額3,623万円に対して決算額が1,966万1,000円と、半分強と、この大きな隔たりの原因は何なのか、お伺いします。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 今般の震災で、木造耐震診断のほうを優先的にたくさんの方に受けていただきたいということで80件予定していたんですけども、実際に診断のほうを受けていただいた方が38件ということで、なかなか診断を受ける方が少なかったと、改修を受ける方も少なかったということで、予算額と決算額に隔たりがあります。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 毎年大きな隔たりがあるんです。そして、この施策の成果の今後の方向性について、これも大体ほぼ同じことが毎年こういう文章で載っているんですが、要するに、「27年度までに90%以上を達成し、95%に高めていく」と。27年度というともうすぐなんですけれども、この件数で、仮に80、80、80でも結構ですし、実際値の38、38、38でも結構なんですけれども、これで27年度まで90%以上達成というのは可能な目標なんですか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 現在のところ、従来、今まで80%という数字、統計値の中で検討してまいりました。ただ実際、今、定住促進課のほうで実数地に基づいて再計算をしております。実際のところ、2,000件の建物が解体されましたので、その内訳はかなり、56年以前の建物が多いというふうに考えています。そういった数値も加味しまして、今年度中に実数値をつかんで、その実数値に基づいて、今後、耐震計画のほうを再度計画を練り直して、それで臨んでいきたいというふうに考えております。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 自然に、診断されないうちに倒れてしまった家があるというのもなかなか悲しい話ではありますけれども、実数値に基づいて、この目標をやれる計画をぜひ今阿部課長お話しになったように、立てていただきたいと要望だけしておきます。

次に、127ページについてお伺いします。狭あい道路整備事業です。この事業の内容というのは、施策の趣旨（目的）のところに書いてあるように、家の建てかえが行われる機会にバックしてもらって4メートル以上の道路幅員を確保するということなんですけれども、ただ、その裏、128ページを見ますと、一番上、成果の指標、狭あい道路整備率は20%に過ぎないという、まだまだこういう状況にあるというのが実際に、強制的に4メートルにするまでに建物を壊すなんていうことは到底できないわけですから、建てかえの機会をとというのはもちろん当然のことだというふうに思うんですけれども。

7月17日、参議院選挙の直前だったんですが、玉川1丁目で火災がありまして、実は私のうちから5軒隣のうちで、新玉川住宅からおりてきますと右に曲がって大型ショッピングセンターに出る細い坂道です、急な曲がりくねった、出口に野田の玉川の碑があるという狭隘な道路で、救急車がなかなか入るのに苦労して、そのあとはちょっと消防の話になってしまうんですが、とにかく水が出るまでに時間がかかって、時間がかかって、私たちがみんな周りで見っていたんですが、水が出たころには、これは全焼だなというような、間に合わないな、とてもという、本当に被災された方には心からお見舞い申し上げますけれども。

こういう狭隘な道路、塩竈じゅうに大変多いわけで、私もそうはいつでも、前置きあるわけです、家を建てかえるときじゃないと強制撤去なんていうのはできないということは当然なので。ふと考えるのは、あの道路にしても、両側に空き地が随分あるんですよ、家がない空き地が。そういうところだけでも、私、道路を広げれば、すれ違いにしる、こういう救急車両の通行にしる、その際のすれ違いにしてもかなり役に立つと思うので、財源の問題もちろんあるかもしれないんですけれども、そういう、たくさん、あの細い道路でさえあるんですから、塩竈じゅうだと多分そういう道路にもたくさん空き地とかがあるんだと思うんです。そういうところの道路をそこだけでも幅員を広げるといような手だては考えられないのかと思っているんですが、いかがでしょうか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 狭隘道路の整備につきましては、あくまでも住宅を建設する際に中心線から2メートル後退していただくという制度になっております。ただいま委員からお話あったような、道路を広げられないかとかという話になりますと、ちょっと今は家を建てる際に中心線から2メートル後退という、ある意味で強制的というか、そうでないと家を建てられないということで後退していただくような形になっているんですけれども、空き地の場合ですと、

家を建てるわけではないわけですから、中心線から後退ということはなかなか地権者の方に理解をしていただくのは難しいのかなというような状況があります。今のこの制度を使ってでは、委員から今お話のあったような道路整備はなかなか難しいのかなというふうには考えておりません。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 この制度でできないことはもちろん承知しているんですけども、何か法的にもう少し融通をきかせられるような方策があればと思ひまして、いろいろ探してみたら、これほど危険な道路がたくさんあるので、優先してそういうことができないのかなと、しょっちゅう、通るたびにいろいろなところ気がついているものですから、ちょっとその辺、ぜひ調べていただければと、何らかの方策がないかということのを要望だけしておきます。今後もこの問題はちょっと私自身も調べていきたいというふうに思います。

次に、148ページ、149ページ、それからあわせて355ページ、両方なんですけれども、お伺いしたいのは E Wしおナビ100円バス、国の国庫補助金、地域公共交通確保維持改善事業、こういうお金をいただいて1日3便であったNEWしおナビを23年12月からだったかな、午後の便を1便ふやして大変市民の皆さんに喜ばれたと。その分経費もかかっていますよという、現況と課題のところにも書いてあるわけなんですけれども。

そしてまた、355ページのお～らいタクシーですね。これも同様に、この補助金をいただいて事業を進めていると。

私お伺いしたいのは、国の地域公共交通確保維持改善事業の国庫補助金というのは、たしか23年度に午後の便をふやしたときには、国から来るのは2年間だというふうに伺ったような気がするんですが、ちょっと確認したいんですが。

志子田副委員長 阿部政策課長。

阿部市民総務部政策課長 現在のところ25年度で終了するというふうな制度で伺っておりますが、なお仮設住宅等があるうちは継続支援ということで、市長会等を含めて要望をしておるところでございます。以上です。

志子田副委員長 高橋卓也委員。

高橋委員 今、仮設のほうについてお話ありましたけれども、NEWしおナビについても、現況と課題について、「補助金終了後も安定して運行を継続するために」と、「効率的な運行や、財源確保策を検討する必要がある」と。今のご答弁ですと、こっちのお～らいタクシーについ

ては、どちらも25年度までの2年間で国からの補助は終わるので、国に要望していくということなんですが、見通しはどうなんですか。かなり便利なので、どちらも。もし国から2年きっかりで打ち切られたら、やめてしまうんですかね。市として何とか頑張るんですかね。

志子田副委員長 阿部政策課長。

阿部市民総務部政策課長 こちらの地域公共交通を確保するための補助金として、現在のところ、NEWしおナビ100円バスの運行事業の4便目というか、全ての便、4便全部、それから、伊保石の仮設住宅のお～らいタクシー、こちらの全て、国の地域公共交通確保維持改善事業のほうで100%の補助事業で見ていただいております。ただ、国の100%の補助事業になったことによって、県から今までいただいていた公共交通確保のための補助金というものがなくなっておりますので、そういったものが、国の補助事業がなくなったことによって、再度制度設計していただくとかそういったことで、何とかこの4便と、それから仮設住宅が解消されるまでの間は維持をしていきたいというふうに努力しております。ただ、ちょっと現行のサービスレベルを維持できるかどうかというのは、現在のところでは不明なところでございます。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 とにかくどちらも大変利用者も多いですし、喜ばれている事業ですし、困っている方のための事業ですので、ぜひとも努力して継続させていただきたい。ただ、お話聞いたら、私増便の話をするつもりでいたんですけども、ちょっと自信がなくなってきたので、その辺についてはまたの機会にお伺いしたいと思います。

続いて176ページ、177ページ、178ページ、重点分野雇用創造事業についてお伺いしたいと思います。

176ページの事業名のところで挙げますと、ざっと私全部見てみて、すぐわかるところだけなんですが、1つ目の被害認定調査業務委託、4つ目の資源循環促進事業、これは廃棄物の仕分けですね、選別処理。それから、その下の被災建物保安パトロール業務委託と。こういうふうに、要するに震災復興にかかわる事業で、その事業が終わったら終わりになる事業が幾つもこの中に含まれているわけで、こういう事業が終了した場合に、当初から、たしか2年間とか何か、雇用の期限が決まっておりましたけれども、その人たちの次の仕事というのが、先ほどの生活保護でもありましたが、働ける人の次の雇用先の確保ですよ。 「これで、はい、終わりですよ」では、その人たちが仕事をなくしてしまうことになるわけで、その辺は何か対策

を考えていないのか。あるいは支援をされているのかどうか、お伺いします。

志子田副委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、重点分野雇用創造事業につきましては、商工港湾課のほうで取りまとめを行っておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、まず震災等緊急雇用対応事業でございますが、23年度に震災に伴って創設されました震災対応事業が24年度から拡充されたもので、被災者を含む震災等の影響による失業者の雇用の場を確保しまして生活の安定を図るために実施するものでございました。当初、24年度までの事業とされておりましたが、被災地域に限りまして実施期間が25年度まで実施されたもので、今年度も実施してございます。ただ、この事業につきましては、あくまでも短期雇用の機会を確保いたしまして、その期間内に雇用された被災失業者の方々につきましては、就職活動をしていただいて本来の正規活動についていただくということを目的としてございますので、この事業でこのまま、そういった被災求職者の方々をいつまでも雇用するということではなくて、本来の正規雇用をみずから活動していただくといったようなことが目的となっております。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 179ページに、施策の成果のほうの2の成果で、「次の雇用までの短期の雇用機会が確保された」と、こういう成果を上げたんだと。と同時に、今ご答弁にあったように、現況と課題のところ、3段目で、「事業が平成25年度で終了するに当たり、新たな事業による求職者の雇用の確保と地域の発展に効果的で継続性のある事業に、国や地方自治体、民間などが連携して取り組むことが求められている」というふうに述べられていますので、2年間の猶予期間は与えたんだから、自分で捜しなさいと。ハローワーク等々に行くのはもちろん自立してもらうためには重要なことですが、私も厳しい言葉でいつでも言うのは恐縮なんですけれども、官製リストラ、これはこの事業がたしか始められるときにも、何年で終わりだというのはその時点でリストラじゃないかという質問をした覚えがあるんですけども、そういうふうにならないように、小まめな、「あなたたち、2年間で探せなかったんだから、後は責任持てないよ」というんじゃないで、もう少しまめな、先ほどのハローワーク等の活用含めて、周知とか指導とかをお願いできたらというふうに思います。

次に、372ページの宅地防災対策支援事業についてお伺いします。1の事業概要の、こちらは宅地についてが主なわけですが、それから(2)のほうの被災宅地復旧工事(新設)

と、この2つ目が新設されたのは大変喜ばれているんですけども、問題は、(3)の申請期間なんですけれども、現況と課題、右側の中に、373ページのほうに、「復旧・復興事業の本格化に伴う施工業者の繁忙により、工事期間の長期化、着工待機となっており、補助金の申請に時間を要している。また、さらなる制度周知により、被災宅地の復旧に努める必要がある」と、現況と課題として指摘されているわけで、372ページの申請期間について、の被災宅地復旧工事、新設工事についても、これまでの防災対策工事と同様に平成30年3月31日まで、平成26年3月31日というと来年の3月ですか、平成30年まで、同じ申請期間に延ばしたほうが、この現況と課題の趣旨からしてもいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 この事業につきましては、昨日のような大雨の際にのり面とか擁壁等の被害がないようにということでこういった期間のほうを設定させていただいておりますが、8月の協議会のほうでも、都市計画課長のほうからお話しさせていただいているんですけども、期間のほう、追加支援策もございますので、かさ上げのほうと同じ期間でいきたいということで、今、庁内で検討しているところです。以上です。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 いいことを知りました。ぜひ、検討して実現させていただきたいというふうに思います。

それから、次に222ページ、223ページ、小学校指導教員配置事業について伺います。私、テレビドラマ見ないので、余りわからないんですが、モンスターペアレンツという言葉を時々聞いて、訳すと多分私間違えてしまうと思うんですけども、多分、教育熱心過ぎか、子どもがかわい過ぎて、学校に文句を言う親のことなのかな、モンスターペアレンツというのは。違いますか、違ったら直していただければ結構なんですけれども。逆に私はゴーストペアレンツで、子どもの教育に何ら興味を示さない親だったものですから、この問題についてどういうふうになっているのかお伺いしたいと思うんですが。

左の222ページの2の「習熟度別の指導を行う学校がふえ」というふうに書いてあるんですが、この習熟度別の指導というのは具体的にはどういう方法が行われているのか、お伺いします。

志子田副委員長 高橋学校教育課長。

高橋教育委員会教育部学校教育課長 ただいまモンスターペアレンツという内容と、それから

習熟度別の指導の内容についてご質問いただきました。

まず、モンスターペアレンツの定義についてでございますが、一般的には、クレームというのは一般的にどの学校でも大体要望としてあるわけなんです、理不尽な内容あるいはなかなか実現が難しいと思われるようなそういった内容について要望を次から次に出してくるような保護者のことを総称して言っているようであります。

それから、2つ目の習熟度別の指導についてでございますが、一般的に今現在、塩竈市内の学校で行われている内容についてご紹介したいと思います、例えば算数の指導において、子どもたちの興味関心に基づいて、そして子どもたちのもちろん自己評価を踏まえた上で、早くどんどん、どんどん難しい課題を解いていく「どんどんコース」というようなコースと、それから基礎的、基本的な問題を中心に何回もそれを繰り返し学習していくような「じっくりコース」というような、一般的な名称でございますが、そのようなコースを設定しまして進めていくような学習でございます。大体1クラスの人数が今現在20人から40人くらいの人数でございますので、それを単純に2つに均等に分けるのではなくて、子どもたちの希望に基づいて、先ほど申し上げたとおりでございますが、人数の若干の偏りは出るんですが、いずれにしても2つに分けますので、20人未満の大体人数の指導を別々の教室で、そして2人以上の教員がついて指導が行えるというような指導の方法でございます。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 算数を例にというふうに最初にお話ありましたけれども、算数だけについてやっているわけですか。

志子田副委員長 高橋学校教育課長。

高橋教育委員会教育部学校教育課長 主に算数の指導で行われている場合が多いようでございますが、学校によっては国語科あるいは英語、理科等の教科でも行われております。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 もうちょっとだけ時間があるので、実は私が卒業した中学校なんですけれども、今思えばひどい中学校で、3年生になると、8クラスなんです、1学年、算数と国語の2年生までの成績をもとにAからHまで、要するに点数順でクラス編成されるんです。1学期のテストが終わるとその結果に基づいて、2学期は算数と英語の、算数のクラス、英語のクラス、別々なんです、クラスがえがまた行われて、3学期は2学期のテストの成績の点数をもとに順番で8段階にクラス分けされるという、そのモデル校だったらいいんですけども、悪しく

も私の出た中学校なんですけれども。そのときうんと感じたのは、区別されるというよりは差別に近いですね、8ランクに分けられて勉強を教えられるというのは。確かに内容を考えれば、わからない子にじっくり教えてあげるといのは効果が上がるのは、それは効果が上がるのは間違いないと思うんですけれども、うんとすぐれた子とごっちゃにしてやるよりは。わかるんですが、ただ、この差別された意識というのは物すごく、私もクラスを通ったりすると、沈殿した雰囲気はAからHに行けば行くほど漂っているんです。やっぱり、嫌で嫌でたまらないと、英語と数学だけでクラス分けされる、その授業時間だけになると。そういうことが小学生の段階で……。今、担当の方、自己評価をもとにと2回おっしゃったのは、自己評価をもとにされているんだと思うんですけれども。そういう何か点数によって、私の記憶がとにかくトラウマになっているものですから、そういう選別はされていないのかどうか、ちょっと教えていただけたらと。

志子田副委員長 高橋学校教育課長。

高橋教育委員会教育部学校教育課長 先ほどの繰り返しになりますが、教員側のほうで何かのテストをもとにして一方的に能力別に分けたものは少人数指導というふうには考えておりません。やはり、子どもたちの自分で自分の力を判断して、そして子どもたちの希望に基づいて習熟度別に、習熟の程度に分けて指導を行うという考え方を今進めているところでございます。

志子田副委員長 高橋委員。

高橋委員 ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

ついでに、私事でまた恥ずかしい話なんですけど、小学校5年生、6年生のときには、私のクラスは5教科の点数順に席が決められていたんです、いい子から前からいくというふうに。ひどい学校です、その小学校も。塩竈市内の小学校、中学校じゃありませんので、ご安心いただきたいんですけれども。とにかくそういうものというのは、大変な子どもの心に本当に生涯忘れないような傷を与えかねないようなことになると思いますので、そうではないという今お話でしたので、ぜひともその方向で習熟度別に学力アップにご努力を続けていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 では、私のほうからまた何点が質問させていただきます。

まず、資料 6の6ページ。一般会計のほうで実質収支状況の中で、前年度は、24年度は11億4,000万の黒字となっているということです。ご努力に敬意を表します。ただ一方で、収支

の中には起債、民間で言えば借金ですか、これが15億6,000万円あるというふうにもうたっていますので、実質的には、民間的に考えると4億2,000万円不足している、まだ借金体質であるというような解釈をしていいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 6ページ、これは審査意見書でございますね。6の6ページ、上から5つ目、実質収支、24年度11億4,359万8,308円という数字の話になります。これは確かに前年度と比較しますと6億4,000万円ほどの大幅な増というふうになっております。確かに実質収支ですから、いわゆる通常黒字額と言われるものが11億あったというふうに理解されます。ただ、実際、前年度と内容を事細かに中身を確認いたしますと、実は予定どおり入ってきた収入に対して支出のほうが、実は例えば繰り越しになってしまったり、あるいは翌年度の事業のほうに回されて不用額になってしまったとか、そういった原因でありまして、実際に収入に対しての支出が少なかったという意味になります。それが震災復興特別交付税はその当時、平成24年度にしっかり入ってまいりますが、例えばそれが繰り越しになりますとか、実際には工事が実施できなかったとかそういうケースになりますと、翌年度で返還というふうになってしまいます。ですから、こういった震災復興特別交付税、おおむね大体5億7,000万円くらいあったと思いますけれども、約返還分を差し引きますと大体5億8,000万円程度、実質5億8,000万円程度の黒字というふうになりまして、前年度よりも若干でありますけれども、黒字がふえているというのが実態でございました。

それから、借金体質というお話でございましたけれども、これまでも、先週の初日にもご説明させていただきましたように、公債費に関しては、これは徐々に減ってきております。さらには地方債の残高そのものも毎年減少傾向に向かっておりますので、何とかそういった発行の抑制等が2年後、3年後になってようやく改善されてきたかなというふうな見方にしてございます。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 前の委員会も、この5年間で44億収入不足が生じるということで、それも解決していかなければいけないというようなお話もいただいているわけですが、それでは、じゃあ、今も税収がなかなか順調に上がってこないという中で、震災で減免したりそういったことで本来上がるべき税収が幾らかでも減ってきているというところで、大変厳しい状況ではあると思いますが、そういう時期が過ぎて、じゃあ、塩竈市が実質的に、民間で言う黒字、全くの起債と

かしなくて単年度収支で黒字になるよというような時期が来るのは、今では難しいのかもしれませんが、大体どの辺を予想されておりますか。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 非常にちょっと難しいご質問かなというふうに受けとめますが、私たちの中で、一番これからちょうど苦しくなるというふうな見通しになりますのが、これまで健全化に向けまして、例えば土地開発公社の用地の処分でありますとか、そういった土地開発公社の負債、あるいは平成27年度まで今プランを継続してございます病院の再建というところ、ところがやはり大きな課題でありました。そういったところは、土地開発公社の土地については、いわゆる地方債を発行して取得をして開発公社の負債をまずなくしたと。そのかわり、その分の償還がこれから始まると。特に一番大きくなりますのが公共土地取得事業特別会計、こちらのほうで借り受けておりますのが約8億5,000万円ほどありまして、現在それを元金の償還を据え置いている。実はその元金の償還が始まりますのが平成28年度からということで、いろいろこれまで財政の見通しでもお話ししてきましたように、28年度からかなり財政的に厳しい局面を迎えてしまうのではないかとということをご説明してきたというふうな経過があります。

これはなぜかといいますと、平成27年度まで、これは一つは、病院のほうの再建プランが達成できる年度。その後に開発公社のほうの特別会計分の元金の償還というふうに、負担をいろいろ分けてきたという経過があります。ただ、なぜ28年度から苦しくなるかという、これまで実は歳入として見込んできましたいわゆる退職手当債、この制度が27年度で終了いたします。そういったいわゆる一般財源的な財源補填、財源対策としての地方債の発行もなかなか今度はできなくなるという面がございますので、これからというのは、実は28年度からおおむね3カ年、4カ年程度、ここがちょっと本市の財政状況は厳しくなるのではないかとというふうな見通しにしております。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 わかりました。厳しい財政の中でいろいろご努力されていくと思うんですが。

じゃあ、今度は資料 同じく6の7ページのところで、ちょっとここに財政力指数、それから経常収支比率、それから公債費比率というところのちょっと数字が書いてありますので、このことでちょっとお聞きしたいと思います。

財政力指数というのは指数が1に近いほど財政力が強いと。企業で言えば、財務体質が健全であるということだと。ただ、平成20年度から年間の推移を見ますと、塩竈市を見ますと、平

成20年度が0.54から24年度は0.47に悪化しているという形になるかと思えます。この悪化の最大の要因というのはどういうところからきているのか、教えてください。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず財政力指数、これは普通交付税上での基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合を示します。つまり、基準財政収入額そのものが減ればこれがだんだん悪化していくと。一番今は確かに基準財政収入額、これがいわゆる自主財源が主に内容が入ってまいります。例えば市税収入です。こういったものがふえれば、当然ながら財政力指数が上がってくるという数字になります。ただ、残念ながら、この震災の影響、やはり市税収入に大きな影響を及ぼしております。当然、減免減収という対応をしたにしても、実際の市税収入が落ちているという現状にありますので、こういった現状を踏まえますと、急激に24年度あたりから下がってしまってきているという状況です。ここは今現在のところ過去最低の水準ということになっていまして、同様に、今回の資料要求でもございました13市の中でも、特に沿岸部の市町村、本市と似たような沿岸部の市町村にあつては、この財政力指数かなり落ち込んでいっているという状況でございます。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 やっぱり震災の減免とかそういったことで税金が落ちているから、ちょっと悪化しているということですが、一応ちょっと私もネットで調べましたら、財政力指数、塩竈市の場合、平成23年度の比較なんです、県内35市町村の中で14位、まずまずなんだね。ただ、全国で見ると1,764市町村のうち、746位と、これも中盤以上ということで何とか頑張っていらっしゃるのかなという思いがいたします。次に、今度は経常収支比率、これについては一般的に80%を超えると財政構造は弾力性を失いつつあるというふうに言われていると。塩竈市の場合、平成20年度は91%だったものが平成24年度には98.3%になっているということで、かなり硬直化、動脈硬化が進んでいるのかなというふう思うわけですが、この辺の理由について、ひとつお願いいたします。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 経常収支比率、これはまず分母となりますのが、例えば市税でありますとか普通交付税、そういった経常的に入ってくる一般財源が分母になります。逆に、分子のほうが出て行くお金でありまして、例えば義務的経費であります人件費でありますとか借金返済の公債費、あるいは扶助費の一般財源分など経常的に出ていくお金、これが分子になりま

す。つまり、これが100%を超えるということは、通常入ってくるお金で賄い切れないという現状を示すわけです。ですから、当然これが100よりも下回ることがまず大前提であるという形になります。一方で、今ここに記載してございますように、8割を超えるということはやはり弾力性が失われつつあるという指数になります。したがって、この98.3というのは極めて高いというふうな状況になります。

この要因といたしましては、先ほど来お話ししていますやっぱり市税収入、これが経常一般財源の分が減収、減免分でまず落ちているという形です。それが震災復興特別交付税、これが入ってくるわけなんです、これを経常一般財源という見方ができないものですから、当然分母が下がってしまっている。今後、震災復興特別交付税から脱却をして、自主財源として市税で賄っていけるというふうになるのが理想でありますけれども、今後、減免、減収、こういったものの終了に伴いますと若干分母が上がってまいりますので、そういったことを考えますと、今後は経常収支比率、少しは改善していくのではないかとというふうな見方もあります。ただ、一方で、扶助費関係であります、先ほどからご質問ありましたように、いろいろな支援金のお金もありまして生活保護関係費が下がっているという形になります。これが徐々に通常に戻ってまいりますとまた保護世帯数がふえてくるというふうな心配もありますので、今度は扶助費が上がってくるのではないかとという懸念もあります。こういった両にらみで財政運営というものを今後気をつけて見ていかなければいけない。そういった極めて少し高い数字というふうに言えると思っております。以上です。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 そうすると、ここしばらくはまた同じように厳しい状況が続いていくということで、やっぱり税収を上げることを考えていかないと、日本の国も一緒ですけれども、地元の企業の納税額がふえてこないとその辺が厳しいことになってくるのかなと思います。

これもちょっとちなみに、全国、先ほどの話でランクを申し上げますと、県内35市町村の中で塩竈市は32位ですね。全国では1,764市町村のうち1,725番目になっています。ただ、多賀城が悪いのにびっくりしました。多賀城さんがいいと思っていたのが、経常収支については県内で35位、最下位です。全国ではもっと一番最下位のほうに近い数字にあるということで、ここはどういう理由なのか、私はわかりませんが、一応そういうことになっております。

今度はもう一つ、次に、公債費率の件でちょっとお聞きしますが、自治体の借金返済額を意味する公債費率の割合は10%を超えないことが望ましいとされているということなんです、

塩竈市の場合は、平成20年度12%、平成24年度は12.5%で、5年間の推移を見ると、一時14.2%まで行ったものが今12.5%まで来ているので、改善はされてはいるとは思いますが、この辺も、先ほどちょっとこの5年間不足するよというお話もちょっとしたわけですが、この辺についても、この推移というのは今後この四、五年の間ではやっぱり予断を許さない状況なんではないでしょうか。（「議事進行」の声あり）

志子田副委員長 はい。

嶺岸委員 今回の志賀委員の発言の中で……（「多賀城」の声あり）いい例題だったらいいですけども、悪い例題で他市町村の名前が出たので、それは取り消してほしいなと思いますので、委員長のお計らいをよろしくお願いします。

志子田副委員長 後ほど議運のほうで取り計らいたいと思います。

続けます。荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 次に、公債費比率の話です。こちらのほうも計算として、経常的な一般財源に対して出て行く公債費、これの一般財源相当分は幾らかという割合になります。これは年々下がってきているという傾向であります。これはまず一つは、公債費の地方債の残高が徐々に減ってきているということに伴っての元利償還金がまず減ってきているという、これはいい傾向に向かっているということです。それが一つございますし、ただ、今後という話になってまいりますれば、先ほどお話ししました28年度以降の公社の返済額がかなりふえてくるという実態がありますので、まずは28年度まではずっとこのプライマリーバランスを黒字化をまず継続していった中で、計画的に今度返済していくというふうなこれからの財政見通しというものを新たにやはり見直しをかけた中で、そういった28年度の公債費の対応には準備を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、今のところ、26、27年度までは、これは改善する傾向には向かいますが、その後、若干上がっていくというふうな状況になろうかと思っております。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ありがとうございます。

こういう財政的な問題も、やっぱりいつも議会でお話が出てくるんですが、二市三町の合併とか広域行政の推進とかというところで、やはりどうしても塩竈市の財政の状態が一つの壁になっているのかなというふうに私自身感じております。

ちなみに、二市三町内の順位を申し上げますと、財政力指数では、塩竈が4位、それから経

常収支比率では3位、公債費比率は4位というところで、やっぱり市なので、もうちょっとこのところを頑張っていかないと周りの市町に呼びかけすることがなかなか難しいのかなという感じもいたしますので、佐藤市長にはさらなるご努力をいただいて、財政改革をやっていただければというふうに思います。

それでは、次、同じこと、9ページです。ここに不納欠損金という勘定項目があるんですが、ちょっとこれについて増減額としては約900万円程度の金額なんですけど、この内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

志子田副委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 ただいま不納欠損のご質問をいただきました。この不納欠損につきましては、死亡や居住不明のケースを初め換価すべき財産がなく処分停止をしても資力の回復が望めないもの、あるいは資産に乏しく有効な徴収手段が得られないものが中心となっております。具体的に税目別でお話しさせていただきますと、市民税のほうは2,984万、法人市民税のほうは197万円、固定資産税土地計画税が4,100万円、それから軽自動車税が124万という内容となっております。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ありがとうございます。

23年度に比べて24年度が約900万円もふえているということは、中身的には、ふえた原因というのは固定資産税の増加が原因なんでしょうか。それとも、死亡とか行方不明とかの方が多くてふえたのが原因なのか。この900万円近い中身をちょっと教えていただけますか。

志子田副委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 固定資産税の不納欠損の内訳ということなんですけれども……（「済みません、内訳じゃなくて、900万円ふえた中身が何がふえたんですかと、一番多いのは何ですか」の声あり）

900万円の内訳をご説明いたしますと、昨年度に比べまして、固定資産税はほぼ同じ額となっておりますが、市民税のほうにふえているような内容となっております。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 わかりました。じゃあ、市民税の大幅減によってこの金額になった、900万ふえたということですね。ありがとうございます。

次なんですけど、資料 8、ページ329ですね。ここに公有財産ということで書いてあるわけ

ですが、この中で、ページを言いますと、済みません、348ページを見てください。

この中で、海辺の賑わい地区の土地が大分ここでマイナス、マイナスということになっているわけですが、現在、塩竈市が持っている市有財産、これについて資料の中で、資料24の68ページ、後ろにちょっと明細を出していただきました。例えば尾島町107番地、これは駐車場用地ということなんですが、ここは今現在どこに駐車場として貸されているのでしょうか。

志子田副委員長 佐藤都市計画課長。

佐藤建設部都市計画課長 こちらにつきましては国道45号線沿いの本塩釜の駅前駐車場の用地となっております。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ありがとうございます。

それから、今度、海岸通の290番地、ここはどこに貸しているのでしょうか。

志子田副委員長 担当はどちらさまですか。荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 海岸通290番地につきましては、マンションでセレーノさんと、それからいわゆるイオンさんの間のところにあります細長い形状の土地、ここに換地してございます。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 換地じゃなくて、貸しているんですよね。どこに貸しているんですかという質問ですが。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 ここを駐車場用地として、こちらのセレーノさんのほうにお貸しているという現状にございます。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 そうすると、じゃあ、セレーノさんにマンションの駐車場用地として貸しているということですね。これは契約は何年で、年間どのぐらいの金額で貸されているのでしょうか。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 賃貸借契約は、普通財産にしてございますので、いわゆる財産の賃貸借契約という形をまず締結させていただいております。実際の契約ということは、これは賃貸借契約ですので、双方に異議がないと自動更新するようなそういった契約をさせていただいていると。双方に異議がなければ自動的に翌年度もと、1年ごとに更新ができるような形にな

っているということです。

それから、財産収入として貸付収入という形になりますけれども、済みません、ちょっと手元に資料がございませんので、後、確認させていただいてご報告させていただきます。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 実は私も先日確認したんですが、一応10年かな、契約で貸していच्छると。月で、年間101万3,000円で賃貸しているということなんですが、あの場所というのは何か細いウナギの寝床のような土地になっておりまして、これも多分定住促進事業の一環としてマンションのほうに市のほうでお貸ししているんだらうというふうに解釈しておりますが。単純に、私あそこで見てきたら22台車がとまっている。そうすると、5,000円にしても年間132万円の賃料が上がるわけです。そうすると、不動産に6%の管理引いても124万800円上がるので、直接、たしかカイトさんですよ、セレーノさんはね。お貸ししているよりも、不動産屋に頼んでやったほうが、幾らかでも賃料が上がるんじゃないのかなと。そして、多分あそこは5,000円ということはないと思うんですね、駐車料金は。もっと高いと思います。それから、そういうところでやはり市の資産の有効活用ということ考えた場合、少しでも多くの、やる場合だったら、やはり市営駐車場もあるわけですから、市営駐車場としてマンションの住人の方にお貸しするということがって選択肢の一つではないのかなと私は考えますので、本来であれば、マンションのカイトさんに購入していただいて固定資産税を払っていただいたほうが、収支としてはいいのかなというふうにも思いますが、なかなかその辺は難しいのかもしれませんが、そういうことも含めて検討できるのか、できないのか、ちょっと。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず先ほどのいわゆる貸付料の話でございますけれども、現在のところ、1年間で101万3,000円という貸付料になってございます。大体、ちょっと若干低いぐらいですかね。委員さんの見込みよりも若干低いかなという数字になっておりますが。

ただ、ここの土地のもともとの経過というものがございます。ここはもともと港奥部再開発事業用地として土地開発公社が有していた土地という形になっています。そこは平成18年6月に土地開発公社の健全化に向けて第1種健全化団体に塩竈市が指定され、そこで一般単独事業債を打ってそこを買い戻しするというふうに特別に認められた内容の土地であります。実はここの用地というものは、大きくその当時の健全化の方法として2種類ございまして、塩竈市が、もともと目的がどうも達成が難しくなったという物件に関しては、その用途を変更して貸し付

けるという場合にあっては一般単独債が発行できる。もしくは、今後公共事業としてやれる場合はいわゆる公共用地の先行取得事業債という別な起債を発行できて、そのうちの利子の2分の1程度は特別交付税で措置されるという非常に有利な制度を活用して買い戻したという経過があります。この用地につきましては、今お話ししました一般単独事業債、しかもこの用地は平成22年度に買い戻しをしているという状況がありまして、向こう20年間地方債の償還をしなくてはならないというふうなちょっと縛りがございます。

したがいまして、当面の間、こういった経過がございますので、用地としてはお貸しをする。いろいろな方法がありますけれども、まずいろいろなところにお貸しをしてその有効活用を図っていくというふうな内容に、ここは当面は進めていきたいというふうな内容になっています。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 少しでも市の収入がふえるように、変更も一つの案として考えていただいて、それから、土地が間口3間ぐらいで、今度売るとなったときになかなか資産価値が多分ないような土地だというふうに私は私なりに見たんですが、その辺のやっぱり今となってはどうしようもないんですけれども、そういうこともありますので、できるだけ有効活用していただきたいと思います。

資料、今度は9ですね。これの171ページ、ここに活力ある産業のまちづくり、商工業の振興、中小企業振興対策ということでいろいろここに書いてあるわけですが、例えばことしの2月、主要事業の取り組み状況等についてということで、エスプで審議委員の方と委員の方が評価を、5点満点の札を上げるところに私参加させていただきました。見ておりましたら、例えば長期総合計画の位置づけとして、商店街の活性化支援というところの評価が、ちょっと、えっと驚くような点数が出たわけですね。というのは、審査員の大滝先生、札を上げられました。そのとき、市長はお隣に座っているから、何点上げられたかはご記憶ないでしょうね。実は2点なんです。審査員長が2点しか上げていないんです。ということは、この事業の評価というものはどうなんだろうかと。十年一日がごとく、オープン事業だ、商人塾だとやっていて、果たしてこの評価が上がるのかなと。そのときは直感的に感じました。ですから、やはり今後商店街振興についても、もうちょっと踏み込んだものを実施していかないと多分この評価というのは上がっていかないのかなというふうに感じた次第でございます。

それと、続きまして、次のページですね。活力のある産業のまちづくり、同じように、今度、

企業誘致推進事業というところでございます。この2月の表を見ますと、ここに「関東圏から食品関連企業の本社機能移転が予定されている」というふうに書いてあるわけですが、この174ページの施策の実績の右側ですね、ここに「特に、県内への立地を計画している都内の食品製造業者を直接訪問し、支援制度や市内の遊休地情報を提供」したと、「地権者とのマッチングを図った」というふうに書いてあるわけですが、実際これはどういう食品会社なのか、もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

志子田副委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、まず第1点目に、商工振興対策事業についてでございますが、こちらにつきましては、資料 9の170ページ、こちらの下のところの評価というものが出てございまして、長期総合計画進捗報告会における評価としましては3.35という評価で、やはりどちらかというと低い評価でございまして、委員がおっしゃってありましたように、委員長である大滝先生の評価については2という実態でございました。この評価につきましては、大滝先生のほうからコメントをいただいております、「シャッターオープン事業や商人塾の取り組みは評価しているが、この積み重ねで新しいことにつなげるのは容易ではないのではないか。もっと高いところを目指してほしいという意味で2という評価をした」ということでもございました。また、ブランドの集積を図ることとか、町中に回遊性の拠点をすることが大事であるといったようなご指摘もいただきましたし、デザイン性を高めるとか、工房の要素を取り入れること、市民にも観光客にも、商店の活性化に挑戦しているという要素をもっと見せることが必要であると。さらには、文化や芸術などのスペースについても、シャッターオープン・プラス事業の取り組みの趣旨ということでスタートしてございますので、今後、そういったものにも力を入れて、塩竈市の売りを発信して人を呼び込む努力が必要だというコメントもいただいております。

これを踏まえまして、シャッターオープン・プラス事業、それから、そういった方々にも参加していただいております商人塾については、今後とも内容を充実して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

また、それから企業誘致のほうでございますが、175ページのほうの新たに進出が予定されている事業としましては、こちらにも書いてございますが、東京に本社を置いております食品製造業としまして、餃子の製造を行っている事業所でございます。現在のところ、まだ土地の取得について地権者のほうとまとまっておりませんので、進出には至っておりませんが、現在、

その協議が行われているところでございます。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 今回の企業誘致事業も大滝審議委員長の点数は2点だったわけですね。ですから、ぜひとも佐藤課長、頑張ってください。期待しています。以上で私の質問を終わります。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 では、私のほうから、主に9の説明書、主要な成果に関する説明書について触れさせていただきます。

震災との関係でいいますと、349ページのところですね。

349ページのところに災害廃棄物処理事業というものが触れられております。決算上の関係でいうと59億3,570万9,000円というのがこの決算の中身になっています。そこで、さらにこれの委託業務ということで、危険解体物の委託業務ということで、1、そこにざっと10億2,292万円の委託業務がここに書かれております。2つ目は、一次仮置場のところ、中倉処分場、越の浦漁港背後地、浦戸諸島の3カ所と、こういうことで金額上もここには書かれているということです。

それらも含めて、裏のほうの評価で、私はちょっといささか奇異に感じるというか、施策の成果のところでは書かれているものを見ますと、危険物解体、これが一つですね。成果として、危険物解体による被災者の復興に寄与する。あるいは二次仮置場へ搬入するまでの間の関係で管理することができた。ないし、島民の就労をいただいたと。こういうことが成果としてあったんだということです。ただ、例えば評価のところをよく読んでみますと、手段の方法として、「A」というふうに書かれているんですね。これはちょっと私は評価の仕方が、瓦れき、災害廃棄物処理事業そのものはやはり急がなければならない課題だったし、それはやはりその業務として当然行われなければならない業務というのは当然前提の上ですが、ただ、今特別委員会等で問題になっている手段という点で言うと、妥当性というのは、果たしてこれだけの問題になっている中で、災害復旧連絡協議会の委託業務として妥当だったという、こういう評価は当たっているのか、当たっていないのか、ちょっとその辺の、これは評価ですので、評価員の方々の点数だろうと思うんですが、見解的なご意見を伺いたいと思います。

志子田副委員長 菊池環境課長。

菊池産業環境部環境課長 委員お尋ねの災害廃棄物の処理事業の実績と成果、そしてその評価ということで、今ご質問がございました。

まず、評価の中のAという評価、市が実施するという、法律ということありましたけれども、委託協定等に基づく契約等で市内のそういった復旧連絡協議会初めいろいろな団体をお願いして、成果としては実現したのかなということでは、こちらとしてはそのような理解ではあります。いろいろその方法論として、協議会に全てお願いした件につきましては調査特別委員会のほうでもいろいろご指摘あったところでございますけれども、市内から瓦れきが早い時期に片づいたとか、危険建物解体もできるだけ市民の要望を受け入れながら迅速に安全にやったということで、こういった評価をつけさせていただきましたので、どうかその点だけご理解いただきたいと思います。以上です。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、それは早期にやっていただくことは、それは当然市民のほうでの関係で言えば、あの当時のことを考えればそのとおりだと思います。ただ、私が問題にしている点で、もう一つの観点で言いますと、同じ平成24年11月5日にこの件の委託の関係を問題にしている方々から上申書というものが、既にこの年度の11月の段階で出ているわけですね。この上申書そのものが出ていて、その中で協定書に基づく運用が適正であったか否か、検証されたいと、3項目、細かくはなりますから、言ってみればそういうふうなことでの上申書が出て、佐藤市長のほうに上申書提出が行われた。その後の回答のところでは、そういった協定の中に市の調整や指導の権限は規定されていない。主にこの点で言いますと、適正な履行を求めていると。協会の構成員に業務報告の提出を義務づけており、履行の確認と報告内容に疑義が生じた場合には、当然ながら、意見、是正を求めて、適正な業務を、履行を求めているというふうに当時回答していたというのが特別委員会に出されました。

こういった点も含めて、私どもはやはり、私の見方、考え方、捉え方としては、この問題が、この上申書が出たときに是正の方向を正すならば、この問題についてある程度正常化の道がたどれたのではないかなと思うんですが、今現在の市長のお考え、当時と、この回答書とほぼ同様なのか、改めて確認をさせていただきます。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 特別委員会の席でも発言させていただいておりますが、進行管理について、我々、配慮がもっと必要ではなかったかというようなご答弁をさせていただいておりますが、事業の実施については、公費の支出については、特別委員会の中でも一つ一つご説明をさせていただいたところであります。災害廃棄物処理事業全体という評価をさせていただきましたが、今ご

質問いただきました進行管理という部分については、我々も大いに検証しながら今後に備えていかなければならないというふうなお話をさせていただいております。その気持ちは変わっておりません。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 私が問題にしているのは、今進行管理等々はあるけれども、やはり上申書が出たときにやはり正すべき方向を……。ああいうものがやっぱり市民の声というふうに私は受けとめているんです。ですから、こういった問題について適切に対応されていなかったというのはやはり問題ではないかというふうに考えます。特別委員会等で議論もされるし、これ以上の言及は避けませんが、いずれにしても、この点についても進行管理だけの問題だけではない。公費の支出はそれはそれでこちらの決算書の中にある数字で照らし合わせていけば、そのとおりですから、それは支出上は問題ないと思いますが、委託された関係でのこういった問題が発生しているだけに、この決算の評価での考え方は、私はとても全く納得できないということを一言申し添えておきたいと思います。これは後、特別委員会等の中での議論になりますので、これ以上は触れません。

さて、次に419ページのところで、ちょっと何点かお尋ねをしたいと思うんですね。

419ページのところで、集団移転促進事業（桂島・寒風沢地区）というのが書かれております。この中に、集団移転実施をしたということで、集団移転促進事業計画の作成ないしは移転の設定、設定地域の5.4ヘクタール、事業計画作成6.8ヘクタール、こういうものが載っておって、住民説明等で合意形成に努めている。21回開催、554人、そして大臣の同意、災害区域の指定というのが25年3月というふうになっているようです。

そこで、これも裏のほうの手段の妥当性というところでAの評価になっていまして、その辺のところは何点か、私たちもこういった集団移転というのは住民との関係で絶えずトラブル、問題がどこでも、どの地域でも起きているわけです。高台移転の問題でもしかり。

実は島民の方々からご意見を伺いました。そうしますと、ある方は、いろいろな意見は述べられておりましたが、例えば前段、震災前に自分の自宅の住宅リフォームを行って、震災があって、2人暮らしで、2階が全壊に近かったけれども、1階が何とか柱も残ったので、そこに6カ月ぐらいブルーシートをかけながら大工さん呼んでやってきたと。いろいろなことはありますけれども、ざっとこの方の実際のかかった経費等も多額だと。しかし、実際に国といただきますか、支援をいただいたのはたしか応急修理の52万と修繕費の100万。実際に修理したのは

800万だそうですから、そうすると、ざっと100万、52万は、それは国のほうの基準で、結局、そこに住んでの関係、将来の、既に60を超えている方々ふたり暮らしという点で、とても再建できない。残っている家の修理、そういうことを行って何とか再建を果たしたい。こういう方もいらっしゃるし、それから、ある方も同じような感じですね。やっぱり2人暮らし、60歳代の年齢ぐらいで、やっとかさ盛岡にいる嫁さんの大工さんの協力を得て再建はしたということですが、これも同じように100万、45万の関係だけで終わって、査定で650万だそうですから、土地の評価で、もし移るとすれば。とてもじゃないが、それだけではできないんだと、こういうお話なんですね。

何を問題にするかという、つまり、私はこういった住民懇談会を開いているいろいろな意見を聞いていたというのは、それはそれで当然必要なことなんです、そのいわば自分のうちにいて再建を果たして、集団移転には参加しないで、しかし、支援は45万と100万。こういう形になってしまうと、この方々の支援はないんですね、45万と100万以外は。最近出された津波浸水区域で被災された方の住宅再建、最大で978万、これはこれでありがたいことですが、よく読んでみると、土地区画整理事業や防災集団移転事業などの復興事業の対象者を除くというふうになっていて、これはこういうものも該当しないのか、例えば今集団移転に加わらない方々の関係、その辺の是非だけ、ちょっと確認させていただきます。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、ご質問の場所は浦戸であります。浦戸につきましては、塩竈市で唯一、災害危険区域の設定をさせていただいております。その災害危険区域の中にお住まいの皆様方については、当市の職員が一軒一軒ご訪問させていただきながら、今後の生活再建についてさまざまなご意見、ご要望を承っております。災害公営住宅に移りたいという方々もおられますし、あるいは高台に造成する土地に実家を建て直したいという方々もおられます。いずれ、そういった方々については防災集団移転のほうでの補助といいますか、助成が出るわけありますので、そういったものを最大限に活用して生活を再建いただきたいというようなお話をさせていただいたつもりであります。でも、どうしても災害危険区域の中に余生を過ごしたいという方々もおられますから、もちろんそういった方々についても、どうぞその地域でお暮らしをされることを選択されるのであれば、我々はそういった住環境をしっかりと整えてまいりますということをお話しさせていただいてきているつもりなんです。

ちょっと今の委員のご質問がどういった視点でご質問いただいたのかというのがよくまだ理

解できない部分がございますが、我々行政の対応としては、そのような対応でさまざまな手段を有効に活用いただきたいというようなお話をさせていただいてきたつもりでございます。よろしく申し上げます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 有効な手段というふうに、それは、そういうことはやはり被災者に寄り添って図っていただくのは、当然私は必要だろうと思うんですが、この方のご意見を聞くと、残るのは年齢が60、70になって、しかも漁業、浅海漁業がそれほど収入がない中で、見通しが無い。だから、見通しが無い。現場に、例えば寒風沢ですよね、寒風沢で残っている方々で、そういった、自分で1階あたりを直している方々ですよ。しかし、これ以上、じゃあ、支援は何なのかと。住環境の整備といっても、今、周辺をやっと解体して、柵をつくるということ、それも必要だと思いますが、一番はやはり自分の気力がないというか、住民の方々、大体自分たちの高台移転はやめたし、残るのは借金だけだし、融資だって、もちろんこれからやる気はないというようなお話が聞かれるんです、率直に言います。

ですから、そういうふうな、例えば先ほど言いましたように、津波区域で被災された住宅再建を支援する、こういう制度がもし適用だったら適用と言ってください。適用外と、残念なことにこれは防災集団移転事業などの復興事業の対象者を除くとなっていますので。そうすると、これは例えば集団移転は希望しないで寒風沢の津波の被災地域に残ったという方々、私3人ほどご意見聞きましたけれども、それはこの最近創設されたこの制度は適用できるんですか、できないんですかということを知りたい。

志子田副委員長 高橋生活福祉課長。

高橋健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、津波被災住宅の再建支援事業でございますけれども、委員おっしゃいますように、土地区画整理事業ですとか防災集団移転促進事業の対象になれば被災住宅の支援は受けられませんけれども、結果的にそちらの防災集団移転促進事業を利用されないと、対象外になれば私どものほうの住宅再建支援事業の修理ということで支援が受けられるという形になろうかと思います。以上です。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこが聞きたかったんですよ。つまり、お金の問題も確かにありますが、その方々に、言ってみれば、さっき復興と言いましたよね。やはり寒風沢の方々の復興の足がかりをつくることできるんじゃないかと、こういうことなんです。残った方々がこちらのほうの適用

ができるとすれば若干の希望の光が見えてくるのではないかと、私はそのことを確認したかったんですよ。

ただ、このニュースは恐らく知らないと思う、島民の人たち。ほとんど知らない、最大で978万円補填しますという制度について。知らないということは行政の手落ちじゃないですか。確かに、それは平成32年度までかな、計画のいわば事業ですけれども。やはり集団移転、つい最近の話ですから、そこまで手が回らないといえればそれはそれでありませけれども。希望をどう……。やはりそういった集団移転はしない、自前で寒風沢で再建したいという方々への希望を少しでも見通しをつけさせるということが、行政のやるべき、なすべき仕事ではないかということなんです、その辺いかがでしょうか。

志子田副委員長 佐藤復興推進課長。

佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 私どものほうで防災集団移転の促進事業の対象者の方には何度もヒアリング等を重ねながら、この間、密に打ち合わせをさせていただいております。今現在、何人かの方はそのまま、要するに今の場所に残りたいというふうな考え方を申し出になっている方もいらっしゃいますけれども、まずは、私どものほうとして、できればこういった高台の場所もあるので、移動してはどうかといった部分の話をさせていただいております。その中で、今、別な支援制度、こういったものの活用ができないかというふうなお話をもっとしてはどうかというふうなことをいただきましたけれども、個別の相談の中でそういったことも含めていろいろと相談に乗らせていただいておりますので、その辺は今後とも個別のヒアリングの中で真摯に説明をしていきたいというふうに思っております。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 やはり市内で言えば集団防災移転ということで、浦戸、桂島の方々はそういう自分でなれ親しんだ思い入れのある自宅を手放しての集団移転、あるいはとてもそういうことができないという方々の残っている方々の気持ち、やはり自分のそういった気力が湧かない。私はそこだと思えます。どこの仮設に行ってもそうだし、それからこういうふうな島々の方々の思いをぜひ酌んでいただいて、やはり丁寧な対応、やっぱり活用できれば現地の人たちは喜ぶますので。これは集団移転の説明会で大変担当はご苦労されていると思うけれども、やはりこういった事業が既に開始されて、それが運用可能ならば、残った方々へのさまざまな対応をやっていただければというふうに思いますので、それはその辺で終わらせていただきます。

次に、9番の157ページのところになります。

水産加工業の活性化支援事業ということで、これは一般質問のほうで詳しく行いますので、ここではさらっとだけ触れておきますが、私驚いたのは、158ページのところの塩竈の水産加工業製品高というものを見て改めてびっくりした次第です。24年度が出ていませんので、これは24年度の実際の製造出荷額を見てみなければならぬけれども、例えば20年度で530億、平成21年度で512億、平成22年度で519億、平成23年460億、震災の影響があったということは、それはそれで理解できますが、ざっと4年ほど前から比べるならば、相当、60億、70億ぐらいの製造出荷額が減っていて、表のほうの157ページを見ますと、そこに書かれているのは、例えば1、魚食普及、広報求評あるいは水産加工開放実験室、こういう事業が書かれていて、決算額としては251万と。業者の方々から聞くと、じゃあ、例えばどういう施策があるかというのは、もっと研究をしておこなっていかねばならぬと思うんですが、ちょっと私的には塩竈の市場、魚市場以外の塩竈の水産加工業、製造加工業に対する支援としては、ちょっと何となく薄いのではないかと。もっと本格的なやはり支援をしないと、460億に減ってしまったこういった関係で、塩竈が、全国のベスト10なはずですよ、製造出荷額でも。だけれども、こういう状況の中で、果たしてこれで決算を見ていいのかなというのが私の疑問符ですので、その辺と、お考えになっていることがあれば、ひとつお答えいただければと思います。

志子田副委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 お答えをさせていただきます。

資料 9の158ページ、一番上のところに成果指標といたしまして、水産加工品の生産高を記載させていただきました。今ご指摘いただきましたとおり、23年におきましては460億9,189万5,000円というふうな生産高となっております。22年から23年にかけては、まさに震災の影響がございまして、一時的に下がったというところがございますが、24年、今度、取りまとめをしてまいりながら展開を見てまいりたいというふうに考えております。

ただ、その中で、やはり今水産加工の方々というのが今悩んでいらっしゃるの、確かに先ほど委員がおっしゃいましたとおり、一般質問のほうでも出てまいりますが、円安の関係でありますとか、それに伴う包装資材や原材料費の上昇、さらには今度電気料金の値上げあるいは今度の消費税、そういったものがもろもろ影響が出てくるというような状況で伺っているところがございます。私どもとしましても、今までやらせていただいているような魚食普及あるいは見本市を初めとします広報求評の事業、そういったものに加えまして、今現在、やはり今回一番悩ましいのが風評の被害の部分での売り上げの減少、それから震災で一時的に生産がとま

った時期におきます、ほかの産地あるいは大手さんに売り場を取られてしまったというようなところもございますので、そういったところを支援するためにも、まさにこれは震災の影響ということもありますので、最近では、復興交付金等の活用によりましてそういったところの側面支援ができないかということをお国ともちょっと相談をさせていただいているところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 いろいろ述べられましたので、それはそれで状況をよくつかんでいらっしゃるというのはありがたいことです。

私が求めるのは、本格的な支援をやはり進めていく。やはり現場の意見が一番大事なんですね。つまり、経営者の一番考えていること、やはりそこをつかんでいただくというのが何より大事でして、これ以上の論は避けまされども、やはり私はこの数字を見て、塩竈の再建、なかなか3・11以降、水産加工業においても厳しいのではないかと。これを押し進めていく方策を、ぜひ業者の皆さんの声を直接聞いていただいて、本格支援をぜひご検討していただければなおありがたいということですので、その辺にさせていただきます。

次に、先ほど志賀委員がおっしゃった169ページのところで、商業の振興対策ですね。これも私も改めて決算を見て、中小企業相談所運営費補助金あるいは中心市街地の活性化事業、市民まつりもあります。先ほど、志賀委員がおっしゃったシャッターオープンとかもろもろございますが、なかなか先ほど評価は厳しいんだと。評価は厳しかったということですが、そういう点で、最後の現況と課題の中で、一番最後に、「実効性のある商業施策の展開が必要だ」と、こういうふうに、この評価の最後の下り、課題として述べられているんですね。そうしますと、その辺の考え方、捉え方、私たちが捉えていく上で、実効性のある商業振興策というのは何を指しているのか、この決算の上から何を引き出そうとしているのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 資料 9 施策の成果の170ページの中で、実効性のある商業振興策の展開ということでございましたが、この間、商業振興策としましては、23年度の罹災商店再生支援事業ですとか、それから23年度から24年度にかけては震災見舞商品券事業などを実施して商業者の方々の支援を行ってまいりました。またこの間、震災前からシャッターオープン事業、シャッターオープン・プラス事業、それから商人塾などについても継続して

実施をしてきたところでございますが、今後につきましては、やはり商業者の方々にみずから工夫をしていただきながら、それを我々としても支援できるような、そういった取り組みが必要なのではないかというふうに考えてございますので、まず一つには、先ほども申し上げましたが、シャッターオープン・プラス事業、それから商人塾事業につきましては継続して実施をいたしますとともに、その中でより商業者の方々の力になるような事業内容になるように施策の充実を図ってまいりたいということと。

それからもう一つ、今年度の重点分野雇用創造事業の中で、補正予算で商業振興の加速支援事業ということで、事業の実施を予定させていただいております。これにつきましては、コンサルのほうに委託をしながら、現在の塩竈市の商業の実態を踏まえたときにこういった施策を展開することが本来の商業者の方々の支援になるかということについてご提案をいただきながら、それに基づいて、私どものほうでは施策の展開ということを考えていきたいというふうに思っております。以上です。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 施策の展開、コンサルの方々の力もかりて……。それはそれで私は構わないと思いますが、より、今の塩竈の商店街を見ると、3・11以降、更地になり、空白になり、そういう状況が相次いで見かけられている中で、なかなか厳しいんだと思います。

そこで、私が一番強調したいのは、コンサルの方々のご協力も仰ぎながら実態をやはりここもつかんでいくと。何を望んでいるのか調査をするということが大事だと思うんです。私たちも商店街よく歩いていろいろな意見をよく聞きますが、行政側でやっぱり今も中心になっている商店街、お店、店舗に行ってじかに意見を聞いて、そこを集約するということが大事だと思うんです。私も記憶あるんですけども、例えば調査を行ったということで、前段、何かの議会、2月議会かな、やったのは商品券、要するに一部損壊の方々に1万円の商品券をお渡しして、それで終わってしまったということですが、それはそれで、あのときに答えたのは、そういうことも望んでいるというのがあったようなんですよ、一番望んでいるもの。それはその当時の状況ですから、もう少し今は変わっていると思います。ですから、やはり商店の直接の調査、実態をつかむというその辺のお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 委員おっしゃるように、震災見舞商品券事業を実施した際には、商店街の方々からもいろいろご意見をいただいたところではございました。私ども、

今商店街の方々とじかに接してご意見をいただく機会としましては、先ほどから申し上げております商人塾のほうに、主にではございますが、本町の商店主の方々ですとか、あるいはシャッターオープンで新たに起業された方々なんかにご参加いただいております、その際に、いろいろ商業について皆さん考えていることをお伺いする機会となっているところでございますが、今後、先ほど申し上げました商業復興加速支援事業を実施する中で、こういった形で商業者の方々のほうからご意見をお伺いできるか、その辺はちょっと工夫してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 ひとつよろしく。商業力加速支援事業、ぜひ議会にもこういうものでの意見が上がったというものは速やかに報告をしていただいて、議会の側とも共通認識を合わせて進めていきたいというふうに思います。

次に、公立保育所について、ちょっと確認とお尋ねをしたいと思います。この資料 でいうと9の25ページのところからでしょうか。そうですね、23ページからです。

公立保育所というのは非常に大事でして、入所状況を見ますと、定員の延べ人数で言うと4,320人が書かれておって、充足率が96%、各保育所によって充足率はおのおのまちまちですが、いずれにしても公立保育所の果たしている役割はこの4項目に沿って非常に大きい。しかも、震災も含めて保育所の皆さんが鋭意頑張ったという姿は私たちもよく承知をしております。

そこで、私が問題にするのは何かといいますと、後ろのほうの評価、評価がうんと大事なんですね。行政関与の妥当性B、市が実施する法律上の義務づけで間接実施が可能なところ。行政手段B、ほぼ妥当であると。こういうふうに高い評価がある。Aよりもちょっと下回りますが、ほぼ妥当だというのは、やっぱり公立保育所の果たしている役割を評価しますという、こういう中身だと思います。

ただ、私が懸念するのは、前に、のびのび塩竈っ子プラン、ちょっと舌が回りませんが、その中で、いろいろな現状や課題を読ませていただきながら、今後、例えば香津町保育所、平成27年4月、民営化と、この間、過般、協議会等で報告がうるございましたが、その辺ですね。つまり、そういうことも含めて、私は公立保育所の役割は極めて重要な位置を占めていると、こう思うわけですが、なぜ民営化になったの方向なのか、その辺、まず最初にお尋ねします。

志子田副委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 お答えします。

所管の協議会の中でも同じような意見がございまして説明させていただきました。公立保育所を取り巻く状況ですけれども、平成16年度に公立の保育所整備に係る国庫補助金が廃止になっております。老朽化進む公立保育所を持つ、例えば塩竈市のような市町村にとっては大変厳しい財政状況、財政負担を強いられることになったと。また一方、民間保育所では、現行補助制度、安心こども基金を含めた、こういった補助制度を活用しながら建てかえが可能となっております。このような現状を踏まえて、児童の保育環境を改善するために香津町保育所を民営化するというようなことでございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 こつこつ子育てプランの中で、効率化というものがありまして、効率化というのは、言ってみれば、人を減らして効率的に運営しようというふうに捉えてもいいのかなと思います。もう一つは、実は安倍政権が補正予算を2月に出したときに、日本共産党の高橋千鶴子議員が、当時の交付金、今学校改修なんかでいろいろ予算化されたもの、ちょっと総額相当あったものですね、9億ぐらいあったのかな、もっとありましたね。その補正予算の関係で、実は「公立保育所にもそれは使えるんですか」というふうに厚生労働大臣に聞いたら、「使えます」と回答したんです。使えるという話なんですよ。2月の安倍政権が景気対策と称して打ち出した交付金、実施計画をつくってやらなければならないと。そうすると、学校改修は学校改修で使って予算化措置をしたわけですから、それはそれで構わないと思うんですが、私、国会の中で論議を聞いて、見たりしていると、公立で、確かにそのとおりですよ、補助金がない。補助金が……、ということでの問題が生じているというのはそのとおりですが、やはり、そういうことも含めて、やはり使えるというのは、ちょっとニュース遅きに失した感はしますが、当時そういうふうな国会での議論があって、やはりそういうものも運用したら、民間化しなくても十分建てかえが可能ではないかというふうに私自身思ったところです。情報をつかんでいるか、つかんでいないかだけ、ちょっと確認させてもらいます。

志子田副委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 いろいろな景気対策として、国のほうから支援策出されるたびに、我々、県を通じて、本市のような状況を説明して公立保育所の建てかえが可能なのかどうかというような問い合わせなんかをさせていただいているところでございます。一度、児童福祉施設、そういったところに、要するに改修なりそういった補助が適用されるというようなお話が県のほうからありましたけれども、やはりその中では公立保育所までは一応対象になっ

ていないというなお話でございました。我々つかんでいる情報としては以上でございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 これ以上論を通じてもなかなかちが明きませんので、これはまた別な機会に質疑したいと思います。終わりですよ。じゃあ、以上で終了します。

志子田副委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、18日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

志子田副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後2時52分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年9月17日

平成24年度決算特別委員会委員長 阿部 かほる

平成24年度決算特別委員会副委員長 志子田 吉 晃



平成25年9月18日（水曜日）

平成24年度決算特別委員会

（第3日目）

平成24年度決算特別委員会第3日目

平成25年9月18日(水曜日)午前10時開会

出席委員(17名)

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員(なし)

(一般会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君
市民総務部 政策課長	阿部徳和君	市民総務部 財政課長	荒井敏明君

市民総務部 税務課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	渡辺常幸君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 健康推進課長	川村淳君
健康福祉部 保険年金課長	並木新司君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
産業環境部 観光交流課長	本多裕之君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君	建設部 都市計画課長	佐藤寛之君
建設部 定住促進課長	阿部光浩君	建設部土木課長	川名信昭君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
教育委員会教育部 市民交流センター館長	本田幹枝君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時00分 開会

阿部委員長 おはようございます。

本日委員会でございますので、ちょっと蒸し暑い気候ですので、上着を外していただいても結構でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから、平成24年度決算特別委員会3日目の会議を開きます。

それでは、これより昨日の会議に引き続き、一般会計の審査を行います。

審査に当たっては、一般会計の範囲内でご発言いただきますようご協力お願い申し上げます。

なお、質疑の際には資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑、意見等についてご発言をお願いいたします。

志子田吉晃委員。

志子田委員 皆さん、おはようございます。新生クラブの志子田です。

平成24年度の決算について、きょうは一般会計でございますから、これについて何点かお尋ねしたいと思います。

資料番号は、9 主要な施策の成果の最後のページですね、442ページから443ページ。それと、6の決算審査意見書の4ページ、5ページ、6ページ、その辺で全体的な決算状況についてお尋ねしたいと思います。

それでは、最初に6の6ページですか、ちょっと一番上のほうを見ていただきますと、歳入決算額というのが平成24年度で570億円ほど数字、最後までありますけれども、書いてあります。24年度の歳入決算が570億1,000万何がしと書いてありますね。それから、こちらの9のほう、わかるために最後のページの442ページのほう、全体的に書かれていますので、ちょっと数字細かいですけれども、いろいろなところに数字が書いてあるんですけれども。

ここを読むと、24年度の決算状況は収支状況が569億2,000万円、ここで9,000万円ほどの数字の違いというのが、どちらも決算ですと、そういうことでは監査委員の方が言われている決算額と市の当局のほうで出された決算額が、ちょっと数字が9,000万円ほど違うんですけれども、これは今回ばかりではないと思うんですけれども、なぜ、どちらのほうが正式に正しい決算額なのか。その辺のところもしできましたら、監査委員の方にご説明願えればと思います。よろしく申し上げます。

阿部委員長 高橋監査委員。

高橋監査委員 私のほうでまとめた6ページのほうですけれども、570万1,000円という部分についてはいわゆる一般会計の部分だけの金額です。442ページのほうにつきましては、あと内容については財政のほうから多分お話あろうかと思えますけれども、こちら24年度の一般会計の歳入は570億1,078万円ですか、この金額が歳入金額という形になります。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 ちょっとその辺が、今の説明ではなかなかわかりにくいと思うんですよ。

じゃあ、24年度のこちらの442ページのほうは、一般会計だけじゃないということなんでしょう。その辺のところもうちょっと、統計がどこからどこまでとっている……。だからそうすると、どちらでもいいんですけども、正式にはどちらのほうを決算額として今回の議会でこの金額を認定したらいいのかっていうことになると思うんで、その辺のところの見解をお願いします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 再度ご説明申し上げます。まず、9の成果のほうの442ページ、これにつきましては総務省で毎年行っております決算統計、いわゆる普通会計の決算という数値になります。しからば、その一般会計と普通会計、何が違うかと。普通会計というのは、統計上国が示しております全国統一的にその決算状況の指数をはかろうとするための会計という意味でありまして、本市の場合初日でもご説明いたしましたけれども、普通会計というのは一般会計並びに公共用地先行取得事業特別会計並びに区画整理事業特別会計の合算というふうになります。ただ合算といっても、ただ合算ではございませんで、当然ながら繰り入れ・繰り出しというものが重複してしまいます。ですから、そういった重複した部分を控除した、いわゆる純計控除と実際の金額であらわすような数値になっているという数字になるわけでありまして。

ただ、その場合でありますけれども、今お話ししました決算統計の数字とそれから一般会計、当然ながら異なってまいります。今回皆様のほうにご審議いただく分というのは、まず一般会計という形になりますので、先ほどの資料6の6ページと、それから成果資料のほうでいきますと432ページ、こちらの数字が突合すると。ここは一般会計の数字を記載させていただいておりますので、ここと対比ができるというふうな数値になってございます。例えばですが、成果資料の432ページ、これら歳入の部分になります。平成24年度は、一番右側になります。その決算額、一番下段になりますが570億1,078万8,000円、これと資料6の6ページ、こちら円単位でございますけれども、570億1,078万8,300円というふうな数字が突合するという

形になります。あくまでも決算統計、これは国のほうで示してございますルール化された計算式に基づいて出したものが、成果の442ページの数字であるということでご理解いただければと思います。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 わかりました。ありがとうございます。

そうですね、432ページのほうの一番歳入合計の下には570億1,000万円ということで、数字が合いましたので。普通会計と一般会計と両方合わせたほうで、そうすると、ですからこの決算委員会はこちらの合計した570億円全部の決算についていろいろ質疑をするという、今回の委員会なのかなということがわかりました。ありがとうございました。

それで、せっかくですからこの442ページの表、全体的に、こちらのほうでは569億円というふうに書いてありますけれども、こちらのほうでちょっと、いろいろ書いてあるからここからお聞きしたいと思います。

それでこの表を見て、全体的に書いてあるので「おおっ」と思ったところがあるんですけども、表の左上のほうの収支状況の中で、実質収支ですか11億4,359万8,000円、それから実質単年度収支が3億9,382万円の黒字になっています。それで、私も何回か決算のときにこういう数字聞いているんですけども、毎回実質収支は黒字になっている会計年度はいっぱいあったと思うんですけども、実質単年度収支で3億9,000万円って結構大きな数字なんですけれども、これほど大きな実質単年度で黒字になったというのはちょっと見覚えがなかったものですから。この数字はいい数字だというのはわかるんですけども、こういうのは今まで実質の単年度の収支で塩竈市が黒字、それも3億9,000万円も黒字になったという状況は、すごい財政的に好転しているというふうに思うんですけども、今までそういうことがあったかどうか。そして、これだけの実質単年度収支はどういう意味をするのか、その辺のところ市民の方に少し、塩竈の財政もよくなった数字じゃないかと思うんで、その辺のところご説明願えればと思います。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 442ページのほうの収支状況というところでございます。

まず実質収支でございます。通常、黒字赤字を比較するというのが、実質収支というものであります。これが11億4,359万8,000円、実はこの数字は一般会計の実質収支とイコールになっております。先ほど、普通会計の中に公共用地先行取得事業、並びに区画整理事業というよう

なところも合算されるというお話をいたしました。この2つの会計は収支均衡で決算をしてございますので、結果的には一般会計の実質収支、いわゆる黒字と同じ額になっているという数字になります。今年度、24年度につきましてはそれが11億4,300万円と、かなり大きな数字になっております。実は、その下段にございます単年度収支、これは前年度の黒字額いわゆる実質収支と、それから24年度、今年度分の比較をした数字になります。いわゆる黒字同士の比較と、前年度の比較と。それがプラスの6億3,977万1,000円、これは実質収支の11億4,300万円から右隣にあります5億300万円、これを差し引いた数字が6億3,900万円という形になります。これは何かといいますと、前年度の黒字が今年度も影響しているというところをまず控除するという見方をするためです。そうしますと、それが実質の単年度収支というあらわし方になります。

さらに、そこから下段のほうにおりていただきますと、これは財政調整基金を示しますが、積立金、これは実際利子の積み立てしかございませんが66万円、これがプラスされると。一方で、下から2番目にあります財政調整基金の取り崩し額というのがあります。実際に貯金を取り崩ししなかった場合は、その収支は一体どうだったのかというふうな見方になるのが、実質単年度収支というものです。単年度収支というものは、前年度の黒字を引きずっている部分をまず消した場合はどうなっているか。さらに、貯金を取り崩しているのか、いないのか。そこを見はからったものが、実質単年度収支という数字になります。今年度につきましては、24年度につきましてはいずれも全て黒字になったと。一番大きな理由としましては、今とお話ししました実質収支、これが11億4,000万円と非常に大きな黒字だったということが大きな要因になります。

ただ、これもご説明させていただきましたけれども、この大きな黒字になった要因といたしましては、23年度分の不用だったりとかあるいは24年度で確実に入りました震災復興特別交付税、これが収入として入ったものの、実際には翌年度に繰り越しだったりとか、その23年度の不用があったためにこれが大きく黒字の要因となったもの。だから実際には、翌年度でこういった震災復興特別交付税の精算としてお戻しをしなければいけなくなるというものになりますので、実際にその辺を独自に計算いたしますと、実際の数字は去年と余り変わらず、大体5億8,000万円程度であったというふうな決算の結果になってございます。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 いろいろ説明ありがとうございます。

それで、最初に聞いたんだけど、そうは言っても今まで実質単年度収支で黒字という数字を私は見たことないから、近年どこか財政課長がこの市役所に入られてからでもいいんですけども、塩竈市でここの実質単年度収支黒字になったということは何年前なのっしょ。初めてなんですか。その辺のところ数字、入庁してから結構でございますから。過去の数字などお聞かせ願えたら、これだけ資金運用上はよくなったんでないかなという数字だと思うんで、その辺おわかりでしたらお願いします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まずここ数年、10年以内の中で黒字というのはなかったと思います。あと私が入所以来というのも、なかなかその辺の記憶がないんですけども、バブル期のころでありました平成の2年度、3年度あたり、一部そういったときには黒字があったかなというふうに記憶はしてございますが、それ以降は黒字というのはなかなかなかったんじゃないかなというふうに記憶してございます。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

私は、たまたま資料としては平成17年度、今から7年前ですけども、17年度の資料を持ってきました。それで、その当時7年前、あるいは平成16年度の8年前のことも書いてあるんですけども、平成16年度だとここの実質単年度収支が、その当時はマイナスの4億5,700万円。それから、17年度はマイナスの2億5,000万円。そういう数字から比べると、昨年の24年度の決算は相当いい黒字決算になったんじゃないかと思ひまして、聞きました。

それでその当時は、七、八年前ですから相当そういう数字だったもんですから、行財政改革ということでびびりしとやられて、やっとうこういういい数字になってきたんでないか。その当時の苦勞が、やっとう去年の数字にあらわれてきたんじゃないかと思ひます。それで、私が聞くこの決算のことは、よくなったという意味でいろいろ聞いてまいりたいと思ひます。

それで、こういうふうに最終的に実質単年度収支が黒字になった要因、今大きく言われて、そういう震災のことでそれもわかるんですけども、いろいろやっぱり行財政改革もずっと継続して努力してきたんでないかという数字があらわれてきているんじゃないかと思ひます。その一番わかりやすいところが、人件費というところだと思うんですけども、その辺が24年度の決算では相当人件費のところで大分節減されてきて、こういう震災のときに仕事もいっぱいあって、職員の方も大勢でとりかからなきゃいけないときに、トータルの人件費は24年度下がっ

てきていると、ずっとね。その辺の努力というのか、その辺のところもこの決算審査では評価しなきゃいけないかと思うんですけれども。その辺について、今応援の職員の方も来られているから、そういう意味で人件費全体が下がっているのかどうか、その辺。応援の方がいるうちに、こういういい数字を続けていかないと、なかなか数字が確保できないかと思えます。

それで、どの程度この応援の人件費のほうが、この今回の24年度の決算数字をあらわすに当たってどのくらい貢献しているか。その辺のところ知りたいんですけれども、もし全部職員の方、応援人員の方も人件費として計上された場合こういう数字にはならないと思うんですけれども、その辺のところ人件費の関係で頑張っているところをお聞かせ願えればと思います。よろしくをお願いします。

阿部委員長 佐藤総務課長。

佐藤市民総務部次長兼総務課長 派遣の職員の人件費ということでございますけれども、そちらに関しましては各自治体に塩竈市のほうから負担金としてお支払いしておりますので、今回の人件費に直接の影響はございません。それで、負担金としては1億1,000万円ちょっとくらいの負担金をお支払いしております。職員の人件費だけで見ますと、比較になりますけれども、24年の4月1日では平均給料月額が31万6,000円、23年度で32万7,000円ということでございますので、人件費としても1カ年度で下がっているという事実はございません。以上でございます。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。

じゃあ私、震災のほうだから国のほうで見てもらっているからなったのかなと思ったら、そうではなかったということですか。余り人件費のほうには貢献はされていなかったのか。ちょっと認識を今改めたところでございます。

それでは、6の審査意見書に戻って、12ページの市税収入のところからお尋ねしたいと思います。12ページのところに、市税収入の状況ということで表が下のほうにございますけれども、それには市税の中でも、市税というのは市民税と個人、法人、固定資産税、軽自動車、たばこ税、都市計画税入れて市税ということでございますけれども、この中で軽自動車税が市税になっていると。そして収納率は、ちょっと余りこれは、86.5%というのは収納率としては余りよくないような、軽自動車税が100%にならないという理由を、まず1つ聞きたいと思いま

す。

それと、市のたばこ税は4億7,000万円ほどあります。ですから、塩竈の市税全体49億円のうちの4億7,000万円ですから、1割まではいかないんですけども、多大なる税収になっております。ちょっとこの2点、どういう制度でどのように塩竈市の市税として貢献されているのか、たばこ税はどのくらい、どういう状況で塩竈市にこれだけ入るのか、その辺の仕組みについてお聞かせ願いたいと思います。

阿部委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 ただいま2点ご質問ありました。

まず、1点目の軽自動車税の未納ということで、平成24年度86.5%の収納率でございます。軽自動車はご存じのとおり、車検2年に1回ありますので、納税者の方の中には、私たちとしては100%を目指しているところなんですけれども、2年に1回まとめて納める方とかそういった方がいらっしゃいますので、どうしてもちょっと若干下がるような状況となっております。

2点目のたばこ税につきましては、毎年これまでの傾向としましては4億7,000万円前後、これまで推移しております。昨年度と比べますと若干下がっているような状況なんですけれども、その前のこちらのほうには記載しておりませんが、平成22年度と比べますと震災後の影響かどうかかわからないんですが、若干22年度と比べますと上昇しているといった状況で、ほぼ4億円前後でこれまで市の収納として納まっているような状況となっております。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 あと、たばこ税の部分で塩竈市のほうの収入としてどういうふうなものがあるかというふうな中身の中で、もう一つございます。それは、いわゆる地方交付税の中にたばこ税が入ってきていると。いわゆる地方交付税というのは国税5税、法定税率でそれを一つの財源としているというふうになっております。その中のたばこ税の25%、これが地方交付税の財源として入ってきて、そこからあと普通交付税なりそれから特別交付税として市町村に配分されるというふうな仕組みになっております。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。そういうことで、結構な金額。軽自動車税については、やっぱり普通自動車は塩竈市の市税には入らないと、これは県税と。それから、軽だと塩竈に入ってくるという。それから、市のたばこ税は結構これだけのパーセントを占めるくらい市税として入ってきて、それが市の税収になっているということを市民の方に認識してい

ただきたいかなと思って聞きました。

それで、たばこ税のことなんですけれども、これだけ4億7,000万円ほど入っていますけれども、この使い道というのはやっぱり全部たばこについて使っている、納税している方について返りにするような施策というものはあるのかどうか。全部のほうに使われると思うんですけれども、これだけの税収あるときにそれだけ払ってくれる方に対しての、何か市としてのサービス行政はあるのかどうか。その辺をお尋ねします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 確かに、喫煙者の方の皆様の税金という形になりますが、ちょっとその辺の喫煙者のためだけの税の使い道というものはなかなか難しいところがございます。一つは健康増進法でありますとか、そういった規制もちょっと一部ございますので、それだけに使うというようなことはできません。あくまでも市税の一部ということでございますので、いわゆる一般財源ということでもあります。ですので、その使い道としては当然ながら例えば行政関係費でありますとか、道路財源の一部だったりとか、さまざまなものに使われているということになっておりますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 なかなか難しいとは思いますが、ですから、今どこでもたばこを吸う方は「吸わないように」ということなんでしょうか、どこへ行っても禁煙のところばかりで、税金がこれだけ来ている割にはそういう施設をつくらない方向というか、なかなかできないのは、たばこ税を払っている方に全然サービスが行き届いていないんじゃないかなというふうに思っていて、その辺のところ何かこれだけの税収が上がっているんですから、あってもいいんじゃないかなという意味でお聞きしました。

では、別なことで。うちのほうの会派からも資料請求いたしましたので、24の資料のほうから質問したいと思います。

この中で、毎回当会派のほうから入札の落札率について、資料でいうと26ページからですね、24の26ページから。毎回決算のたびに、いつもこういう資料を細かくつくっていただきまして、本当にありがとうございます。

この中で、きのうも鎌田委員から質疑があったと思うんですけれども、私も聞いていてちょっとどうかなと思ったのは、26ページ、27ページから言いますと、この表の番号が43番まで振っているんですけれども、番号の8番、9番、それから33番、34番、42番というのは、ある一

つの特定された同じ業者なんですけれども、ここのこの5件の一般競争入札は全部1社だけなんです。それで、1社でも一般競争入札と言えるのかどうか。最低2社以上ないと、競争とは言えないんじゃないかと思うんですけれども。でも入札としては、制度としては成り立つということはきのう聞きました。入札としては成り立つんでしょうけれども、でも果たして1社だけなのに一般競争入札と言えるのかどうか。集まらないので、業者が来ないから業者が2社以上集まったときにやりますというふうに延期すべきなのか、あるいは延期しないでもう1社でも集まればやらなきゃいけないものなのかどうか。その辺のところ、1社でも入札を決めるべきなのか、その辺のところの考えをよろしくお願いします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 ご質問の話としては、当然ながら競争性という面でどうなのかというご質問かと思います。確かに、昨日も鎌田委員さんからもご質問ありましたように、一般競争入札、当然ながらこれは何かと申しますと、広く公告をいたしまして多くの業者さんに参加していただき、そしてその競争性を高めて、我々の発注する工事の効果性でありますとか経済性を、もっとより追求しようとする契約の方法であります。したがって、結果的に1社になってしまうというケースになりますと、当然ながらいわゆる競争性というのが失われるというデメリットも一方ではあるというものになります。

昨日若干ご説明させていただきましたように、一般競争入札はあくまでも競争性を高めて、より効果的な金額で契約をいただこうという趣旨のものです。ただ、デメリットとしまして、一方では1社あるいは2社という参加になりますと、競争性が失われてしまうというデメリットも潜んでおるとというのが一般競争入札です。一方で指名競争入札、これは確実に本市が指名する業者でありますから10社でありますとか、昨日ご説明いたしましたように10社というふうに最初から競争性が高められるというふうなメリットはあります。

ただ、一方で一般競争入札との大きな違いとなりますと、業者さんの意思にかかわらずこちらで指名するというふうになってしまいますので、一方ではいわゆる辞退届けが出されて契約が不調になってしまうというデメリットもございまして、なかなかその辺のいわゆる基準的なものが難しいわけではありますが、本市としましては3,000万円以上については一般競争入札と。ただ、結果として残念ながら1社しか参加できないというケースにありましては、競争性が失われてしまうというデメリットがあるということでのご理解をいただければというふうに思います。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 だから、仕組みはわかったんですよ。だからそれを、このままだとそういうことにプラス面とマイナス面があると。1社だけのときはマイナスが出てくるんですから、何かできませんかと。1社で競争入札と言えるのか、あるいはもう少し待つとか、あるいはほかのところを、「成立しませんから、1社ですから競争になりませんから、後日ほかのところの業者も呼んで指名競争入札にしてから、入札し直しします」とか、そういうことを考えなければこういうことはこれからもずっと起きる制度だなと思って聞いているんです。だから、その辺のところの考えを、この私が挙げたところの例はたまたま工事現場が特定のところですから、なかなかほかの業者が入りにくいという場所なので、結果的にはこういうならざるを得ないという事情はわかりますが。

ただ、一般競争入札として1社でした。これで、そうするとこれはもう高どまりになるのは当然なんですね、1社しかないわけですから。順番に、上のほうから少しずつ、少しずつ、少しずつ下げてくれば。そうすると、そういうことになると、この落札率見てください、この表の中で、今私が言った8番、9番、それから23、24、42って、ほとんど99.何%じゃないですか。こういう結果になるのは、もうこの制度では見え見えだと。ですから、その辺のところの工夫をしていかなきゃいけないなと思って聞きました。だから、もう一回やり直して指名競争する、ほかのところも。

ということは、でなかったらもう競争入札のほうから除外して、「1社だけですから、随契です」と。もうそこまで、1社しかないわけですから、その出された金額でしか決まらないわけですから、結果的にはそういうふうになっているんでないかというちょっと問題があるんでないかと思って聞いております。その辺のところ、ひとつ工夫していただきたい。答えはちょっとなかなか出ないでしょうから、この制度では。じゃあ、お願いします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 今ちょっと随契のお話が出ましたが、随契というのはそれなりのやはり理由がなければ、これはできないというふうに法令上の規定がございます。いわゆる地方自治法の施行令167条の2というところの1号から8号の中に合致するという条件になってしまいますと、なかなか今のお話にあったように最初から随契というのが難しいケースもございます。まずは一般競争入札、あるいは指名競争入札に付して、それでも落札ができないという理由があるという場合は随契で行うというふうに、やはり法にのっとった形の契約を進めてい

きたいというふうに考えております。以上です。

阿部委員長 副市長、どうぞ。

内形副市長 補足してご説明申し上げたいと思います。

一般競争入札につきましては、委員ご承知のとおり一般競争入札をいたしますということで告示をします。そして公告をして、そして広く多くの方々、企業に募集をいたしますので、そこに当日入札日に1社しか来ないからということで、「じゃあ、随契の制度に変えましょう」というわけにはいきませんので、1度はやらなくちゃいけません。

それで、委員から今ご意見いただいております件につきましては、やはりじゃあ1回目の入札が不調の場合、2回、3回でいいのかという部分については、これについては我々ちょっと検討していきたいなとは思いますが、果たして3回まででいいのかという部分がありますので、1社の場合。そういう部分は、ちょっと我々も制度運用については検討してまいりたいと思います。以上であります。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 それから、この同じ資料の28ページ、29ページの中から、こっちのほうは指名競争のほうで3,000万円以下ということなので、29ページの一番右の表の一番下のところは平均で全体で落札率が95.1%ね。ということで、27ページの一般競争の92.3よりはやっぱり指名にすると落札率が高どまりになる傾向があるという、これは表じゃないかなと思います。

それで、いろいろやっぱり指名でも10社くらいお呼びになって、競争率を高めてということでございますけれども、ここの29ページの 26というところを見ると、指名競争なのに「1社」「1回目」って書いてあるんですけども、これは特別なところだからなのか、あるいはここに本来は入るべきでないところが指名競争入札になったのか、26番のところについてどういう状況だったのか、ちょっとご説明お願いします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 こは、指名競争入札ということで、指名した業者がここでは1社ということですが、大変恐縮です、ここの中身少し確認をさせていただければと思います。恐らくですけども、1社であれば普通随意契約というふうな話になろうかと思っておりますので、ちょっと表現的な部分が確認ちょっととれていませんので、もしかすると例えばですが……。済みません、以上で終わります。

阿部委員長 佐藤総務部長。

佐藤市民総務部長 済みません、29ページの 26の工事名等についてここに記載してございますが、本来であればこれは指名競争入札ではなくて、一般競争入札の項目に入るものでございます。改めておわびして、訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 わかりました。じゃあ、表こっちに入れるのを間違っただということで、それ以上はいいです。そういうこともあるでしょうから。

それで、その下の次の 27を見ると、こちらは8社で4回目、4回もやったというのはちょっとなかなかそういうことあるのかなと思うんですけども、4回やって落札率が99.7%なんです。だから、この27番目のこの入札については、余り競争性がなかったんでないかということは予測されますけれども。その中で、1回目、2回目、3回目、4回目と4回までやっとなったわけですから、その経過というか、1回目からどのくらいオーバーしたと、2回目は、で4回目になったと思うんですけども。その辺のところの資料、きょうはいいですよ。言ってもあれですから、その辺のところのいきさつだけが、公表できるようにしていただくと、もうちょっと来年度からの、今年度も含めてこの入札制度、競争性が高まるようなやり方ができるんじゃないかなというふうに思います。

というのは、この27番目のことだけで、私はちょっと予想して聞きますけれども、1回目の入札と2回目の入札と3回目の入札と4回目の入札、これ一番最初の一番低い金額、8社の中で出した業者が、1回目と2回目と3回目と4回目で業者名が変わっていれば問題ないんです。だから、その辺のところは資料見ないとわからないんですけども。そうすれば競争性がある入札だと思いますし、その資料を後でお見せいただいたときに、1回目も2回目も3回目も4回目も一番低い金額、チャンピオンというんですか、そこは同じところが同じで、ここの落札業者が4回ともそういう入札ごとに低かったのかどうか、そこだけ確かめたいんです。ここにある資料分がいいから、きょうはいいんですけども、時間もないから。同じかどうかだけ、ちょっとそういうもの、何か書いてあるものがありましたら。（「40ページ」の声あり）ああ、そうですか、済みません。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 そういうことで、これ別冊1で早速使っていただいたんですね。40ページ、それで、そうしたらその結果が出ていました。このことを私は危惧しておりました。工事台帳のこの右のところ、1、2、3、4、5、6、7、8となって、1回目の5番目のこの業者の方が

1回目のときにやっぱり1回目の中では一番低かったですよね。2回目のところでも一番低いんですよ。3回目もそうなんですよね。そして、4回目でということになると、これは競争性のない入札の中身だということに……。2回目のところでほかの業者の方がもう辞退されたから、2社で競争ということになったんでしょうけれども。このような入札状況というのは、競争性がない典型的な例だと思うんですけども、その辺のところ、1回開いたらもうだめなのか、あるいはもう一回仕切り直しなのか、そういう制度があるのかどうかだけ聞いて、もう時間になりましたので終わります。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 今回のこの工事の発注の中身の今の資料、40ページの入札額の空白欄というのは、これはいわゆる辞退になっております。1回目は7社ほど応札があったんですが、2回目になりますと2社、3回目も2社だったと。さらに3回目でも、原則3回ということだったんですが、今回につきましては4回まで、予定金額にかなり近くなってきたということで4回までやらせていただいたと。その際に最後の1社、ここで言う7の業者さんが辞退をしたという結果になったものであります。結果として、これも1社という形にだんだんなくなってまいりましたけれども、当初この1回目からいきますと7社の方からまず競争していただいたんですけども、その後工事の金額で折り合いがつかなかったところは辞退になってしまったという、結果的なものというふうにご理解いただければと思います。以上です。

阿部委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 おはようございます。それでは、きのうの小野幸男委員に続いて、私のほうからも質問させていただきます。

それでは、主に9の資料から質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、14ページの母子保健事業についてお伺いいたします。施策実績の2番目に、妊産婦・新生児訪問指導事業ということがありまして、その中に乳児全戸訪問は100%と結果のほうに出ておりますが、ここにありますように出生数が平成24年度で341人、新生児訪問数が324人、乳児訪問数が10となって、ちょっと若干数字のずれがあるように思われるんですが、この辺については成果のほうでは次のページに、新生児全戸訪問実施率は100%とありますので、この違いについてまずお知らせください。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 妊産婦・新生児訪問指導事業に関しまして、出生数と訪問数の

数の違いということですが、出生数につきましては24年度4月1日から3月31日までに生まれたお子さんの数を計上させていただいております。訪問数でございますが、これは例えばなんですが、平成23年度の3月とか2月お生まれになったお子さんについては、24年度の訪問実数ということでカウントされる場合がございます。実際に出生した方の数と訪問数が、訪問月、あるいは年齢、月数によってずれるというようなケースがございますので、若干のずれが生じているということと、あと里帰り出産等行っている方につきましては、他市町村のほうに新生児訪問等を依頼出しながら、訪問を行っていただいているというケースもございますので、その辺の数は含めてはいないという状況になっております。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

それで、今そういった意味で100%訪問していると。心配いたしますのは、今核家族がふえております。また、そういった中で出産されたお母さんが出産後にさまざまな不安やうつになるということで、こういったEPDSというんですか、その早期発見の指標とかをお渡しして、訪問しながら相談、また支援を行っているということですが、具体的にまたそういった部分において一時だけの支援でなくて長く続く部分があると思うんですが、継続的な支援というのはどのようになさっているのかお聞かせください。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 新生児訪問・妊産婦訪問を通しまして、今いろいろ育児不安とか抱えていらっしゃるお母様方についての支援なんですが、こちらにつきましてはまず保健師等の訪問等も当然行いながら、また家事・育児の点で支援が必要なケースにつきましては育児支援会議等を通しまして必要な支援を検討しながら、表の右側のほうにございます養育支援、例えばホームヘルプあるいは専門職による家庭訪問等を行いながら、長期にわたる支援も行っている状況でございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、このような支援を手厚く、そして継続的に行っていただきたいと思っております。

それで、次の15ページなんですが、今度は乳児健診、乳幼児の健診に大多数の方は参加されているんですけども、中には乳幼児健診にお見えにならないご家庭もあると思いますが、そういったことに対するフォローはどのようになさっていますでしょうか。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 今乳児健診、乳幼児健診等について、受診されない方のフォローということでございますが、こちらにつきましてはまずは該当する月に来られないお子さまにつきましては、翌月等での受診を電話連絡等で勧奨しながら、なるべく受診していただくような対応を行っているということもございまして、また健診に来られないようなご家庭につきましては訪問等も行いながら、状況等の確認も行うというようなことも行ってございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。よくニュースなどで、往々にして乳幼児健診に来なかったとか、それがネグレクトにつながっていたりということがあって、後で大きな問題になってくる場合もありますので、小さな芽を摘むという意味でそれに続く乳幼児虐待だったり、またネグレクトだったりする部分について、最善の部分で本当に一番接していかれる部分がこういった健診の事業だと思っておりますので、ぜひそこで見落としのないようにお願いしたいと思います。

それで、もう一点お聞きしたいことは、こういったお母様たちにさまざまな今いろいろな情報があるんですが、そういったことがいち早く伝わっているかどうかというのが、ちょっと心配なんですね。といいますのは、二、三日前の新聞に脳性麻痺の補償の相談が思ったより少ないと、全国的な統計でありますけれども、出産のときのさまざまな要件もありますが、脳性麻痺について補償額が二十歳になるまで約3,000万円という大きなお金が出ているんですけれども、これに対して厚生労働省のほうでは年間恐らく1年間に340人から623人が補償の対象でないかと推計しているところが、2009年に生まれたお子さんが245件で、対象となったのが211件にとどまっていると。本当に予定よりも少ない数だと。

こういった情報がそういった方々に全部おりにいるんだろうかということで、急遽これが期間的に短いものですから、来年で受け付け対象が一つは終わってしまうという期間限定のものでございますので、ぜひこういった脳性麻痺のそういった補償のこととか、さまざまな情報があると思いますけれども、そういったことがお母様たちの間に、またお医者様とか保健師たちの間にきちんとそういった情報が行って、末端まで伝わっているのかどうかということがちょっと懸念されますので、その辺の情報はどのようなことで携わっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 ただいまの脳性麻痺等に関します制度等につきましては、厚生労働省のほうから通知等が来る中で、具体的にご相談があった場合には対応させていただくというような形で行っておりますけれども、現実的にそういったご相談がないというような部分もございますし、なおご相談を受けた場合には適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。また、一般的な情報としましては、ホームページ等を通しながら情報提供ができればというふうにも考えるところでございます。以上でございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

私が心配しているのは、やっぱりこちら側から相談する以前のそういうふうに訪問したとき、それからさまざまな乳幼児健診のときにそういった情報もあらかじめ、もしポスターならポスターでも結構ですが、チラシならチラシで配布されるとかっていうことで、直接そういった父兄の方の目に入るような、一般的にそのようなことがあって、もちろんそれを見て「うちの子どもは」とか、この脳性麻痺だけでなくさまざまな情報、自分の家が該当するんでないかということを感じさせるという、その部分をどのようにして図っていくのかということがまず心配されますので。その該当者の方は、自分だと思えば当然役所のほうには申請してくると思いますが、そのことを気づかせるその働きも必要ではないかということをお尋ねしていますので。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 今委員からお話ございましたように、各種乳幼児健診等を通して情報提供ができるようにしてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 よろしく願いいたします。

次に、17ページ認可外保育施設補助事業、続けまして私立保育園助成、その後の私立保育園運営事業、公立保育所運営事業と、ページが重なっておりますので、ちょっとまとめてお尋ねしたいと思います。

状況的には、この認可外保育施設の助成事業、市内には1カ所となる認可外保育所に助成金が1,312万円支出されておりますが、市内の子どもさんの入所実態による支援なのか、続けて隣の私立保育園の助成事業も同じように、市内に住んでいるお子さまが通われているというそ

の人数によつての支援なのか、まずその辺を1点お聞きしたいと思います。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 保育のニーズについてご質問ありましたので、ご説明させていただきます。

まず、毎年保育所の入所申請というのを11月ころから行っていますけれども、その時点で実際4月に入所する児童よりも結構多めの入所申請がございます。4月に向けて取り下げるなり、ほかの保育園なんかに行く多めの入所申請の方につきましては、ここに示されております認可外保育所に行ってみたりとか、あとは幼稚園でも預かり保育を行っていますので幼稚園のほうに申請を移らせる方とか、あとは希望する保育所に入れられないというようなことで、年度途中でもあきがあればというような形で一応待たれる方、そういった方々が年度当初というか全体の、毎年毎年の保育ニーズの中にいますので、そういった形でちょっと振り分けさせていただいているというような形でございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ちょっとわかりにくかったんですが、人数によって助成しているのかという単純な部分で、人数によって。例えば塩竈から3人行ったら、その3人分を助成しているのかということをお聞きいたしました。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 失礼しました。

認可外保育施設事業でございます。これについては、塩竈市にほかにも認可外施設ございますけれども、補助基準としましてはある一定人数の子どもを受け入れている保育施設に補助を出すというような仕組みになっております。ゼロ歳から3歳までの利用人数、これは月々の平均全部トータルして154名になっておりますが、これは月に直すと12名ほどになっております。補助基準では、毎月6人以上の市内の子どもがいる認可外保育施設に、補助を支給するような形になってございます。

あと、私立保育園につきましては、これは認可施設になっておりますので、基本的には市のほうで市内在住者、保育に欠けるかどうかを審査して、入所措置の手続きをとらせていただいております。以上でございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

それで、公立保育所というのは私たちもよく訪れたり、また市のほうも直接かかわっている直営の部分ですので、そこの中身はよくご存じだと思うんですが、私がちょっといろいろ子どもの保育環境、例えば平方メートル当たり何人とかってそういったものもそうですけれども、どのような中身で保育をされているのかというような具体的な審査とか検査ではないんですけれども、中身がよく市のほうでそれを把握されているのか。また、定期的に何かそこと交流しながら、きちんと先生たちからのさまざまな状況とか伺っているのか。その辺ちょっと心配なので、お聞きしたいと思います。これは、認可外保育園もまた私立保育園のほうも、両方お答え願いたいと思います。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 私立保育園、あと認可外保育園につきましても、これは県の指導監査とかもございまして、県の職員と一緒に保育の基本的なそういった基準が守られているかどうかというような部分を、一緒にチェックさせていただいております。また、保育の中身につきましては、年に3回ほどまず保育施設長さんたちと一緒にいろいろ会議を持ちながら、いろいろ保育に関する情報交換なんかを行っております。また、保育担当者レベルで保育の研究会というようなことで、毎月1回ずつ自分たちの保育の中身を出し合いながらいろいろ研究をさせていただいて、保育の中身を高めるといような形のことは行っております。以上でございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

それと、今回私たちはこの公立保育所の運営事業費の中身と、それから私立保育園の運営事業費の中身、また助成の中身というふうに見ておりますけれども、大変予算的な部分が公立保育所よりも逆に助成金と運営事業費を合わせると、私立保育所のほうに多くの予算が割かれているような中身と決算の表で見られるんですが、これは人数的なものにもよると思いますけれども、どういった中身なのか。逆に言えば、公立保育園のほうは運営事業費が少なくなっているんでないかなというふうに見えるんですね。私立のほうは逆に運営費用が、市のほうからの持ち出し分が多いように見受けられます。この辺の違いはどのような意味合いがあるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 私立保育園に対する運営事業につきましては、国で定める保

育単価というのがございまして、これに基づいて計算して、その分の合算額をそれぞれ私立保育園のほうに一応支給しております。公立保育園事業につきましては、これは公立保育園の全体の事業費に占める割合が一番多いところは人件費なんですけれども、以前と比べるとやはり保育士の平均年齢が下がっておりますので、そういった部分で全体経費が下がっているというふうなことでございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 わかりました。ありがとうございます。

保育所の部分は、待機児童に対する対策というのを国を挙げてやっているわけでありましてけれども、本市の場合も年度当初はちょうど100%だけれども、だんだんいろいろな家庭の事情によってふえているというお話でございましたが、ただこの充足率を見ますと今言ったように私立の保育所のほうがほとんどが100%を超えている。市内のほうの公立の保育所を見ると100%を超えているところは2カ所しかないというような部分で、その充足率、まだ受け入れができる状況なのかどうなのか。その辺で、待機児童の考えをどう考えていったらいいのか、その辺をお聞かせください。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 待機児童、昨年もそうなんですけれども、年度末に5名ほどの待機児童が出ているというような状況でございます。その主な原因は、施設的には受け入れ可能なところが一応ありますけれども、なかなかそれに見合うための保育士の手だてが年度途中申請に合わせてタイムリーにできていないというような部分で、そういった待機児童が出ているというようなことでございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。やっぱり、マンパワーが問題だという部分ですね。わかたしました。

では、次に27ページの放課後児童クラブについてお聞きしたいと思います。放課後児童クラブのほうの利用者数の増加に伴い、待機児童の数の推移はどのようになっていますでしょうか。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブにつきましては、ここ数年待機児童ゼロで運営しております。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。本市の場合は1年生から3年生までという部分で、さまざま発達障がい疑いのあるお子様も受け入れていただくという、さまざまな手厚い放課後児童クラブをやっていただいています。やはりこの放課後に子どもたちが今核家族でなかなか子ども同士で遊ぶ場がないとか、勉強する場がないとか、また年齢の違う友達との交わる場所がないとかというのが、子どもの発達の中においてもさまざまな問題を引き起こしている部分があって、この放課後児童クラブという場の価値がますます必要になってくると思いますけれども。

そこで、私たちも前から、今1年生から3年生でなくてぜひ何とか小学校6年生卒業するまで、この放課後児童クラブの事業を継続してもらえないかというようなこともお話しはしていますが、その辺について今市のほうでの考えはいかがでしょうか。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 今委員言われた部分、新しい「子ども・子育て支援新制度」の中で、そのような方向性が打ち出されております。まず、今回立ち上げようとしております「子ども・子育て会議」の中で皆さんの意見を聞きながら、どのような放課後児童クラブを塩竈市がやっていくのかというようなことを、皆さんの意見を聞きながら考えていきたいというように考えております。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

それで、これちょっと長野市なんですが、長野市のほうで実はアドバイザーという方たちを民間から募集しているらしいんですね。うちのほうで見ますと、クラブ指導員という方が38名いらっしやいます。この方たちは、どのような指導をなさるのか。まず、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 放課後自宅に帰るまで子どもさんたちをお預かりして、保育を行うというような形でございます。子どもさんたちの保育を行うというような形でございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。1年生から3年生って、保育といいましても乳幼児保育とまた違って、自分たちで宿題をやったり遊んだりということを見守るという部分での考えでい

いのかなと思いますけれども。

それで、先ほどちょっと例題に出しました長野市のほうのアドバイザーという方たちなんです、18歳以上、大学生からお年寄りの方までを一応登録していただくと。その方たちに、高校生とか専門学校の生徒さんというのは除外させていただくらしいんですが、その方たち全ての方にさまざまな特技がある。中には折り紙、ケンダマ、読み聞かせ、たこづくり、それからサッカーとか生け花とか楽器とか、見守るというよりもむしろ積極的に子どもたちにかかわって、子どもたちに遊びを教えたりそれから大人のルールを教えたり、そして仲間づくりを教えたりということで、異学年交流のルールとかマナーも学ぶことを目的としていると。

登録しているからといって、必ずしも参加できるとは限らないんですが、ものすごい人数で今何百人という方が登録している。そこには大学生もいれば、勉強を教えてくれる方もいる。その週によって、「きょうはどこかのおじいちゃんに来て、たこづくりを教えてくれる」とか、「きょうはどこぞの団体のサッカーチームの人が来て、みんなでサッカーをやってくれる」とか。また生け花とか、それからあるときはお母さんとかが読み聞かせをやってくれるとか。本当に放課後の児童クラブの中身が豊かで、そしてその子どもたちの居場所づくりが華やかになって、それが学校から引き続いて居場所づくりがあって、そして家庭に帰ってと。

各家庭において、本当におじいちゃん、おばあちゃんがいらっしやらない家庭も多いかもしれませんが、そういう中で自然とお年寄りとも触れ合うことができる。また、大学生によってわからない勉強を教えてもらえる、また宇宙の話をしてもらえるというふうに、子どもたちが豊かにのびのびと広がってくると。これは、大変放課後児童クラブをうまく運営しているのではないかなと思います。ぜひ本市におきまして、これからの子育ての支援制度ができていく中で、6年生までという考えもある中で、ぜひこのようなことを私たちも実際長野市に行って勉強してきたいと思っておりますので、ぜひこのことをまた皆さんのほうで共有していただきながら、子どもたちの豊かな状況、それから勉学の部分についても市民の方たちと一体となって、単に放課後家にお父さん、お母さんがいないので、子どもを預りますというところから、楽しい場になっていくのではないかと思いますので、ちょっとお考えをお聞きしたいと思いません。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブ、夏休みを利用してとか地元の高校生の方々の実習活動として、仲よしのほうにお手伝いに来てもらっています。子どもさんたちとす

ごくいい関係持ちながら、いろいろ思い出に残るような体験をこちらのほうでもさせていただいていると。そういった部分もありますので、あと国のほう、県のほうで示すメニューの中でも、今委員おっしゃられた地域のボランティアさんを活用しながら、いろいろ放課後児童クラブの中身を充実させていくというような事業もございます。そういった部分、これ教育委員会とちょっと連携をとって進まないとどうしてもできない事業でございますので、教育委員会とも連携をとらせていただきながら、検討させていただきたいと思います。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

次に37ページ、児童虐待・DV防止スーパービジョン事業のことについてお聞きいたします。

このDV被害者に対する情報提供とまたアドバイスというようなことで、どのようなスーパービジョン事業が行われたのか、その概要についてお聞かせください。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 スーパービジョン事業についてなんですけれども、まずこの事業なんですけれども、23年度から家庭児童相談員1名増員をしまして、従来の3名態勢から4名態勢で今相談態勢を整えております。いろいろ連携をとりながら、土日含めて24時間態勢の形をとっております。あと、相談時間も今まで9時から16時までだったのを、8時半から5時15分まで延長して態勢をとっております。

あと、スーパーバイザーとしまして専門の臨床心理士をお願いしております、特に困難なケースにつきましては臨床心理士から専門的な助言なんかをいただきながら、ケアプランを作成して対応しているところでございます。以上でございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

私のところに、きのうも仙台にお住まいのDV被害者の方からさまざまご相談いただいたところなんです、やはりこれはDVということがご本人自身が自覚しないと、なかなか解決の糸口が見えてこないという部分でDVの改善法というか、法律も大分いろいろ変わったのでこの認識ですね、周りの方が気がつく以前に自分がそういったことに今当たっているかどうかということが認識できない部分の方も多くいらっしゃいます。こういった啓発的なものは、どのような取り組みをなさっているか、まずお聞きしたいと思います。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 まず、DVの取り組みなんですけれども、警察を初めいろいろな機関から、本人も含めてなんですけれども、こちらのほうに相談が上がってきております。あと、基本的にはDVもさることながら、まず本人がそういった配偶者から逃れたいというような強い意思があるかどうかというような部分を、我々まず最初に確認させていただきます。そういった部分で、配偶者なりから逃れたいというような強い意思がある場合につきましては、専門の施設なりそういったところを紹介するなり、あと場合によっては自立支援のための施設がございますので、そういったところをあっせんするなりというような形をとってございます。

済みません、啓発活動についてなんですけれども、そういった部分につきましてはパンフレット等をいろいろ用意させていただきながら、うちのほうで特別扶養児童手当、ひとり親家庭なりあといろいろお子さんたちが集まる保育の場なり、そういったところをいろいろ用意させていただきながら、そういった啓発活動を行うためのパンフレット等をお渡しさせていただいているところでございます。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 本当にデリケートな問題で、なかなかこれはご本人からの申請がないと事が進まない案件かと思えます。そういった意味で、どこに相談したらいいのかとかそういったパンフレット、また電話の相談、受け入れ態勢、そういったことが変な話ですけれども、保育園の先生とか学校の先生とか、そういった方が基本的に全て知っていただきたいんですね。児童虐待とDVというのは、ある意味密接なつながりもあるところがございます。ぜひ子どもと接する、またそこでお母さんとも接するというところにおいても、ぜひこういった啓発の情報を提供するという場を数多く持っていただきたいと思えます。本人は誰に相談していいかわかんなくて、悩んでいるうちに長引いてしまう問題、また重篤な問題になってしまうのが多くありますので、ぜひその辺の啓発また啓蒙、その部分を強力に推し進めていただきたいと思っております。

また、今県のほうで加害者教育プログラムというんですかね、いわば被害者じゃなくて加害者のほうのそういった教育プログラムという課題を踏まえて、県のほうとか、宮城県もそうかもしれないけれども、いろいろな県でそういった取り組みを行っております。逃げるだけでなく、被害者をかばうだけでなく、その加害者自身も悩んでいるところがありますので、そこをどうするかというのが次の課題だと思いますので、ぜひ積極的に本市のほうでもその加害者に対する教育プロジェクトというか、プログラムについてぜひ検討していただいて、研究

をしていただきたいと思います。お考えを伺います。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 DVにつきましては、まだそこまで我々ちょっと立ち入っていない部分がございます。ただ児童虐待につきましては、特に虐待の連鎖といいまして、虐待をしているお母さんなり親御さんが小さいとき虐待の体験をされているというような部分がございますので、我々の取り組みとしましてはまず児童虐待を防止するのも第一なんですけれども、そういった虐待の連鎖を断ち切るような、そういった取り組みなんかもさせていただいております。

加害者のプログラムにつきましては、県の動きを確認させていただきながら、検討させていただきたいと思います。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

それで、今の課長の言葉でないんですけれども、虐待の連鎖があると。そういった意味で、学校においてもこのDV、また児童虐待、そういったものは子どものときに親からという部分も結構例としてあるわけですので、そこが逆に学校の中でいじめにつながったり、またさまざまな暴力行為につながる部分もあるかと思っておりますので、学校におけるそういった予防教育というのはどのようなことで実施されているのか、それともそれを考えているのか、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

阿部委員長 高橋教育長。

高橋教育委員会教育長 虐待等につきましては、法の改正によりまして発見した者が必ず関係機関に報告をするという義務が義務づけられました。それと同時に、各学校のほうに校長会、教頭会、教務主任会を通して日常的な観察等により、子どもたちがそういった被害に遭わないようにという指導をしているところでございます。また、学級担任のほうから、何か困ったことがあれば常に相談できるようにということで、子どもたちのほうには話しておりますし、教師側からはチャンス相談ということで、何かいつもと違う様子があるときに話を聞くようなそういった態勢をとりながら、未然防止に努めておるところでございます。以上です。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

43ページ、お願いいたします。43ページの子育て支援に対する事業についてお伺いいたしま

す。

おかげさまで、さまざまな子育て支援の事業を繰り広げていただきまして、特に赤ちゃんの駅の設置は今公共施設19カ所、また民間施設で20カ所というふうに大変ふやしていただきました。ありがとうございます。ホームページを見ますと、確かにホームページのほうには「どこどこで赤ちゃんの駅を設置しています」という一覧表になっては出ておりますが、それが具体的にどの場所なのかということがちょっとマップになっていなくて、わかりづらいかと。市内に長年住んでいらっしゃるご家庭においてはわかりやすいんでしょうけれども、新しく塩竈市に住まれて、これからそういったものを利用しようという方々に対しては、ちょっと不親切かなと思われました。

それで、以前絵本デビューのときをお願いいたしました赤ちゃんマップ、ちょっと一時つくっていただいたんですが、その後ちょっといろいろな情報をこれから網羅するのでということで、一旦やめていらっしゃるようなんですが、ぜひここで再開していただきまして、例えば先ほど乳幼児健診にいらっしゃるお母さんとか、特に絵本デビューのときに差し上げて結構だと思しますので、ぜひ赤ちゃんのマップを今こそ再開して、情報提供またほかの赤ちゃんに関する情報提供などを、市内の地図に落していただいて提供していただければと思いますが、いかがでしょうか。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 赤ちゃんの駅につきましては施設がふえたということで、今委員申されましたようにホームページではちょっと所在地を羅列するような形で、一覧的に掲示させております。前にも一応出されましたので、今回ガイドブックを更新する予定になっておりますので、それにあわせてマップの中に今度は赤ちゃんの駅を落とし込みながら、PRさせていただきたいと思っております。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 済みません。先ほどちょっと、質問1つし忘れしたので。申しわけございませんが、16ページのほうに戻っていただいてもいいでしょうか。母子保健事業の中で、ちょっと1つ聞き落としてしまいました。

実は、さまざまな乳幼児健診の中で、発達障がい早期支援事業ということで、個別の支援に結びつける作業はどのようなことをしていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 乳幼児のお子さんの発達支援事業につきましては、15ページのほうの中段4番にございます発達支援相談事業（こざる会）というものを通しながら、気になるお子さんであったりそういうお子さんの状況等を見ながら、次の相談等に結びつけていくというようなところを基本にしてございます。

また、臨床心理相談も随時行ってございますし、また言葉の相談というような事業も行ってございます。ただ、専門的には宮城県の子どもセンターのほうへの心理相談というようなところに結びつけながら、お子さんに応じたよりよい育ちが支えられるような関係づくりに努めております。

阿部委員長 浅野委員。

浅野委員 宮城県では、平成19年に既に発達障がい児・障がい者に対する支援促進を求める意見書の中で、発達障害の早期発見のためにも「5歳児の健診の導入」を求めているんですが、本市のほうでは5歳児健診についてはどのようなお考えかお聞かせください。

阿部委員長 川村健康推進課長。

川村健康福祉部健康推進課長 就学前の5歳児というような形で、健診を行っている自治体もあるというふうには認識してございます。まだ当市におきましては、そのような健診に至ってはいないというのが現状でございますが、全国等の動きも含めながら検討させていただきたいというふうに思います。

浅野委員 ありがとうございます。

阿部委員長 小野絹子委員。

小野（絹）委員 それでは、私のほうからも質問させていただきます。

最初に、9の238ページから240ページのところに出ております学校給食運営事業関係でお聞きしたいと思います。

これまで塩竈市が小中学校を開設し、学校給食を始めてから今日まで、自校方式を守ってこられました。そういう点で、子どもたちにとっては健康上の関係からいっても、非常に功を奏した取り組みだったというふうに私は感じております。

今回の決算の238ページ、240ページ、9のですね。そこの現状と課題の中で、学校給食について「本市の学校給食の現状を踏まえ、将来的な学校給食体制のあり方を検討していく時期となっている」と述べられております。学校給食体制のあり方について、教育委員会ではどの

ような検討をしておられるのか、お伺いしておきます。

阿部委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

本市では、学校給食施設ほとんどの施設が30年以上超えるということと、そしてそれを修繕、改築するにも、実際の現在の基準に従ってやるだけの衛生基準を満たすだけの面積がないということで、大変悩んでおりました。そういった中、平成22年に「学校給食あり方懇話会」を開催しまして、学校関係者、あと産業界、それから給食関係者、さまざまな分野から出ていただきまして、今後の給食のあり方をいろいろと検討していただきました。それは任意団体で、本当に自由に意見を言っていただくという場ございまして、それにつきましては23年度に議員の皆様へ報告してあります。

そして、その懇話会の意見を基本に、24年度は「学校給食運営プラン研究協議会」、こちらを立ち上げました。そちらも任意団体ございまして、同じような形で集まっていたいただきまして学校給食の施設の実態を見ていただいたり、それから近隣の給食センター、そういったところも見学をいただいて、あと実際に試食していただいてということで、いろいろ勉強会を開いてまいりました。そういった勉強会の意見も踏まえながら、前回学校給食運営プランの案でございます。そちらを議会のほうにお示したところでございます。こちらでは、いろいろな塩竈市の状況、まず給食施設を建てるにも面積がない。必要な面積が確保できない。それからいろいろな運営費、そういったものも含めながら実際今後塩竈市として、塩竈市の財政面でやっていけるか。あと、それからもう今児童生徒数が大変少なくなっております。そういったところで、各学校で自校方式が実態にそぐうのか。それから、衛生基準をきちんと満たしていけるのかといった、さまざまな面から検討しました。

そういった中で結論でございますが、今後の給食のあり方はセンター方式がいいのではないかとというような考えに至っております。今このプランをちょっと整理しまして、パブリックコメントを市民の皆様にお示したいと考えているところでございます。そういった中で、どのような意見が出るかわかりませんが、きちんとそういったものも受けて成案化してまいりたいと考えております。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 そういう意味では、教育委員会としては今後のセンター方式がいいのではないかとということで、パブリックコメントを開いて今お聞きしていくというようなお

話だったわけですが、教育委員会としてはいつごろをめぐりに、体制を変える時期というのとはどういうふうに考えているんですか。

阿部委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 実際は、すぐにでも老朽化した施設を改修したいと考えておりますが、いろいろな財政面もございますので、平成30年以降という形で今考えております。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 現在平成25年ですから、平成30年というのとあと5年後にはそうしたいという意向だったと思うんですね。そういう意味で、この学校給食の大きな原因が何かというと、学校給食の施設そのものが老朽化していると、狭いと、直すのに。そういうことで、運営費もかかるということもあるでしょうけれども、そういうことで従来ずっと守り続けてきた自校方式を変えようというようなことを検討されてきたということです。これは重大なことですね、大きく変わるということですから。

そこで、学校そのものについては当然教育委員会で建てられるわけじゃありませんから、市のほうで当然それは建てなければならぬものなんですね。それだけに、意外と学校給食の中身については、私も学校のトイレの改善とかいろいろ壁やあるいは廊下の亀裂の面とか、いろいろそういうのは取り上げてきましたけれども、学校給食の施設面については確かにいろいろ取り上げてきても、なかなか改善されてきていなかった。これが事実なわけですね。そういう点で、これも行革の一角の中身として捉えざるを得なくなるわけですね。そういう点で、市長としては学校そのもの、給食室だけが古くなっているっていうんじゃなくて学校自体が古くなっているわけですから、そういう点で今回第三小学校ですね、大規模改修の予算が組まれておりますけれども、そういった形で校舎はやるけれども給食室まではやらない、こういう実態があると思うんですね。そういう点で、その辺の学校建設の建物のほうのほうですよ、学校全体の建物の考え方は一体どういうふうにお考えになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 たしか大規模修繕については、玉川小学校が第1号でありました。その際にも、市内の校舎の老朽度調査並びに耐震調査というものをやらせていただいております。震災後大分傷みが激しい学校等もありますので、今回は国の24年度の補正予算を活用させていただきまして、今、委員のほうからもお話しいただきましたが、第三小学校の北側庁舎の大規模修繕とい

うことに取り組みをさせていただいています。

こういった状況が市内の各所に展開をいたしておりますので、教育委員会と相談をさせていただきながら、順次市内の小中学校のまずは大規模修繕といったようなことに取り組みをさせていただきたいと思っております。

また、学校給食についてであります。これはもうここ10年、今後の学校給食のあり方がどうあるべきかということについては、議員の皆様方ともさまざまな意見交換をさせていただいております。何よりも大切なのは、安心して安全に食べていただく給食を提供させていただくということではないかなと思っております。

今、担当次長説明いたしましたように、学校の給食室であります。今ほとんどがウエット方式と、ドライ方式にも一部切りかえた部分がありますが、ウエット方式であります。また、今の厚生労働省の施設規模には、残念ながら適応できていないという部分も多々あるわけであり。そういったことも想定しながら、本市としてもぜひ学校関係者で今後の給食の提供のありべき姿をまとめていただきたいということで、先ほど申し上げましたような検討機関を設置していただいたものと思っています。

私どものほうにも、その案については説明をいただきました。こういった実情を真摯に受けとめさせていただきたいと思っておりますが、一方では本市の財政状況というものもあるわけであり。今定例会でも28年度、29年度くらいが大変胸突き八丁で厳しい状況ではないかということについては、るるご説明をさせていただいております。そういったことも勘案いただきまして、恐らく教育委員会では30年くらいをめどにというお話であったかと思えます。

今、財政状況も時々刻々動いているわけであり。今後の財政状況もつぶさに議会にご報告をさせていただきながら、一方では喫緊の課題・問題等についても内容を共有させていただきながら、しっかりと我々は取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 そういう意味では、我が党としましては自校方式そのものをきちんと守っていくべきだという点は、教育上そのことを強調しておきたいというふうに思います。

それから、ぜひ考えてほしいのは、やっぱり学校そのものをこれからも維持していくわけですから、そういったときに学校給食に必要な面積なりそういったものを、大体あるいはどの学校の場合でも構わないですけれども、試算したことがあるんですか。給食室の改築について試算したことがあるのかどうか、お聞きします。

阿部委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 試算はしております。大抵の学校、今の面積の1.5倍くらい必要になってしまいます。それはなぜかと言いますと、今ご存じだと思いますけれども狭い給食室の中なんですけれども、H A C C Pの適用が義務づけられております。そういったときに、土のついた汚染物質のコーナー、それからそれを洗って今度調理するコーナー、そういったことを全て分離しなければならない状態になっております。そして、先ほど市長から言われたとおりにドライ方式、ウエットの床では菌が繁殖するということもありましてドライ方式に変えるとか、いろいろな部分でさまざまな規制がかかっております。

そういったときに、現在の面積ではとても無理だと。特に上に校舎が載っていたりなんかして、給食室単独というわけでもありませんので、いろいろ校舎等組み込まれていたりしている構造になっておりますので、やはり今の状況を脱するにはセンター方式が望ましいのではないのかという結論になっております。

阿部委員長 小野委員。

小野(絹)委員 1.5倍、H A C C P方式、いろいろありますね。そういう点で、試算して幾らくらいかかるというふうに見ているのかということでお聞きしたわけですが、それはまあいいとしまして後からまたお聞きするとして、とにかくこれからこの学校給食の自校式のあり方、あるいは学校給食の体制のあり方についてやっぱり今後とも論議していきたいというふうに思います。

資料 24の7ページに、学校給食の調理員の配置数が出ております。年齢構成も出ております。小中学校の現在の調理員の方は46名で、正規職員は18名で約4割なんです。あとは、臨時職員なりパートなりの方々、非常勤職員の方が6割です。そういう意味では、やっぱり何回も私どもは毎年言ってきていますけれども、正職員をふやしていくべきだ。そうしないと、正職員に負担がものすごくかかっているというのが現状です。それは、どうしてもパートの方に最初から、そして最後の仕事をお任せするわけにはいかないというのもあるわけですから、そういう点でぜひ職員をふやす考えがあるのかなのか、そこを。職員をふやしてほしいということで要望するわけですが、いかがでしょうか。

阿部委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 正規職員をふやしてということで、現場としてはそのほうがありがたいんですけれども、やっぱり国の方策で現業職員の不補充という形がとら

れております。そういったことで、塩竈市も現業職員は不補充ということで続けておりますので、定年退職を迎えてしまうとその数だけ毎年減っていくというような形になっております。

現在、学校の給食には正規職員が2人ずついるような形で配置しております。そして、不足分を非常勤職員で補っているわけですが、各学校児童生徒数に合った配置基準数というものがございます。どの学校も、配置基準数を上回る、1名か2名上回るような形で配置して、現在補っている状況でございます。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 学校給食関係は、以上にしたいと思います。

次に移りますが、9の25ページ待機児童ゼロ推進事業で、保育士を2名配置することで希望の多い低年齢児の受入枠を拡大してきたということで出されております。先ほどの質疑の中でも、年度末で5名ほどの待機児童が生まれていたということですね。当初はゼロであっても、途中から入所する児童が出てくる状況もあります。それから、最近新たになりました子育て支援センター「こころん」ですか、そこには私も行ってみましたが、20組から25組の親子が毎日来て、楽しく過ごしておられます。その子どもたちが、待機児童になる可能性も出てくるわけですね。仕事が見つければ働きたい、それは親心です。

そういうことで、やっぱりこの待機児童の作戦をきちんと立てる必要があります。よく横浜が、市長が待機児童をゼロにしたということで、今度の選挙戦で勝ったようでありますけれども、それは企業誘致ですね。いろいろ企業に頼むわけですよ。公立でやるということだけじゃなくて、その結果全国の企業に呼びかけて、横浜市の保育園を運営するというふうな状況を捉えてきたわけです。こういうことは参考にしてほしくないということをきつく申し上げながら、それはしていないですけども、そういうことはしていないですけども、そういう意味では待機児童をゼロにする取り組みについて、もう一度ちょっと考え方をお聞きしておきます。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 先ほども申し上げましたように、一番の問題は年度途中の入所に対応するための保育士の確保でございます。そのために、今年度につきましては処遇改善ということで、賃金を月額でいきますと7,200円、6,970円から7,200円にアップして処遇改善等に努めております。そういった部分をちょっとPRしながら、できるだけ多方面に声をかけるような形で保育士の確保を行わせていただいておりますが、なかなかやはり年度末になると今度は勤務していただいている保育士さんもそれぞれの都合で、例えばおやめになる方

なんかもいますので、どうしてもなかなか必要な保育士が集まらないというような状況でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 今の最後の部分の回答で、保育士さんが年度末でおやめになる方が諸事情であるということについては、私6月議会で質問したことがありますけれども、要するに市が正規職員をなかなかふやさない、そういう中でもうこのまま続けて働きたいと思ってもやっぱり正規職員として働けるところに移るとというのが、年度末の関係が出てくるわけですね。そういうことで、やっぱり待機児童をゼロにする上でもそこはしっかりと正規職員、保母さんですね。今度はね、ぜひ対応してほしいということを述べておきたいと思います。

それで、時間の関係もありますので、きのう伊勢委員が香津町保育所についてお聞きしていました。これは、「のびのび塩竈っ子プラン」のかかわりで聞いていました。その中で、まず改築する際の国の補助が公立だとつかない、民間だと従来どおりつく。その関係で民営化したいんだというのが、大まかな内容だったと思うんですね。そういう点で、こういう手段をとってきたら、これから保育所改築するところが出てくると思います、結構ね。そしてこういう方式をずっととることになるのではないかと。そうしたら、行政として公立の保育所を持つ分野がだんだん少なくなってくる、こういうことが懸念されるわけです。そういう点で、やっぱり公立保育所としての役割をしっかりとつかんでいく。そのために、やっぱり国が悪いわけですね、改築するに当たって公立が建てる時は、それは補助を出さないと。とんでもないことだと思います。

そういう点でその当時の政権を授かっていた方々の責任は重大だというふうには思います。しかし、一方ではそれを改善させていく取り組みも、しなければならないというふうと思うんですね。そういう点で、公立保育所香津町保育所の民営化について、我が党は反対です。その点について、もう一度27年から民営化するということがこのプランの中に出ているようでありまして、そういう点について考える余地があるかないか、考えてほしいと思うんですが、お聞きします。

阿部委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 公立保育所の整備に対する国の支援については、きのうお話ししたとおりでございます。次期プランの中で動きがあるのかなというような期待をしておりましたが、基本的な部分はこのままの一応支援を継続するというような形でございます。公立

保育所に対する建てかえ等に対する支援は、次期プランの中でも一応出てこないというような状況でございます。

あともう一つ、公立保育所の使命・役割につきましては、これは「のびのび塩竈っ子プラン」の中でも述べておりますが、長年積み重ねてきたノウハウなり経験というのがございます。あと、子育て支援のそういった拠点施設として、次世代の中心的役割を担う子どもさんたちを、民間では人的・経済的に過重になるような部分を、公立保育所では積極的に担っていかなくちゃいけないんじゃないかというようなことで、地域福祉の公的役割を果たすために、やはり公立保育所何カ所かは残していかなくちゃいけないんじゃないかというような形で、一応「のびのび塩竈っ子プラン」の中では述べております。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 私は昭和の50年から、この50年の4月の選挙が終わりましたから、この席に座らせていただきました。その当時、川瀬市長時代でございました。川瀬市長は、「ポストの数ほど保育所を建てる」ということでずっと、最初は南部保育所だったと思いますけれども、そこから始まって10カ所の保育所、寒風沢保育所を含めて10カ所の保育所を建てたわけです。もちろん、その時期の変化というのもあります。しかし、残念ながら佐藤市長が就任してから、私の記憶でも平成15年から大日向保育所の民営化とか南部保育所の廃止とか、幾つかの保育所が廃止されてくる。こういう事態があったわけですが、残念です、そういう点では。

それで、私はそういう点でやっぱり子どもたちが、そういう点で先ほど公立保育所は幾つかは残すというふうにおっしゃいましたけれども、幾つかじゃなくてやっぱり公立保育所はちゃんと守るべきですよ。そういう点で、私ちょっと別な話になりますけれども、きのうテレビを見ていましたら、けさの新聞にも載ってございましたけれども、県内のある保育園で児童が津波で送迎中に亡くなってしまって、残念ながら裁判ざたになってということになって、とにかくそういう点ではそういう大変な思いがやっぱりこの間ありました。

それで、よくここの議場でも出されたと思いますが、新浜町保育所です。新浜町保育所は、非常に古い。ですから、そういう点では廃止の対象にもなりました。しかし、応募者が多いですから、希望者が多いですから、残していただくということになりました。あの震災で、6メートルから10メートルの津波が来る、こうなったときあそこは実際には津波は来なかったですが、そういうふうには報道されますから、当然逃げなければなりません。避難しなければなりません。1歳から5歳までの子どもたち、合わせて四十数人の子どもたちが避難すると。親

も早く迎えに来た方もいたかもしれませんが、それほどまでにはならないかもしれないですが、いずれにしてもやっぱり大変な思いで避難をした、杉の入小学校に避難をしたという実態があります。私は、そういう点でそこに預けていたお母さん、あるいはそこに働いていた保母さんやかかわりのある方々、そして地域の方々は、何とかあの新浜町保育所を安心して安全に過ごせるような、高台への移転をしてほしい。こういう気持ちが切実と伝えられております。

そういう点で、詳しくはまた別の機会にやりたいと思いますけれども、ぜひ新浜町保育所の移転を含めた考え方はできないのかどうか、ぜひやってほしいと思うんですが、そういう考え方について父兄や関係者の意見でもありますので、ぜひそういう点で市長の見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、小野委員から、保育所の今後のあり方についてというご質問をいただきました。その前に、今我々行政、さまざまな行政課題に取り組みをさせていただいております。多くの議員の皆様方から、引き続き行政として取り組むべき課題・問題と、それから民間の方々のお力をおかりしてさらによりよいサービスが提供できるものもあるのではないかという、大変真摯なご意見をいただいております。我々は、こういう議員の皆様方のご発言を、しっかりと受けとめていかなければならないと思っております。

具体的に申し上げますと、例えば指定管理者制度の活用でありますし、あるいはものによりましては民間委託というものを真摯に検討させていただくべきものもあるだろうということが、我々の基本的な認識であります。そういった中で、今保育所運営についてご質問いただきましたが、21ページごらんいただきたいと思いますが、21ページには民間保育所5カ所ございます。23ページには、公立保育所が5カ所あります。民間保育所の方々も、こういったゼロ歳児から4歳・5歳児までの保育ということに本当に真剣に取り組んでいただいているものと考えております。

ですから、公立だから、民間だからという差別というのは、私はないんだろうと思っております。ご案内のとおり、例えばここに書いてあります5つの保育所の皆様方は、塩竈市の子育て支援ということでゼロ歳児からさまざまな子どもさんたちをお預かりいただきまして、塩竈の子育てのために大変なご尽力をいただいております。今後も、公立保育所が果たすべき役割、私立保育所をお願いする役割というものについては、また議会で我々の基本的な考え方、あるいは議会の皆様方のご意見等をしっかりと拝聴してまいりたいと思っております。

その中で、改築費だけが何か議論になってしまったようで、大変恐縮であります。公立の保育所の役割については、やはりなかなか難しいゼロ歳児から一、二歳児を公立保育所でしっかりと取り組むべきではないかということについての中身が、「のびのび塩竈っ子プラン」の中身だと私は理解をいたしております。そのほかについて大切ではないということではないわけですが、その他についても公立保育所として果たすべき役割については、今後もしっかりと果たさせていただく。なおかつ、できるだけ待機児童ゼロということで、21ページごらんいただきたいと思いますが、私立保育所の運営事業の充足率であります、103.7%であります。これに対しまして、23ページをごらんいただきたいと思いますが、23ページには公立保育所の充足率、96.4%であります。このようなことについては、待機児童ゼロ後に需要があります子どもさんたちについても、できるだけ待たせることがないようにということで取り組みをさせていただいてるつもりであります、年度末にかけまして若干待機児童が出るということについては、今後我々もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

ご質問の新浜町保育所であります。ことは、まずは床が地震で傾きましたので、床の張りかえ作業を今現在実施させていただいているところであります。たしか500万円くらいの経費を計上させていただいたかと思っておりますし、また新浜町保育所のほうでも1・2歳児もお預かりをいたしておりますので、この夏対策としてエアコンも1台、新たに新設をさせていただいたということであります。当分は、この新浜町保育所を活用いたしまして、震災後共働きということをご父兄の方々の需要には、まずはしっかりとお応えをさせていただきたいと思っております。

新築ということについては、全体的な状況をさらに精査しながら、また改めて計画を策定させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

阿部委員長 小野委員。

小野（編）委員 私立の保育所の果たしている役割というのは、重々承知しております。特に公立保育所が100%にならないというのは、東部保育所や新浜町保育所がゼロ歳児を預るような体制になっていない、ここが大きな課題になっているわけです。ここで論争していても時間がないので、そういう点では私も十分そこは承知しているということを踏まえておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

新浜町保育所については、今のところ改修しないととにかく利用できないような状態になっているんですね、床なんか。それで、予算をつけたということですから、そういう点では市

長が最後にお話しになりましたので、ぜひ全体的なものもあるでしょうけれども、いつ災害が来るか、震災が来るかわからないような状況に、どう対応するかということを踏まえた施策をぜひやってほしいということだけ申し上げておきたいと思います。

いろいろ準備したんですが、なかなか思うように進まなくて、もう時間がなくなっております。まず、9の滞納整理機構について、332ページに市税賦課および収納対策の事務の関係で、現状と課題というのが出ています。それから、24の19ページに、市税、国保税、それから合わせた分の整理機構に回した分ですね。その分について、滞納分を整理機構に回したと。宮城県の地方税滞納整理機構への移管した分ですね、それについて端的にお聞きしたいと思います。

市税や国保税、それぞれ処分滞納というのは非常に件数はあっても、金額は少ないです。例えば、市税でいえば処分滞納が21件で142万円だと、国保は処分滞納で13件で879万円だというような状況ですね。市税と国保合わせた処分徴収というのは、21件で230万円だということで出されているんです。そういう点で、私どもがこの滞納の取り扱いについて宮城県地方税滞納整理機構へ移管するという点について、これまでも反対してきました。

先日、目の前でこの市役所の庁舎の駐車場で車がタイヤロックされているのを見ました。びっくりしました。それは何か、宮城県地方税滞納整理機構の移管の中身だったんです。驚きました。その人はどこに行ったか、私はわかりませんよ。車だけがそうになっていたと。「これ、何だ」ということで聞いたら、そういうことだったと。そういうふうなやり方をしても、やっぱりもっと考えなくちゃいけないんじゃないかということを思っているわけです。

それで、この宮城県の地方税滞納整理機構について、引き続きこれを利用していきたいというふうに出されているわけですが、そうすべきではないのではないかと、やっていないところもありますのでね。その辺を、もう一度お聞きします。

阿部委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 ただいま滞納整理機構についてご質問いただきました。こちらの宮城県地方税滞納整理機構につきましては、今現在市のほうから平成21年度から移管するという形で行っております。ただ、この移管する条件といたしまして、すぐ移管するわけではなく、事前に滞納者宛てに再三の督促、あるいは面談要請をいたしまして、それでも納付に応じない世帯を対象に実施しております。

また、今回平成24年度で移管した内容ですが、ちょっと滞納を分析とかしながら、高額滞納

者などを優先的に移管しているといった状況となっております、今年度4,600万円移管しているような内容となっておりますが、昨年度2,100万円から4,600万円ということでちょっと増額したような形になっております。

私のほうからは、以上となっております。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 時間の関係で、次に移りたいと思います。

9の423ページに、野々島の漁港施設機能強化の点で述べられておりますが、それに関して浦戸の防潮堤の高さについてご質問します。これは既に9月6日の新聞報道でも、岩手は地元同意は100%だけれども、宮城は69%だと。村井知事が気仙沼に行っているいろいろ懇談していた状況も、テレビでは見ました。

そこで、現に塩竈のことです。塩竈市も浦戸でこの問題、4.3メートルの高さについて、島の実際に生活している人たちが、漁業やっている人たちが、「これでは高過ぎる」あるいは「海が見えない」と。津波が来たときに、逃げようと思っても見えなければ、もう来た寸前でそうになってしまうというようなことで曾我議員が質問した際に市長は、いろいろ省きますが、県としては少なくとも海岸保全施設の管理者として責任を持って、こういった行政に取り組んでいます。基本的には、提示をした高さは変えないというような方針であります、「なお私は、住民の方々と誠意を持って話を続けさせていただきます」というふうに述べているんですね。市長はどのように、その後。これは6月議会です、その後どのようになさったかお聞きします。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私も再三再四、浦戸のほうに足を運んでおります。お話をさせていただいております。浦戸の方々は、やはり表浜の直接津波被害を受けた区域については、4メートル30センチメートルはやむなしと。ただし生活集落については、前にも議会でご報告させていただきましたが、3メートル30センチメートルというのが希望する数字でありますということは、何度もお伺いいたしております、私もこのことについては県に再三足を運んで、「地域の方々の切実な願いがこういうことです」ということは、お伝えをさせていただいております。

委員のほうからお話いただきましたが、宮城県としては海岸線を統一した高さで守るということを基本としてきております。したがって、浦戸についても全島4メートル30センチメートルというのが、今県の基本でありますということのお話をいただいておりますが、その

後も何度も足を運んでおります。今回、村井知事が気仙沼に足を運ばれて、「若干態度が」という報道があったことも事実であります。具体的な内容が何かということは実は全く盛り込まれておりませんので、私も昨日電話で担当課長に「内容がどうであったのか」ということを確認させていただいております。

今後も、島民の方々の切実な思いを県のほうにはしっかりと伝えていきますし、その結果については地元の皆様方につぶさにご報告をさせていただくつもりであります。今現在は、4メートル30センチメートルということでありまして、既に野々島については一部工事が仙台土木事務所のほうで発注になったということも聞いておりますので、仙台土木事務所長のほうにも「地元のほうでこういう要望があります」ということは、伝えさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

阿部委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。ご苦労さまでした。

午後0時03分 休憩

---

午後1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。西村勝男委員。

西村委員 何点か質問させていただきます。

初めに、9のほうからお願いします。ページ148、市内循環バス補助事業並びにNEWしおナビ100円バスについて質問させていただきます。

大分利用頻度が高くなり、皆さんお年寄りの方々にとっては喜ばれている事業であります。よく見かけるんですがバス停に何人かお立ちになって、バス来るのを待っているという評価が出ています。また、本塩釜駅前アクアゲート前にはベンチがありますが、海岸通側にはないという状況の中で、大分皆さん苦労されてバスをお待ちになっています。バスをこれからも運行していく中で、お年寄りに喜ばれるようにするためにも、各停留所とまではいかないまでも、交通の妨げにならないところにベンチくらいは置けたらなと思うんですが、その辺どうお考えかお知らせください。

志子田副委員長 阿部政策課長。

阿部市民総務部政策課長 NEWしおナビバスのお待ちになっているお客様のベンチについてご質問いただきました。NEWしおナビバス、市内の非常に狭隘なところを走っております。物理的にはなかなかベンチを置けない場所などございます。あと、ベンチを置くことによって、余り店先には来てほしくないようなお客様がそこに滞留するというふうなケースもございます。そういったことから、まず管理上きちんと、例えばそのベンチの出し入れを近所のお店がちゃんとやっていただける、ご協力いただけるお店とか場所があるとかそういったことを踏まえて、可能な場所についてはベンチ、ぜひ置きたいというふうに思っております。早急に調べて、可能な場所について早速取りかかってまいりたいと思います。以上でございます。

志子田副委員長 西村勝男委員。

西村委員 お年を召した方が本当に立っておりまして、来るときも大変な思いをされ、荷物を持って帰るときも立ったままでということが見えましたので、できれば早急にその辺の対応のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして169ページ、昨日も多くの委員の方々が商業振興策ということでご質問なさっていましたが、新たな事業としてコンサルタントをお呼びして商店街の振興策を考えていくというお話でしたけれども、ここ1年、2年で消費税が3%、2%、今の倍になるという状況の中で、商業者に対する振興策としては残念ながらシャッターオープン、またシャッターオープン・プラス事業にしても結果が出るまで、今までもやってこられたのは確かに成果として上がっているんでしょうけれども、確固たるめざとく何店ふえたとかという部分では、なかなか難しい部分がありました。また、今度の新たな事業でも、それが日の目を見ていろいろ反映するかとなりますと、なかなか難しい部分がございます。

昨年、震災見舞商品券事業をやられまして、560の商店が参加されました。きょう、あらたに24のページ24でやりましたように、商業者381軒しかありません。381軒しかない中で、560の事業者が参加されています。つまり、会議所に入っていない方も参加されたこの商品券事業ですけれども、今後そういう応急対策としてここ二、三年、何か商品券事業とかそういうお考えはないものか、ちょっとお伺いします。

志子田副委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 消費税率のアップにつきましては、市民の消費購買行動以外にも、地域経済にも影響が生じる可能性があり得るものと認識してございます。委員今お

っしゃっておられました震災見舞商品券事業を実施いたしました際に、平成24年11月に商品券が利用された店舗から地域別、業種別に200店舗を抽出いたしまして、「今後の商工業振興のために、どのような手だてが効果的と考えるか」というアンケートの中で、そういった項目についてもお聞きしているところでございます。200店の中から81%に当たる162店からご回答をいただきまして、その中で80軒ほど、ただいまの質問に対する回答もございました。

そういった中では、商品券事業の実施直後でございましたので、商品券事業の拡充という意見がまず一番多かったところなんですけど、続きましては人が集まるまちづくりイベントの開催、それから神社・町並みなどの地域観光資源の活用、観光関連商品の開発、その他としましてインフラ整備、税制優遇、各店での独自の取り組み、自助努力、人材育成など、さまざまな意見が出されておりました、大変意見の多様性というのが特徴的なアンケートであったというふうに捉えてございます。

今年度で、私どものほうで商業復興加速支援業務というのを実施する予定としておりますが、これにつきましては交付金事業としまして雇用創出基金事業で被災求職者を活用しながら、コンサルのほうから商業振興策について支援提案を受けるというものでございまして、その成果を26年度以降の商業振興施策のほうに反映できればというふうに考えているところでございますが、長期総合計画の進捗報告会での大滝委員長の指摘を踏まえまして、これからも継続して市内外から集客を増加させ、塩竈の活性化をアピールできるような施策をイメージしているところでございます。

現在のところ、25年度予算で直接売り上げを増加させるような予算措置というものは考えておりませんが、ただいまの商業復興加速支援業務の成果を踏まえて、今後来年度以降になりますけれども、長期的な施策の展開に取り組みまして、商業の体力づくりのほうに貢献、支援していきたいというふうに考えてございます。以上です。

志子田副委員長 西村委員。

西村委員 施策としてはわかるんですけども、ここ本当に1年、2年で3%、2%、消費税が10%になります。それを転嫁できる店はいいいんですが、大型店またコンビニ等はその対応策としてもう進んでおります。ただ、一般個人商店といえますとなかなかそこまで、値札の問題とか、内税にするのか外税にするのか、今回は商品単価とそのほかに7%、8%という形で消費税別枠でもらうという、商品の提示が変わってくるような形も見えますので、そういう部分で零細企業である本当に地域の商業のためにも、何とかいろいろ方策を考えていただいて、こ

こ一、二年大変な時期を迎えます。その辺を含めて考えていただけないかと思っています。

また、先ほど560店舗が参加されたという、これは会議所の登録数が商業は381しかありません。つまり会議所で救えない部分、つまり一般に点在している商店の方々が何の恩恵もなく今までできていた中で、今回の商品券で大分救えたのかなと思っています。つまり商業協同組合、歳末大売り出しで最盛期で230店舗くらい歳末売り出しに参加していましたけれども、昨年百十軒だったと思いますが、大分廃業といえますか商売なさっている方も少なくなっていて、大変な思いをしています。そういう部分で、この昨年度行いました震災見舞商品券については本当に皆さん喜んでいらっしゃいまして、また今年も何らかの形で支援していただきたいということにもなっていますので、実際にこ一、二年で何か施策として考えられるものがありましたら、お答えいただければありがたいんですが。

志子田副委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 今、委員のほうからも、会議所の会員が商業部会については381軒の中というか、その方々も含めまして500人以上の事業者の方が商品券事業には参加されたということでしたが、平成24年の経済センサスの結果を見ましても、小売事業者の方につきましては826軒ほどございます。その中で、500軒以上の方々に参加いただいたということにつきましては、大変この震災見舞商品券事業については効果があったのかなというふうには捉えてございますが、ただ実施した上での問題点としましては、やはり大型店舗については一定程度今回は対象にはしなかったというのがございますが、コンビニですとかそれから大型のショッピングセンターの中の一部のテナントに集中してしまったというような問題点もございまして、実際に市内の事業者の方々の中で、商品券の使い道としてベストテンに入った方というのは2事業者しかないといったような問題点もございました。

今後、そういったこれまでのどつと商品券ですとか震災見舞商品券、その事例も踏まえ、また何度も申しておりますが商業復興加速支援業務、これの結果も踏まえて今後検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

志子田副委員長 西村勝男委員。

西村委員 大変な思いをしている個人商店ありますので、その辺も含めて今後加速度的に企画を練っていただきながら、進めていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に184ページ、 9の、みなと祭の件でちょっとお伺ひします。24年度は、花火に対しま

して400万円ほど予算を組んでおりますが、今年度はどの程度組まれたのか、ちょっとお知らせいただければありがたいです。

志子田副委員長 本多観光交流課長

本多産業環境部観光交流課長 25年度につきましても、昨年と同様に400万円でございます。

志子田副委員長 西村勝男委員。

西村委員 塩竈で行われる祭りは3回ありますが、観光と言われる祭りはみなと祭1つだけだと思っています。震災以前は620万円ほど花火に対して予算化されていましたが、昨年、ことしと400万円ということで、ただこれ花火に関しましては水青連さんのほうで予算を集められて花火を上げられています。水産関係の方々、今大変な思いをされて事業を継続されている方が多い中で、花火に対して協賛を募ること自体大変なのかもしれません。

ですから、来年度に向けてはやっぱり活気・元気を起こすためにもみなと祭、観光の祭りとして立派に行われるようにその予算組み、これも考えていただけないかなと思っていますので、その辺よろしくをお願いします。

志子田副委員長 本多観光交流課長

本多産業環境部観光交流課長 花火は、昨年度2年ぶりに再開をしましたが、花火大会を縮小している主な一番の要因は、やはりメイン会場である魚市場あるいは沿岸部で、ゆっくりお客様に見ていただけるような空間がちょっと確保できないということで、あえて規模を縮小した中で今は実施させていただいております。それで、先ほどおっしゃられた水青連さんのほうもやはり市場がきちんとした形ででき上がったときには、やはり県内一の花火を上げたいというような心意気で待っておりますので、我々もそれに呼応するような形で支援なりを拡大していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

志子田副委員長 西村委員。

西村委員 どうぞよろしくをお願いします。たかが祭りではなくて、やっぱり塩竈のイメージも活気も元気も備わってくるお祭りですので、その辺よろしくをお願いします。今市場ができてからとなりますと、あと2年ですね。その間もやっぱり祭りは続くわけですから、その辺は水産関係の方にご負担ない形で花火を打ち上げられるように、できれば努力のほどよろしくお願ひします。

最後になります。239ページ、学校給食運営事業についてお伺いします。

その中でダムウエーターということで、業務用リフトの件だと思うんですけども、今まで

記載がなかった部分で今回24年度出てきたわけですが、どちらでそれを今利用しているのか。また、保守点検料は出ていますけれども、その辺内容ちょっと教えていただければありがたいんですが。

志子田副委員長 会澤教育総務課長。

会澤教育委員会教育部次長兼教育総務課長 ダムウエーターは、給食で上がったものを上下各階に、3階までありますので、運ぶものでございます。各学校についてございますけれども、今回こちらで出てきたのは第三中学校のほうのダムウエーターがちょっと故障しがちだったので、かかったものでございます。

志子田副委員長 西村勝男委員。

西村委員 給食に携わる方も大分お年を召している方が多いので、これはぜひとも必要なものだと思うんですが、なかなか昨年の予算を見ましたらそれが出ていなかった、新たに出てきたものですから、業務用リフトということでやっぱり必ず必要なものだと思っていますので、どうぞその辺は設備のほうきちとしていただければありがたいと思います。

以上で、早いですが終わります。以上です。

志子田副委員長 菊地 進委員。

菊地委員 私は、まず資料24の61ページ、いろいろあとページ7も一緒なんですけど、61ページには本当にストレートに我が会派で学校給食に係る人件費についてというので、ずばっとそのものだけ出されました。本当にすごいなと思いました、余計なことは書かない、しないと。本当に私たちは、でも7ページはいろいろ配置数があって、正職員が非常勤の月となっていると。どうしてこう「2会派から出たから、そのまま言われたことしかしませんよ」というふうな姿勢なのか、私わかんないんですけれども。例えば、思いやりのある姿勢であるならば、やっぱり正職員さんは何千万、月の職員さんは何ぼとかって、そのくらい書けないんですかね。

だから、せっかく決算委員会だのやっても、聞かれたことしか答弁しないんでないですか。それで塩竈よくなるのかなと思うんで、そういった考え方、副市長さん資料要求されて「こうやります」と言うけれども、そういう指導というのはないんですか。「余計なこと書くな」という指導はしたんだかわからないけれども、その辺ちょっとお答え願います。

阿部委員長 内形副市長。

内形副市長 ただいま資料の作成について、菊地委員のほうからご質問ありました。我々としては、ご承知のとおり三十数件にわたる資料でございましたので、それぞれ担当のほうでご要

求のあった会派のほうにアプローチした上で作成してあるということで我々捉えておりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。以上であります。

志子田副委員長 菊地 進委員。

菊地委員 まあ、思いやりのある姿勢であればそういったのも必要で、そうすれば例えば細かに「正職員は幾らですか」「どうですか」って、質問する手間が省けるんですよ。それを聞くにも耐えがたいなと思うんで、今回聞きません。

それで、先ほど小野絹子委員さんが質問しました学校給食関係、これは単刀直入に私の記憶違いかどうか、間違っていたら申しわけないんですが、たしか27年度には学校給食関係のいわゆるセンター化というのは、市長答弁していたんでないかなという思いがあったんですが、それが28、29、30と3年もきょう来て延びたというのを聞いて、「やや」と。スピード感ある塩竈市の行政が、何で3年もおくれるのかなって、そういう心配をしたもんですから、その辺の確認をちょっとしておきたいと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、委員のご質問は、センター方式にした場合の施設整備ということであったかと思いますが、過去におきましてこの件について再三ご質問いただいております。ご案内のとおり、28年度が起債の償還のピークであるということは、再三再四申し上げさせていただいております。額として、28年度のピークを越えた後に取り組めるという状況になるのではないかなというようなお話をし続けてまいったかと思っております。30年ということについては、そのような本市の財政状況を勘案されまして、今回は30年ころになるのではないかなというようなお話であるかと思っております。

いずれ、センター方式ということについてはまだまだ議論されるものと思っておりますので、そのような議論の推移とあわせまして、本市としてもセンター方式ということで意思が統一されましたら、できるだけ速やかにその方向性については明らかにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 いろいろ、28年度といえどももう間もなくなんで、償還期限という話ですが、やっぱり計画行政を進めるのであれば早目早目の処方が大事なかなと思っておりますので、今後なお一層ご努力をお願いしたいと思います。

あと、これは決算資料、逆に言うと資料の6でお伺いしてまいりたいと思います。

それで、この中で不用額というのは全部で幾らになりました、今年度。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 一般会計の不用額でありますけれども、これは平成24年度現年分、それから平成23年度繰越分、合わせますと約21億円ほどになっております。以上です。

志子田副委員長 菊地 進委員。

菊地委員 ありがとうございます。21億円、大きなお金です。

それで、今までいろいろな議論聞いていて、この決算11億円の黒字になったという話です。でも、市民的な感覚から言うと「どうなのかな」って。私なんかは、数字上は「11億円の黒字だよ」というのは確かにいいかもわかんないけれども、本当に塩竈の財政大丈夫なんですかと。うちらほうの新生クラブの志賀委員さんも心配して聞いていたみたいですが、まず財政力指数0.03、そして実質収支比率が5.4ポイント、経常収支比率、公債費比率等を見ると全般的に本当に危険というか、油断をしていると本当に大変な事態になるんでないかなと思うんですよ。それは、数字上で「11億円黒字になりました」「なりました」と。その11億円の使い道、半分は繰り越ししてあと半分はどうかのようになってはいるんですが、その11億円を市民のために使うお考えだのってあるのかなと、それを聞きたいんですよ。

「黒字になった」「黒字です」って、その辺使い道わかるのであれば、いわゆる繰り越し以外に「こういう施策に使います」だのってというのがあれば教えてもらったほうが、市民にとって「ああ、11億円もなったんだから、家の前の道路舗装してもらえるんだっちゃん」「この間も台風で水上がったけれども、水上がらない工事やってもらえるんだっちゃん」という要望が来ていますので、その辺の考え方、ちょっと。やっ、それはそれで「数字上の11億円の黒字だから、事業は考えていません」というんではお粗末かなと思うんで、あえて聞きました。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず、11億円の中身ということになりますと、決算のこの資料の資料 7、こちらのほうの4ページに一般会計のほうの実質収支の内容を掲載してございます。

資料 7の4ページになります。この一般会計の決算、このうちに歳入歳出差引額、これが残額として72億2,400万円とございます。実はこれ、その2つ下にあります繰越明許費の充当財源額の60億5,000万円、これを差し引いたものが先ほどの11億円という数字になるわけで、実はこの内訳といたしましてうち基金の繰入額、これが5億7,259万8,308円、それから残りになります一番下段になります翌年度への繰り越しということで、5億7,100万円という数字の合

算になるわけです。

今お話しいただきましたように、確かに11億円という大きな金額であります。先ほど若干ご説明させていただきましたように、24年度の不用額の中身として一番大きかったのが、実は21億円のうちの15億円というのが23年度繰り越しが実施できなかった分の不用額、これが一番大きいものであります。となりますと、当然ながら翌年度で補助金でありますとかあるいは震災復興特別交付税の返還というのが発生してまいりますので、その分を差し引きますと実際は約5億8,000万円くらいが本当の黒字額というふうなことで、数字をこちらでは分析しております。

問題は、その5億8,000万円という数字になりますので、こういった事業についてはじゃあどういったものに使えるかと。はっきり言ってこれは一般財源になりますので、これからどんな事業に使えるかという検討なんかが必要になってまいります。ただ25年度のこの財政運営上のお話を申し上げますと、当初予算の段階で既に財政調整基金、交付税が目減りするということもありまして、4億円以上のいわゆる取り崩しを行っているという現状があります。ですので、残り考えてみますと約2億円弱という数字が、実際に本当に使えるお金かなというふうに思っておりますので、先ほどからご心配されているようになかなか本市の財政事情、税収の伸び悩みでありますとか、ほかの財源があったにしても自主財源が不足しているという事態がありますので、この辺の使い道はやはり慎重に対応させていただければというふうに考えております。以上です。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 「慎重に」というよりも、私は「市民のために有効に使いたい」というふうな答えを期待していたんですよ。というのは、やっぱり何回も言うとおりの、私道整備やら市道整備、先ほども言いましたとおり水害に遭われている地域、早急に直してほしいという意見が届いていないとすれば、我々議会議員が届け方悪いのかなと思うけれども、市民から相当数来ていると思いますよ。だから、そういったものに重点的な配分をして、市民の要望、声に応えてほしいという思いで、その使い道について聞きました。

それで、あと気になったことが、まず私いつも言うとおりの、経常収支比率だのは「百何%から九十八点何ぼに改善しました」って誇らしげに書いているんだかどうかわかんないけれども、数字的に言うと市長が自由に使える政策的な予算というのが全然ないんじゃないですかというのを、私はそういうのを心配するんですよ。ですから「2期2年市長さんやって、あ

と残りどうするんですか」って、この間の総括質疑で聞いたんですが、私は自由に市長の政策的な予算が、せめて80とは言わなくても88%くらい経常収支比率があって、残りの12%くらいを市長が「市民の要望、声に応えます」「こういう使い方します」っていうような財政をちゃんと確立してほしい。

私は何回も言っていると思うんですが、その辺が何か11億円あったんですが、5億円くらいで、あと声がダウンしてくるっていうのは、私は困った問題だなと思うんですよ。市長はやっぱり3期目、この3期目がやっぱり成果を出して、「こういうの」というのを誇らしげに言っていたかと思うから、それが公約であり、市民が「ああ、我々の生活がきのうよりもよくなったよ」という話じゃないかなと思うんですけれども、「財政調整基金がどうのこうの」だのって何か後ろ向きの考え方では、本当に人口も減ってきているし、だからこういう状況に「これをします」「何をします」と、「今度のあと2年間は、どんなことしても自分が目標に訴えたものを全部します」というくらいの市長であってほしいし、塩竈市であってほしいという思いがあるから聞いているんであって、何か「11億円も黒字になりました」「何しました」というだけでは、私は市民の心が「ええ、11億円もあるのに、何でそこ道路を直してもらえないんですか」という問題が多いんじゃないかなと思いますので、そういった基本的な考え方、お示してください。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 まずは、平成24年度の歳入歳出決算ということで、定められた手続に従って数字を算出していきますと、先ほど申し上げました11億円であり、5億円であるという数字が出てくることについては、ご理解いただきたいと思います。決して11億円、「黒字だから云々」という話ではなくて、その11億円の内訳も「これこれ、こういうことであります」と議会のほうにもご説明させていただいておりますとおり、大変厳しい財政状況でありますということについては、一貫して変わっておりません。

ただ、その中で今塩竈市が直面する課題は、やはり東日本大震災からの復旧・復興ということでもあります。まずはこれを何としても早期に達成をしていくということについては、これは議会の皆様方にも基本的な考え方をご説明させていただいています。ただ、しからは長期総合計画のさまざまな取り組みはいいのかということでは決してないわけでありまして、今回も例えば長総関係の予算190億円はしっかりと確保させていただいておりますということは、申し上げさせていただきました。今震災復旧・復興については、国のほうでも大変配慮いただいて

おりまして、ほとんど国費でさまざまな取り組みができるような仕組みをつくっていただきました。我々は、そういった制度を最大限に活用させていただきながら、やはり市民の方々に今ご質問いただきましたような水害対策を初め、安心してお暮らしをいただける地域づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

今回の決算におきましても、そのような観点から震災復旧・復興関係のこういった決算をお願いさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

志子田副委員長 菊地 進委員。

菊地委員 確かに定められた方法で11億円というのが出たというのは、私も承知しています。

それで決算意見書の35ページに、ちょっとこれは誰に聞いたらいいのかなと悩むんですが、最後の2行が一番大事なかなと思うんですよね。やっぱり監査委員は心配していると思うんですよ。やっぱり市民の生活再建、地域経済の振興に向け、さらなる努力をお願いしたいと監査委員も言っているんだよというの、この文言が私は非常に重いと思いますよ。

ですから、今後どうして政策的なものだのをどういうふうにしていくのかなと、そしてあと収支バランスをどうしていくのかなというのが、私ほうんと心配するから聞いているであって、こういった問題が、本当に監査委員が心配している奥というのがこの監査意見書には書かれていないから、「何をしなさい」「細かな何をこうしなさい」だのってというのは、これには載っていません。だけれども、やっぱり「市民の生活の充実」だの「安心して住める塩竈」っていう意味では、その監査委員が指摘したことの一部分でもいいから、聞いておきたいというのが本音でございますので、さらなる努力って何を言われたんだか、それだけお答え願います。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 本市の財政構造というのが、まず慢性的に経常収支が非常に悪いところ、これ何度もご指摘受けていると思います。ですので、例えばその義務的経費といえる人件費、扶助費、あるいは公債費というものを、できるだけ圧縮に努めてきた中での政策予算の確保というものに努めてきたということです。

今お話にありましたこの監査委員のご指摘というところの努力というのは、やはりただ単純にそういった経費というのが、市税収入が増加するわけでもありませんので、ある程度我が身を削ると、いわゆる行政改革の中でそういった財源を生み出すという必要性があるという意味合いが込められているというふうに、私は理解してございます。したがって、慢性的に厳しいこの財政状況の中で、市民から負託されています議員の皆様、それから市長の思いという

ものを達成するための財源の確保というのは、やはり一定程度我が身を削るというふうなところの必要性があるのではないかというふうに私は捉えてございますので、今後ともしっかりと行政改革というものを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 これからもさらなる行政改革とか、というふうになっているんですが、でもやっぱり計画行政で第5次長期総合計画とか、そういうものを実施していく力強い裏づけがないと、なかなか市民の幸福度というのは勝ち得ないんでないかなと思うんで、「復興もやります」「何もやります」って大変でしょうけれども、やっぱり限られた予算の中で選択と集中とかっていう言葉も前にあったと思うんで、そういうのを我々議員もだし市民にわかりやすく広報してもらおうような努力をしていただきたい。

そして、一番大事なのはスピード感だと思います。そのスピード感を持って、この行政運営をぜひなし遂げていただきたい。それが住民にとって「ああ、よかったな、塩竈に住んでいて」というふうになるんでないかなと思います。そういった考えで、ぜひこれからの行政運営をしていただきたいなと思いますし、計画もちゃんと足腰の強い計画を立てて、それに枝葉をつけていく、そういうやり方でないと、ある日突然「いや、こういう予算があったから、こういうふうにします」なんて言われても、なかなかそれが市民にとっていいかもわかんないけれども、塩竈の財政という幹の部分からいうとちょっと外れるんでないかなという思いがしますんで、その辺は十二分に注意していただきたいと思います。

こればっかしやっていられないんで、あと1つだけ。財政が豊かだって、財政が豊かというのは厳しいと言っておきながら豊かというのは申しわけないんですが、どうですか、何回も言っているんですが、公平・平等に議論したいなといっても、皆さんパイプ椅子。そのくらい、5億何ぼも黒字になったら、ぜひ皆さんの椅子変えてくださいよ。去年もそれ言ったと思うんだけどね、私はやっぱり働く人を大事にする、それが基本だと思いますよ。だから、皆さんがそのパイプ椅子に午前2時間、午後2時間、15分休みあってまた2時間近く、私本当に大変だなと思いますよ。私たちの椅子は変えてもらったんだけど、ちょっとお尻は痛くなるんですけれども、でも皆さんから比べれば「ああ、こんなものまだいいや。我々が我慢すれば」という思いでいるんですが、そういった感じで総務部長さん、前にも質問したんですが、変える気があるのかなのか、お答え願いたいと思います。

志子田副委員長 佐藤市民総務部長。

佐藤市民総務部長 財政状況、ただいま財政課長よりご説明申し上げましたとおり、大変厳しいと。そういう中で、我々は給与削減をしながら、庁舎のトイレ改修という財源を何とか確保しているという状況でございます。確かにパイプ椅子、座り心地は悪いかとは思いますが、まだまだ十分耐えられると思っておりますので、その辺はひとつよろしくご理解いただければと思います。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 かわいそうだな、ただその一言です。私たちはやっぱり対等の立場で議論し合って、知恵を出し合って、そして塩竈市をやろうというので、その分耐えているというか耐えられるというんだったら、まあいいでしょう。

あと、ほかに入ります。資料24の11ページあたりから13、救急についてなんですが、いろいろ他会派で資料を出していただきまして、ありがとうございます、要求していただきまして。

それで、これはいいんですけども、浦戸の救急というのはここに載っているんですか。というのは、この間浦戸の島民が救急を頼んだら、「さくら」という消防艇が来て、それ来るのに三、四十分かかる。市内であれば、ここに書いてあるとおり五、六分で来るんだよ。何で浦戸、前に「しらゆり」という民間の方に1万5,000円を行政で払って、救急の場合は来てもらったってそういう事例が、三升市長さんあたりのときあったと思いますよ。それで、一旦なくなりかけたんだけど、島民の方から「安心ということで、ぜひお願いします」って、私議場でやったらまた復活したんですが、いつの間にか「それは消防署にお伺いを立てて、いいとなればお金は行政で負担するけれども、だめな場合は消防艇待ってください」って、そんな理不尽な話あるのかなと思いますよ。

それで、そんなことを言っていて「浦戸振興」だの何だのって言う資格、私はないと思うんですが、そういった救急の扱い方どうするのかお答え願います。

志子田副委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 消防のほうの救急艇、消防艇でございませぬ、救急艇も兼ねてございまして、消防の事務組合のほうで浦戸のほうの救急搬送のほうに当たっていただいているのが現状でございます。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 その現状というのはわかるんだけど、そんな緊急性ある患者さんだのとなった場合、やっぱり私は1万5,000円行政が前みたく払ったって、民間の方に運んできてもらった

ほうが、その人の救命ってなるんでないかなって思いなんですよ。それが「さくら」というか、消防署とそっちのほうで打ち合わせしているというんでは、やっぱりちょっと情けないなと思うんですよ。やっぱり、こちらにいられる住民も浦戸にお住まいの住民も、やっぱり安心という意味ではどこに住んでいても塩竈市民だったら、一緒に近づけるのが行政の私は役割だと思っていますんで、ぜひ住民の声、意見、そういうのを聞いて、そいつが年間に毎日救急船呼んで、毎日1万5,000円かかるんだというんではそれはまずいけれども、月に1回あるかないか、半年に1回か2回くらいの割合だったら、私はそういった制度をもう一度復活させて、島民が安心できるような施策をぜひお願いしていただきたいと思っております。

あと震災関係で、これもお願いなんですけど、このところまた地震等多いですよね。市民は、やっぱり地震でかなり精神的に参っています、「ああ、また大きくなるのかな」と。それである方が、前にもうちらほうの新生クラブでもお願いしたと思うんですが、しおりトンネルの中にラジオ聞こえるように県のほうに、塩竈市で管理しているか利府で管理しているか県でしているかわからないんですが、そういったしおりトンネルにラジオが聞こえるような、そういう働きかけていうのは前に建設部に言ったと思うんですが、建設部長さん、その辺どうですか。

というのは、同じようなトンネルの長さで、そして北山トンネルの間開通したと思います、5月に。あそこは、ラジオちゃんと聞こえるんですよ。何でできないのかなと。なぜこういうことを言うかということ、やっぱり安心をしていれば、市長が目指している交流人口の拡大って、しおりトンネルを通ってみんな塩竈に入ってくる人が、「ラジオも聞こえなくて、不安だ」といったら、交流人口どころじゃないんでないかなって思いありますので、そういうことができるのかできないのか、部長さんにお答え願いたいと思います。

志子田副委員長 鈴木建設部長。

鈴木建設部長 私個人は、今回初めて聞きました。トンネル内ラジオの関係は、私のほうからもう一回県の仙台土木のほうに申し入れしてみます。何か技術的な話があるようなんですけども、委員おっしゃるとおり安全・安心が第一ですので、再度また申し入れしますので、あと結果報告します。

志子田副委員長 菊地 進委員。

菊地委員 あとは、しおりトンネルの中のナトリウム灯っていうんですか、それもほとんど切れていますので早急に、やっぱり何かあって言われて「点検します」と言うけれども、やっ

ぱり何もなくても点検してもらって、あと「これはお金かかりそうだな」っていったら、市民のためにどしどし補正予算上げてくりゃいいんでないですか。市民のためだったら、我々議会はむげに反対しないと思うんですよ。そういった何十億ってかかる問題でないと思うんで、その辺も何とかしてほしいなという思いです。そのちっちゃなことが、積み重ねが、市民にとって満足度になると思うんですよ。大きいことバーンと花火上がったって、大きい花火一尺玉上がったって「ああ、きれいだ」ってなるけれども、線香花火はチチチチチッとずっと自分で見れる。そっちのほうが、よっぽど幸福感あるんでないかなって思いもしますんで、これからやっぱりそういった意味で小さなことでもいいから、できることをこつこつと丁寧に準備をしていただきたいと思います。それが、塩竈市民にとって一番「ああ、住んでてよかったな」っていう施策、安心感になるんでないかなと思いますんで、そういった意味で今後この決算をもとに来年予算組みをしていくのであれば、きょうのいろいろな意見あると思うんですが、ぜひともしていただきたいと思っています。

それで、私もしつこいほうなんで、建設部長さんをお願いしておくんですが、できない理由は要りませんから、できなかったというよりも、「こういうふうな方法があれば、できますよ」というふうな、後でご回答願えれば幸いに存じます。

あともう一点、最後になると思うんですが、やっぱり水害関係で今回もあったんですが、道路の整備というかその辺で二又のあのでこぼこ、何とかなんないのかしらね。水は上がるやら、でこぼこはそのままだし、地域住民ね、タクシー通るんだってタクシーが反対車線通っていくんですよ。何かなって思ったら、マンホールのでこぼこを避けるために反対車線通っていくんですよ。

今県内でも交通死亡事故多発して、何とかしなくちゃだめだと。21日から秋の交通安全週間始まるんですが、やっぱりそういった整備というのをどんなことをしたって5億円残ったなんて言わないで、そういうところに予算を配分して、市民が「ああ、道路直してもらってありがとう」と言われたほうが、皆さんうれしくないですか。5億円お金残して、「こういうふうにしなさい」「何したらいいんでないですか」と言われたって、皆さん暗い気持ちになると思いますよ。私は、限られた予算の中で「こういうふうにしてやりました」「何しました」といって市民から喜ばれ、議員からもほめられたほうが、塩竈市民にとってうんといいいことでないかなと思うんで、ぜひそういった考え方でやっていただきたいと思いますので、二又の道路整備についてお答え願えれば。予定とか、する気がどうなのか。

志子田副委員長 鈴木建設部長。

鈴木建設部長 二又の道路と言われても、ちょっと私認識不足で申しわけないですけども、それはマンホールのふたででこぼこがなっているというのは、多分そこだけじゃないと思います。部内でも現場パトロール、実は先週、先々週やりました。それで委員ご指摘のとおり、身近なところでの市民がわかる安全・安心というか、それは予算の使い方云々の話はまた来年度予算要求でやりますけれども、できる限り二又の道路のでこぼこ以外のところについても対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 あと、時間余りないと思うんで。

入札関係について資料、我が会派でしました。それで、端的に最低価格という、その指数というのはその案件によって違うんですか。それとも、ある程度基準の案件を持っているんですか。例えば、自分たちが決めた予定価格は、例えば1億円だとしたら、最低価格は7,500万円かなとか、6,000万円かなとか、そういうのはわかんないんで、ただ「何回も入札しました」「何しました」となっているんですけども、ある程度最低価格っていうのは誰が決めてどうしているんだか、教えてください。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 一定額を超える入札案件の最低制限価格については、私が調整いたしておりますので、お答えをさせていただきます。

そもそも最低制限価格制度というのが出てまいりましたのは、その工事の中では現場管理費というのと一般管理費というのがあります。これは、端的に言えば業者の方々が仕事を進める上で必要な経費ということになるのかと思います。ただ、業者の方々によっては、「そういったものがなくても、ぜひ頑張ってやりたい」という方々もおられることも事実であります。したがって、最低制限価格の基本的な考え方としては、今申し上げました例えば諸経費がなかった場合、端的に言えば工事原価という言い方になるんですかね。そういった数値に近い数字であります。

ただ、これは公表してはならないことになっていきますので、そのような説明でご理解いただきたいと思いますが、何%と決まっているわけではありません。何%から何%以内という幅がございます。工事の難易度でありますとか、工事の業種、さまざまな視点・観点から、その幅の中で我々が設定をさせていただいているところでございます。よろしくお願いします。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 なぜ聞いたかという、うちらほうの志賀委員が発注した資料に、その入札の回数とかうんと丁寧に書いてもらったのね。本当に感謝します。だけれども、その中で「ええっ」と、八十何%くらいでも下過ぎたんだか落札できなくてなっている資料があるんですよね。あともう一点は、変更契約して9,900万円くらいのあれで「大したことないよ」と言うかもわかんないけれども、700万円くらい減らしたりとか、入札で決まって何でこういうふうには減らせるのか、その辺がわかんないんですよ。契約して、「あなたのところには1億円でやりますよ」と、それが何カ月か過ぎると700万円戻しますとかって、それどういうふうな理由でそのお金を戻させるんですか。契約したら、契約のお金でやらないんですか。私、注意深く見ていたんですけども、以前は工事が「穴掘ったっけ、そこに宝物の石だか何だか出てきて大変だから、地盤が改良しなくちゃだめだから」って、工事費上げてくださってというのはあったんですけども、この減額というのは決めた額よりなぜ下げるのか。これは、この下げた業者が寄附してけたんですか、「多いから」って。どういうわけで下げるのか、その辺教えてください。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 当初の契約というのは、前にもご説明しましたように各担当のほうで設計というものを行います。例えば、道路でありますとかなら幾らの面積、幾らの延長でと。そのときの、例えば土量が幾らと、何立方メートルとかというふうに、まずはそれで契約を行います。ただ実際に現場に入りますと、内容が実は若干ずれてるというケースもございます。例えば延長幅が短くなるようなケース、あるいは掘削の掘る量が少なくて済むというケースもございます。あるいは、夜間工事で行うところが警察との交渉によって昼間でもできるなど、実際に予定していたよりも軽減されるというケースも発生します。そういったケースの場合には減額の設計を行い、さらにはその落札額でもって請負額の額の減額を行うというふうな手続を踏んで、減額を行っております。以上です。

志子田副委員長 菊地委員。

菊地委員 いただいた資料でいうと、私から見ると理解がなかなかできない。ページで言うと17ページだのも、233万円だの減額して何なのかなって。増額っていうのはわかっていたんですが、減額、減額って。これ、間違っていたら申しわけないんですが、業者をいじめているわけじゃないんだよね。それだけ確認しておきますので、よろしくをお願いします。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 全くそういうことではございません。数量が軽減されるということに伴っての請負額、いわゆる直接工事費が下がるというふうに積算されたものであります。そういうふうな結果で減額するというものであります。以上です。

志子田副委員長 鈴木建設部長。

鈴木建設部長 設計変更を行う場合は、ちゃんと業者さんと協議することになっています。それで、不思議だと思われる方もいらっしゃるかと思いますけれども、先ほど財政課長言ったように現場でやはり当初設計では、例えば数量はある程度つかんで出しますけれども、やはり現地に入ってみてわかるものがあります。先ほどもありましたけれども、掘ってみてわかる。それで、その場合業者さんとやりとりしますので、実際「数量は減りますね、いいですか」、それで業者さんのほうも「いいですよ」ということで、設計変更という契約変更しますので、私の知る限り業者さんとどうのこうのということは、いじめているとか何とかってということはないと思います。

志子田副委員長 香取嗣雄委員。

香取委員 では、私からも簡単なことをお聞きいたしたいと思います。主要な施策の成果に関する説明書、 9番でお願いをいたします。

106ページ、木造住宅耐震診断等助成事業についてお伺いをいたします。木造住宅耐震診断助成事業38件、513万6,000円、この中には改修計画の36件が57万6,000円で含まれておりますということでございます。木造住宅耐震改修工事助成事業、22件、1,057万1,000円、このうち耐震改修促進助成でもって22件、475万8,000円が含まれておりますと。ということで、この木造住宅耐震診断助成事業と、それから木造住宅耐震改修工事助成事業、これ何か似たような助成事業のように感じるんですけども、中身ちょっとお知らせをしていただきたいと思います。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 ただいま木造耐震診断のほうは、その住宅が56年5月以前に建設された住宅が、耐震性があるかどうかを診断しまして、もし耐震性がないとなれば診断の計画のほうをつくるまでが、その耐震診断事業のほうです。そして、その耐震診断の結果に基づいて耐震性のない住宅に対して改修事業を行うのが、耐震改修事業というふうになっております。以上です。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 そうすると、耐震診断で38件、改修計画で36件といいますのは、診断の結果改修する必要があると、それからこれは改修する必要がないというのでの分け方というか、言葉の違いということなんですか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 耐震診断のほう38件行いまして、そのうち2件は耐震性があるというふうに判断されましたので、改修計画のほうは36件行ったというような状況です。以上です。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 どうもありがとうございました。

そこで、改修工事の助成事業に22件、これ先ほど言いましたようにこの中に促進助成が22件。この「工事助成事業」とそれから「促進助成」と、こう2つ言葉あるんですけども、これもちょっと中身詳しく教えていただきたいなと思うんですけども。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 耐震改修のほうを促進させるために、県のほうが新たに制度を設けて、25万円の助成を上乗せするというふうな制度が新たにできております。以上です。

志子田副委員長 香取嗣雄委員。

香取委員 そうすると25万円、これは今言った促進助成というのは県のほうで云々いいましたけれども、工事費用の6分の1、上限15万円、または工事費用の18分の5、上限25万円、この2つここに書かれているんですけども、今課長が言ったのは25万円と。この15万円は、これはどういうことなんですか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 申しわけありません。改修費用が低い場合工事費の6分の1の15万円、そして工事費が大きい場合18分の5で上限25万円で助成させていただいておるといような状況です。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 どうもありがとうございました。

そうすると、改修工事費用の3分の1の30万円が、上限が1つありますよね。それから、今課長が言った25万円、上限。それで55万円。それからもう一つ、ここに住環境整備事業で21件、395万4,000円の決算載っておるんですけども、これが耐震改修工事と合わせて2万円以上の工事を行った場合、2分の1の額のこれは限度額20万円の助成もまた制度化されていると。合

わせて75万円のこういった助成が得られるという理解でいいんですかね。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 最大で75万円、助成を受けることができるということです。以上です。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 どうもどうも、ありがとうございました。

先ほどお聞きしましたら、診断の結果改修計画が36件だったと。2件だけが、これは改修工事をしなきゃないと、その反対ですか。で、36件が改修工事をしなきゃないということをこの診断した診断士というんですかね、そういう方に指定された。そうすると、36件が指定されたんだと。ここに工事をしたのが22件ですか、件数。助成事業で24年度で22件。そうすると、38件の中の22件が工事をしたと。ほかの人は、やはりこういった助成金を合わせても自己資金だということなわけで、なかなか「あなたの家は、いわゆるこれだけの地震に耐えられないよ」というようなことでの診断を受けての結果だと思えるんですけれども、自己資金がなかなか思うようにいかないとなれば、耐震工事をしたくてもできない人が、これだけの人がしただけでもいるということは、市内にはもっともっているんじゃないかなと思えるんですけれども、その辺の助成策。

例えば下水道の復旧事業の中で、例えば水洗のトイレの改造資金の融資制度とかというのがありましたよね、利子補填とか何か、そういう制度を考えられないものかなと。そうすることによって、もっともこの耐震診断に基づいて工事をなされる方がふえるんでないかと思えるんですけれども、いかがお考えでしょうか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 耐震改修の促進のために、一番下の欄にあります住環境整備なんかは実質的に昨年度から導入されたもので、耐震化を促進するという中でこういった20万円の助成が出てきているという内容です。この耐震化に向けては、啓蒙活動とか積極的に行ってまいりたいと考えております。今のところ、こういった中身で何とか努力してまいりたいと考えております。以上です。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 そうすると、今のところは現行の制度だけで進むと。ということは、ここに書いてありますように「耐震診断及び耐震改修の推進に努める必要がある」と書いてありますけれど

も、そのための方策というのは何もないと。いわゆる現行制度だけで進めていくんだという理解でよろしいんですか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 市民の方々には、耐震化を進めることの必要性の啓蒙を進めてまいりたいと考えております。今のところ、新たな支援事業等は検討しておりません。以上です。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 わかりました。では、現行制度で推進化を頑張ってくださいようお願いをいたします。

それから、参考までに聞くんですけども、低炭素建築物新築等計画認定制度というのがありましたよね。これは、今どういう状況になっておるのでしょうか。これを、何かこの制度に基づいてこういった建築物の申請があったとか、それとも完成が何ぼあったとかというのはありましたでしょうか。

志子田副委員長 阿部定住促進課長。

阿部建設部定住促進課長 低炭素の制度につきましては、どちらかというとな新築する際の制度でして、今年度1件申請が出てきております。以上です。

志子田副委員長 香取嗣雄委員。

香取委員 そうですか、わかりました。どうもありがとうございます。

次に、次ページの108ページ、総合治水対策事業についてちょっとお伺いをいたします。水害に強いまちづくりを目標にして、こういった事業を進めて……。 (「特別会計」の声あり) 特別。ああ、そう。

じゃあ、ちょっと方向を変えて、きのう、おとといの時間の降雨五十何ミリメートルだかあった経験を我が市がしたわけでございまして……。これもやっぱり下水か、わかりました。では、あしたそれは。

志子田副委員長 では、あずに期待して。

香取委員 それから、119ページ、同じ 9。防犯対策事業ね。いろいろ市におかれましては、町内会の防犯灯の電気料、これを年間842万5,000円ほど負担をしていただいております。本当にありがたいと思うんですけども、これはこれで置いておいて、防犯協会の助成についてちょっとお願いがございます。ここでは、施策の成果と現況と課題、この中で「地域ぐるみによる防犯対策を行っている防犯協会の役割が非常に重要であり、今後もこうした民間団体と連携

を図っていく必要がある」と、こうおっしゃっておるんですけれども、市内には東西南北、浦戸を含めまして5つの防犯協会がございます。これに合計19万4,000円の助成を出しておると。今いった5つの防犯協会には前に5万円だったのが、この決算書ではここ二、三年、四年だと思うんですけれども3万9,000円と。こういうこの3万9,000円の多大なる助成に対して申し上げるんですけれども、この防犯協会に5つの協会に対して出している19万4,000円に対して、塩釜地区防犯協会連合会負担金、これが何と倍近い35万7,000円。結局、防犯協会の各町内の方々が一生懸命になってボランティアとは言いませぬ、3万9,000円ほど助成いただいているんですからボランティアとは言いませぬけれども、それに近い状況で一生懸命防犯活動を行っているんですけれども、この連合会の分担金をそれ以上に35万7,000円ほどを出しているんですから、何とか末端の防犯協会にもそれなりの助成があってもいいのではないかなと、こう思うんですけれども、いかがでしょうか。

志子田副委員長 赤間市民安全課長。

○赤間市民総務部危機管理監兼市民安全課長 各市内の防犯協会につきましては、本当にお祭りなんかの雑踏警備から、あと夜間の防犯パトロール、あと夏の青少年関係の防犯活動なんかもやっただいて、大変本当にありがたく思っております。また、負担金につきましては、委員さんおっしゃるように、我々としても一時期確かに5万円という形でやっていましたが、当時の財政事情との関係から市単独部分での補助金関係について、ある程度削減させていただいたということがございます。

また、地区防犯協会につきましては、こちらのほうは国勢調査の人口の割合によってちょっと負担金として単価が決まっています、それによって負担させていただいている形もございまして、その辺のこともございまして、なかなか市単独の補助金につきましては、今後の課題とさせていただきたいとは思っております。よろしく申し上げます。

志子田副委員長 香取嗣雄委員。

香取委員 わかりました。ひとつよろしく、今後ご検討のほどお願いをいたします。

それから、次に203ページ、これ簡単にお聞きいたします。地域新エネルギーバイオディーゼル燃料推進事業でございますけれども、これの現況と課題、「本市の基幹産業である水産加工業の新たな付加価値をつけた取り組みとして積極的なPRが必要である」ということは、私ちょっとこのPRって何なのかなと思うんですけれども、例えば日産1,200リットル、これをつくって販売しておると思うんですけれども、現在やはりもっともっとこれを、この1,200リ

ットルを、現在公用車を含めて契約登録台数が125台とありますけれども、これではまだまだ足りない。いわゆる採算が合わない。そういったもので、もっともっと台数を多く、普通でのお客さんを確保するというのでPRしなきゃいけないという意味なんだが、ちょっとお伺いをいたします。

志子田副委員長 菊池環境課長。

菊池産業環境部環境課長 BDFの地域新エネルギーということで、こちらの主要な成果に書いてありますとおり、塩釜市団地水産加工業協同組合に100万円の助成をしておるところです。またそれ以外にも、主要な成果の203ページの大きな2番の(4)のところでも、緊急雇用の事業を使いましてそういった販路拡大とか、そういったところの人員の補強というところをこの緊急雇用を使いまして、団地水産のほうに委託しているというような状況がありまして、今現在そういったことで販売のほう、生産を行っているわけですが、やはりちょっと震災後の復旧ということで、まだちょっと乗り切れていないところがあるという話をいただいております。

また、軽油の価格も大分上がってきておりまして、今たしか130円台できておりますが、こちらは今のところ何年か前から税抜き95円ということで、ちょっとかなり価格差も開いてきて、一時期は同じような金額でまた大分苦戦していた時期もありましたけれども、そのようなことも含めて来年度その単価の見直しも、団地組合のほうにも行っていきたいと。あと、PRにつきましてはそういったことで、今回10月号の広報にも循環型社会エネルギーということでBDF関係も載せさせていただいております。そういったことで取り組んでまいりたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 そうすると、例えば私なら私がこのバイオディーゼル燃料を車に入れたいというときに、これ登録台数って書かれていますけれども、やっぱり登録は最初しておかなければならないと。登録だけすれば、一般の人でも入れられるということなんですか。

志子田副委員長 小山産業環境部長。

小山産業環境部長 バイオディーゼルについてお答えさせていただきます。今現在の状況でございますけれども、実は水産加工業の油を使う量が今震災後完全に復帰していないというようなことがあって、一方で油を排出してBDFの材料にする油の量がちょっと減っております。一方で、今課長が言ったように軽油の値段が上がってきておりますので、非常にバイオディー

ゼル使いたいという方が、今のところは実は供給する量がむしろ不足しているような状況がございます。一時期は登録の方をばんばんふやして、いっぱい買っていただくという状況があったんですが、今はむしろ逆のような状況になってございまして、ご質問の内容につきましては今実は登録いただいている運送業者さんのほうに供給するので今むしろ手いっぱいな状況になっているというようなことを聞いておりますので、登録いただければいずれ利用することはできるとは思うんですが、今はちょっとそういった環境にあるということでございます。

それで、そういったことから、現況と課題に書いてありますPRというのは、むしろ塩竈市の水産加工というのは循環型のエネルギーを使って、そういう意味で「水産加工業自体も無駄な環境負荷をかけていません」ということをPRしていこうというような趣旨かと理解しております。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 わかりました。だから、そういうふうには私は理解したもんですから、でおらいの車でも1台くらい協力すっかなと思ったんだけど、どういうふうにして、例えば入れにいつでも入れていただけるんだか、それから私ばかりでなく一般の人もあそこでこのディーゼル油をとにかく入れられるのかな、入れられないのかなというようなこと、わかんない人がうんと多いと思いましたんで、間に合っていればいいんです。

じゃあ次に、最後だな。屋外スポーツ施設管理運営事業として302ページ、この屋外スポーツ施設の管理運営事業なんですけれども、維持管理費の内訳の中に備考欄に2の委託料159万5,000円「伊保石スポーツ広場管理業務により増」と、こうなっているんですけれども、この中身をちょっと教えていただきます。

志子田副委員長 郷古生涯学習課長。

郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 この302ページの委託料、増減のところではふえております「伊保石スポーツ広場管理業務による増」ということなんですけれども、これは平成24年度から伊保石スポーツ広場、こちらの市のほうでこれまで土地開発公社で持っていたスポーツ広場を、22年度9月議会において土地開発公社から買い戻しまして、行政財産として公平性を担保した使用管理を行うことになりました。それでその経過を踏まえて、市民の一般スポーツ広場と、これまで伊保石スポーツ広場を使用していた市内の団体、そちらのほうとの2つに明確に区分するというところで進んでおりました。そして、市民の一般利用に供する部分、そちらについての維持管理、これまで全体をスポーツ管理団体が行っていたんですけれども、市

が一般の市民の方に利用していただく部分の管理、その管理費について24年度から発生したということで、その部分がこのふえた内容というようなことになってございます。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 一般の人が管理していると、管理費を払っていると、じゃないの。

志子田副委員長 郷古生涯学習課長。

郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 一般の市民の方が利用するグラウンドの管理を委託している費用として、今回24年度からこの部分が発生したということです。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 それは、どこに委託しているんですか。

志子田副委員長 郷古生涯学習課長。

郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 塩竈フットボールクラブでございます。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 二又のサッカー場を管理しているのも、同じなんですよ。

志子田副委員長 郷古生涯学習課長。

郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 そのとおりです。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 それで、いいんですよ、管理してきれいにしてもらっているのはいいんですけども、利用状況の中に、この金を出して管理してもらっている伊保石スポーツ広場のグラウンドの利用状況には、伊保石が載っていないんですよ。

志子田副委員長 郷古生涯学習課長。

郷古教育委員会教育部次長兼生涯学習課長 302ページの内容のところ、本当に大変申しわけございません。ここのところにつきまして、この24年度の利用状況の中につきまして、大変申しわけございません、抜けてしまいました。それで、口頭で大変恐縮です。伊保石スポーツ広場の利用状況なんですけども、年間で昨年度の場合880人というようなことで、口頭で報告させていただきたいと思います。この利用状況なんですけども、年度途中から始まりまして、広報等でPRいたしました。その中では、グラウンドゴルフの方々につきまして定期的には出てはきているんですけども、そのほかにはサッカーとかそういった利用になってございます。まだまだ利用的にはPR不足かなというようなところがありますので、今後その辺のPRに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

志子田副委員長 香取委員。

香取委員 どうも、大変ご苦労さんです。500万円もかけて、利用者ゼロでは困るわけですので。今言った500万円、いわゆる493万5,000円をかけての伊保石スポーツ公園を整備したということなんですよ。中身はいいですけども、今度清水沢にありました野球場、これが災害公営住宅用地として計画されているということで、あの野球場がなくなるわけでありまして。ですからこの伊保石に、太田球場っていう名称なんですけれども、それをそんなに距離的にも離れていない場所にもありますもんで、そこにそれにかわる野球場の整備を考えられないものかなと思うんですけども、いかがな考えかお教えをお願いいたします。

志子田副委員長 高橋教育長。

高橋教育委員会教育長 太田球場の代がえの練習場所については、一中の校長先生、それから野球部の顧問と話し合いを続けました。子どもたちが授業が終わってから直ちに移動して、それから帰るときにも一旦学校に戻ってそこから帰れるような場所というようなことを、それから現にそういう場所として使われているところということで、さまざまな場所を考えましたが、その結果月見グラウンドが非常に適切であるという野球部の顧問の意見を尊重しまして、そちらを決定したところでございます。今後、有効に安全に使わせてまいりたいと考えているところでございます。

志子田副委員長 香取嗣雄委員。

香取委員 わかりました。それじゃあ、ひとつそのようにお願いをいたします。

終わりにします。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 では、一般会計の最後を私がさせていただくことになりましたもんですから、順次質問させていただきます。

まず、 8の事項別明細書と 9の主要な施策の成果の説明書両方を、 8のほうは369ページをお開きいただきたい。 9は437ページ。ここに、我が塩竈市の基金の内訳が載っております。ただし、 9のほうは一般会計分しか書いてありませんけれども、若干金額が違うものですから、説明をお願いいたします。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 8の決算書のほうの基金の残高と、それから 9、これは主要な施策の成果の資料編のほうですね、基金の残高の推移という残高の違いでございます。決算書

のほうは、あくまでも3月31日現在ということで、その3月31日現在の基金の残高を載せさせていただきます。これは理由といたしましては、まず基金の残高の中には出納整理期間という概念がありませんので、まずは3月31日時点での基金の残高を載せさせていただきますのが、この8のほうになります。

一方で、9の成果のほうの資料になりますが、これは(4)の基金の残高の推移の下のほうにも書いてございますように、「 」になります「各基金の残高は年度末と、ただ出納整理期間の末日の残高」というふうに記載させていただきます。と申しますのは、ご承知のとおり24年度決算というのは、これはいわゆる地方財政制度上出納整理期間が設けられておまして、さらに議会でお認めいただいております最終補正予算、これが3月31日で行っております。そのために、歳入のほうでは3月31日をもってのいわゆる調定でありますとか、支出のほうは支出負担行為を行って、最終的にはその出納整理期間の中で現金が動いているというふうな結果になりますので、その状況を明らかにするために基金のほう、わかりやすく5月末現在、これがいわゆる決算統計上も使われます基金の残高というふうに合致するものでありますので、そのような表記にさせていただいたというところでございます。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 結局、塩竈市の決算の中で3月31日に重きを置いてつくった書類と、出納閉鎖期間の5月31日に重きを置いた書類、2つ並立して認定を行うという話で来ているのか、それとも3月31日で認定を行うのかという話になってくると思うんですよ。

それともう一つ、こういう書類を出されるのであれば、事前に説明していただければ、質問せずともいいわけなんですよ。そしてもう一つつけ加えるのであれば、基金の残高、要するに9のほうの基金の残高の推移を一般会計だけでなく、こういう性格であれば特別会計を含めて記載していただきたいんですけども、どうでしょうか。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 そうですね、決算特別委員会の例えば初日の段階で、その基金の残高の違いというものをきちんとご説明すべきだったという点では、こちらのほうの反省点になるというふうに理解しております。

それから、基金の残高の資料ということで、ここはまず一般会計の資料編としてまず載せさせていただきますという経過があったので、このように一般会計のみにさせていただきますが、その辺今後ちょっと様式の関係整理いたしまして、特別会計の基金の残高もわかるよう

な、そういった資料編にまとめていきたいというふうに思います。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 結局、5月31日も3月31日も資料として整理されるのであれば、両方同じ視点からものをつくっていただきたいんです。この問題は、以上でいいです。

次に、8の事項別明細書の52ページ、ここに前年度繰越金として2億5,100万円と計上されているんです。23年度決算のときに、翌年度繰越額と言われたものが2億6,145万1,300円あるんですよ。なぜこういうことが起きているのか、差額1,045万1,300円というのは特別会計と言っていいのかわかりませんが、これ総括みたいなものですからあした聞くわけにいかないだろうと。特別会計の基金のない科目は、繰り越しされるという表書きされているわけですよ。次期会計へ繰り越すと。でも、今年度の事項別明細書には、その金額の記載がないんですよ。記してあるものが記載のないものですから、質問させていただいているんです。よろしくお願いします。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 資料、今回ですと7のほうの一般会計の24年度になりますから4ページをごらんいただきますと、これは一般会計の歳入歳出決算というふうな状況を示してございます。歳入歳出差引残額のその下、うち基金繰入額というのが、これはあくまでも24年度決算になりますが5億7,259万8,308円、それから最下段にございます翌年度への繰越額5億7,100万円、これを足し合わせたものがいわゆる実質収支というふうになります。これは、23年度の状況ということでお話ありましたように、確かに前年度、先ほどの8のほうの52ページ、これは23年度の決算の決算剰余金のうち翌年度へ繰り越す額と。24年度でいいますと5億7,100万円に当たる分、これが繰越金として計上されていると。

じゃあ、つまり残りはどうしたかというふうになりますと、残りはいわゆる基金繰入金という形になるわけです。本市の場合ですと、一応条例上にも規定してございますけれども、これはいわゆる直積みという形でこの基金の繰入金分を積み増ししているというふうなやり方をとらせていただいております。そのために、残った決算の前年度繰越金のみ2億5,100万円が計上されますが、残りの2億6,000万円ほどの金額、これについては基金に直接積んでいるというふうな状況になっているからです。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 今ここに去年の決算書ないもんですから、ちょっと今話がわかりにくいと思うんで

すけれども、なぜそういうことが起きるかという、特別会計に基金のない繰越金は次期繰越金という決算書に明記されているんですよ。ところが、その中で一般会計分は翌年度の歳入の中に明記されているわけですよ。ところが、特別会計の剰余金、あるいは要するに繰越金と言われているものは、基金に要するに積み増ししているんだという説明なんですよ。であれば、そのような書類形式を整えて私ども議員に示していただければ、それで結構なんです。よろしくをお願いします。

次に 11、塩竈市の財務諸表 4 表についてお伺いいたします。

11の5ページです。ここに、塩竈市の普通会計の財務諸表が示されております。ここでちょっとお聞きしたいのは、2番の投資等の中の(1)投資及び出資金45億4,814万3,000円と記載されているんですけども、これはこの決算資料にどこに記してあるのか、ちょっと教えていただきたいんです。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず決算資料、こちらの資料 8、これの357ページをお開きいただきたいと思います。357ページになります。このところ、6「出資による権利」というのがございます。いわゆる、ここは投資及び出資金という形になっておりますので、これまで本市が各団体にいわゆる出資をしているという一覧表が、まずこの357ページになっております。その最下段にあります決算年度末残高、一番右側になりますが5億2,804万円というふうなのがあります。まず、この資料 11の5ページにあります45億4,814万3,000円のうち、こちらの5億2,804万円が入っているという中身になります。

しからは、残りがかなり大きな金額であります、40億2,000万円ほどになります。このうちの実は大部分というのが、病院に対しての実はこちらまでの繰出金の積み上げというものの結果になっております。実はここは、この貸借対照表、これは総務省のいわゆる改訂モデルというもので、決算統計をまずベースにつくらせていただいているという内容になります。

いわゆる企業会計への繰り出しというのは、実は性質別が分かれてまいりまして、企業会計でいきますと建設改良費、もしくは地方債の元金償還分、これを出資金というふうに掲げます。したがって、この出資金の繰り出しの分が今そういう病院事業に対する繰出金、これのこれまでの現在高というのが約38億5,000万円ほどになってございますので、これまで一般会計から例えば建設改良費に行った繰出金でありますとか、あるいは元利償還金の元金の分、こういったものの繰出金がずっと積み上がってきたというふうな内容になっております。実際のと

ころ出資をして、それが戻ってくるものでありませんので、これが毎年積み上がっていくと。繰り出しがあった場合、毎年積み上がっていくというふうな数字になってございます。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 初めてそういうことを聞きました。そうしたら、いつかこの貸借対照表の付表を添付していただきたいんですよ。そういうことがあれば、質問しなくてもわかるんでないかと思えますので、よろしくお願いします。

それとですね、(2)の貸付金なんですけれども9億202万7,000円とあるんですけれども、これもどこに書いてあるのかちょっと示していただきたいんですけれども。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 こちらのほうは、資料 8 事項別明細書のほうのまず367ページをお開きいただきたいと思います。367ページになります。こちらのほうに「債権」というのがございます。資料 11のほうですと、ここの名称が貸付金となっておりますので、一般会計でいうところの債権、貸付金の合計がこの表の一番右下にございます9億1,763万2,000円というものがございます。これが今現在の災害援護貸付金、あるいは地域総合整備資金貸付金の残高というふうになります。

実はこの残高の中身というのがございまして、いわゆる各業者さんにいろいろ事業者さんにお貸ししている債権ということで、毎年お返しいただいている。あるいは災害援護貸付金でありますと、個人の方に貸し付けをして、期限があれば返していただくというような内容でございまして、ですから、通常ですと未到来納期というものと、到来納期というのが合わされた金額が、こっちに入っていると。いわゆるまだお返しいただけていない残高の現金ベースですと、9億1,700万円あるという意味になります。

それでは、先ほどの11番の5ページのほう、こちらの貸付金になりますと残高が9億202万7,000円と。実は、先ほどの決算資料と差額が1,560万5,000円の差額になってしまいます。実は、こちらのほうの貸付金はいわゆる未到来納期、つまり順調にお返しいただいたら残高が幾らあるかというような内容の残高が、ここにあります。実はその差額、実際に納期が到来してもお返しだけない、その金額についてはその下にございます(4)番長期延滞債権、こちらのほうに実は計上されている。この中に先ほどの1,560万5,000円が入っております。したがって、こちらの決算書のほうが現金の実際の残高と。こちらのほうでは、まだ納期が来

ていない分は貸付金として計上し、納期が来ても実際にお金がまだ回収されていないという分については、(4)番の長期延滞債権というふうな取り扱いをさせていただいているという内容でございます。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 初めてわかりました。そういう仕組みになっていたんですか。多分、今こちら側にいる我々議員で、これを知っている人誰もいなかった、多分そういうことだと思うんですよ。付表をつくれ、資料をつくれ、新しい資料がこれからもどしどし出てくると思うんですよ、制度設計が変わってきますから。そのたびにやはり付表をつけていただき、説明していただかないと理解できないものですから、よろしく願いいたします。

それでもう一つ、その5番の中にある3「流動資産」の中の(1)現金預金の中で、財政調整基金と減債基金が先ほど言われる5月31日の成果の資料の残高を記載されているんですけども、一応この決算書は3月31日なので、そこら辺どのように考えてつくられたのかちょっとお聞きしたいんですけども。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 この貸借対照表、これはあくまでも総務省が示しているいわゆる改訂モデルというものをベースにしてつくっております。したがって、あくまでもこれは決算統計の数字をもとにしてつくられているという状況になります。先ほどもちょっとご説明しましたように、基金の残高はどうしても出納整理期間での残高で記載すると、決算統計上そのようなルールになっておりますので、こちらの貸借対照表、バランスシートについては決算統計の5月末残高、そして決算書のほうはその出納整理の期間の概念がない、実際の3月31日の残高というふうになってございます。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 監査委員にちょっとお聞きしたいんですけども、多分これは出納整理期間とこのバランスシートのつくられる過程の中での混同だと思われるんですけども、どこかに1つの処方箋、記述のラインを引いていかなければ、ずっとこの問題が公会計においては存在するんだろうと思われま。そういうときに、もしこの貸借対照表の日付を5月31日にしてしまえば問題はないんだろうと思われるんですけども、もし3月31日でこれからはいかれるのであれば、この変額の問題、要するに業者さんに対する未払いの発生が3月31日に発生するために、基金残金の変動が行われていくんだろうと思います。そうすることによって未払い金が発生す

るのか、そういう問題について少し検討していただいて、対応していただきたいと思うんですよ。

初めてこういう資料が出て、これからいろいろなことが行われていくわけですよ、新しい制度の中で。あすも病院会計でちょっと質問したいこともあるもんですから、そうするとやはり新しい概念で新しい資料がつくられていく仕組みの中で、どのようなものを考えていくかという統一の書式形態を維持していただきたいので、よろしく願いいたします。

志子田副委員長 高橋監査委員。

高橋監査委員 この一般会計において、基金の部分の決算の日付につきましては、従来から基金の決算については3月31日で締めなさいというような事項がありました。ですけれども、私が監査になってからなんですけれども、それ以前からずっと実際は5月末の数字を、今で言う資料の8ですか、8番の資料には日付を載っけておきました。ただ、実際は3月末ですのでそれを変えてくださいということで、ここ数年変えてもらって。ただ変えてもらったんですけれども、今度は数字が違うというような状況になってきていると。こういうように一般会計、いわゆる官庁会計でやっている部分と、それをどうにか企業会計に近いような形にしていこうという形の動きの中で、その矛盾といいますか、まだ調整がとれていないというのが今の実態だと思います。

それで、だんだんそういう方向になってくるというか、企業会計の方向になってくると考えていますので、それはちょっとすぐにはならないかもしれないですけれども、少し長期的に見ればだんだん合うような形になってくるのかなというふうに、今のところ考えているところです。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 結局、企業会計の考え方であれば、その日ではちっと切るわけですよ。ただ行政の公会計というのは、3月31日で締めて5月2カ月間の出納整理期間を経て決算書を作成するために、どうしてもこのようなずれが生じるわけですよ。そして、新しい貸借対照表をつくって市民に市役所の姿を見せていくような努力をされているわけですので、なるべくそこら辺を詰めていってきちんとした対応をお願いしたいと思います。それで、この問題を終わります。

次に、8です。79ページです。ここに13項ですか、減債基金として支出済額で4億517万2,537円が積立金として書いてあるんですけれども、どういうことなのか中身を教えてください。お願いします。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 積立金の4億500万円の内訳ということでございます。まず4億500万円については、これは予算の積み立てになります。残り17万2,537円、これがいわゆる基金の運用に伴います利子の積み立てというふうな内訳になります。その4億500万円のさらに内訳となりますと、実はこの500万円分というのが平成19年度で行いました玉川小学校の大規模改造事業、こちらいわゆるけやき債、県とそれから県内市町村との共同発行しましたミニ公募債と言われるものの積み立てを行っている分が500万円というふうになります。これは、時期が到来すればこの基金、積み増した分でお返しするというふうな準備金になります。残り4億円につきましては、これは昨年度の2月補正でもご説明させていただいたかと思いますが、今後28年度以降の公社のいわゆる返済の問題、あるいは最近でいきますと実際に国費が100%と言われておりますけれども、実際には例えば災害公営住宅でありますとか下水道、こういった災害復旧・復興事業というものは必ず地方債の発行が伴われます。こういった地方債の発行には、残念ながら国費あるいは交付税措置が全くございませんので、こういった災害復旧・復興のための今後の償還金の積み増しというものを、これから準備していこうというふうに積み増したものでございます。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 大変結構な話で、中身が充実しているという話だと推察するので、よろしく頑張っていたきたいと思います。

次に 8の120ページ、備考の欄に災害廃棄物処理業務県委託料36億7,357万6,516円とあるんですけども、5月1日全員協議会資料で配付された見込額36億7,374万5,649円と若干違うので、16万9,133円ほど違うものですから、ここで聞いておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

志子田副委員長 菊池環境課長。

菊池産業環境部環境課長 委員お尋ねのこちらの事項別明細に載っている県の災害廃棄物の委託料と、5月1日災害廃棄物の全員協議会の一覧の表だったかと思われまして、あの表で、県の委託料が一致していないのではないかとということのご質問だと思います。あちらの表につきましては5月1日ということで、まだ平成24年度のちょっと決算見込みということで書かせていただきました。その後県のほうに委託しておりまして、県があと業者に発注しております事業の中で、出来高に応じて精算がその後はかられまして、最終の精算額の通知が県のほうから

まいりました数字が、今回の事項別明細に載っている額になっております。16万9,133円ほど金額が減になっているという状況でございます。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 減が悪いとか言っているんでないんですよ。議員に「このようになる」と示したものが変わるのであれば、事前にわかっているんであるならば知らせるべきではないのかと聞いているんですよ。いろいろな問題が発生して、今回いろいろな委員会ができて、いろいろなやりとりが行われているわけですよ。その中で示した資料が1円でも違う事態が発生したならば、やはり議員に示していくべきじゃないかと思うんで、そこら辺ちょっと一言お願いします。

志子田副委員長 菊池環境課長。

菊池産業環境部環境課長 災害廃棄物の資料の中で、大分たくさんこちらのほうも提出した関係で、なかなか整理がつかない部分等もお出ししまして、委員の皆様にご迷惑をおかけした点もあろうかと思えます。なお、今後につきまして、そのような資料の出し方含めて数値のチェックとか、そういうのはきちんと行っていきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 そういうことを言っているのではないんですよ。もし示したものが違うのであれば、わかった時点で議員に事前にお知らせすれば、それで済むことなんですよ。それをいちいちとやかく言っているわけではないんですよ。やはり精査して積み上げたものでも、変わることがあるだろう。そのときに、じゃあ事件のときだけ副市長が歩いて書類を渡すのかということなんですよ。そうでない、こういうときにでもなったときに、「こうなりました」と1枚の紙をレターケースに入れておけば、皆さんわかるわけですよ。そういう配慮が大事だと思うんですよ。

この20日に委員会が開かれて、いろいろなことが行われるわけですよ。たったそれだけのことで、皆さんの問題が消えていく可能性もあるわけです。そういう心配りを、1つの資料の中で自分たちがつくった資料が変わるときは、やはり議員にわかった時点でお知らせしていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

次に 8の154ページ、ここに復興交付金事業費の測量設計等委託料2億2,470万3,150円とあるんですけども、この中身についてちょっと教えていただきたいんです。

志子田副委員長 佐藤復興推進課長。

佐藤震災復興推進局次長兼復興推進課長 資料 8の154ページ、2億2,470万3,150円、こちらにつきましては復興交付金事業に係る事業化の調査というふうなことになります。こちらの中身につきましては資料 9、こちらのほうの374ページ、375ページのほうをごらんになっていただきたいと思います。こちらのほうの決算額2億2,298万7,000円となっております。このうち、事務費がちょっとここの中に含まれていますので、事務費258万9,000円を除きますと、2億2,039万8,000円がまず調査委託料というふうなことになります。

それから、同じく資料の419ページ、こちらに防災集団移転促進事業のほうの決算額403万5,000円というふうな形で決算額が示されておりますけれども、こちらのほうの調査費を足しますと合計で2億2,470万3,000円というふうなことになります。こちら辺につきましては、防災集団移転促進事業でありますとかあるいは土地地区画整理事業、そういった都市計画事業でありますとか、国のほうの補助事業にのるための調査を行うための費用というふうなことで、それぞれ主要な施策の中に記載したような調査内容を実施しております。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 どうもありがとうございます。

次に資料 8で322ページ、今年度の実質収支に関する調書というのがありまして、ここに11億4,359万8,000円となっているわけですよ。これを、地方自治法による基金繰入額、それで差額が5億7,100万円とこういう形で載っかっているんで、これだと先ほど言われたような形になってくのかなと思っておりますけれども、ちょっと財政課長、説明をお願いします。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず、この322ページのこの様式でございますけれども、これは地方自治法施行規則の様式に基づいてこちらのほうも決算書に掲載させていただいています。そのために、表現的には今お話受けましたように、その5番目の実質収支という欄と、その下のところにはこれは財政調整基金への、本市の場合は直積みをしている金額をあらわしていると。さらに、決算書のほうではその翌年度繰越額ということで、11億4,300万円からこの基金の5億7,200万円を差し引いた5億7,100万円が記載されておりますが、この表では残念ながらちょっと記載ができなかったものですから、こういう表現にとどめさせていただいているというふうな状況でございます。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 それで、その中の次の327ページを見ていただきたいんです。平成24年度塩竈市後

期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書なんですよ。この5番の実質収支額1,367万7,000円がどのようになっていくのかということが、今回いろいろな問題を私が気づいたところなんですよ。この金の明示がないんですよ。要するに、決算で多分基金に積まれるんだと思います。それが、この町の行政のあり方だったんだと思うんですけども、これについてちょっと一言あれば教えていただきたい。

志子田副委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 おっしゃるとおり、これは自治法のちょっと様式に基づいてつくってしまっているものですから、その残った分は一体どうなるかという表記がなかったと。先ほどありましたように、基金の項目以外の差引額、これが全会計同じなんですけど翌年度へ繰越金という扱いになりますので、翌年度で決算認定後に予算化をし、それで支出をするというふうな内容になってきます。ただ、ほかの基金の分につきましては、これは直積みになっておりますので、ちょっと予算を経由しないで今積みまれているというふうな状況になっております。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 大体見えてきたんで、なるべくわかるように。難しい話をしているものから、見えないところもあると思うんですけども、なるべく透明性を、市長が「日本一住みたいまち」の会計は、透明性を持ったものの考え方でいければ、ますますよくなっていくんだろうと思っているものから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に 9、先ほどから皆さんやっています27ページなんですけれども、放課後児童クラブの件なんです。まず一つはこれから先、先ほども小学6年生まで対応していきたいような話が将来的に出てきている中で、学校だけで対応していけるかなとかということと、共稼ぎ世帯が働いてきて、この時間のニーズ、今現在どのような時間までやっていらっしゃるのかちょっと私残念ながら知らないものから、そこら辺含めてニーズとしてどのような存在があるのかも、あと休み中とか夏休みとか、いろいろな問題が派生してくると思うんですよ。そういうもの、ちょっと現状を教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

志子田副委員長 渡辺子育て支援課長。

渡辺健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブですが、まず現在の開設状況ですが、1年から3年までの児童を対象に、保育に欠ける児童を対象に実施しております。時間的には、放課後下校してから6時まで。あと土曜日につきましては、8時半から6時まで実施しております。

す。先ほどもお答えしましたけれども、新しい新制度の中でいろいろ意見を聞きながらという  
ような形で考えておりますが、現場の声なんかをちょっとお聞きしますと、今の保育の中では  
勉強を教えたりとか、主に教室なんかでちょっと保育をしているのが現状なんですけれども、  
果たして6年生までになってくると外遊びなんかを中心になってきますし、あと浅野委員の何  
かの話にも出ましたけれども、いろいろ習い事なんかも必要になってくるんじゃないかなとい  
うような形での話なんかも出ております。ニーズを把握する中で、スペースの問題等も出てく  
ると思いますので、そういった部分いろいろ把握しながら、こちらのほうで検討していきたい  
と考えております。

長期、春休み、夏休みにつきましては、土曜日と同じような形で8時半から6時までの一応  
開設状況になっております。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

私、塩竈の魅力づくりの一つに、保育と学童保育などの、要するに子どもたちの安全で安心  
して働ける施設が充実していけば、この町に引っ越してこられる若い夫婦の家庭が出てくるん  
じゃないかと思っているんですよ。こういうところに、一つの視点と施策を充てていくことが  
大事だと思っていますのでお聞きしていますので、よろしく対応をお願いしていきたいと思  
います。

次に 9、173ページの企業誘致推進事業の件なんですけれども、ここの現況と課題に、  
「基幹産業である水産加工業を初めとする既存企業への支援とともに、今後は新たな産業の誘  
致に取り組む必要がある」と述べられているんですね。どのような取り組みをするつもりなの  
か、教えていただきんです。よろしくをお願いします。

阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 企業誘致についてお答えをしたいと思います。

新たな産業の誘致についてということでございますが、本市には宮城県が積極的に進めてお  
りますような企業誘致のような、大企業が進出できるような工業団地はございません。これま  
では新浜町の加工団地のほうに魚市場の立地を背景といたしまして、水産加工業と関連業種  
の集積が図られてきてございます。市でも、平成18年にいきいき企業支援条例を制定いたしまし  
て、資本の投下あるいは雇用創出に対して奨励金の交付などを行って、企業の進出あるいは工  
場の増設などを支援してきておりますが、引き続き加工団地を中心に震災に伴って創設されま

した補助制度ですとか、特区などの支援制度を活用した水産関連施設の整備が進み、加工団地のほうでは食品関連産業の一層の集積が図られてございます。

また一方、製造業以外についてであります。鹽竈神社の門前町として本塩釜駅、その周辺を中心としましてマリングート周辺の海岸通、あるいは港町地区から、観光客の多くが回遊する本町地区までの一部を集積区域としまして千賀の浦観光推進特区というのを設定し、小売業、飲食店、それから宿泊業、娯楽業の誘致を目指しているところでございます。これらの業種もまた、製造業とは違う関連業種のすそ野を持っているというふうを考えております。地域経済にとって活性化のきっかけになるというふうな理解をしております。しかも、被災地以外からの新たな企業の進出ということになれば、本市がいち早く復興しているというあかしになりますし、本市が対外的にも投資価値のある魅力のある地域と評価されたと、みなされたということになりますので、それがさらなる誘致の誘引になるというふうを考えてございます。

ですので、今震災に伴って支援制度も、特区も含めてかなり充実してございますので、そういった施策のPRなども積極的に行って、こちらの課題のほうにも示しております新たな産業の誘致を進めてまいりたいというふう考えております。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。あすの塩竈をつくるためには、そういう仕事が一番大切になると思います。そして魅力あるまちをつくっていくことこそが、多分今復興を加速していくことだと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に202ページ、ごみ処理事業です。一応ごみ処理事業の中の施策の成果の埋立処分場の延命化に努めたと書いてあるんですけども、災害廃棄物などで中倉処分場を拝見いたしますと、あとどのくらい、何年間くらい使用可能なのか。あと、埋め立てが何トンくらいできるのかというのをちょっと知りたくなりましたもんですから、よろしくお願いします。

志子田副委員長 菊池環境課長。

菊池産業環境部環境課長 委員お尋ねのとおり、今中倉の処分場にはまだ災害の廃棄物で県で処理をお願いしている廃棄物の作業が進行中でございます。年内近くまでかかるかと思っておりますけれども、基本的には災害廃棄物につきましては分別処理をしてふるいをかけて、それぞれの再生利用とかそういったものに分けまして、受け入れ先、処分先を他に求めまして、できるだけ中倉には埋め立てしないという方針で我々おりますし、県のほうにもそのような形でお願いをしているところでございます。

埋め立てのその量ということになりますけれども、震災の直後ということもありまして、中倉は定期的にやはり埋め立てがもういっぱいになってくるということで、毎年定期的に測量をかけまして、埋め立ての容量の調査を行っております。ちなみに平成23年3月30日なんですけれども、このときにも測量をかけましてその当方で3万4,905立方メートルというような埋立残容量等の数字が、その当時出されております。

ただ、おっしゃいましたように、今まだ中倉の災害廃棄物がいろいろ入っているところですので、その辺の処分が完了次第また測量かけまして、きちっとした残容量を出して、また委員の皆様にお示ししたいと思います。

田中委員 ありがとうございます。

志子田副委員長 お諮りいたします。

以上で一般会計決算の審査を一応終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

志子田副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明19日午前10時より再開し、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

志子田副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後3時10分 終了

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年9月18日

平成24年度決算特別委員会委員長 阿部 かほる

平成24年度決算特別委員会副委員長 志子田 吉 晃

平成25年9月19日（木曜日）

平成24年度決算特別委員会  
（第4日目）

平成24年度決算特別委員会第4日目

平成25年9月19日(木曜日)午前10時開会

出席委員(17名)

浅野敏江委員	小野幸男委員
嶺岸淳一委員	田中徳寿委員
志賀勝利委員	香取嗣雄委員
阿部かほる委員	西村勝男委員
菊地進委員	志子田吉晃委員
鎌田礼二委員	伊藤栄一委員
佐藤英治委員	高橋卓也委員
小野絹子委員	伊勢由典委員
曾我ミヨ委員	

欠席委員(なし)

(特別・企業会計)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君

市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
健康福祉部 長寿社会課長	遠藤仁君	健康福祉部 保険年金課長	並木新司君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 浦戸振興課長	木村雅之君
建設部 都市計画課長	佐藤寛之君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
市立病院事務部長	菅原靖彦君	市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
水道部総務課長	村上昭弘君	水道部営業課長	菅原秀一君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午前10時00分 開会

阿部委員長 ただいまから平成24年度決算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、特別会計、認定第2号及び第3号の審査を行います。

審査は一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鎌田礼二委員。

鎌田委員 おはようございます。

私のほうからは、今回、特別会計市立病院のみを質問をさせていただきます。資料は23になります。この中からだけ質問をしていきたいなというふうに思います。

まずは、23の1ページ、「はじめに」という部分ですけれども、段落的には3段目、その5行目ですね。「24年度は、入院患者数一日平均150人で病床利用率は93.2%、外来患者数は280.5人で目標に達せず、収益の減少と、支出では共済組合や退職者組合負担金増等があり、したがって、市からの不良債務解消の繰入金を除くと残念ながら赤字の決算でした」。ということですが、これが全体を物語っているのかなというふうに私は思うわけですが、

私、市立病院に関しては一般質問で毎回取り上げてきました。ことし今月、9月定例議会では入れていませんが、再三述べてきているのは、やはり去年あたりの今ごろを振り返って見ますと、黒字になりそうだというふうな話だったと思うんですが、でも、疲れが出てきていないかと、この改革に無理はないかということはずっと言い続けてきたんですが。1年ぐらいであれば、ある程度、マラソンではないですけども、走れますけれども、それを毎日走る、走り続けるとなるとかなりの負担が出てきて疲れが出てくるのではないかという心配をずっとしていたわけですが。この改革4年目に差しかかって疲れが出てきたのではないかと私は分析をするわけですが。今回の赤字に関しては、平成24年度、これについてはどう思われるのか、市長の見解とあとは病院長の見解をちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 市立病院事業会計についてのご質問でありました。

改革プランの目標そのものがハードルが高かったのではないかと、それを過去3年間は頑張ったものの今年度はなかなかそういった疲れが……、というご質問であったかと思えます。23年度につきましては、震災発生ということで、入院患者、それから外来患者とも一定水準の水準に達したものだと思っておりますが、例年、夏場でありますとか、あるいはその他、たしか2月ぐらいでありますか、特定の月、期間に病院の入院患者数、それから外来患者数が減少するというような傾向は過去にもあったわけでありまして、そういったものをできるだけ平準化して、毎月一定水準の水準で、限られたドクターの数あるいは看護師等々で対応していくということの基本をさせていただいておりますが、残念ながら24年度はそういった傾向が極端に偏在をしてしまったということが大きな課題ではなかったかなと思っております。

25年度の取り組みにつきましては、そういったところをきちっと平準化しながらということで今目標に向かって努力をさせていただいております。繰り返しになりますが、塩釜医療圏、今現実には医療圏というものはございませんが、塩竈にございます7病院の唯一の公立病院としての役割をしっかりと果たしまして、地域の皆様方に良好な地域医療を提供させていただきたいというふうに今後も考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

阿部委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 私のほうからお答えいたします。

ずっと走り続けていて疲れはないのかということもございました。ないと言えましょうになりますけれども、公立病院の役割というのは、やはり救急をとにかくしっかり診なければいけないとか、そういう大きな役割もございまして、先生初め職員にもやっぱり徹底して時間内、それから時間外を救急診るような体制、そういう形でやってきております。それから、特に震災時におきましても非常に多くの救急、1,300件ぐらい受け入れたときもございまして、そのときもかなり大変な状況だったんですが、それを過ぎて、昨年度、みんなのやる気は同じなんですけど、多少、先生方の異動も少しございました。小児科の先生がおやめになって、やっぱりその分で少しやっぱり外来の数も減ってきたということもございました。内科のほうも常に地域の医療を頑張ろうということでやっていますし、それから外科のほうに関しても専門性を高めてやっているところでございましたけれども、昨年に関しては、やはり震災後の影響、それが

らやはり若干、私見ていますと、人間ドックなんか、私診ていますけれども、今まで診療していた方がやっぱり来なくなっているとか、そういう傾向も見られるような気がします。薬をここまで飲んでいただけけれども、震災後飲まなくなってしまったとか、何らかのそういう影響もあって、やはり患者数の減、もちろん病院の体制のドクターの変わったということもありますけれども、そういうこともあって減っているんじゃないかと思いますが。

ただ、ことしに関しては、今全力でまた新たな改革に取り組んでいますので、昨年よりはいい結果が今のところ出ておりますので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。最後のほうで成果がことはあらわれているんだという話ですが、期待をしたいと思います。

今の無理については、私も会社員時代はやっぱり品質管理やら何やらで会社もうるさくて、やはり改善提案は何件以上出せとか、あとはQC活動に関してもやっぱり成果を上げないといけないということで、最初はお勉強程度で適当で済んできた話ですけれども、やっぱり成果を上げる方向に方向転換をすると無理がかかってくるわけですね。そして、やる気も出てこない。極端な話が、やればいいのかというただそれだけのことになってしまうんですね。使命感も忘れるといえますか。

そんなわけで、私は思うのは、ことしはいい方向に来ているということではありますが、最近、新たに始めたものがあるのかどうか。それから、やはり職員の方々が、看護婦さんも医師も含めて、やる気を引き出すような、極端な、病院で楽しいというのはちょっと表現がよくないのかもしれませんが、仕事を楽しくこなせる、生きがいのある、そういったものにつながるような何か施策といえますか、対応はされているのでしょうか、最近の変化として。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

阿部委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 なかなか仕事をして、医療という仕事でございますので、命にかかわったりしているので、余り明るく楽しくというわけにもいきませんが、今、最近取り組んでいることは、今後、国のほうの病床の変更といえますか、いろいろなそういうこともありまして、やはり在宅方面にも国のほうでも力を入れていく、シフトしていくような方向も言われています。うちの病院も、今、医療福祉部ございまして、在宅訪問診療とか、あるいは療養病棟を利用してショートステイとかをやっています。今後、在宅支援病院を今目指して動い

ているところでございます。ある程度、もう少し、今まで以上に小まめに在宅の患者さんを診れるような体制というか、そういうことを今考えております。

それから、職員の方に関しては、みんなで集まっているいろいろ勉強会なんかは適宜やっていますし、今医師に関してはいろいろ人事評価なんかも行いながらやっています、なるべく質の高い医療、貢献できるような方向というか、そういうことでやっています。

本来は、やはりできれば黒字が出てくればプラス分のあれが出せるような方向になって、少しでも仕事をして張り合いができる方向にいければいいかなと思っていますけれども、何とかそういう不良債務を解消したら、職員の皆様にもうちょっと余裕あるような形にはしたいなと思っています。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。今後に期待をしたいと思います。

そして、「はじめに」の部分の1ページ、段落の3段目の一番上になりますけれども、ここで乳がん検診のためのマンモグラフィー室の改修というふうにあります。こういった検診、あとは、後からどこかに資料あったと思うんですが、予防接種関係のあれがかなり激減しているんですね。マンモグラフィーとはちょっと関係ないのかもしれませんが、マンモグラフィー室の改修、どんな改修であったのか。それから、予防接種関係がたしか半分ぐらいになっていたような気がするんですが、例年と比較すると。ちょっと場所は忘れましたが。そのことについて、ちょっと2点について、どういう要因があったのか、マンモグラフィー室の改修はどういったあれなのか、簡単をお願いしたいと思います。

阿部委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 マンモグラフィー室の改修なんです。今までは一般の撮影室の中にマンモグラフィー、機械を置いてやっていたものですから、女性の方が検査を受けるときになかなかブラインドにならないというか、そういうところがありまして、なかなか診療、検診の上ではやはりちょっとまずかったものですから、きちっとした個室でしっかりした部屋をつくりましてマンモだけの部屋としまして、非常にそういう面ではサービスも高まってきました。それから、うちの病院は女性の技師もおりますので、そういう方が主に関係しながらやってきました、検診のアメニティー部分といいますか、そういうものをしっかり上げていると思います。

それから、ドックに関しては、予防接種、12ページに載っていますね、この23の12ページ。

ここで見ていただいて、確かに鎌田委員おっしゃるとおり、予防注射が激減しております。21年度は、多分これは新型インフルエンザのころで非常に多かった時代なんです、一番減っているのはやっぱり小児科です。これが24年度は1,500件ぐらいになっていまして、これが二千五、六百件ぐらい激減したということございました。常勤医がいなくて、大学の先生に週4日来ていただいていたんですが、予防注射も予約にして数を制限していたものですから、こういう形にしかふえなかったということだと思います。それから、内科のほうは、特にこれは制限もなく通常どおりやっていて、いろいろな市の職員初め商工関係、いろいろ企業なんかも含めてやっていたんですが、ちょっとこの結果は少ない値でした。我々もできるだけああいうような周りに宣伝しながらやっているんですが、ちょっと結果的には残念な結果だったと思います。予防注射に関しては以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 そうすると、マンモグラフィ室の改修については、女性の方が検査しやすいといいますが、そういう改造であったということですね。それから女性の技師もおられるということで、受診がしやすくなったということだと思います。

それから、予防接種については、先ほど、小児科についてはそういった話ですけれども、そうすると、一般、大人については何かよくわからないというところがあるのかなという、今の回答でそう思いましたけれども。前年度が3,987ですから、約半分まではいかないにしろ、6割ぐらいの数なんです。そんなわけで4割ぐらい激減していると思うんですが、何かこれはやはり、少しでも市立病院に訪れてもらう一つの要素として、市の広報やら何やらでも、こういった今予防接種をやっていますよとか、そういったアピールもどンドンタッグを組んでやっていかないといけないのかなというふうに思いますので、そういった工夫があればよろしくお願ひしたいと思います。

それからこの次は、ここであとは次の3行目、「市民公開セミナーは年間5回開催し、...」ということが書いてありますね。これがページにすると、ほか、後ろに出ていましたね。41ページ、経営健全化の取り組みの中で、プランができたのがどこでしたか、できた後にこのセミナー……。プランが21年ですね、13番の項目に書いていますけれども、改革プラン評価委員会という、ここからスタートしているわけですけれども。そして、セミナーがその前の年からですかね、ずっと開催してきているわけですけれども、このセミナーが、それは自己評価になるんでしょうけれども、直接患者数やら何やらにつながったというデータは多分ってはい

ないと思うんですが、雰囲気的にこのセミナーが貢献する役割、貢献できているか、できていないか、その辺、できているのであればこういった形でできているのではないかという、多分雰囲気の要素になると思うんですが、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 公開セミナーについてお答えいたします。

平成20年度、改革プランをつくるに当たりまして、その中で大きく出された課題が、病院と市民がちょっと距離があるのではないかということが1つご指摘を受けました。その際に、病院を舞台にいたしまして、市民の方々に病院に来ていただきまして、病院を紹介するセミナー、講演会のようなものを開催しましょうということで、最初の1年、2年は、来た方、患者さん含めて病院をご案内したり、いろいろな機器を紹介するという取り組みをしております。なかなか、自己評価ということで、毎回セミナーの後にアンケート調査等をとっております。大体毎回80名から100名の市民の方がいらっしゃっていただいているんですけども、私たちも見ただ感じ見なれた顔の方も多いものですから、なかなか固定の市民の方なのかなと思っておりましたら、アンケートをとりますと、やっぱり初めて来るという方が2割、3割は必ずいらっしゃるといって、新たに病院に足を運んでいただいている方がふえているということで、そういった方々をうちのほうの外来なり入院につなげていきまして、病院をまず身近に感じていただきまして、ご近所の方も含めまして、私どもがやっている取り組みをご紹介させていただくということで、なかなか手前味噌になるんですけども、やったかいがあるのではないかといいことで今後も続けていければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。では、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次は、1ページ目の段落の4段落目、その5行目、「紹介患者数、CT、MRIの件数の減少が目立ち、経営的には影響しました」という、そういった表現をここされているわけですけども。紹介者数が減っていると、それからMRIとCTの件数の減少があると、この要因はどういったふうにとらえているのか。これは先行きも続くのか、平成24年度だけの特殊なものなのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

阿部委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 お答えいたします。

MRIは、仙塩病院がございまして、多賀城にある仙塩病院、そこの整形、多賀城にはMR

Iの機械がなかったものですから、整形の患者さんのMRI全部うちに来ていたんですね。それが昨年の夏、仙塩病院が利府のほうに新しく開院しまして、その分の影響もありまして、やはりMRIの紹介が激減したというのは1つ大きいところあります。一番はそこが大きな要因にはなっております。今現在は、院内からの取り組みをもう少しふやそうということと、それから、近隣の先生方のところに、MRIとかCTの検査をうちに依頼できるように今訪問しているところがございます、できるだけ当院で検査を受けてくださいということで今宣伝活動もしながらお願いして回っているところがございます。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。

そうすると、仙塩病院ですかね、それからの紹介があったということですが、それが今後はなくなったわけですね。そうするとやはり前年の件数といいますか、あれに戻すのは難しいのかなというふうに思いますが、やはり市内の病院への働きかけをしていただいで少しでも回復していただきたいなというふうに思います。

今度は、3ページ目にちょっと移らせていただきます。

先ほど、私は無理があったんじゃないかというようなことも話をしましたけれども、一応、病床数が、一般病棟が123、それから療養病棟が38、合計161ということですが、これが大体、どこかに出てきたと思うんですが、ベッドが埋まっている割合が九十二、三だったような気がするんですが、その前の前年度は98とか、かなり100%に近いような数値だったと思うんですが。もともとの改革プランの設定が高くて、それが高いので、無理はしないけれども、それで90何%いっていたけれども、本来の形にこれは戻ってきたんじゃないかなという、今回の何か病床数の埋まる率がどこかに出てきましたよね。それが思っているんですが、そういうことはないのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

阿部委員長 鈴木病院経営改革室長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

改革プランをつくるときは、入院の患者数を1日当たり156.7名、97.3%ということを目標につくっております。これは高過ぎるのではないかとわれれば確かに高い数字です。97%を常時目標にするということとはなかなか大変なことでありまして、院内でもけんけんがくがく議論いたしました。ただ、これを達成しないと収支状況がプラスに転じないという目標でもありましたので、これを達成しないことには改革プランはお認めいただけなくて、国から特例債を

借りられないと。そうすることで病院の存続が危ぶまれるというときでしたので、これを何とか院内で目標にしましょうということでやっております。ただ、取り組みを進めることによりまして何とかこの入院患者数につきましてはクリアしてきたという状況です。

ただ、去年の99%という病床数は本当に異常というくらい高い病床利用率で、これ以上入らないというところでございます。ですので、本来でしたら、この間、評価委員会の本郷先生からもご指摘あったんですけども、ベッド数80%ぐらいだっただけで黒字になっているというのが本来の病院のあり方だというのが本来でございます。ですので、今24年度、93%と少なくはなつたんですけども、それでも全国の病院の中で比べれば非常に高いというのが事実でございます。できますれば90%ぐらいで黒字基調になるというような取り組みを今進めていこうということで、いろいろな取り組みをして診療報酬を上げていこうと、そうすることによりまして、何とか161のうち、150ぐらい埋まっていれば黒字になればなということ今取り組んでおります。何とかそれが形になるまでは、まずはベッド数をいっぱいにおかないと、また赤字に転落ということがございますので、今その過渡期ということで、何とかプランのときはこの97%を目標にして取り組んでいければと思っております。以上です。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 そうすると、この改革プラン、進む意味ではやっぱり97.3%、これを目標にしないといけないということだったんですね。そうすると、今の話を聞くとやっぱり無理のある改革なのかなというふうに思いますね。そして、この間の本郷先生の話で、80近辺でしたか、80ぐらいでしたか、ということですが、そうすると、この病床数で、ベッド数で稼ぐのではなくて、入院者数で稼ぐのではなくて、ほかで稼がないといけないよということなんですね。その辺をじゃあ、努力をいただきたいなと思います。

そして、次の施設基準関係ということで、一般病棟で看護婦配置が10対1と、それから病床数の看護配置が25対1という、こういった数値が出ていますが、それからずっと後に、何ページでしたか、職員の数が出ていましたね。患者数に対してでしたか、何か数が出ていましたね、1.9対何ぼとか、出ていたような気がするんですが。ここですね、9ページですね。職員1人当たりの患者数ということで、平成24年度は1.8、20年度は2.0というふうに書いていますけれども、極端な話が2人に対して職員1人という割合、この数。

それから意見がありましたね、お客様の、皆様の声というものが。33ページ、ここで接遇に関する意見が29件あったと。これは約、この数値からいくと、15名ぐらいかなというふうに思

うんですが、これはどんな意見だったのか。

それから先ほどの数が、患者1人当たりの事務員数とか、これが平均的なものなのか、こういったものなのか。先ほどの10対1の関係ですか、病床に対して、ベッド数に対して看護師さん、この割合とかが一般的なものなのか、高いのか、低いのか。その辺をちょっと端的に教えていただけるでしょうか。

阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 まず、職員数でございます。当院は10対1看護の基準をとっておりまして、これは入院患者数に合わせましてとっております。これは急性期を含めまして、結構看護師が多い数でございます。ほかの一般病院だと13対1とか、ただ、もっと大きな超急性期になりますと7対1看護と言いまして、もう少し看護師さんが多い数になっております。10対1ということで、その入院患者数において必ず満たさなければならない看護師数がございますので、それを厚生局のほうに届け出をしながら行っているということでございます。ここの9ページの患者数につきましては、入院患者だけではありまして、ほかの患者数を含めまして、職種含めましての患者数でございます。おおよそこの病院もこのぐらいの数かなと考えております。

それから、33ページの皆様の声でございますけれども、23年度と24年度、載っております。ここをごらんいただきますと、「接遇」の23年度が9件、24年度は14件となってございまして、この接遇の内容につきましては、対応がちょっとうまくなかったとか、笑顔がないとか、そういった余りよくないものの皆様の声が若干この辺がふえているということです。隣の「感謝」でございます。これも23年度の5件というものが、逆にこれは18件ということでふえております。逆に、ちょっとお叱りを受ける面もあつたんですけれども、看護師含めて、院内スタッフが非常によくなったというお褒めの言葉、感謝の言葉もふえているというような状況が、皆様の声では出ております。以上でございます。

阿部委員長 鎌田委員。

鎌田委員 ありがとうございます。最初のほうで、やっぱりやりがいのあるという話をしましたが、やっぱり一番やりがいが出てくるのは、患者さん、訪れる市民から感謝されることが一番の励みになるのかなというふうに思いますし、今後も努力をいただいてやはり市民から感謝される市立病院であることを願って、なおかつ平成25年度ですか、今度は、今期は黒字を達成することができますようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

阿部委員長 小野幸男委員。

小野(幸)委員 おはようございます。

私のほうからも特別会計ということで質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ではまず、国民健康保険事業ということで、9の資料ですと、69ページから74ページ。そして、決算特別委員会資料22番の資料も出ておまして、22番もざっと見させていただきまして、3ページの23年の県内都市国民健康保険事業状況なども見させていただきました。また、資料9の70ページの2番の国保税の調定額、収納額の推移ということで見させていただきました。現年度と、調定額、収納額、未収額、収納率ということで、23年度、24年度と比較も見させていただきました。収納率といいますと、24年度は85.37ということで、前年度より2.75よくなっているというような状況もありますけれども、こういったところなんですけれども、当局ではどう見られているのか。また、こういったところの対策はどう推進しようとしているのか。まず、その辺お聞きをいたします。

阿部委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 ただいま国民健康保険税の収納率がどのような対策で、それから状況、今の現況ということでご質問ありました。

こちら、資料9の70ページをお開き願います。

こちらの中で、特徴といたしましては、24年度、23年度を比べていただきますと、平成24年度の調定額が26億3,900万円ということで、前年度に比べまして5,990万円ほど減額となっております。また一方、収納額におきましては、24年度収納額14億1,200万円ということで、前年度に比べまして2,500万円ほどふえているような状況となっております。

これは調定額が減額になっているにもかかわらず収納額がふえているといった部分なんですけれども、これは一番下の収納率を見ていただきますと、昨年度に比べて2.15%ほどふえているといったような状況となっております。こちらの収納率、先ほど、ご質問もありましたけれども、県内の状況の中で塩竈市の収納率が低いというのはご承知のとおりだと思いますけれども、平成24年度の取り組みといたしまして、滞納処分の強化を実施しております。これまでも実施していたところなんですけれども、滞納者に対しまして滞納分析を行って、特に高額者あるいは未折衝者、呼び出しを行ったのに来ていない方などを集中的に呼び出しを行って、面接というところなんですけれども、納税相談を行った部分で、その結果、完納につなげる案件が多かったといった

内容となっております。

また、新たな取り組みとしまして、納税コールセンターということで、初期滞納者もかなりおります。簡単に言うと納め忘れということになると思うんですが、そういった方に対しまして、昨年度12月から、コールセンターを立ち上げまして毎日電話を差し上げているところです。これまでとしましては、約2,000件ほど電話を差し上げまして、その中で約半分の方、電話対応していただいて納税につながったのではないかとといった部分あります。

それからもう一点、コンビニ収納ですね。平成24年度から新たにコンビニ収納を開始しました。国保税は約20%の方がコンビニで納められまして、これまで銀行でしか納められなかった方がコンビニのほうでも納められるといった部分でそちらを利用している方が多かったといった部分が今のところ考えられます。

私からは以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。ありがとうございます。

市民の方を訪問したりなんかしますと、やっぱり国民健康保険税が高いということで、30分、1時間対話する中では3回くらいとか繰り返されるというような状況もございますけれども、そのほかに薬代が高いということも言われます。こういったところは皆様も聞かれていると思うんですが。こういう話をしている中で、やっぱり市民の方も国保の運営は自治体で運営になっているとか、本当に医療費がこれだけ使われているから国保税もそれと同じで高くなっていくんだよというような、そういったところとか、まだわかっていないというか、知られていない部分もあるので、そういったところもきちっと説明していくところで必要かなというところで、私も感じている部分でありますけれども。国保、負担軽減ですね、やっぱり。負担軽減につなげるためにこういったことをされているのか。薬代も高いということでもありますので、健康づくりなども含めてこういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 市民の負担軽減につながるような取り組みということでご質問いただきました。

まず、委員おっしゃいましたとおり、塩竈市では1人当たりの医療費というのが非常に高い、県内でも高い状態にあると。それに伴いまして、そのはね返りが税額のほうにも出ているということで、その辺の広報につきましては、本年、たしか6月の広報だったと思うんですが、そ

の中でQ & A方式のような形で一部載せさせていただいたという経緯もございます。

あとは、医療費の適正化対策ということになるかと思うんですけれども、資料 9の73ページをごらんください。

その項目で言うと9番目の医療費適正化対策ということで、こちらに一部載せさせていただきました。まず、医療機関からの請求という部分で、レセプトの点検ということを重点的に行っております。280万円ぐらい、これで請求ミスというのは発見しております。あとは資格喪失等の適正化。それから大きいところで薬価というお話もいただきました。ただいまジェネリックという後発医薬品というものになりますと薬価が約半分ほどで済むというような状況もございまして、まだこちらは取り組みが始まったばかりなのでありますけれども、24年度につきましては、年2回、医療費の通知の中で、例えば今お使いの薬をジェネリックに置きかえた場合、あなたの自己負担分の医療費はこのぐらい軽減されますよというような文書をお送りしております。本年につきましては、これを6回、2カ月に一遍という形で通知を差し上げるというようなことを今実施しているところです。

あとは、こちらの医療費の適正化といいますか、こちらに関する部分とちょっと離れるかもしれないんですが、同じ資料 9の56ページをごらんください。

実は项目的には離れているんですが、特定健診、特定保健指導事業、こちらの疾病の早期発見、重症化する前に軽度のうちに受診をしていただくとか、健康づくりに役立てていただくというために国保事業の中の保健事業というところで取り組んでいる事業になります。残念ながら、こちらの数値につきましても塩竈市実は非常に受診率が低いということで、平成25年度からは第2期計画ということで、さらにこちらの受診率を向上させようということで今取り組みを強化しているところでございます。

私からは以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

また今回保険証の交換ということで、同封されて、私たちの国保ということで、チャレンジみやぎということでミニ冊子、それと高額医療費の部分の説明とか同封されて、食生活編とか、運動編とか、または禁煙、休養編、あとは医療費の適正化、ジェネリック薬品に変えてみようということでジェネリック薬品のそういった説明なども同封されている。また、後ろのほうにいきますと、ジェネリック薬品の意思を伝えたいんだけど、それを口で言うのはちょっと

難しいというか、嫌だとか、そういう方のために医薬品希望カードも後ろに2枚ほどついてお  
りまして、これはいい取り組みで本当にすごいことだなということで思っております。今の  
話でいうと、ジェネリックの医薬品の利用を促進する通知サービスも行っているということで  
ありますので、この辺はいいことだなということで思っております。

また、今ジェネリックを使うと半分ぐらいに抑えられるということでもありますけれども、そ  
れによって、半分ぐらいというとなので、金額的にわかる範囲で、いろいろと削減効果、  
また効果額とか、そういったところをどう見ているのか、ちょっと教えていただきたい。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 ジェネリックの置きかえたときの効果ということなんですけれ  
ども、今のところ、ジェネリックの利用率としましては、月ごとに多少のばらつきあるん  
ですけども、慢性期の医療を中心に30%から35%ぐらいの間で、今塩竈市でそういう診療、投薬  
を受けている方、ジェネリック薬品に置きかえられているということになっております。済み  
ません、今ちょっとそこら辺の細かい数字が、実はまだ始まったばかりで、1年間を通しての  
集計というのが診療の報酬の請求の中でちょっとできていない状況にございまして、今ちょ  
っとそちらの数字のほうはお示しすることができません。申しわけございません。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

それから、2011年あたりからレセプトの電子化ということで、診療報酬明細書、これを電子  
化していこうということで取り組まれてきたと思うんですが、国のほうですと、完全に電子化  
は難しいのではないかと当初言われていたわけですけども、この辺、状況、どうなっている  
のか、ちょっと教えてほしい。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 レセプトの電子化ということに関しましては、今まずほぼ全  
てのレセプトが電子化されております。レセプト点検の中では、塩竈市では年間約30万件ほど  
点検作業をしているという状態にあります。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 ありがとうございます。

そのレセプトデータベースの活用で、医薬品額の削減にとどまらず、いろいろな部分でデー  
タを抽出して削減をしている自治体で、本当に数字を見ますとかなりの削減効果が出ていたん

ですけれども、初めに複数の医療機関への重複受診者の抽出ですね。また、同じ種類の薬を併用している患者の抽出。そして、もう一つ言いますと生活習慣病予備群のリストアップなども可能になってきたということで話をされていました。そして、抽出された患者さんなどに対して医療訪問指導などを行って、過度の病院受診とか薬の飲み合わせなどの改善を推進しているとか、あとは医科大との連携で高額な治療費がかかる糖尿病関係で重症化を予防する、そういった食事または運動療法プログラムなども、そういったことを実施して削減効果を本当にあらわしていることがあるんですけれども、この点、本市ではどうお考えなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 レセプトの利用ということでご質問いただきました。

レセプトの利用につきましては、やはり委員おっしゃられたとおり、重複受診であるとか、同じ薬を複数の薬局からいただいているとか、そういう部分に関しては本市としても注意喚起を行っております。あとはレセプト点検からそのデータを用いた地域診断と申しますか、そういう部分に関しては、実はまだ立ち上がってはおりませんけれども、近々にそのような形でレセプト点検を通して地域の健康状態の偏差というか、特色のようなものを出しながら、各、塩竈でも東西南北であるとか、それよりももう少し細分して、例えば小学校の学区ごとであるとか、そういう形で地域における健康づくりの指針にしていきたいということで今取り組みの準備をしているところでございます。あともう少しお時間をいただいて、ただ、レセプトの結果から来るものなので、一つは、ある程度の年数がたたないと特徴的なものというのが見えてこないということもあるかもしれませんけれども、ただ、今、健康推進課を中心にそちらのほうで準備を進めておるところであります。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野（幸）委員 わかりました。さまざまな市民の健康づくりの取り組みなども含めて、一層の医療費の削減につなげていただくようお願いをしまして、国保を終わりたいと思います。

では、続きまして、資料 9の80ページ、介護保険事業ということでお聞きをしたいと思います。（2）の審査判定の状況で、非該当ということでございますけれども、この辺はただ認定を年齢的にきたので受けておきたいという方なのか、それとも別な件であるのか、この辺、状況を教えてください。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 資料の80ページのほうの(2)の審査判定の状況ということで、非該当の欄がございますけれども、こちら、申請されて、結果的に要支援とか要介護のほうに判定がならなかったという方でございます。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 それは見ればわかるんですけども、ただ、内容を、この方、ただ単に体とかは何も不自由がないんですけども、年齢的に介護認定を受けておこうという人たちなのか、その辺だけだったのかということをお聞きしたいんです。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 基本的な日常生活で一定程度自分ができるんですけども、将来的な不安とかがございまして申請をしてみたいという方も中にいらっしゃるということでの申請でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

審査判定の認定結果なんですけれども、今30日ぐらい基本的にかかるということと言われておりまして、もう少し早くできないのかということが介護認定された方の思いでありまして、その辺聞いてみますと、何か主治医の方の意見等が早ければもう少し早くできるのではないかなというような話も聞かれてくるわけですけども、その辺どうなのか、状況をお話してください。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 基本的には30日以内ということなんですけれども、やはり主治医意見書が来なくて40日になってしまうとか、あとは今現在、介護認定の審査のほうは実は件数が高くなってしまっていて、そういった状況もあって、16合議体ほどあるんですけども、その中で5人の先生方とか薬剤師の方とか、そういった方々が組織されているんですけども、なかなか件数が多いために処理できないといった面もございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 意見書が遅いとか、申請者が多いとか、そういったところは改善できることなのではないかなと思うんですが、そういったところを市としても働きかけるといふか、そういうことを改善するという、そういう意気込みなんかはどうなんでしょうか。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 審査判定業務につきましては、消防事務組合のほうの業務になっておりますので、

私のほうから管理者としてお答えをさせていただきたいと思います。

審査判定件数が年々ふえてきております。来年の見込みですと8,000件を超えるというような状況でありまして、今の合議体、ちょっと私記憶、勘違いしてありましたら後で訂正いただきたいんですが、たしか今13ありまして、5人の体制で大体30件、1回で30件を判定するということではありますが、季節というか、12カ月の中でかなりばらつきがございます。多いときにはどうしても審査判定が次の月にずれ込んでくるというようなケースも発生をいたしておりますので、二市三町として今後こういった体制をどうしていくべきかということについては、管理者副管理者会議の中でも議論を始めているところであります。所定の30日以内におさまるようになお一層努力をいたしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。

市民の方がなぜ急ぐかといいますと、やっぱり介護認定が出ないと介護保険の自分たちが希望する介護保険の医療の項目が使えないというところで、早く急いでくださいとか、介護度の2とか3でいろいろ来るわけですね。ですので、それであるならば、認定が出るまでの間、申請者の方、ちゃんと、介護を利用する方に行って、訪問していろいろ聞き取りとかやるわけですから、この方は、大変介護認定は厳しい規定になっていまして難しいところもあるかもわからないですけども、プロの方ですから、大体この辺かなというのもわかってくると思うんですね。ですので、その間に、その利用者の方、項目を使えるものがあるのか、それとも全くないのか、その声に答えることができるのか、その辺どうなっているんでしょうか、今の時点で。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 先ほどの16合議体、ちょっと訂正させていただきたいんです。最大で16合議体で、今現在、市長がおっしゃったように、13合議体でなっております。

まず、認定調査されてからすぐ使えないのかというお話なんですけれども、一定程度、保険者のほうで判断して、それを使っていいですよということでの合意がもらえれば使えるという制度でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 ですよ。ですので、それは申請した方に伝わっていないんですよ。伝わっていないので、いろいろそういったときに電話なりが来て、私も問い合わせたりなんかして

その方に伝えるということもありますので、その辺しっかりと伝えていただいて、やっぱり申請される方が認定結果が出ないからといって不安になることのないような、そういう取り組みもあわせてお願いをしておきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

同じく、次に、次の82ページなんですけれども、サービス種類別の給付費の内訳ということで、地域密着型サービスということで認知症関係の部分がございましてけれども、2000年に介護保険が施行されてから13年目になるわけですし、今第5期でしょうか、介護事業政策の運営が行われていると思いますけれども。その中で、認知症高齢者の有する生活課題に対応する取り組みについて、本当に今までもいろいろなことをやる、また懸念事項にもなっていると思うんですけれども。今度、2015年から第6期の介護保険事業計画ということになってくるんですが、そこでは認知症の高齢者への対応をより明確に効果的にということで、いろいろな方策、充実というか、そういうものも取り入れられてくるみたいなんですけれども、その中で認知症ケアパスの作成なども求められてきて、来年度、25年から26年で市町村では作成していかなければならないというふうなこともちょっと聞いていたんですけれども、この辺、本市としてはどういうふうに現時点で考えられているのか、その辺、お聞きをしておきたいと思います。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 第6期、平成26年から始まりますけれども、一定程度そういったことも加味して計画づくりに進めたいと思ってございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 その概略図もちょっと見たんですが、大変だなというような思いもあったものですから、本市としてどの程度今進んでいられるのかなと思って、今ちょっとお聞きをしてみました。では、これはここで終わりたいと思います。

同じ資料の 9の85ページで、地域支援事業ということで紙おむつの支給がありますけれども、23年度、24年度、24年度でいいますと、課税、非課税と区別されているわけなんですけれども、この辺、要綱が変わったのかどうか、教えてください。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 第5期の24年度からなんですけれども、従来、要介護4以上ということで、要介護の4、あとは非課税ということで支給していたわけなんですけれども、それを見直しを行いまして、要介護3、非課税世帯は月3,000円、課税されているところは1,500円ということで、全て、要介護3以上の方の紙おむつ支給の請求がありましたら、こちらでお支払

いしているという状況でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 そうですね、高齢者世帯とか含めまして非常に助かっているというような声が聞かれておりますけれども、この辺、在宅ですよ、これはね。在宅で使えて、入院とかでは使えないということだと思っておりますけれども。まず1点目、その表示が小さくてわからなくて、使ってしまったから、「使えないんだよ」と言われて不安がる人もおりますので、この表示を明確にさせていただきたいというのと。また、一時的に入院とかする方もおりますので、そういった方は対象とできないものか、その辺ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 基準では在宅ということとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

阿部委員長 小野委員。

小野(幸)委員 わかりました。しかし、一時的な入院でやっぱりすぐ退院してくるとか、ショートステイでちょっとあれすとか、そういったところはちょっと改善してもいいのではないかなと感じる部分もありますので、その辺は今後検討していただくようお願いをいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

阿部委員長 高橋卓也委員。

高橋委員 私からは国民健康保険事業特別会計について、資料の 6 と24を使って幾つかご質問したいと思います。

まず、 6 のほう、決算審査意見書の43ページです。これで 実質収支のところの24年度の決算では1億4,231万2,003円と、前年度は1億1,225万9,411円、黒字が生じているわけです。上の説明に全額繰り入れというふうにあります。そしてまた同じ 6 の資料の76ページに基金の状況がございます。上から2番目ですが、年度末残高で6億4,837万4,599円と、いろいろ一番下の段に3段にわたって説明がございますが、この見方も含めて教えていただきたいのと、結局、実質基金残額は、今現在、国保会計で幾らになっているのか、お教えいただければと思います。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 基金残高についてご質問をいただきました。

まず、資料 6 の76ページの部分ですね。こちらにつきましては、3月末時点での基金残高

ということになっております。こちらから決算に向けて取り崩し、あとは決算での収支差の部分、差し引きの1億4,000万円ほど、こういうものが今度積み上がるというようなことになりますので、今実質の残高といたしましては、その中からまた、25年度、国等に交付税等で多く入ってきた分を返還するものも出てございますので、25年の実質の現在の残高といたしましては約5億4,200万円ほどを見込んでおります。以上です。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 よくわかりました。よくわかった上で、国への返還金というお話もございましたけれども、まず、前の話で恐縮なんですけど、県からの借入金、なかなか大変で1億2,300万円お借りして、21、22、23年度で返済する計画であったと。これが計画どおりいって、確認なんですけど、全部終わって、24年度これから返済はないのかということを確認だけしたいと。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 県からの借入金につきましては24年が返済の最終年度になっておりまして、24年度で4,000万円返還して全て完済した形になっております。以上です。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 次に、資料 24の14ページから19ページ、我が党が要求した資料ですので、これに沿って幾つかお伺いしたいと思います。

まず、数字について確認したいんですけども、2点確認したいんですけど、15ページの塩竈市の資格証明書の平成24年度の数が73となっております。次のページ、16ページの国保の資格証明書の発行状況、所得別だと資格証明書発行世帯は44件になっているんですけど、これはなぜ違うのか、お教えいただければと。

阿部委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 私のほうから報告します。

まず、15ページ、資格証73件ですね、世帯ということで、下のほうに書いていますけれども、こちらのほうは10月の最初の状況となっております。次のページの16ページにおきまして、こちら、ちょっと説明不足で申しわけないんですけど、こちらは年度末の資格証の発行状況ということで、年度当初は73名いらっしゃったんですけど、年度末になりまして、その後、納税したりとか、あとは短期証への切りかえ等で44名になっているということで、44名ということで、こちらのほうで示しております。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 もう一点、数字の確認なんですけれども、17ページの国保税滞納繰越理由別分類一覧の中で平成23年度と24年度、これの滞納額の合計なんですけど、一番下の段になりますが、23年度が2億4,972万3,734円、24年度もぴったり同じ2億4,972万3,734円、そして、件数も23年度が2,092件、24年度も2,092件と、全く同じ、1円まで同じ金額、件数もぴったり同じ、違う年度でこういうことはあり得るのかどうなのか、これは正しい資料なのかどうか、確認したいと。

阿部委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 24年度につきましては、本来は未納額ですので、2億1,127万円ということになりますので、ちょっと中身確認してみます。済みません。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 年度違いで1円まで、億を超える金額で同額になる確率というのは天文学的な確率であると私思いますので、何なのか、後で、じゃあ、ぜひ教えていただきたい。別に何か作があるとかそんなことを言っているわけじゃなくて、ふと気がついたもので、伺っておきたいというふうに思います。

それから、次に、14ページの現年度、滞納繰越、合計と各欄がございますが、この5年間ですね、書いてある数字は。この5年間について言えば、大きくは21年度からの後期高齢者の方々の国保からの分離がまずあった。それから、23年には大震災があって、これが国保へも大きな影響を及ぼすと。こういう要因がもちろんあったわけでありましてけれども、それも踏まえた上で、今回の未収額が10億6,495万3,199円にもなっている。これをどういうふうに考えるのか、ぜひ市長にお伺いしたいと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 ご案内のとおり、塩竈市におきましては、24・25年度と国保税の一部減額措置をさせていただいております。この合計金額で見ますと、未収額が、平成23年度の11億6,757万200円に対しまして24年度は10億6,495万3,199円となっておりますので、若干減少いたしておりますことについては、そのような塩竈市の取り組みが数字としてあらわれたものではないかというふうに分析をさせていただいているところであります。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 そういう要因があるという答えを実は引き出したかったわけでもあるんですけど、同時に収納率も24年度は上がったと、54.07%。20年度からずっと載っているわけで、そ

れを見ますと、21年度に一度引き上げた、大幅に引き上げたことによって、収納額も収入率も年々下がってきたわけです。そして、今市長もおっしゃったように、要因の一つとして、24年度から引き下げた結果、未収額が約1億円も減って収納率も向上したと。大きくは、この引き下げが私がかかわっていると、市長と同じ認識なんですけれども、やっぱりこれは引き下げれば効果はこのように厳密に数字としてあらわれるんだなというふうに私は思っております。

次に、15ページについて、短期証及び資格証の発行状況についてお伺いします。毎回お伺いして、きちんと税収を上げるために担当の方が本当に努力しているというのは、本当によく理解しているところですが、資格証明書の発行が、相変わらず、比較しますと二市三町で突出している点について、どういうふうにお考えなのかお伺いしたいのと。それから、一緒にもう一つお伺いしたいのは、短期被保険者証について、努力は先ほど言ったように評価しておりますが、対象世帯、引く、窓口受領世帯、差し引き441世帯に保険証が渡っていない事態、これへの対応がどうなっているのか。以上2点、お伺いしたいと思います。

阿部委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 2点ほどご質問ありました。

まず、1点目の資格証明書の発行の状況ということなんですけれども、本市におきましては、資格証明書を発行するに当たりまして国民健康保険短期被保険者証及び資格証明書交付事務取扱要綱を定めております。そちらの要綱に基づきまして資格証の発行をしているような状況となっています。その発行の基準といたしましては、保険税を納期限から1年を経過してもなお滞納している方など一定の基準がありまして、対象となる世帯につきましては納税相談、先ほどもご説明いたしましたけれども、納税相談するように促しているような状況ですが、なかなか納税相談にも来ていただけない方、あるいは保険税を納付できない特別な事情があるのかどうか、その辺を調査しながら資格証を出しているような状況です。

ただ、ほかの市町村と比べてどうなのかといった状況なんです、こちらのほうでは、塩竈市が突出して多いと、73件ということで多い状況ですが、県内をちょっと見渡しますと、塩竈市より多く出しているというところもあれなんです、被保険者の割合からすると多く出している市町村もありますので、そういった塩竈市の基準であくまでも要綱に基づきまして出させていたでいるといった内容となっております。

それから、資格証につきましては、先ほど説明したように、納税相談等、窓口に来ていただいて、納付状況とかそういったご相談、機会があればその後も短期証に切りかえるとか、そう

いった準備はしておりますので、その辺、ご報告させていただきます。

それからもう一点、保険証の窓口が発行しない部数がかかなりあるのではないかといった内容なんですけれども、これにつきましては、こちらの説明のほうに書いていますとおり、974件に対しまして533件、441件の方がまだこの時点では発行していない。ただ、こちら、先ほどもご説明しましたけれども、10月末、結局、保険証が開始される12月、10月から新たな保険証に切りかわるんですが、その末の状況となっています。ですので、3カ月の保険証ですので、その後、例えば11月あるいは12月に保険証を取りに来る方いらっしゃいまして、こちらの数字、今手元にある数字では12月末では750件ということで、これにさらに150件ほど多く取りに来ていたといったような状況となっています。こちらにつきましても、先ほど、資格証と同じように、納税相談いただいた方あるいはそういった状況を見ながら保険証を発行している状況ですので、よろしくその辺お願いいたします。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 ご努力で750件まで220件くらい2カ月の間にふえたというのは評価しますが、それでもまだ200件、200世帯近く残っているわけで、やっぱり保険証のない方をなくすように、前にもお話をしたことあるんですが、電話だけではなく、訪問も含めて、人員不足はもちろんあるのは承知していますけれども、ひとつ、いつも言うように命にかかわる問題ですので、率先してぜひ取り組んでいただきたいと要望しておきます。

続いて、16ページ、17ページ、18ページについて伺います。まず、17ページの滞納の理由なんですけれども、生活困窮、これは22年、23年、24年度とあります。23年度は大震災があった。生活困窮者の占める滞納割合というのは、22・23年はそれぞれ80.数%だったのが24年度は86.39%と、震災の影響かと思いますが、その上の行の収入不安定というところを見ても、大部分、ここ収入が不安定になって生活が困窮して国保を滞納せざるを得ないというお宅がふえているという状況は、この数字で、急速に24年度ふえているというのがわかります。

それから、16ページの資格証明書の発行状況の所得別を見ますと、上から3段目までのゼロ（未申告含む）から200万円未満までで全体の、39件なので、89%を占めていると。要するに、所得が非常に少ないお宅での資格証発行がふえているということがここではわかります。

それから、18ページのモデルケースなんですけれども、これは所得200万円で課税所得が167万円、固定資産税5万円、世帯が4人で子供さんが2人という、いわゆる一般的によく出されるモデルケースの数値に基づいて出していただいた。これを収入に直しますと、収入は約314万円の

家庭ということになるわけですが、これを見ても、23年度にお隣の多賀城市さんがかなり引き上げをしたんですけれども、それでもまだこのモデルケースでは多賀城市さんより6万強多いと。一番右側の利府町は逆に毎年、毎年、どんどん下げてきていまして、利府町と比べると年間12万円も違うという、これが困窮者の資格証明書の発行、圧倒的に困窮者が占めていると。それから、震災後収入不安定になって滞納する人がふえていると。そして、モデルケースでも、他市町村、二市三町の中で比べると非常に大きい国保税になっていると。こういう全体の状況について市長はどのようなふうにとらえているのか、お伺いしたいと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 細かい分析は担当のほうからご説明いたさせますが、今の17ページの生活困窮ということで、収入不安定ということについてご質問いただきました。

割合としては確かに横ばい、あるいはふえているという分野がありますが、例えば平成22年度でありますと、収入不安定ということの件数が1,327件であります。23年度が1,062件、24年度は951件ということで、件数からすると件数は減ってきているということは、ぜひこの数字をご理解いただければと思います。

ただ、国保税が高いということについては重々認識をいたしております。24年、25年度ということで若干引き下げをさせていただいておりますが、国保税については、塩竈市のみならず、県内各市町村あるいは全国の市町村の今大きな課題となっております、委員もご存じのとおり、今後のあるべき姿については、どうやら県一本化というふうな見通しも出てきているようではありますが、そういった中でも、県一本化をいたしても、なおかつ収納作業とかそういったものについてはそれぞれの市町村ということで、どうも役割が整理されるような傾向にあるようであります。我々はこの国民皆保険制度のとりでであります国保会計を何とか維持していかなければならないという立場にあるわけでありますので、さまざまな視点、観点から、今後も検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

阿部委員長 小林税務課長。

小林市民総務部税務課長 先ほど、こちらの表を見て、どのような状況かというご質問でしたので、私のほうからもちよっとご説明させていただきます。

確かに、納税のほうで、税務課のほうで未納者に対してさまざまな取り組みをしております。その中で、先ほど言ったように、まさに未納になる理由としましては、収入不安定の方とか、そういった事業不振の方とか、そういった方が多いのも事実です。ただ一方、先ほど市長もお

っしやられたとおり、ちゃんと納めている方も中にはいらっしゃいますので、私たちとしては、そういった、先ほど言ったように、納税相談等をしながら、分納とかそういったやり方の相談をしながら納めていただくような努力はしておりますので、その辺、ご了解願います。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 19ページの宮城県地方税滞納整理機構への移管件数、移管額及び収納済額について、国保についてお伺いしたいと思うんですが、移管件数が36件でこれこれの額だと。収納率は23.3%。収納済額の内訳で、任意納付というのは相手の方が納めに来た、未納されている方が。それで、処分徴収というのは、差し押さえてインターネットで競売にかける方式で、今聞いているお話では、目覚まし時計までインターネットで競売にかけるという、そこまでやるという、それが滞納整理機構がやっていることなわけで、私どもは当初からこの滞納整理機構そのものについて否定的な考え方を持っているわけなんですけれども、ここに、整理機構に市の職員が派遣されているんでしょうか。いるとすれば何名でしょうか。

阿部委員長 佐藤総務課長。

佐藤市民総務部次長兼総務課長 現在1名を派遣しております。継続して数年前から派遣している状況にあります。以上でございます。

阿部委員長 高橋委員。

高橋委員 少し調べていただいたんですけれども、要するに、滞納整理機構にお願いしている自治体から1人ずつ職員を派遣していて、その市から派遣している職員はその市の滞納者は担当させないと。なぜかという、例えば塩竈市の職員が県に行って、塩竈市の滞納者を督促すると、滞納しているお宅の事情がわかり過ぎて、とても督促なんかできないと、差し押さえなんかできないと。だから、ほかの市から来ている人がそれぞれ別の市を担当するようにしていると。このような話を伺っているわけなんです。そういう意味で言えば、市の職員も心労を感じるほど無慈悲な取り立てみたいなの、昔の言葉で言いますと、そこまでやっていると。ですから、私はこれはやるべきではないというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それから、24年、25年度の国保を引き下げて、3.8%、1世帯平均7,200何十円引き下げて、それが収納率の向上にも、そして収納金額のほうでも効果をあらわしたというのは、先ほど市長もおっしゃってありましたし、私の認識も同じ認識でいるんですけれども。医療費についての国保の、この間、テレビでも大分、新聞でも報道されていまして、仮設住宅の自治会長さんが70何人連盟で県に請願書を出したりとか、国保加入被災者の医療費の一部負担金、3月で窓

口負担ゼロを打ち切ったわけですが、仮設で暮らしている自治会長さん70何人が、77人でしたか連盟で提出、県に要望したり、それからこの間は、街頭で仮設の方たちとかがピラをまいている、復活して欲しいというピラを一生懸命まいているのがNHKのニュースでも報道されました。介護保険利用料の減免措置についても同等です。

塩竈市は、全壊だけじゃなくて、大規模半壊についても国保を市独自に免除したというすぐれた施策も別面では持っているわけです。この医療費、介護保険料の免除措置をどうするかというのは、どうも、けさの河北新報の新聞報道ですと、県知事選挙も選挙になるようで、大きな被災者支援の争点の一つになってくると私は考えております。

一つは、減免措置について市長はどのように考えていらっしゃるか、復活について。それからもう一点は、24、25の様子をみて、26年度から国保料をどうするかというのを見きわめていくというのが24年度から引き下げをやったときの本心だったわけで、26年度からどうするかということについては、どのような、現状で考えを市長はお持ちなのか。2点お伺いしたいと思います。詳しくは私一般質問でやりますので、大卒で結構でございます。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 初めに、国保の減免についてであります。23、24という形で取り組みをさせていただきましたが、25年度分については国が8割負担でありましたか、市は残った分を負担しなければならないというようなふうに支援制度が変わりました。県内全ての自治体が大変苦慮した出来事ではなかったかなと思っています。我々は、全額国費でご支援をお願いしたい。特に被災地の場合は財政出動が非常に多いわけでありますので、というようなお話をさせていただきましたが、残念ながら、そういった部分が聞き届けられなかったということで、25年度は取りやめとさせていただいております。

24、25の取り組みの結果を踏まえて今後どうするかというご質問でありました。ぜひご理解いただきたいと思いますが、23、24というのは減免を行いました。先ほど来説明をさせていただいております収納率の向上等については、実は減免の部分も一部寄与していることは事実であります。具体的に申し上げます、直前の平成22年度であります、塩竈市の現年度の収納率が80%ちょっとぐらいという状況でありましたが、23、24と減免をやったことによりまして、結果的に収納率が上がっているというのも事実であります。先ほど、おかげさまで、そういった取り組みもありまして、24年度末では5億4,000万円近い基金が積み上がっております。これは先ほど担当がご説明申し上げたとおりであります。25年度、今、見通しを立てさせていた

だいておりますが、残念ながら2億数千万円減るようであります。25年度の取り組みの結果、基金を2億強取り崩さなければならないというような状況になるようであります。

また、先ほどご説明させていただきましたとおり、今後、国民健康保険制度そのものが見直しをされるというような状況もございますので、そのような状況をしっかりと踏まえた上で、26年度からどういった対応ができるかということについては、議会の皆様方に状況等をつぶさにご説明をさせていただき、取り組み方針をご説明させていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

阿部委員長 志子田吉晃委員。

志子田委員 おはようございます。

私も何点かお聞きします。

今先ほど高橋委員から国保のこと、それから、小野委員からもこの関係で聞かれたので、私も一言だけ。今までの議論をお聞きしまして、私のほうからもぜひ、これだけ頑張って基金残高を5億4,200万円も頑張ってためていただいた。それから、収納率もいろいろな工夫をされて、毎年、毎年、よくなって、当局のほうも頑張られている。その結果、これだけの基金ができたわけですから、やっぱり健康保険税の料金を下げられる余地があるんじゃないかと、この基金の関係からすると。その辺のところを、そこだけひとつ結論的にもう一度聞きたいので、うちのほうの会派のほうからもその辺のところをお願いしたいということで、その辺のところ、担当の方、よろしくお願いいたします。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 保険税の引き下げの余地はということでご質問をいただきました。

先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、基金残高としましては、24年度末ということで5億4,000万円ほど積み上げはあるんですが、民生常任協議会のほうでもお示ししておりますとおり、25年度の見通しにおきましても既に運営費として2億数千万円取り崩すというような状況でございます。あとは国のほうで今後5年後の国保の広域化であるとか、あとは新たな低所得者に対する、低所得世帯に対する減免の枠組みなどもいろいろ出てきております。そういうものを勘案いたしまして詳細な見通しをつくった上で、また議会の皆様にお示しさせていただきたいと考えております。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 よろしく、その辺のところは進めてもらいたと思います。

別なことをちょっとお聞きします。資料 24のことで、ちょっと下水道の関係で、入札の関係でお聞きしたいと思いますけれども、24の26ページの下水のほうはいいんですよね、きょうは聞いて。これのナンバーを振っている18番目のところなんですけれども、新浜町地区の下水道災害復旧工事、これは4社で1回目ということなんですけれども、この詳しいものが、別冊資料をいただいたほうの、別冊の工事契約台帳、ここに12ページのところに詳しく書いてあるんですよね。確認のためにちょっと、昨日も最低価格の件については市長さんのほうからお聞きしたんですけれども、確認のために、この件に限って、12ページ、別冊の、お聞きします。番号が1、2、3、4と振られていて、当初4社入札参加なんだけれども、3番目のところは金額が入っていませんね。それから、金額だけ言うと、3億4,700、2億8,800、2億9,200といくと、通常で考えると2番目の2億8,800万円のところが平常では落札するケースが多いと思うんですけれども、この場合は2億9,200のほうが落札されたという、これは工事契約台帳ですね。そうすると、この最低価格は市長さんは俺は言われたいと言うけれども、どういう形で、その当日落札したときに最初からここが最低価格金額はこうですよという公表の仕方、その辺、どういうふうにして決められたのか、その件についてお聞かせ願いたと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 最低制限価格については、たびたびご質問いただいておりますが、一つは、最低制限価格については、率については公表できない。価格についても公表できないということについてはご理解いただければと思います。これは正当な競争を確保するためということで、全ての自治体が最低制限価格については基本的には公表しないということになっておりますことをご理解いただければと思います。

阿部委員長 志子田委員、この入札関係は一般会計の部分に入りますので。（「下水道、21号ですよ」の声あり）

志子田委員 特別会計だと思って、下水だから、今までも通年、やれたと思うんですけれども、それでもう一度、入札関係、特別会計は特別会計で、全般的なことは一般会計だという認識でいたんですけれども、できないんですか。

阿部委員長 入札関係は一般会計。（「聞こえない、はっきり言ってください」の声あり）よろしいですか。志子田委員。

志子田委員 例年、特別会計と一般会計に分けて、私も私の記憶でもずっと、特別会計のとき

もずっと特別会計の入札のことについては質問していたという記憶があるので、ことしからということはないと思うので、質問を続けてよろしいでしょうか。

阿部委員長 事業の中身等について質問は結構なんですが、契約のほうは一般会計のほうでということをご了承いただきたいと思います。（「何だ、上に書いてあるじゃない。一般会計、特別会計と書いてあるっちゃ、この資料の26ページの上に。これは特別会計でしょう、何ら問題ないでしょう」の声あり）

志子田委員。

志子田委員 金額とかは、じゃあ、言わないようにしても、この審議自体はさせていただきたいと思います。

やっぱり最低価格があったといっても、どこで、終わってから「これが最低価格でした」と、それよりもっとという、その最低価格をその最低価格を証明するものがないと、ここですよと、そういうことはないと思いますけれども、どこかには書いてあるんでしょうけれども、その辺のところ、ここに最低価格の証拠はここにありますよと、公表しなくても、それだけわかればいいんです。そうすると、一番、ここでいうと2番目の会社の方に、「それ以上上の証拠はこれです」ということを言えるわけですから、参加した業者の方も安過ぎて入らないということに対して納得いただけると思うので、その辺のところ、ご説明お願いします。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 大変失礼いたしました。

先ほど来、ご説明させていただいております予定価格調書作成の中に、法律に基づく最低制限価格ということで明確に記載させていただいております。例えば、もし必要でしたら、第三者にお見せするということはできないわけではありますが、監査委員とかおられますので、数字として明らかに残っておりますので、そういったものをご確認はいただけるということでありますので、よろしく願いいたします。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 わかりました。そのことをお聞きしたら安心なので、公平な入札を引き続きお願いしたいと思います。

同じように、24の28ページ、ここの番号で21番と23番のところ地下水のところなのでお聞きします。これも詳しいものは、同じように、別冊のほうで34ページ、ありますね。34ページのほうを見ていただくと、10社のうちの1社だけしかこの金額が入っていないというのは、参加

しなかったのか、指名10社呼んだんだけれども、1社しか来なかったということについて、ちょっとなかなか理解できないので、この辺状況どうだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 昨日もいろいろ契約のことでお答えさせていただきました。今回、この案件については指名競争入札というふうにさせていただいております。指名競争入札でまず契約のほうをさせていただいたと。今回のケースは10社の指名ということで、34ページに記載のと通りの10社という形でした。きのうもお話し申し上げましたとおり、一般競争入札だとやる気のある業者さんが参加されると。今回はこちらのほうで一応現状を見た上で一番適切な業者ということで指名をいたしたのですが、結果としてその2番を除く各業者さんとも辞退されたという結果で、この2番の業者さんだけの札が入ったという結果でございます。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 辞退されたということは、入札の現場には来られたのか、あるいは現場に来ないで辞退なのか。辞退でも2通りあると思うんですけども、一応そろったんだけれども、集まったのは1社だけだったのか。

それと、やっぱりこの今まで、うちのほうの会派で資料をこういうふうに要求して、10社もあるから競争性があったんだというふうな説明を聞いていたんですけども、工事契約台帳のほうを見ると競争性ないんだなと。この辺のところはこれによってわかるんですけども、やっぱり1社だけでも入札は成立するのか。ちょっと、10社も呼んでいて1社しか数字が入っていないということについてどのようにお考えなのか、よろしくをお願いします。

阿部委員長 荒井財政課長。

荒井市民総務部財政課長 まず2点ほどあったというふうにお伺いしております。

1点目のご質問にありました辞退はどういう形だったかと。業者さんによってさまざまです。入札前に辞退届ということでご提出される業者さんもいれば、あるいは入札の当日、札の中に辞退と、入札書の中に辞退という札を入れる業者さんもいらっしゃいます。そういった、いずれ辞退という意味を確実に書面でもって提出したという形のものになっております。

それから、昨日もございましたように、1社でも競争性があるのかどうかという話になります。これは一般競争入札にしても、指名競争入札にしてもなんですけれども、あくまでも一般競争入札は広く公募する、指名の場合はこちらから適切な業者をその実態に合わせまして、工事の内容に合わせまして、ランクを確認したりとかそういう形を行った上で指名、大体10社ほ

どを指名いたします。その中で、いずれ辞退という形になってきますと、ご自分の意思というものが結果的に放棄をしたと、その利益を自分で得るための利益、工事契約をとるという利益を放棄したという意味のみなし方になってしまいます。そうしますと、意志のある業者さんが札を入れるという形で、結局は競争という面での放棄という形になりますので、結果的にいえば、確かに1社という形でいえば競争性が失われるということになりますけれども、契約的な見方といたしましては、これは競争性という形の競争入札に付したという結果はこれは残るといふふうに理解しております。以上です。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 なかなか難しいところですけども、こういうふうに別な、こういう下水道のポンプのような工事のときには余り競争性がないんじゃないのということを前にお聞きしたことがあったんですけども、いや、10社も呼んでいるからということですけども、工事台帳を見ると、こういうふうに1社だけだという結果になっているということについては、なかなか、この制度、難しい制度、残念な競争力が上がらない制度だということを理解いたしました。

同じ、次は24の30ページで、病院事業会計のところの入札のところでも聞きたいんですが、こちらは逆に落札率が52.8%、それから80.4%と、落札率は低目なんですけれども。ほかのところ、3,000万円以上のほうはそういう最低価格が設けられているけれども、これはそれに該当しないということで非常に低いのか。そういう最低価格がなくても、52.8というのはいくらにも低いと思うんですけども、そういうことでも最低価格は設けていないから、このままの制度でいいとお考えなのか。その辺、病院のこの落札率からどのようにお考えなのか、お答え願いたいと思います。

阿部委員長 鈴木市立病院経営改革室長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 病院のほうの契約の関係でございます。ここにつきましては、積算根拠、当時の環境課さんのほうにいろいろ積算させていただきまして、予定価格をつくりまして、9社、市内の中でこういった実績のございます、解体で実績のある業者さんを9社お呼びいたしまして入札をいたしました。その結果、この記載の業者さんが非常に低い金額で落札していただいたということでございますので、この金額で私どもは契約させていただいたという状況になっております。以上でございます。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。こちらのほうには最低価格ないからね。そういうことで

しょうけれども、余りにも落札率の違いがあるので、確認のためお聞きしました。

では、また別なことをお聞きします。資料 6 の決算審査意見書のところから、80ページ。80ページを見ると、全体の特別会計が全体的に入っているのですが、総括表でお聞きします。80ページのところを見ると、魚市場事業と下水道事業と公共駐車場事業は歳入の比率が予算額に対して、魚市場事業は63.13、下水道は75.31、公共駐車場事業は87.18と。この3事業は、予算からして歳入歳出ともちょっと大分比率が少ないということについて、どうしてなのか、まずお伺いします。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 まず、下水道特別会計でございますが、予算額81億6,200万円、これに対しまして61億4,700万円ということは約20億円の歳入、また歳出が減になったという状況でございます。これに関しましては、災害復旧事業等の繰越事業等がございまして、次年度への繰り越しというようなことがございますので、現年度の歳入歳出の部分については減になっているという状況でございます。以上でございます。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 続きまして、魚市場会計についてもご説明をさせていただきます。

魚市場会計、予算現額 3 億4,462万8,000円に対しまして決算が 2 億1,758万4,984円ということになりまして、63.1%という状況でございます。内容につきましては、下水道会計同様でございますが、災害復旧に関します翌年度への繰り越し等もあったということで、そのような状況となっております。以上でございます。

阿部委員長 佐藤商工港湾課長。

佐藤産業環境部次長兼商工港湾課長 それでは、私のほうから公共駐車場事業についてご説明をさせていただきますと思います。

公共駐車場事業の予算額につきましては、駐車場の解体に伴う予算でございまして、23年度に予算措置をさせていただきますが、実際に執行になりましたのは24年度でございました。解体に伴います設計委託料として324万4,000円ほど予算措置してございましたが、先ほどの病院のほうの解体と同じように、環境課の設計手法を用いました関係で、この額が不用額になりましたことと、それから工事請負費 1 億3,500万円につきましては、入札の結果、落札に伴って 1 億2,000万円弱ほどの金額で落札されたということで、それからそれに伴いまして一般会計

のほうからの繰入金を充てているということで、この金額になったものでございます。以上です。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 一部訂正をさせていただきます。

ただいま答弁の中で、繰り越しが発生したためということを申し上げましたが、誤っておりまして、不用額でございました。申しわけございませんでした。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

余り予算と違ったので、どういうふうにと、やっぱり決算審査だから、なるべく予算を全部、理想を言えば仕事を全部やってもらいたい。だから、ここのところは仕事が残ったのかなと思って聞きましたが、公共駐車場のほうは、仕事自体はそれはやったんだけど、不用額が出たということで説明いただきました。そのところだけ心配だったんですけどもね。

下水道事業なんですけれども、仕事、おこなっているところが出たということによろしいんですか。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 下水道事業につきましては、平成24年度当初にまとめて工事を発注した経過がございましたが、入札不調等の関係で受注いただいた時期がずれまして、それで実際の現場のほうもおこなっている部分がございます。そういったことで繰越事業が発生しているという状況でございます。以上でございます。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 いろいろ事情がおりと思います。ちょっとこの会計のところちょっと比率が低かったんで、しっかりこれからも復興に向けて頑張って事業を進めてもらいたいと思って聞きました。

下水道のことで、全体的なこと申しわけないんですけども、うちのほうの会派から要望していた中の島地区のポンプ場、それから運河の水路関係、それと議会全体でも請願されたと思うんですけども、あそこの用水路の工事、先日も台風で、そういうやっぱり海面が出ているわけですから、影響、いつまでもあの状態だと出ると思うんですけども、いつごろでき上がる予定で計画されているか。もしご計画がありましたら、お知らせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

阿部委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 ただいま中の島に計画してございます中央第二ポンプ場、さらには水路の改修の見込みというようなことでのご質問をいただきました。

いずれも復興交付金事業を活用してということで、今現在、詳細設計のほうを進めてございます。これから最終の取りまとめの作業に入ってというようなことで考えてございます。できるだけ早い時期に工事を発注してということで考えておりますが、実はまとまった金額になりそうでございますので、議会の皆様のほうへの議決をいただくという案件になろうかと思いません。それについては今作業を進めさせていただいているところでございます。

最終の工事の完成時期ということもお尋ねをいただきました。

これは復興交付金事業での施行でございますので、国のほうからは27年度までに工事を完了させるようにというようなことになってございますので、我々も当然、その時期をめぐりに工事を完成してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

時間少なくなったので、9の資料から1つ、87ページの介護保険事業特別会計の中で、表がありますけれども、介護予防マネジメント、23年度266件から24年度1,002件と急激にふえていますけれども、この事業、なぜ数字がふえたのかだけお聞きします。お願いします。

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 失礼いたしました。

87ページのほうの下段のほうなんですけれども、介護予防マネジメント、要支援1と2と認定を受けた方、介護認定を受けていない方が健康状態に不安のある方に対してケアプランを作成し要介護状態にならないように支援するというので、こちらのほうは介護支援を受けていない方も含めて、その件数をこちらのほうに記載しているものでございます。

阿部委員長 志子田委員。

志子田委員 そういうように言われるよりも、制度が変わったとか、23年度はそこまでやっていなかったんだけど、24年度から要支援の1・2の人まで回るようになったんだと、だから、いっぱいこの事業がよくなったから、ここふえたんですと言うのかなと思ったんですけども、そういうことだとわかりやすいんですけども、どうなんですか、課長さん。制度が変わったのかどうか、お聞きします。（「部長でもいい」の声あり）

阿部委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 失礼いたしました。資料のほうちょっと持っていませんので、後でご報告させていただきます。（「時間が来ましたので終わります」の声あり）

阿部委員長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時58分 休憩

---

午後 1時00分 再開

志子田副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の会議において高橋卓也委員から質疑がありました国民健康保険事業に係る数値について、市民総務部長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。佐藤市民総務部長。

佐藤市民総務部長 ただいま委員長よりお話がございました午前中の委員会におきまして高橋委員よりご指摘があった資料 24の17ページ、国保税滞納繰越理由分類別一覧のうち、平成24年度分につきましてはデータの転記ミスがございましたので、修正させていただきます。大変申しわけなく思っております。おわび申し上げます。

修正データにつきましてはお手元にご配付しておりますが、改めて平成24年度の繰越額を申し上げますと、生活困窮による滞納繰越額が1億7,251万7,060円、他の理由による繰越額は3,875万3,990円、合計で2億1,127万1,050円になるものでございます。

大変申しわけございません。訂正方よろしく願います。

志子田副委員長 引き続き、遠藤長寿社会課長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 志子田委員のほうから、資料 9でございますけれども、87ページ、介護予防マネジメント、平成24年度が1,002件になったということで、前年度よりも多い理由をとということでのご質問を受けました。

77ページのほうをごらんいただきたいと思います。

77ページ、地域支援事業、予防事業でございます。その中で、基本リスト実施者、平成24年度1万3,125人という数字が載っております。この数字、実は従来ですと健康診断のほうで

同時に行っているわけですが、今回、介護認定を受けている以外の方ということで1万3,125人の方に発送してございます。その回答をもとに二次予防事業候補者を把握し、2,072人が二次予防事業の対象者、その方に行ったものが介護予防ケアマネジメントということでございます。よろしくお願いいたします。

志子田副委員長 質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

浅野委員 よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから、まず資料 9の69ページ、国民健康保険事業についてお伺いしたいと思います。1の被保険者の分類でございますけれども、この分類、その下にも内訳と書いてありますが、75歳以上になれば後期高齢者という部分の区分になりますが、その前は前期高齢者と言われている70歳から74歳の方々がこの部分に加入されていると思うんですけれども、まずその人数をお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 70から74歳までの前期高齢者ということでご質問いただきました。

この表の中には、実は前期高齢者に係る分というのは特別にあらわしておりません。被保険者の内訳につきましては、一般と退職ということで、この中にそれぞれ70から74歳までの方が含まれておりますので、今回お示ししております資料の中にはちょっとそちらの数字をきちんと出してあるものがないのですが、後、今手元の資料で前期高齢者分を明確に分けているものがないので、調べて改めてご報告します。

志子田副委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 わかりました。

今、前期高齢者のことについてお聞きしたのは、政府のほうで来年度からの、今、プログラムの法案というものがいよいよ介護における社会保障制度の改革ということで、既にニュースなどで、これから前期高齢者、今窓口負担が1割のところは今度2割に戻るといふようなお話で、大変70代前半の方たちが1割から2割に上がるんじゃないかということで心配されているんですが、その辺はどのようなことになっていくのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

います。

志子田副委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 今、社会保障制度改革国民会議の報告書などで、そういった形で今特例的に前期高齢者の保険料が、法的には2割負担ということになっているんですが、実際には特例措置で1割負担、負担を軽減されている状態にあります。ただ、こちらのほう、どのような形で特例措置をなくしていくかということについてまだ明確な道筋を示されておりませんので、またそちらが示されてからいろいろな機会をもちまして議員の皆様にはご報告申し上げたいと思っております。以上です。

志子田副委員長 浅野委員。

浅野委員 確かにことしの、今秋に臨時国会のほうで確定していくかと思いますが、私たちのほうにいただいている情報の中には、今現在1割負担されている前期高齢者の方はそのままスライド的に1割を負担したまま75歳に到達すると。今現在60代、例えばことし69歳で来年70歳になる方は、今3割負担していますけれども、その方においては2割に、いわば1割だけ削減になるんだということが聞かれております。この辺のことで、本当に今現在70代の前期高齢者の方が不安に思っている部分が払拭されると。いち早くそういった、もちろん臨時国会で確定しなければ、役所側としてはそういったことを公にはお話しできないと思いますが、そういった情報があれば、本当に少しでも安心感が持てて、安心して医療にかかれるんじゃないかと思っていますので、ぜひそういった情報は速やかにお願いしたいと思います。

志子田副委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 こちらといたしましても、今、医療保険制度、さまざまな改革の中にございます。そういった改革の形、制度の変更点等、明らかになりましたら、例えば広報等を通じて市民の皆様方にお知らせするとか、あらゆる機会をとおして周知に徹底してまいりたいと思っております。以上です。

志子田副委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 よろしくお願いいいたします。

次に、80ページの介護保険事業（地域支援事業は除く）というところをお願いいいたします。

その隣の81ページのほうの3番目、塩釜地区における介護老人福祉施設の入所希望者の状況ということで、相変わらず希望者の数は大変多いわけでありましたが、3以上の在宅、下の欄に在宅者は男性が28人、女性が63人、計91人と。確かに重複して申請していらっしゃる方もいま

すので、一概にこの数が全て待機者というわけではありませんが、ただ、年々、先ほどの午前の質問にもありますように、認定を受ける希望する方も物すごい数でふえています。当然、これから2025年に向けて、戦後のベビーブームに生れた方たちが高齢者になって、また介護を受けるような状況になっていくのはもちろん目に見えてすぐに迫ってくる状況でありますので、こういった中で、今、施設の数はもちろん十分ではありませんし、国のほうの方針としましては、在宅介護のほうに道筋を流していこうという考えでありますけれども、こういった状況について、今どのような対策をとられているか、まずその辺お伺いしたいと思います。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 対策でございますけれども、ここに、ちょうど81ページのほう、入所希望者の状況ということで、その米印、現在91名が要介護3の在宅者ということで記述させていただいております。これは25年3月31日現在でありまして、そのころ既に社会福祉協議会のこころの樹、それが2月にスタートしてございます。それと、5月、利府の萩の里さんのほうで建てた大規模な特養、100床ほどございまして、今現在そちらのほうは37名の市民の方がご利用いただいております。多分推定でございますけれども、25年5月現在では、要介護3ということで限定させていただければ、四、五十人の方がまだ在宅のほうで待機しているのかなといった状況でございます。

なお、計画については、その施設の計画は、とりあえずはこころの樹が第5期の計画でございまして、第6期からは当然ながら団塊の世代の方々がふえてきますので、そういったところを見計らって計画づくりに努めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

志子田副委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 本当に目前に迫った、大量のそういった介護施設を、またサービスを必要とする方たちが本当に多くいらっしゃるという部分であります。1点お聞きしたいのは、基本的にケアマネジャーさんなんかともご相談できる中身ではありますが、基本的には、こういった施設に対する入所の申請とか、また見学、そして決めるという部分においてはほとんどが家族の方々のご苦労が必要かと思っておりますが、こういったことに対する市の取り扱いはどのようになっていますでしょうか。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 1階のほうの長寿社会課のほうにはそういった施設のパンフレット等がございまして、要求があればというか、そういった施設も利用できますよということ

での紹介はしているんですけども、中にはちょっと古いパンフレット等もありまして、そちらのほうの業者の方からご協力を受けて新しいものとどんどん差しかえていきたいなと思ってございます。以上でございます。

志子田副委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 済みません。先ほどご質問いただきました70歳から74歳のいわゆる高齢受給者証の対象者となっている方ですが、本市では2,832人、本年の3月末現在で2,832人いらっしゃいます。以上です。

志子田副委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 ありがとうございます。

私、以前に介護のほうの相談に行ったときに、やはりガイドブックの後ろ側には確かに施設の名前、住所、電話番号は書いてあるんですけども、そこがどういった施設なのかということは実際行って見なければならぬし、また問い合わせして個人的にパンフレットを取り寄せなければわからない。ご家族の方にとってはここの作業が一番大変な部分で、今も課長がおっしゃったように、パンフレットが、その当時はパンフレットはやはり皆事業所の部分なので、役所の取り扱いではないということでそのときはなかったんです。社会福祉協議会での資料はあったんですが、そのほかの民間の事業所の資料はほとんどなかったように見えますので、今、課長のお話があったように、パンフレットが置かれているということは大変利用者にとっても便利ですし、ぜひそういったところをなるべく、もちろん新しくできた事業者の方は率先してそういうところにお持ちになるんじゃないかなと思いますけれども、ぜひ市民にわかりやすい形をとっていただきたいと思っています。

そういったことで、施設を探すのは大変苦労するということはどうなたも経験していることだと思いますけれども、そこで今国のほうでも、今後の介護に対する流れなんです、実は超高齢社会に対応できる住まいの確保というのがどうしても必要だと。今、サービス付高齢者向け住宅というものが、安否確認とか生活相談つきの賃貸住宅の建設が進んでいると。何と宮城県におきましても81カ所以上あるということで、国のほうは、この同住宅は2011年の高齢者住まいの法の改正によって登録制度が始まり、現在12万戸が全国にあるそうです。政府は20年までに今の5倍の60万戸を整備するということで、さまざま補助金なんかもついていまして、在宅でみることはできない。かといって施設に入るにも満床でなかなか入れないという方たちの行き先として必要不可欠として、このような民間賃貸住宅の空き家を利用してその住宅に整備を

して、受け皿を広げていくというものが塩竈でも一、二カ所あるようにも聞いておりますけれども、こういったものの情報についてはどのようにとらえているのか。まずお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えさせていただきます。

多分、適合高齢者専用賃貸住宅、そのことをちょっとおっしゃっているのかなと思いますけれども、こちら保険者ですので、できるだけ市外の高齢者の方がこちらに引っ越さないようにというか、住所地特例ということであれば当然塩竈市民の方ということで保険料にもはね返らない部分がございますので、そういったところ、先進事例ちょっと見ながら進めさせていただければと思います。以上でございます。

志子田副委員長 浅野委員。

浅野委員 今、課長のほうから住所地特例と、確かに国のほうでもこれが今一番の問題だと。塩竈市も高齢者が大変多いんですが、もちろん大きな大都会においては塩竈と比較にならないくらい高齢者がふえていくと。その方たちが少し離れた場所に行った場合、特例地のどこがそこに住所を置くかによって、どちらの町や、またもともといた大きな町が、どこが保険者となってそれを見ていくかというのは、まだ国のほうでも曖昧な部分になっております。まだまだこういった部分については精査していかなければならないと思いますが、先ほど申し上げましたように、塩竈市にも一、二件、このようなサービス付きの住宅というものが今ふえております。問題なのは、ここは介護の施設ではないので、結局、いわば介護、塩竈市の高齢者の福祉関係の人が立ち入りできるのかどうかと。そこでどういった状況なのかということをごこの部門で、いわば普通のアパートを借りていた場合に部外者の人が中の状況を見せてくださいと入っていくというものに似ているわけですので、介護施設ではないという部分が、高齢者の住居でサービスもついているけれども、でも、介護保険で賄うわけではないという、そういった微妙な部分にあるものがこれからどんどんふえていきますので、ぜひそこで、その高齢者が本当に安全で安定している場所なのか。住まいの住環境は大丈夫なのか。どこがそこで調べて立ち入り検査ができるのかというところが大変厳しい問題かと思っておりますので、ぜひそういった部分もご検討願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 ごもったもなご意見で、なお先進事例を収集してよりよいもの

にしていきたいと思えます。以上でございます。

志子田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

次に、市立病院についてお尋ねしたいと思います。

市立病院の資料の23番の1ページ、病院管理者の伊藤先生のほうからの「はじめに」という文章でございますけれども、この1ページの文章の中にもありますが、1行目に、「東日本大震災発生後2年5カ月が経ちました」と、今2年半を過ぎたんですけれども、「大震災後、地域医療、特に、沿岸部の地域医療の衰退に鑑み、東北大学にはメガバンクが創設され、医師派遣事業及び住民の健康調査等がこの地域でも始まりました」とございますが、この部分について、少し詳しくお話しいただければと思えます。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 では、私のほうから、私のわかっている範囲でお答えいたします。

ご存じのように、宮城県沿岸部でもこの地域から石巻、それから気仙沼にかけて、医療施設がかなり壊滅的な被害を受けまして、現に石巻市立病院なんかは、今は前の病院は運営しておりませんし、それから雄勝とかいろいろな施設がまだまだベッドが完全に元に戻っていない状況、ベッドが少ない状況で、医師も少ない状況、そういう中で石巻日赤病院、あの地区で言いますと日赤病院ですけれども、非常に大変な事情になっているということもお聞きしています。1次から3次まで殺到しているという状況、そういうこともございまして、大学のほうはメガバンクというものをつくりまして、ここには医師派遣の業務というものが1つあります。それからもう1つは、遺伝子検査も含めてのコホート研究というものがございまして、その2つを中心に掲げておりますけれども、今現時点で、先ほど申しましたように、医師派遣、沿岸部の医師派遣と、それからコホートに関しましては、我々医師会として住民健診にも参加しましたけれども、私が行きましたときも多賀城のほうでは行っておりました。メガバンクの方がいらっしゃって、20人くらい来ていらっしゃったでしょうか。住民の方に説明しまして、いろいろ遺伝子のこれからの病気の解明に役立つ、あるいは治療に役立つ、そういうことの検査をやっているということでございまして、メガバンクの主な目的はそこの今言った2つのところにあると思えます。以上です。

志子田副委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 ありがとうございます。

今、伊藤先生のお話がありましたように、本当に沿岸部の病院が大きな被害を受けまして、塩竈市立病院は幸いにも津波の被害を受けることはございませんでしたので、多くの患者さんを受け入れて大変だったということは前にもご報告いただいております。そこで、関連してなんですが、このページの一番後ろのほうに、52ページのほうの学会等での発表という中に、看護部の部分で、塩竈市立病院の方ですよ、2つ、24年8月25日が第4回感染制御ネットワークフォーラムで、「災害時のトイレの工夫」、それからもう一点は、25年3月2日に日本環境感染学会で「ライフラインが途絶えた避難所における感染対策」ということでご報告になっておりますが、この部分は塩竈市立病院が当時大変な中でご努力いただいたことがこの学会での発表に結びついていると思いますが、トイレの工夫、またライフラインが途絶えたときのという部分の感染対策、ちょっと簡単で結構ですので、どのようなことがあったのか、お知らせ願えますか。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 25年3月2日の日本環境感染学会における「ライフラインが途絶えた避難所における感染対策」という、佐藤ひろみさんというのは、この方は石巻市立病院に勤務されていた看護師さんでございます、震災当時。それで、石巻における避難状況、石巻市内の状況に関していろいろ調べて報告していますので、当院の状況ではありません、ここは。

もう一点の「トイレの工夫」に関しては、水がないときの苦勞といたしますか、どのように、おむつを使ったり、水洗が流せない時期がありましたので、それと感染の広がらないように手洗いの徹底とか、そういうようなことで看護師長が学会において座長をしているということでございます。以上でございます。

志子田副委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 ありがとうございます。

今、私のほうの手元に、この間、気仙沼のほうで、気仙沼の病院も大変な状況だったということで、その後方支援として岩手県のほうの病院と連携をとって、大変な中で後方支援と、それから気仙沼のほうの病院と連携をとったということで、シンポジウムの報告書というものが私もちょっと手に入ったものですから、それを読ませていただいた中で、これはぜひうちの塩竈市立病院でも行ったほうがいいんじゃないかなと思う点が何点かございました。それは、塩竈市立病院も当日、3月11日は、大変な状況でいろいろな方たちが、けが人なり、それから津波被害に遭われた方なり、とにかくいろいろな方たちがどんどん、どんどん病院に来たと想

像にかたくないところではありますが、そのときの重症度とか、それからこの方はここで診られるけれども、別な病院に運んだほうがいいのかというのは、いわばトリアージというのですか、優先順位とかそういったものはどのようになさったのか、その点をお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 その当時は、救急車の受け入れは、通信手段もなかったものですから、全て受け入れるという形で行っていました。全医師が参加していましたけれども、外科の医師で救急担当の先生おまして、その先生を中心に振り分けて、軽傷者、それから外来でできるもの、それから病棟に持っていく患者さんと、こう振り分けながら、病院の中をうまく工夫して行いました。待合室も含めていろいろグレード別に分けて治療を行っていました。以上でございます。

志子田副委員長 浅野敏江委員。

浅野委員 ありがとうございます。

本当にそのような、今回の場合は本当に想像以上のご苦労があったと思いますが、市立病院もその後、発電機を用意されたり、また今回もいろいろ電気関係のものを直したり、それから耐震化をしたりということで、今後、いつどのような災害があつて、例えばこういった大震災でなくても、どこかでガス爆発があつたとかで大量のけが人が出たとかそういったことも容易に考えられるんですが、市立病院におきまして、常日ごろからそういう点はトリアージの訓練と申しますか、そういったものとか、今伊藤先生のほうからお話がありましたように、だれが、どこで、どういう部門を担当するかというのは、本当にその場になってとっさに行われたことだとは思いますが、常日ごろからそういったものが訓練の中にあるのか。そういった部分をちょっとお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 病院としましては、公立病院の役割として、やはり救急災害という大きな役目を持っていますので、うちの病院としても絶えずそういう注意を向けて行っています。うちでも、みんなで参集訓練なんかも一時行いました。震災発生したので、どういう、どれくらいの方がどれくらいの時間で来るかなということを見きわめるために、なるべく車とか使わないで来るという方法でやりまして、多くの職員が参加して、いろいろ反省点もありましたけれども、うまくそういうことができましたので、今後もそういう災害に対する訓練というのは常日ごろから行って、皆さんのそういう危機管理を周知徹底していきたいと思っています。

以上です。

志子田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、やはり訓練にまさるものはないと思いますので、大変、常日ごろお忙しい病院内でありまして、また患者さんも多くいらっしゃる中でなかなかスムーズにいくものではないと思いますが、ぜひそういったことを体で覚えていただくということで、訓練が絶対に生かされてくると思いますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

もう一点、最後にお聞きしたいことは、今回、先ほどメガバンクというお話もございましたが、いざ、市立病院がそういった機能を発揮できないとき、後方支援として医師会との話し合いとか、またそれからその先の部分とかで後方支援の部分の考えはどのようなお考えを持っていらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 お答えいたします。

医師会の中にも災害時にどうするかというか、我々も医師会の理事をしていますので、話し合いがございまして、管内の病院に何か震災があったときに、開業医の先生も病院にかけつけてするという、そういうシステムをつくって実際はあるんです。ところが、実際、大災害時にはなかなかそううまくは機能しなかったところもございまして、何人かの先生は病院に来てお手伝いしていただいたというのはあるんですけども、それから病院自体がそうなった場合どうするかということ、一つまた大きな問題がありますね。そのときは、この間の震災を振り返れば、やはり大学に頼って、大学からの応援とか、そこの非常事態を乗り切っていくということが一番大きなものになると思います。以上でございます。

志子田副委員長 浅野委員。

浅野委員 気仙沼病院のほうは何か、当初、東京のほうから医療団みたいな方たちが来てお手伝いなさったということも聞いておりますので、ぜひ広い範囲の中でのそういった協定か何かができるのであればお聞かせしたいと思います。また逆に、市立病院が応援に行かなければならない場合も出てくると思いますので、その辺のお考えもこれから取り組んでいただきたいと思います。

最後に、もう一点、在宅ケア、当時、在宅ケアされていた患者さんもたくさんいらっしゃると思ったんですが、その方たちの支援はどのようなことを行ったのか、まず聞きたいです。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 在宅、ちょうど震災の起きたときも、看護師さんは訪問診療の最中でございまして、酸素、人工呼吸器を使っている方とか、それからホットの方がございまして、すぐにそういう方のところに連絡して確認とりました。そして、電気がなくなる状況でしたので、すぐに病院に運んでもらいまして、ほとんど全員の方、呼吸器の方、ホットの方、病院にまず全てスムーズにそこは行くことができました。これは職員が協力してすぐさっと動いていただいて連絡がすぐとれたということだと思いますので、今後もやはりそういう非常事態にどのように病院としてやっていくかということは、いろいろ福祉部のほうも含めて、しっかりと対策を立てていきたいと思っております。以上です。

志子田副委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。ぜひ、災害のときだけでもそうですけれども、こういったさまざまな角度で考えていただきながら、市民が安心して暮らせる仕組みをぜひ構築していただきたいと思っております。ありがとうございました。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 では、私のほうからも質問させていただきます。

まず、 9の213ページ、それから 6の42ページをちょっと開いていただきたいと思いますけれども、そこで交通事業特別会計なんですけれども、監査のほうの意見では、「震災後、交通会計経営健全化計画の目標数値とかけ離れた決算内容となっている。同計画の前提条件が震災により大きく変化していることから、計画の見直しを検討されたい」と述べられております。また、 9の主要な成果に関する中で、2番目に、「より一層の経営健全化を推進し、安定的な運航・経営体制の構築を図る」と述べられておりますけれども、どのように今後考えていかれるのか、ちょっとお聞かせください。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 現在、進めております経営健全化計画の策定についてでありますけれども、現行の経営健全化計画における総括を進めるために、平成16年度からの浦戸地区の人口の推移や乗客数の推移、それから事業収入の状況あるいは便ごとの乗船者数などの過去のデータの整理、取りまとめなどを進めてきております。一方では、今後の乗船客数の推移を今後見きわめていく必要があると感じております。震災後、浦戸地区の人口はかなり減少いたしました。また、一時、工事関係者やボランティアの方々などの乗船がふえましたものの、昨

年の秋ごろからは減少している状況であります。しかしながら、一般客の乗船も戻りつつあるのも確かでございます。例えば老人クラブなど、団体でのウォーキングを楽しむ方々や、浦戸小中学校との交流を深める方々など、そうした乗船客もふえてきている状況であります。浦戸地区における復旧・復興事業はこれから進んでいくこととなりますけれども、そうした中で、今後、海水浴客や潮干狩り、釣り客、ハイキング客などの交流人口自体は伸びる可能性を秘めていると感じております。そのような交流人口の推移を見きわめながら、効率的なダイヤのほか、船舶体制や人員体制をどうするかなど、さまざまな内容を想定しながら計画策定を進めていきたいと考えております。もちろん、民間で運営した場合の比較なども行っていきたいと考えております。

なお、計画の策定に当たりましては、今後、有識者の意見なども聞きながら計画策定を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 計画策定されてどのようになるかはまだまだこれからのことなんでしょうけれども、震災があって浦戸の人口が減少したと。そして、高齢化率が高いという現状の中で、どのような仕組みが浦戸にとって好ましいのか。交通事業だけでは済まない問題をはらんでいるはずなんです。そういう定住、交流人口だけでは、多分最終的には大変になっていくだろうと思っています。いかに定住人口を確保し、市内と行き来をする方があそこに住まわれるという現状を確保しないと、交通事業の根幹にかかわってくるんだらうと思います。不定期のものを当てにしますとかなり経営のリスクが高まりまして、普通に使われる足として使われる人の確保のほうが第一義なんだと思います、経営を考えると。そういう視点でいろいろなことを考えていただきたいんですよ。単に交通事業というだけではなくて、浦戸そのものがどのような、この交通事業を通して、浦戸の将来というものが見えてくるような気がしているものですから、そういう施策を踏まえて検討をお願いしたいんです。政策課長、もし何かありましたら一言お願いしたいんですけれども。

志子田副委員長 阿部政策課長。

阿部市民総務部政策課長 まだ検討中ではございますけれども、浦戸諸島には文化財保護法と、それから市街化調整区域という土地利用、人がよそから入ってきた人が住むという上では非常に家を建てづらいような規制というか、そういった現状がございます。そういうことで、都市計画の手法でその規制を緩めるような、地区計画という手法になりますけれども、地権者の

方々の同意を100%得られて、なおかつ飛び飛びではなくて一つの大きい単位として、地区計画という都市計画の一種の規制を弱めるための規制ということにはなるかと思えますけれども、そういったことをちょっと都市計画の手法的に検討していきたいということで、今、我々のほうで事務的に検討を始めたところでございます。

浦戸ステイ・ステーションは、漁業者、農業者、そういった一次産業の方々を誘導したいという施策のための一つ的手段でございますが、農業者、漁業者のほかに、例えば機械を直す人とか、いろいろなさまざまな二次産業、三次産業の方々も住んでいただくような施策をあわせませんと、定住人口、これから島の健全な集落の再生というふうにはなりませんので、そういった都市計画の手法につきまして検討を始めたところでございます。

ちょっと、本当に実現できるかどうかというのもまだまだこれからでございますけれども、島の方々の非常に強い要請としては、文化財保護法を撤廃してくれというようなお話もありますけれども、そういった国とかの規制の緩和を待つのではなくて、市町村としてできる手続きをきちんと考えながら定住人口増加のために取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

次、 9の141ページ、公共下水道の23年度、24年度の数字が書かれてあるんですけども、前年度より利息が約3,500万円減っているということで、23年度には借換債があったんですけども、24年度はなくなっているんですけども、これは何かの変化があるのか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 ただいま利息が3,500万円ほど減になっているということと、借換債の点につきましてご質問いただきました。

では、まず1点目の利息が23年度に比べまして3,500万円ほど減になっている理由でございますが、汚水事業につきましては、現在、普及率が99%となっておりまして、新たな建設事業が以前に比べますとかなり少なくなっておりまして、新たな地方債の発行がなくなっているというのがまず1点でございます。それから、これまで国のほうの制度を活用いたしまして、借換債を発行いたしまして低利なものへかえてきているというようなことがございます。これらのことから、現在、利子の償還額そのものが減ってきております。24

年度につきましても、先ほども言うように、23年度に比べまして約3,500万円ほど減になっております。昨年はどうだったかと申しますと、23年度は22年度に比べまして約2,400万円ほど減になってきている。これらが今後継続するというような状況かというふうに判断をしているところでございます。

それから、23年度の借換債でございますが、これにつきましては、23年3月11日に発生いたしました東日本大震災の復旧・復興を支援するという事で、総務省のほうから公債費負担の軽減を図る目的で借換債の発行が認められてございます。本市の場合につきましては、被災をいたしました管渠延長と既存の管渠の総延長、これの割合の分だけ借換債の発行が認められるというような形になってございます。割合につきましては、今、私どものほうが管理いたします管渠につきましては、農水合わせてでございますが、約280キロほどございます。このうち、被災をいたしました管渠延長が約18キロということで、約6.5%に相当するものについて借換債が認められたと。その中で、汚水事業に関しましては4億3,900万円ほどということでございました。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 どうもありがとうございます。

6の52ページから54ページに、公共下水道のことが監査意見の中で述べられておるんですよ。54ページに、監査の意見なんですけれども、「また、今後の事業運営については、人口の減少や節水意識の浸透などにより使用料の増は期待できない状況からも、今までどおりに費用の縮減に努力を継続されたい」と述べられておるんですけれども、費用の軽減策について、先ほどの公債費でない分野でどのように考えているのか、教えていただきたい。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 現在、汚水の施設関係について、若干ちょっと前段お話をさせていただきますが、管渠延長につきましては約230キロほどございます。そのほか、汚水の中継ポンプ場が4カ所、さらには地域の低地帯の汚水を排水するためのマンホールポンプ、これらが約30カ所ございます。汚水事業につきましては、監査のほうからのご指摘いただいておりますように、使用料をもって維持管理、さらには起債の償還というような形にさせていただいているところでございます。したがって、使用料が減収するということになりますと、適正な維持管理がなかなか執行できないというような見込みになります。それをより計画的に今後進めるといような観点から、まずは既存の施設、これをできるだけ延命化を図ると、さら

には必要な管理については平準化を図るというようなことが肝要かと思えます。これらを計画的に進めるために、今年度と来年度の2カ年で下水道の長寿命化支援制度、これは国の制度でございますが、これを活用した長寿命化の計画を策定する予定にしております。これらによりまして、より平準化したような形での管理に努めながらというようなことで考えておるところでございます。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 下水道料金が塩竈市は高いと言われているものですから、なるべく延長を図りながら対応をお願いしたい。それからもう一つ、考えてもらいたいのは、塩竈市の水道もそうですけれども、重量に対して上がっていく仕組みなんですよ。要するに、ある立米まで行くまでは定額でコストを無視して計算されているわけですよ、コストがあるとすればですよ。要するに、あるレベルを超えると、値段は一定なんですよけれども、その立米に行くまでは、やはり、三角形の升みたいなもので、正方形になっていなくて、三角形の分を除かれて市民は支払っているわけなんですよ。ところが、量を使えば使う人が負担が大きくなっているんですよ。これからどういう形で、先ほど課長が申し上げた費用の縮減もそうなんですよけれども、収入増、安定化計画を立てられるときに、この町をどのようなものにしていくかという概念を取り入れないと、その問題が解決していかないんじゃないかと思っているんですよ。適正がどの辺だかというのはなかなか見えないものですから、ただ、一つ言えることは、それをもし取り入れることができれば、ある程度の収入増を図りながら、ある種、市民負担の適量化の流れのものをつくっていく。それでなおかつ、老人世帯であったり、ひとり世帯に対してどのような、今まで継続された施策を取り入れいくという視点を持てば対応できるのではないかと思うんですけども、どのような考えか、ちょっとお聞かせいただきたい。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 料金の制度的なといいますか、お話をいただきました。

塩竈市が現在採用しています考え方につきましては、全国の多くの自治体が採用している考え方でございます。ただ一方で、今委員のほうからお話いただきましたような料金体系をとっている自治体もございますので、そういった自治体さんの状況等を今後いろいろ勉強させていただきながら、どういったメリット、デメリットがあるのか、そういったことをちょっと勉強させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 その際なんですけれども、要するに、ひとり世帯の老人世帯だとかそういうものの軽減策も同時に検討していただきたいんですよ。なぜかという、何でも十把一からげのような施策を導入しがちなものですから、できたら、今の制度のよさもわかります。でも、違う視点もあるんじゃないかということで、現状のいい点と新しい視点と融合できるような考え方でよろしく願いいたします。

次に、 13、水道事業決算書についてお伺いいたします。

9 ページ、ここに平成24年度塩竈市水道事業貸借対照表があるわけです。今年度の資本金の中に、借入資本金という考え方で企業債が56億6,956万3,815円となっております。私が10年前に議員で来たとき75億円くらいあったので、20億円ぐらいを縮減されてきたんだろうと思っております。その中で、これからどのように企業債を減らされていくのか、それとも設備の拡充をされていくのか、どのような考え方なのか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

志子田副委員長 福田水道部長。

福田水道部長 委員おっしゃるように、つい10年ほど前までは70億台の起債残高でございました。現在、発行をできるだけ抑制して毎年4億ほどの元金償還に取り組んでございます。現在、災害復旧事業を含めて国からの補助金が出ておりますので、できるだけそういうような有利な資金を活用しまして、今後も企業債については発行抑制に取り組んでいければなと思っております。さらに現在の金利、非常に安い形でございます。実は25年度も高金利、4%以上の地方債については借りかえをさせていただきました。現在のところ、平均しますと2%を切るような平均の利率になってございますので、いざというときにはこういう低金利の企業債は利用させていただきますけれども、今後ともできるだけ発行抑制して地方債残高を少なくしていこうと考えてございます。以上です。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 ありがとうございます。

ちょっとこの決算について突っ込んだ話をさせていただきたいんですけれども、きのう、資料11の決算の貸借対照表のつくり方の中で、流動負債と固定負債の考え方が市のバランスシートの中で計上されておるわけなんですけれども、そういう考え方を水道事業も考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

志子田副委員長 福田水道部長。

福田水道部長 実は現在、国のほうで地方公営企業の経理関係、財務関係については制度改正

が行われてございます。基本的には、本市としまして、債務は債務としてきちんと計上して、言ってみれば透明性の高い会計処理をしましょうという形になってございます。現在、借入資本金のうち、一部、当該年度に償還する部分につきましては流動負債のほうに振りかえるというふうにしなさいということになっています。それは26年度から適用になりますので、そのような取り扱いになってきます。流動負債がふえますと、当然、不良債務の算定時については負のマイナスの要素になりますけれども、国のほうとしては単純にそれが即財務状況を悪くするような指数の取り扱いはしないということではございますけれども、より企業に近い形で透明性、あるいはよくわかるような経理状況を皆様にお示しできるのかなと思ってございます。以上です。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 何で流動負債が資金の流れの透明性を確保できるかという、要するに、今は25年度の決算していますよね。そうすると、25年度中に支払うであろう資金がどれくらいであるかということが明白に記されるというわけです。利息はわかりませんよ、元本だけなんですけれども、そういうことがわかることによって資金の安定性がより高まるわけですよ。そういう資金繰り上の問題なんですけれども、そういうことを図ることによって、企業の経営が安定していくということなんです。資金繰りだけが企業が倒産する例なんですよ。赤字、黒字で倒産しないんです。昔は黒字でも倒産しましたから。それはなぜかという、資金繰りなんですよ。資金繰りを透明性に高めることが一番大事だと思って私も育てられてきたものですから、できたら、そういう考え方でよろしくお願ひしたいと思います。

次に、6の13ページ、きょうは監査の資料を使わせていただいて質問させていただきます。済みません、後ろのほうの13ページです。

病院会計の「むすび」の欄なんですけれども、いろいろ書いてあるんですけれども、これから「これまでの計画と実績を総括し、現在の数値目標が妥当かどうかの検討を願いたい」と、監査で述べられております。どのような、今までの計画ですよね、それとどのような対応を考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

志子田副委員長 鈴木市立病院業務課長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

改革プランにつきましては、21年度から27年度までで一応数値目標等をコンプリートした形で国のほうに提出しております、それでお認めいただいているという状況でございます。毎

年毎年、それを達成することを目標にしておりまして取り組んでおりますけれども、24年度につきましては目標に到達しない部分のほうが多かったということで、監査のほうからこういったご指摘をいただいております。

ただ、評価委員会等でもお話ししたんですけれども、今、24年度のいろいろ問題点を分析いたしまして、それを踏まえて今25年度で取り組んでおります。そういたしますと、25年度につきましては目標を超える部分のほうが大きくなってくのではないかと今見ておりますので、そういった推移を見ながら、また改革プランの目標の変更といえますのはかなり大きなものになってまいりまして簡単にできない部分もございますので、こういった中で、今また、まず目標を超えることを目標にしまして何とか25年度取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

志子田副委員長 田中委員。

田中委員 よろしく申し上げます。25年度のことを聞いていて少し安堵する部分があるんですよ。その中で1つだけ思っていることがあります。結局は、病院の資金繰りをどれだけ守っていけるのかということだと思っておりますよ。その中で1つお聞きしたいのは、17ページに、資料12の17ページを見ていただきたいんですけれども、他会計で当年度発行額償還額として6億2,881万5,889円なりの借入金を書いてあるんですけれども、これはどういう仕組みなのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

志子田副委員長 鈴木市立病院業務課長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

病院、企業でございますので、毎月の資金繰りというのは非常に大事になってまいります。今、ボーナス、病院の収入といえますのは、診療報酬が2カ月おくれで入ってまいりますので、その間といえますのはなかなか、病院、資金を調達しなければならないということで、収入が入ってくるまでの間、ボーナス等大きなものがある場合はお金が足りないという状況ですので、できるだけ低利というところに今お借りしている状況です。24年度ですと、水道会計から2億、また一般会計のほうからも含めて何億か借りておりまして、トータルこの金額になったと、こうなっております。24年度、なかなか業績が悪かったということもありまして資金繰りも非常に厳しい状況でございました。今年度になりましたら、非常にやっぱり収入計が上がっているということもありまして、昨年度に比べますと、今の状況の中で1億円ぐらい、実際の現金回る部分が今よくなっているなというのは実感として今私も毎月見ているんですけれども、そう

いったことも踏まえますと、今年度はもう少し、他会計からの借り入れというのは少なくなりまして、できれば、年度末に銀行からの借入ももっと少ない額で終わるようにしまして、今年度で不良債務を解消、何とかできるのではないかなというような今見込みを立てておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

志子田副委員長 田中徳寿委員。

田中委員 久しぶりに明るい話を聞いてうれしく思っております。資金が大変なると何でも後ろ向きになってくるんですよ。お金が出てくると前向きに動いて来るんですよ。その歯車の絡み方がうんと企業系は大事なものですから、今の好調を維持して頑張ってください。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 私のほうからも、前の田中委員の質問とちょっとダブるところもありますけれども、質問させていただきます。

まず、交通事業特別会計のほうですね。24年度の事業収入が前年よりも1,200万円ふえて、7,733万円というふうに、これは結構なことだと思いますが、にもかかわらず、繰入金が……。

済みません、資料 6番のページ39です。済みません。

先ほど言いましたけれども、収入が1,200万円増の7,733万円とふえたにもかかわらず、繰入金が前年度の7,762万円から863万円ふえて8,625万円となっていると。主なる原因は、国庫支出金が2,447万円減少したことであるというふうに書いてあるわけですが、この国庫支出金の減少というのはどういう理由から減少しているのか、教えていただきたいとします。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 平成24年度の国庫支出金の減少分なんですけれども、まず平成23年度につきましては国庫支出金が7,384万6,321円ほどございました。実際には、離島航路の補助金計算する際には、収益から損益を引きましてその差額分への補助を計算していくわけなんですけれども、平成23年度の場合、震災の影響を国のほうで考慮していただきまして、実際に通常で計算される補助金よりも多く補助金をいただいたという経過がございましたので、23年度が結局、国庫補助金が多い状況で、平成24年度は通常に戻ったような形となっております。ですので、ここで2,400万円ほどの減額が生じたということになっております。以上でございます。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 ということは、22年度に比べて23年度は2,400万円近く多かったというふうに解釈してよろしいわけですか。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 平成22年度と平成24年度、ちょっと実際にどの程度損益が発生したか、計算してみないとわからないところではありますけれども、ほぼ大体4,500万円とか、そのくらいの金額での国庫補助金の額になるのではないかと思います。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 わかりました。

ただ、交通事業に関しては、ずっと長年赤字が続いていて繰出金が出されているということは、これは事実なわけですが、そこでやっぱり先ほども出ましたけれども、定住促進ということを考えたわけですね。島民の方々にとっては、最終便が18時というところがやはり定住促進の大きな壁になっているのかなというふうに常々感じているわけですが、そこを解決していけないと、お題目で幾ら定住促進といってもなかなか難しいのかなと、現実的には。子供の学校に通うにしても、結局、島からは通えない。勤めも島からは勤められない。そういう現状を考えて、じゃあ、どうやって通ったらいいんだと。当然、本土のほうに来て住まないともまならないという結果が、長年の結果がこういうふうになってきているわけですが、またこれから定住促進を検討しますというお話なんです、その検討するといっても、今まで検討してきて何も結果が出ていないのに、これからまた検討をしてどうやって結果を出すのか教えてください。

志子田副委員長 小山産業環境部長。

小山産業環境部長 現在、離島航路塩釜発18時が最終便ということでございまして、それに関してはいろいろもっと遅い時間がというようなことでのご要望をいただいております。実はウイークエンド、少し社会実験的な少し遅い時間の便を出せないかということで、今ちょっと、まだ皆さん方にご公表を確実にできる状態ではないんですけれども、今そういった準備のほうを、いろいろ制度的なネック等がございまして、そういったことが一つ、動きをさせていただいているのはご紹介させていただきたいと思います。

それと、定住人口につきましては、先ほど担当課長が申したとおり、今回、震災を経て本当に浦戸を取り巻く環境というものが、産業基盤を含め、大きく変わっておりますので、私ども本当にどういった形で定住人口なり、交流人口なりを確保していくのか、そういったことを考

えていきたいと思っております。

いろいろな見方があると思います。経営の効率性を考えれば、定住人口をふやすということは一つ当然のことではありますけれども、本当に東京から2時間半足らずでこちらのほうに、島来ると自然と文化があふれている島でございます。これが30年も20年も前から開発が仮にされていたような場合どうだったのかとかいろいろなことをおっしゃる方がおりますので、本当にいろいろな方々の意見に真摯に耳を傾けながら、どういった浦戸の姿が求められて、そうした中で、交通事業会計どうあるべきなのか、その中でどのくらい収益性も求めていくのか、本当に総合的に考えていきたいなと思っております。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 浦戸が塩竈に編入されてから何十年もたつわけですね。その間、当初たしか1,300人ぐらいかと思っておりますけれども、それが今、400人割って300人台になっているという現実を見た場合、これが震災があったから減ったとかなんとかじゃなくて、結局今までやってきたことがやはり何も効果がなかったということを踏まえてやはり考えていかないとその先がないんじゃないのかなという心配をしております。

それと、この前、阿部政策課長にちょっとお話ししたことがあったんですが、浦戸の方々が今買い物難民になっていると。買い物したくても買い物ができない、島の中で。丸文さんのほうの社長から、「フェリーをロータリーから預かっているので、2万円出せば買い物できるようなトラックを積んで、物を積んで持って行けるよ」というようなお話もいただいた。私は当然、塩竈市内に移動販売車の方結構いらっしゃいますので、例えばそういった方に協力いただいてフェリーで浦戸を回って帰ってくる。そうすると、週2回月8回フェリーで渡って、1年間ですと大体約200万円足らずの資金で浦戸の方々の買い物ができるような仕掛けができるんじゃないかと。1世帯当たり1万円足らずです。こういった費用こそ、やはり市として踏ん張って出していただいて、今買い物に困っている浦戸の方々に対して早急に対策を立ててあげることが、また定住促進にもつながっていくんじゃないのかなというふうに思うわけですが、市長、この辺どのようにお考えですか。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 浦戸の島民の方々がなかなか買い物ができなくてという意見は私どものほうにも寄せられております。今現在であります、例えばたしか生協さんのほうでも浦戸の方々からご注文いただいた品物をお届けさせていただくというようなご支援もいただいております。また、

グループ化補助金で動き出しました商業協同組合の方々におかれましても、浦戸の買い物支援というもののメニューをグループ化補助金の中に取り入れていただいております。具体的にどういう形で動き出しているか、ちょっと私も把握をいたしておりませんが、さまざまな方がさまざまなご支援活動をいただいております。今、委員のほうからご質問いただきましたフェリーを活用してということについても、今後、検討させていただきながら、より効果が上がるような、最終的にはやっぱりかつて浦戸でお店を展開されていた方がぜひまた浦戸で店を開いていただくようなということについても我々もしっかりと取り組むべきではないかなというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ぜひ、フェリーを運行されている方も協力したいということでお考えでありますので、その辺を実現させていただければというふうに思っております。

今度、資料 8 のページ198ですね。

交通事業会計の中でちょっとお聞きします。ここに報酬と給料、職員手当という3つの項目があるわけですが、一般的に考えると皆給料なのかなというふうに思うんですが、報酬、給料、職員手当と分けている中身についてちょっと教えてください。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 報酬についてでございますけれども、まず、こちらの報酬の金額の部分につきましては、現在、非常勤職員6名を雇用しております、その非常勤職員に対する手当ということになります。それから第2節の給料、こちらのほうにつきましては正規職員15名分の給料となっております。それから第3節の職員手当等というところでございますけれども、こちらにも正規職員15名分と、そのほかに非常勤職員の社会保険料等が含まれております。以上でございます。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ありがとうございます。

それから、職員さんは今あと何人いらっしゃるか教えてください。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 今現在、交通事業特別会計のほうで雇用している職員については、正規職員15名と、それから非常勤職員6名になります。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ありがとうございます。

それから、この中に旅費という項目もあるわけですが、結構な金額なんですね、127万円。どちらに旅行行かれる旅費なんでしょうか。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 こちらの旅費につきましては、費用弁償ということで、船員10名おります、船員10名分の食卓料ということで支給されているものでございます。勤務した日の1日当たり550円で支給しているものになります。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ありがとうございます。じゃあ、宿泊料ということですね、職員の。それはやっぱり行ったときに戻ってこられないから、現地に泊まるという形……。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 いいえ、これは宿泊料ではなくて、食卓料、食事分の支給分になります。結局、朝から勤務する場合もございますので、そのとき食事を外でとらなくてはならないということもございまして、食卓料として支給しているものになります。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 わかりました。そういう食事代というのは、民間でいうと旅費には入らないんですよね。福利厚生費になったり、それから当然現物支給で給与の中に入ってきたりするということがあります。わかりました。

それと、今度は、この会計の中では、船舶の減価償却というのはされているのでしょうか。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 交通事業特別会計の会計の中では減価償却費という考え方はございません。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 減価償却はしていないわけですか。これはしなくてもいいという法律になっているわけですか。

志子田副委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 まず、減価償却費に当たるものとしまして、実際には公債費の支払いをしております。通常、民間の会社では減価償却費で計算されるものだと思いますけれども、交通事業の特別会計の中では、減価償却費ではなく、公債費の支払い分で計上している

ような形になっております。以上でございます。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 とすると、病院会計の中では減価償却費と出てくるわけですが、病院会計とはまた交通事業では、じゃあ、取り扱いが違うという解釈でよろしいんですか。

志子田副委員長 小山産業環境部長。

小山産業環境部長 官庁会計の中で、法いわゆる公営企業全部適用の公営企業と一部適用の公営企業というものがございまして、今回、交通事業会計の場合は、病院なんかと違って一部適用ということで官庁会計のほうを処理させていただいておりまして、その場合ですと、減価償却費という考え方ではなくて、先ほど担当課長が言ったような公債費ということで会計処理させていただいているような形になっております。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 わかりました。いずれ、減価償却を計上すればその分赤字ふえるわけですから、本庁からの持ち出しがふえてくるという形になるわけで、結果としては同じことになるのかもしれませんが、何となく、一般的にはわかりづらいことかなというふうに感じております。

資料 8の今回は235ページですね。

魚市場事業のことでちょっと質問させていただきます。まず、水揚金額が前年より34億円増の137億円で、ここ数年では一番の金額となっていたわけですが、それでも、残念ながら魚市場会計では3,500万円を超える繰入金が必要としてしまったということなんですが、このような状況下の中で、今魚市場、高度衛生管理の市場として建てかえが進められておりまして、今度管理も委託管理者制度というような方向で検討されているということで、新しくなったときに運営経費が現在から見てどの程度ふえるようになっていくものなのか。不足分がどういう形で賄われていくのか。ここが魚市場関係者にとっては非常に心配の種のようなんですね。ですから、何かその辺で試算的なものがあればちょっとお示しいただきたいと思います。

志子田副委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 新しい魚市場建設後の運営のあり方の部分と関連ということだと思いますが、実は、今の段階で申し上げますと、私どもとしましても、どの程度の本当に運営経費がかかるかというのを試算させていただいている途中でございます。ただいまの現在の魚市場会計の内容、それから新しくなった場合の今度受益者負担、そういった部分も新たに見つめ直しをさせていただきまして、どのような費用がプラスになってくるか、これを現在のと

ころ今試算をさせていただいているところでございます、こういったものが一定程度まとまりましたら、また改めてご報告、あるいは業界のほうにもお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 じゃあ、その試算は目安としてはどの辺で明らかになるんでしょうか。

志子田副委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 新しい魚市場の工事というものが、そのものが一応今の計画の段階では、今年度から、最初のB棟と言われる部分のほうに着工していくということもなっ  
てまいりますので、そういったところを見据えながらやってまいりたいというふうには考えているところでございます。

なお、ただいま委員からお話がありました件でちょっと追加させていただきますと、先ほど、水揚げが結構近年ないぐらいあったんですが、3,000万円分につきましては繰り入れをせざるを得なかったというお話をいただいたところでございますが、繰り入れいたしました24年度の決算におきます繰り入れにつきましては、まず1つは、ルール分という繰り入れがございます。これにつきましては、一般会計のほうから営業利益の30%、それから起債の元利償還分の50%、そういったものはルール分ということでお認めをいただいておりますが、それが約3,000万円という形になります。そのほか、繰入金として24年度で特別にありましたものが災害復旧、それから魚市場東側の解体の経費、こういったものは災害復旧関係で繰り入れをさせていただいているところでございますので、一応ルール分の繰り入れというのは確実にあるということではご理解いただきたいというふうに思います。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 ちょっと早口で聞き取れないんですね。結論だけ言ってください。いつぐらいにその辺明らかにできるかだけ。

志子田副委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 今の段階で、私どもとしては今年度中には一定の説明をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 じゃあ、本年度中ということで、よろしいわけですね。じゃあ、ぜひよろしく願いいたします。何か、関係者の方、非常に心配されております。

次に、下水道特別会計のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

まず、資料 8 のページ248ですね。

この中で、滞納繰越分1,962万7,820円のうち、64万40円が不納欠損金となっているわけですが、これは何件分なんですか。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 不納欠損でございますが、これは22件分でございます。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 これは繰り越しというのは、前年度分の繰り越しですか、それともその前からの繰り越しなんですか。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 受益者負担金につきましては、5カ年でお支払いをいただくというような形になっておりますので、これまでの中で累積といいますか、結局、5年前からお支払いいただくような形なんです、それがさらに5年経過してもというような部分で繰り越しというような形での事務整理をさせていただいたものが5年経過という形になりましたので、それを不納欠損というような形での事務整理をさせていただいているというところでございます。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 わかりました。5年たつと結局不納欠損額と、そして計上していくという考え方をされているわけですね。それと、未収額が1,767万8,030円というふうにあるわけですが、この回収見込みとしてはどのような状況になっているのでしょうか。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 未収額につきましては、私どものほうの職員が納入のお願いの書面を送ったり、直接ご本人と連絡をとりながら、できるだけ納入をしていただくようお願いをさせていただいております。場合によっては分納的なものというようなこととお話をさせていただきながら、極力お支払いいただくような対応をさせていただいております。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 そうすると、これもやっぱり5年間払わないと払わなくてよくなるという形になるわけですか。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 事務处理的にはそういうふうな形になりますが、ただ、先ほどお話ししました分納というようなことになりますと期間も延びるというようなことも当然考えられますので、そのケース、ケースごとをお願いをしながら対応させていただいているところでございます。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 ありがとうございます。いろいろつらい立場でしょうが、頑張って回収していただきたいと思います。

それから、また同じ、年間の使用料についてなんです、12億8,200万円というすごい金額の使用料が入ってくるわけですが、ここにもやはり2,660万円の未収分があるわけですが、この未収分の年度別の増減傾向というのはどういう傾向になっているのでしょうか。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 大変申しわけございません。ただいまちょっと手元に資料ございませんので、後確認をさせていただきます。

志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 それと、ちょっと細かいことなんです、決算書の中に報酬というところがあったんですね、5万円。報酬というのは何に使われるのか、ちょっとお聞きしたかったんですね。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 ただいまのご質問は、同じ8の254ページのほうの1節の報酬5万円ということかと思えます。これにつきましては、下水道事業の経営懇談会という委員会を組織してございまして、その委員の皆様に対する開催したときの報酬というようなことで計上させていただいておりましたが、昨年度は開催をしていないということで、支出がゼロというような形になってございます。

志子田副委員長 志賀委員。

志賀委員 わかりました。

それから、ここに17万240円と、報償費というものもあるんですが、これはどういう、17万1,000円ですね、今の下の段に。254ページの報酬の4つ下。

志子田副委員長 千葉下水道課長。

千葉建設部次長兼下水道課長 8節報償費でございますが、下水道事業の周知を図るといいま

すか、水洗化等をさらに促進をするというようなことで、下水道コンクール等を開催、毎年させていただきます。その際の、子供さんたちからいろいろな作品を応募するわけですが、その記念品といたしますか、そういったものを対応させていただいたところでございます。志子田副委員長 志賀勝利委員。

志賀委員 わかりました。PRも兼ねたそういったイベントということですね。その報償費。それから、病院会計のほうにちょっと移らせていただきます。

資料 12の10ページですね。

不良債務、これが8,600万円まで減ってきたというところなわけですが、一時期20数億あった不良債務がここまで短期間の中で減らせたということは、今までもたびたび質問、お話しいただいていると思うんですが、不良債務のもう一つ、定義といたしますか、これと、それからどういった形でこういった頑張ってきたのか。ちょっともう一度、わかりやすくお話しいただきたいと思います。

志子田副委員長 鈴木市立病院業務課長。

鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 お答えいたします。

資料の23番の病院事業の概要の40ページ、お開きいただければ一番わかりやすいかと思えます。40ページでございます。

40ページに表がございまして、ここに平成12年度から24年度までの決算書いてございます。一番下のグラフが不良債務額の推移、書いてございます。一番大きな山が平成17年度、ここが24億3,000万円ほど不良債務があったと。これが当院の中で一番多かった不良債務額です。だんだん山が減ってまいりまして、18、19、ここでまた22億、21億と不良債務額があったんですけども、平成20年度でどんと少なくなっています。これは3億9,000万円になっております。このときに、平成20年度に改革プランをつくりまして、国のほうから特例債を借りて、13億3,000万円お借りして不良債務の解消に充てたというのが大きなところでございます。ここで大きく減りまして、3億9,000万円残った部分を残った7億円分を一般会計のほうから年数を分けまして、今解消に充てる部分を毎年繰り入れてもらっているという部分と、病院事業での黒字部分をこの不良債務の解消に充てているという状況でございます。24年度末には8,685万円まで不良債務が減って、間もなく不良債務がなくなるという状況まで来ているという状況でございます。よろしく申し上げます。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 それでは、私のほうからも何点か、確認、お尋ねをしたいと思います。

最初に、資料 9の主要な成果に関する説明書のところの133ページのところから始めたいと思います。

海辺の賑わい地区のゾーンの形成ということで、これは主に24年度はたしかここに書いていますように、清算金の交付徴収事務ということで、宅地のそれぞれの清算金の額が確定したことに伴う事務的な経費が行われたというのは、それは承知をしております。次のページのところで、134ページのところで、私がなかなか成果という点で合わないのは、成果に1、2、3とあります。その中でいろいろなことを書いていますが、駅前周辺の賑わいの創出、あるいは大型店及び近隣の複合施設の立地、そして、そのほかいろいろ書いています。そのほかは別にしまして、評価が、下のほうで評価がAというふうになっております。全部Aということでの評価点になっております。そういう点からいって、私どもは、清算金そのものは何も予算上の関係では妥当な中身なんです、やはり大型店出店に伴うもろもろの問題があって、果たして、じゃあ、これが市内の商店街の賑わいに直結をしたのかなというところで私は疑問なところがあるんですね。最近も2階の電器店が撤退をしたという、8月半ばなんです。そうしますと、そういうことも含めて、資本ですから、もうからなければすぐさま撤退という、こういう形になっていって、果たしてどうなのかなと。これでこの適切な評価が得られた中身なのかなというところで、まず最初、確認をしておきたいと思います。

志子田副委員長 佐藤都市計画課長。

佐藤建設部都市計画課長 海辺の賑わい地区でございますけれども、まず賑わい地区、この事業につきましては、土地区画整理事業という事業の目的がまずございます。土地区画整理事業というのは、当然、道路とか下水道、その他もろもろの基盤施設を新たにつくるというのが大きな目的ということになっております。今回、それにあわせて、ランドデザインというものを策定しまして、その目的を達成するために官民協働の事業であるとか、いろいろな形の事業の創出を図ってきたということでありまして、まずもって大きな事業の目的である基盤施設が整ったということ。さらに、今後もこのようなランドデザインに沿った形で上物の整備が進んでいくように調整していくということで評価のほうをAという形でしております。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 当時のランドデザインを思い起こしますと、やはり多くの考え方が出されましたが、基本はやはり地元企業の起爆剤というのが当時の考え方だったと思います。ですから、グ

ランドデザインに沿ったということになると、そういった当時の地元起爆剤に果たして寄与したのかというのは、ちょっと私も果たしてどうなのか。大型店出店によって、むしろ商店街の回遊あるいは流れが吸収されてしまったのではないかというふうに思うところです。その辺について、最終的には区画整理事業もほぼ終了の形ですが、この評価について、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

志子田副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今回の決算については、133ページに記載をさせていただいております内容についての決算であります。今お尋ねの海辺の賑わい地区土地区画整理事業の効果ということですが、施策の成果に記載をさせていただいておりますが、例えばここを起点にさまざまなにぎわい、活性化の集約がされている。具体的に申し上げます、本塩釜駅前広場から市民の方々の足でありますしおナビ100円バスの運行でありますとか、さまざまな取り組みがされている。あるいは大型商業施設及び駅近辺の複合商業施設の立地をいただき、地元商店主の方々にも大変汗を流していただいているということについては感謝を申し上げるところであります。また、地域全体の生活環境の向上ということで、今担当課長のほうからも申し上げさせていただきました。区画道路あるいは公園整備、マンション建設、金融機関の立地等々さまざまな変化が図られたところであります。

評価につきましては、視点、観点がございまして、全ての方々がということではもちろん我々はないと思っておりますが、より多くの市民の方々からなおご評価がいただけますように努力を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 評価点については、それぞれ市民の皆さんのお考えもというような意味合いだと思いますが、いずれにしても、当初のランドデザインとの関係で、言ってみれば乖離をした事業であったのかなというふうな点で、私どもはやっぱりこの問題を以前から、この10年余りでしょうか、こういったことはやっぱり地元のにぎわいといいですか、商店街の本来のにぎわいにふさわしくないんだということは指摘してまいりましたので、その点でも反対といいですか、前段のものは賛成します。それは当然、決算上のこれは、清算金は当然ですが、評価の上で、その辺ははっきりさせておきたいというふうに思います。

次に、78ページ、同じ番号9の78から87ページにかけて介護保険の施策が展開されております。そこで、主に資料のほうで24ページのところを中心にお尋ねをしたいと思います。その

中で、資料 の21ページのところに、平成22、23、24の介護保険料の徴収の状況並びに介護保険料の未納理由というものが書かれておりますが、改めて、24年度との関係、徴収方法、特別徴収あるいは普通徴収というのが書かれておいて、未収額というもの、人数なりが書かれております。理由は下段のほうに書かれておりますから、細かく言いませんが、滞納の主な特徴点について、わかりやすく説明していただきたいと思っております。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 主な理由としては、やはり納付拒否ということで介護保険料未納理由というところが一番多いわけですけれども、実は震災の関係で、23年から24年のなかほどまでなんですけれども、減免がございました。その制度がなくなりまして、24年度、納付拒否がふえたという状況でございます。以上でございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 特別徴収と普通徴収というふうに、減免もあったかもしれませんが、保険者の方々、特別徴収というのは年金から自動的に差し引いていくという形をとっております。普通徴収は直接訪問して保険料を徴収するという形のようなわけですけれども、これを見ますと、未納者の方が849人、数字上の比較で言いますと173人ほどふえておるんですね。そうした、137人ふえた、減免がなくなったということを経験しつつも、そのふえた要因、それから普通徴収の方々の主な年収、所得というのはどういう水準で、何でこういう保険料の滞納ということになってしまったのか、お尋ねします。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 やはり、経済情勢がございまして、収入不安定というところが第2番目の要因かなと思っております。緊急雇用とかいろいろございますけれども、そういった事業展開をしているんですけれども、なかなかそこまでは結びつかないということでもあります。それと、保険料、第1段階とかいろいろございますけれども、保険料については、やはり生活保護者の方とか非課税世帯、そういったところの保険料もございますけれども、そういったところも未納にも結びついているということでもあります。

なお、年収については、介護保険法から言わせると、第1段階は当然生活保護者の方で、第2段階が合計所得金額、それと合算して課税年金収入ということで80万円ほどになっております。それ以外で、実は普通徴収のほうは老齢福祉年金、こちらのほうは……、失礼いたしました。普通徴収は金額的に月額1万5,000円となっております。そちらの方は普通徴収という

ことでの制度の適用になっております。以上でございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 この老齢福祉年金、月額1万5,000円、この方々の滞納というのは173名の中で何人ぐらいいらっしゃるのかな。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿福祉課長 数字的に、残念ながら押さえてございません。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 やはり年金の方々、月々1万5,000円というのは本当に少ない金額で生活をしている方で、やはりきちんと未納の状況をやっぱりつかんでいただくということが大事だろうと思うんですね。月1万5,000円だと年金18万円ぐらいですか、18万円ぐらいの本当に生活でも大変厳しい状況の中での方々の関係だと思えます。やはり、介護保険そのものは、先ほど出発してから13年ぐらいたつのかな。2000年からスタートしてということです。私やはり介護保険制度そのものの当初の設計、介護保険制度の設計のあり方が問題ではなかったかということで、日本共産党の見解としては、安心できる介護保険制度というものを前々から提案はしております。既に保険制度はずっと続いています、本来の福祉分野の本来の措置からはやはり乖離しているのではないかというふうに懸念はしております。しかも、保険料がこういった形で減っていく中でさまざまな制限が加えられると思いますが、改めてお尋ねをしますが、保険料を納めなかった場合のいわばペナルティーがどういう形で示されているのか、再確認をしておきます。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 サービスを使えないということではないんですけれども、それが一定程度期間過ぎれば償還払い、一旦自分で払って、それを保険者のほうから受けるという制度になってございます。それがずっと続きますと、最終的に利用者負担が1割から3割まで、2割ほど上がって、それで支払っていただくという制度になってございます。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 そういう点で言えば、大変過酷な制度といえますか、滞納していることによって、介護保険の高齢者支援のガイドブックというところの6ページを見ますと、今言ったようなことが示されておりまして、これは国基準だろうから、市段階でどうのこうの言えないのはわかっておりますが、だから、当初、最初に言ったように、設計段階、介護保険の作り方の上で、

国民の本来望んでいる介護保険制度のシステムになっていないよということは、私は一言言っておきたいと思います。

その上で、前段もちょっと議論になったかと思いますが、介護保険制度、社会保障全般の、新しい政権、安倍政権になって、社会保障制度のさまざまな改悪案といえますか、期限を定めたプログラム法案骨子というものが最近示されたようであります。要支援を介護保険から給付を外すと。それから、施設から要介護1・2を外すと。そのほか、医療などの1割、74歳から1割、2割、そのほかあります。そういった点で、もう一つは、特養ホームの要介護3以上を、社会保障で制度審議会の介護保険部会の中で介護保険3以上の方々に特養ホームの利用といえますか、限定をしていく案が最近提示されております。現状で見ますと、例えば9番の資料でいいますと、隣のページで言うと、80ページから82ページのところに要支援1・2、それから介護1・2・3・4・5、2,665人、隣のページのほうにサービスの利用状況、24年度で2,323人とこういうことになっているんですが、こういった、いわば介護保険の給付を外してしまうということになると、大変介護を利用している方々にとっては重大問題というふうに私はなるのではないかなと思うんですね。ちょっと、例えば今言った国の制度をちょっと平成24年度の要支援1から介護5まで当てはめて、仮にそれでやられたとすると、要支援1・2で652人が介護保険給付を外されるというふうに考えざるを得ないんですね。それから、介護1と2の方々が1,016人が施設に入れない。そういう想定での、いわば来年度、それは臨時国会が来年の通常国会にそういった法案を出す方向も現政権のもとでは検討されておるようですが、これはあくまでも報道ですね。しかし、そういう社会保障制度審議会の介護保険部会でそういうものが議論されて、報道されて、大体この方向が出てくるとすると、ますますもって介護保険制度が外される方が多くなって、非常に懸念すべき保険制度になっていくのではないかと思います。

その辺のあたりで、これはあくまでも事務的なお尋ねですから、例えば県のほうでの説明というのはいつごろの想定になっていきますか。大体報道されてくると、前段ぐらいは話しするでしょうね。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 お答えします。

第6期の説明会なんですけれども、県のほうで伝達研修会ということで9月30日を予定しております。そこではっきりしていくと思います。以上です。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 わかりました。

問題は、第6期の計画でこういうことが実際にやられていくとすると、介護保険の給付から外される。一方で、施設関係の入所からも外されるということになるわけですから。資料をせっかく求めているので、例えば隣の24番の資料の隣、今未納状況の問題論じましたけれども、特養ホームの入所状況の調べというものが出ております。そうすると、重複はしているというものの、今現在で入所の希望者の方が2,491人いらっしゃる。定員が312人、施設がつくられて、幾らかでも入れる方向での希望が少しは出てくるんですが、しかし、この政府案がもし実行されるとすると、利用者の方々の施設の利用ができない、外されるということとあわせて、むしろ、今介護保険の報酬制度というのは若干は上がったけれども、さほど介護保険料には反映させてということで、施設の運営の面でなかなか厳しくなるんじゃないかなと思うんですが、その辺の懸念はお持ちなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

志子田副委員長 遠藤長寿社会課長。

遠藤健康福祉部長寿社会課長 今のところ、実は新聞報道しかないんですけども、要支援の方々は地域支援事業のほうに含まれるという制度の予定です。その地域支援事業なんですけれども、介護給付費の3%、その中でも細分化されまして、介護予防事業が2%以内、包括的支援事業、プラス、任意事業、任意事業は高齢者の配食とかそういった制度なんですけれども、それも2%以内ということで、合計すると4%になるわけです。でも、地域支援事業3%と、その中でおさめてくださいよという話になっているようです。介護予防費としては、81ページのほうの5番目、介護給付費の状況ということで、こちらのほうに予防ということでの表現、約2億円ほどなんですけれども、その2億円では、実は塩竈市の介護給付費4%、今現在40億ちょっと超えているぐらいですので、その2億円に見合う金額からすると5%、現在の地域支援事業、塩竈は2%なんですけれども、その分として5%引き上げていかないと、逆に支援者の方のサービス低下を招くのではないかという心配はしております。以上でございます。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 いずれにしても、外される、地域支援事業ということなんだけれども、市の介護保険の会計そのものも引き上げないと、こういう話ですよ、簡単に言えば、そこまでの水準に持っていく上で。ですから、その点でも、最初に述べた設計が間違っているんだと、やっぱり介護保険制度の。担当の方は、それは地道に保険者の方々そのものは一生懸命努力している

ことは理解いたしますが、国の制度としてもこういったことがやられていけばますます高齢者の方々がふえていく中で懸念すべき問題がどんどん生じていくという点で、本来の介護保険制度が、ヨーロッパ諸国で持っている負担もなし、ちゃんと給付できるという仕組みに本来転換していくべき筋合いのものではないかということを含めて、前段の滞納者も含めて、この点では、やはり私たちはとても賛成することは決算上できないというふうな立場でお話をさせていただきます。

次に、市立病院の会計についてちょっといささか触れさせていただきます。時間も5分程度ですので、簡単に済ませていただきます。

一つは、前段、全員協議会等の報告がありましたので、そこはそれらをとらえながら、主に病院事業の概要のところを踏まえていきたいと思えます。

10ページから11ページ。

前段も市立病院の経営はどうなんだろうという議論もございました。ちょっとわからないので、1点、教えてください。こちらの資料、市立病院の資料のところの25ページのところに病床利用率というものがありますね。病床利用率、上のほうの表ですね。こちらのほうですね、資料編のほうですね。番号が、14番です。ごめんなさいね、14番です。失礼。よろしいでしょうか。

一つは、ここに病床利用率というものがあって、平成24年度93.2%です。この間の全員協議会でベッドコントロールというものが、気づいて、それで収入を上げようというお話がございましたが、病床の利用率とこのベッドコントロールをしっかりと行っていく、この違い、考え方、とらえ方について、やはり医業収益を引き上げていく上でどんなふうにとらえていけばいいのか、その辺をお尋ねします。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 では、お答えいたします。

病床利用率は、1日何人入院しているかという平均値でございます。161床の150床入っていますので、93.2%というそういうことです。ベッドコントロールというのは、ちょっと表現が余り好ましくないかもしれませんが、患者さんのベッドの異動を適正に行うという、そういうことを意味しております。例えば週末にどっと多く退院患者さんが行く、どこの病院も多いんですが、そここのところをもう少し、患者さんの資料とかきちっと管理して、それから退院していただく。在宅に持っていくまでにもうちょっと、在宅とか自宅に帰るまでにもうちょっと

そこを小まめに見て帰してやる。というのは、急性期で救急車で入ってきまして、すぐ1日、2日でぱっと帰ってしまったり、退院されてしまうケースもありまして、検査も十分できていない。そしてまた再入院してくるケースとかもあります。そういう点も踏まえて、きちっと検査もして、患者さんが安心した状況で戻していくという、そういうベッドの退院の調整という意味で述べているところでございます。こちらは実際に入っている数の問題なんです。以上でございます。

志子田副委員長 伊勢由典委員。

伊勢委員 わかりました。一つ、これが収入の関係で直結するんだという見直しを図ったわけですね、今年度、新年度に向けての事業の中で。そういうことですね。わかりました。

次に、ちょっとお尋ねといいますが、考え方について、病院長のコメントがこの同じピンクの23番のところに載っています。23番の病院事業の概要のところ、私がちょっともう一回確認したいのは、病院の課題で、2つの問題、1つは消費税、TPPだと。去年、たしか予算委員会だか決算でも、消費税どうなんですかというお尋ねしたんですが、混合診療制度の導入、皆保険制度が崩れると、TPPの関係で。この辺について、ご見解をお聞きしたいと思います。

志子田副委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 これは私の意見でございますので、いろいろ情報、医師会とかいろいろなマスコミからの情報でお話しして申し上げているところです。TPP導入されますと、やはりアメリカの医療といいますが、保険が主動型の医療になってくるというものがございませう。あくまで民間保険が主動になっていくということになりまして、今の日本の場合は皆保険になっています。国のほうで補助、7割の公助を出しながらやっている。

いろいろな新しい技術がこれからどんどん出てまいります。そして医療費が伸びていきます。そういう状況になったときに、やはり一つの考えとして危惧されているのが、そういう難しい手技とか技術を伴うものは別途にしようじゃないかと。それで、ガイドラインにはまっているものは保険でしましよと。それから外れる高度なものは……、というような考えはいろいろ危惧されているのは事実なんです、これは。だから、そういうことは私としてはやはり国のほうでもちゃんと皆保険をしっかり守る。そういうような保険診療で全てをやっていくということはやはりやっていただかないと医療の不平等が生じる可能性もあるという、そういうことで私の意見としてこれは書かせていただきました。以上です。

志子田副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 TPPでの混合診療制度ですね。TPPが導入されたら外資系の保険が入ってくるだろうと。既に郵政のほうの分野にアフラックかな、大体、半ば的に入ってきて、今後民間保険、つまりは診療の値段、お金で決まってしまうと。高い治療を求めるならお金が必要とこういう制度になったりして、本来の皆保険制度そのものが崩壊してしまうと、こういう考えで、全国医師会も反対しているという立場ですよ。その辺ちょっと確認させていただきます。

志子田副委員長 伊藤市立病院管理者。

伊藤市立病院事業管理者 おっしゃるとおり、日本医師会も全面的に反対しております。いわゆる公的、今の皆保険制度をしっかりと守っていくというのは医師会の考えでございます。

志子田副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時01分 休憩

---

午後3時15分 再開

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号及び該当ページをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

西村勝男委員。

西村委員 魚市場事業会計についてお伺いします。

資料 24、32ページです。

給料の部分ですが、平成22年度より平成24年度までで1割ほど上がっております。22年度で594万円、23年度で610万円、24年度で665万円ということで、どうして、全体的な34ページにあります1～7合計でも給料全体はやっぱり下降傾向にあるんですが、2名分ですけれども、少ない部分なんだろうけれども、なぜ上がったのか、ちょっと教えてください。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 資料 24の32ページ、上段のほうに魚市場事業特別会計のほうの人員費関係を記載しております。23年度から24年度にかけて45万円ほど上がっているということでございますが、こちらにつきましては、2名分を支給しているわけでございますが、24年度の4月におきまして人事異動がございまして、より年齢の高い職員が配置をされたとい

うことに伴いまして、給料の額が上がったという状況でございます。以上でございます。

阿部委員長 西村委員。

西村委員 わかりました。それぞれ能力のある方が回ってきたということで、理解します。

資料 8の243ページ、市場費で給料、そこにも上がっていますが、3番目、職員手当等ということで537万6,490円という金額が上がっています。職員分ということで、何名お使いになっているか、その辺教えてください。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 こちらにつきましても、資料 24の32ページをお開きいただきたいと思います。先ほどごらんいただいたページでございます。

先ほどご説明をいたしました給料のすぐ下に、一番左端にあります、職員手当ということで、扶養手当から災害派遣、ここはないですけれども、退手組合の負担金まで、その合計で537万6,490円ということで内訳を記載してございますので、ご参照いただきたいと存じます。以上でございます。

阿部委員長 西村委員。

西村委員 申しわけありませんでした。もっと人をお使いになっているのかなと思いました。2名で、そうすると総額で1,424万3,387円ということでよろしいですか。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 同じく資料 24の32ページ、合計も含めてございますが、共済費の部分も含めまして、一番最下段に、2名分で1,424万3,387円という形になってございます。以上でございます。

阿部委員長 西村委員。

西村委員 わかりました。

次に、番号8の245ページ、漁船対策費についてお伺いします。

72万円ほど減額されまして57万2,462円となっておりますが、その報償費、旅費、事業費についてちょっと説明をお願いします。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 246ページの上段のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、報償費18万8,000円でございますが、こちらにつきましては毎年行っております優良漁船表彰の関係で記念品等を購入する内容でございます。内容といたしましては、その前の年

に塩竈の魚市場に水揚げをいただいた漁船のうち、量の多かった漁船、上位から3ランクぐらいということで各漁業種ごとに表彰を申し上げるという内容でございます。それから旅費の部分につきましては、漁船誘致の關係の旅費ということで計上させていただいております。需用費はそれらに伴います消耗品等でございます。以上でございます。

阿部委員長 西村委員。

西村委員 前年度より72万円ほど補正として減額されていますが、この減額の意味、ちょっと教えてください。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 市としての大体全体の經常経費の削減の割合ということもございまして、報償費なんかの部分で少し縮めさせていただきながら、工夫をしながら表彰等を行わせていただいているという状況でございます。以上でございます。

阿部委員長 西村委員。

西村委員 昨今の魚市場の水揚げが大分少なくなってきたというお話承っています。この辺も次年度に向けてその対策については、お考えを変えるといいですか、改めるという方法では考えられないのか、その辺ちょっとお伺いします。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 私どもといたしましても、水産振興協議会ですとか業界の關係と一体となりまして、例えば漁船誘致の關係、そういったところには取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。予算の部分につきましても、内部の会計の中での調整等を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

阿部委員長 西村委員。

西村委員 昨年の130億円を目標にまた予算組みするといいますが、目標にしていると思いますが、現在としてはなかなか少ないという水揚げがありますので、その辺も含めて今後とも努力されて、もとの水揚げ、100億を目標にでも考えていただければありがたいと思います。以上で質問を終わります。

阿部委員長 菊地 進委員。

菊地委員 私からも若干質問させていただきます。今、西村委員さんがしたので、同じく魚市場關係で質問したいと思います。

35万3,000円ほど使って漁船誘致に行っていたということなんですが、稚内と釧路市に行っ

たということなんです、ご苦労さまです。何人行かれたのでしょうか。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 恐縮でございます、人数までちょっと今手元にはございませんので、後ほどご報告させていただきます。

阿部委員長 小山産業環境部長。

小山産業環境部長 済みません。当時、私水産振興課長で、私と市長と、それから業界の方お一人と、3名で行っております。そのうち、旅費の支給については、こちらの会計からは私の分だけ出してあります。市長は市長のほうの旅費を使って、業界の方はみずからのお金で出されているということでございます。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 総勢3名で行ったと。やっぱり業界の方にもっと行ってもらうような努力もしてもらわないと、民間の協力を得ながらと言いながら、行政側から2名で、あとは業界から1名というのは、ちょっと意気込みがないんでないかなというふうに思います。そんな意味で、ちょっと塩籠の低迷する魚市場がちょっとややこしいなと思います。

それからもう一点、最初に戻りますが、予算額が3億4,462万8,000円で当初計画していたものが、なぜ決算で2億1,700万円くらいになったのか。ほかの会計を見ると大体予算額と同等くらいなんです、魚市場会計に限ってはこういう開きがあったと。なぜなのでしょう。その理由をお伝えください。

阿部委員長 小山産業環境部長。

小山産業環境部長 魚市場事業特別会計につきましては、資料 8の245ページをお開きいただきたいと思います。245ページでございます。

この245ページの一番下に歳出合計とございまして、左から3つ目に継続費及び繰越事業費の繰越額ということで2億1,725万2,000円ということで歳出のほう計上させていただいております。この金額といいますのは、23年度に魚市場の東側のヤード、塔屋の部分を解体させていただきたいということで予算を計上していたものが、このうちのたしか1億7,000万円程度入っておったと思います。こちらは未契約で繰り越しをしておりますけれども、実際は解体のほうで設計費用込みで8,300万円ほどで終わったということがございまして、その分が不用額ということで大きく減りました。それが全体として3億4,000万で予算で組んでいたものが2億1,000万になったという大きな理由でございます。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 今説明聞いて、不用額が8,000万円近くという数字は合います。不用額ということは、事業ができなかったということなんですね、簡単に言えば、繰り越したから、次の、その年度にできなかったということなんですね、今年度にやるにしても。違うのですか。

阿部委員長 小山産業環境部長。

小山産業環境部長 23年度から1億7,000万円ぐらいの予算を繰り越しして、24年度でそれを使おうと思いましたが。24年度では、実際は契約したところ1億7,000万円が8,000万円ぐらいで済んだということなので、やりたい仕事は実はやりまして、その分余ったので、そういう意味ではいい意味で安く済んで余ったということでご理解いただければと思います。ありがとうございます。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 わかりました、いい意味で余ったというのであれば。私はまた、前々回あたりのいわゆる不用額というものの、いろいろな努力しても残ったんだけど、なかなか事業をし切れないものもあったのかなと思いましたが、昨今の諸事情を聞くとそういうことがあったので。わかりました。あと細かい点は、後ほど行きます、お伺いしますので、教えてください。

それから、じゃあ、水道事業関係でちょっとお伺いします。

資料 6のページ25。

純利益が2億6,557万9,000円という数字が出ています。本当によかったなと思っているんですが、いろいろなこういう努力をされて、ここまでよく積み上げてきたなというふうに思っています。簡単に言うと、給水原価を170円くらいにする努力というのは、どういうふうになればこういうふうになるのか。給水原価というものがどのくらいが適正原価なのか。それから供給原価がそれによって下がれば、差額がいわゆる利益というかになるので、そういった意味でお知らせ願いたいと思います。

阿部委員長 福田水道部長。

福田水道部長 170円といえますのは、大体塩竈と同じ規模の給水事業体の平均値が170円ぐらいになってございます。それから見ると、塩竈市のほうは高い形になりますので、全国平均に近い形にしたいというのが我々の努力目標という形になります。以上です。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 全国的な170円にするために水道部としてはどういうふうな施策を今後考えていく

のか。大変言いづらいんですが、これは類似都市の職員数と比べると塩竈は多いんじゃないですかというふうな、私ずっと質問していたわけなので、それも加味されているのか。いや、人数は関係ないというのか。その辺の判断、数字の読み方、それから給水原価のいわゆる持っていき方というものの積み重ねがどういうものなのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

阿部委員長 福田水道部長。

福田水道部長 参考としてお示ししてございます資料 15「塩竈市水道事業決算説明資料」をごらんになっていただければと思います。

17ページに近在の市町村、それから年間指標を、細かい字で申しわけございませんけれども、お示しさせていただいております。これの17ページ、上から7番目に給水原価がございます。塩竈市の給水原価204円45銭、ずっと右のほうに行ってくださいまして、全国平均で169円59銭になってございますので、これが先ほど私が言った金額でございます。

ただ、給水原価を近在の市町村等をごらんになっていただければ、塩竈市は格段に低い形になってございます。給水原価そのものは低いんですが、その内訳として、塩竈市自前の浄水場、梅の宮浄水場を持っていることで、人件費の占める部分が上がってございます。ただ、ほかの団体は受水費と言いまして、ほかで浄水された水を買うための費用がかなりかかっている状況になってございます。つまり、ほかの団体につきましては、人件費等が上乘せされて、浄水された水を買ってくるために割高になっているような状況があるのかなと、我々としては分析してございます。

現在、そうは言いましても、30円ほど高い状況になってございますので、できるだけ経費の節減、あるいは人件費につきましても下げられるのであれば下げる努力を今後も継続して続けていくことによって、この170円に近づいていくのかなと思っておりますので、今後とも努力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 どうもありがとうございます。やっぱり所長さんの答弁というのは、いつもすっきりしていいなと思います。答えてくれますので、今後も頑張るとのことなので。

以前に、いわゆる二市三町とは言わず、他市町との連携と申しましょうか、水道関係を一本化にというふうな話があったんですが、そういった関係の話は今どういうふうに進んでいるのか。もし、わかる範囲でよかったら、全然、何年前で話ストップしていますよとか、いや、継続的に話し合いがあるのかどうか、ちょっとお知らせください。

阿部委員長 福田水道部長。

福田水道部長 実は二市三町で地区の水道事業者の勉強会と申しますか、意見交換の組織をつくってございます。その組織の一つの命題として、水道事業の広域化というものをいまだに掲げてございます。そこで活発な意見交換が行われているのかということになりますと、現在、広域化等については若干ストップしているような状況でございますけれども、そうはいいましても、今回のような災害時の応援体制なり、実際必要な備品、備蓄品とかがありますので、そこら辺は共同で備えておこうとか、それから対応策等については広域でどのようにしていくかというようなことを中心に、今はそれを中心に協議が行われているところでございます。以上です。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 どうもありがとうございます。塩竈は安全でおいしい水だという評判ですので、そういった意味でも自信を持って広域的な話し合いの中で、そういうものをPRしていただいて、広域が塩竈はもとより、かかわる行政が「塩竈の水っていいですね。しかも、安くて」というふうな方向性に進むように期待しております。

では、市立病院関係でちょっとお伺いします。

先ほど私が聞こうかなと思っていた混合診療と民間の保険どうのこうのというのは、管理者のほうから説明があったので理解します。その中で、いわゆるアメリカの悪いシステムというのか、いいシステムというのか、アメリカは皆保険がなかったわけなので、民間の保険というものが進んでいたと。私はわからないんですけれども、日本の皆保険というのが、TPPになると、私見だということなんですけれども、TPPが入ると日本の皆保険というものがつぶれる恐れがあるから、こういう記載がされたんでしょうか。それだけちょっと確認しておきたいんですよ。ちょっと、いろいろそういうことを確証として持っておけば自分のこれからの行動にもちょっと変わってくるものがありますので、教えていただければ幸いに存じます。

阿部委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 お答えいたします。

皆保険制度に関しては、アメリカもそこには踏み込まないということで今はあると思いますので、今の保険制度がすぐにどうなるかということはないと思いますけれども。今、高度医療の場合に保険外で選定療養とか評価療養というものが日本でもございまして、実際は、高度の医療の場合は、保険、プラス、自己負担というか、そういう形で医療をやっている部分も日本

でも現在はあるわけですね。ですから、混合診療というのは日本は根本的に認めていないもの  
ですから、両方やった場合には全部私費になってしまうという方向に今はなっています。今後  
ですが、日本の立場というか、医師会の立場もさっきお話ししましたけれども、反対していま  
すし、一般の方々もやはりそこは国の公的な補助をしっかりと補って、私はやはり今の皆保険  
制度を守っていくというのが一番のあれだと思っています。ですので、すぐにアメリカのこれ  
はTPPに合意したからといって、そこには踏み込んでこないと思いますけれども、アメリカ  
が大きくそこ、いろいろ日本の医療を含めての保険関係に注目しているということは事実だと  
思いますので、そこだけはちょっと注意していかなければいけないと思っていますが。以上で  
す。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 わかりました。アメリカのというか、日本医師会さんで心配しているのは混合診療  
関係が主で、その成り行きがどうかというふうなとらえ方でよろしいでしょうか。皆保険がど  
うのこの以前に、混合診療絡みで心配なんだよということで、そういうふうな理解でよろし  
いですか。

阿部委員長 伊藤市立病院事業管理者。

伊藤市立病院事業管理者 そのとおりでよろしいと思います。皆保険制度は、恐らく私どもも  
ずっといくと思いますけれども、さらに高度な医療になった場合に、そこはどうかという  
考えがもう一つ、日本が医療費が毎年1万円ずつふえているというふうに言われていますので、  
国のほうでどのように考えていくか。全てそれを、私は私の個人的な意見としては、全てそれ  
は保険で従来どおりやってもらいたいとは思いますが、そこら辺が、どういう国の考え  
があるかというのはありますけれども。とにかく今の皆保険制度をしっかりと堅持していくとい  
う、そういうことが一番大事だと思いますが。以上です。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 どうもありがとうございました。高度医療関係で大変な費用がかかる、そして選択  
なかなかできない。ドクターと相談して、それは自己負担になるよとかそういった意味の問題  
で、それは厚生労働省がしっかりと国民の生命を守るのであれば、混合診療のあり方というの  
は今後国のほうで進めるべきではないかなと思いますし、そのために我々地方から声を出して  
いくべきかなと改めて確信しました。ありがとうございます。

問題はその医療を続けていく市立病院なんですが、改革プラン、21年から27年までだという

ことなんです、21年の原点に立ち返って、我々議会と約束をしたことを堅持してもらいながら健全経営に努めてもらうよう強く要望、期待しておりますので、今後とも市民の健康、命を守っていただくようお願いしておきます。

時間がなくなってきましたので、交通事業関係についてしていきます。9の214でもいいんですが、交通事業で2億1,299万5,000円で決算されています。先ほど、志賀さんなんかも質問されていましたが、浦戸の人口減になっているということなんです、根本的に交通をどう考えるかということだと思っています。いろいろデータ出ていますが、では、何万人というような利用があるというんですが、1日当たりの利用客はどうなんですかということ調べて、ちょっと私なりに分析したんですが、その辺で、1日当たりの利用客、そして見込みとか、その辺のちょっと考えありましたらお知らせください。

阿部委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 失礼しました。

1日当たりの利用客数ということではちょっとこちらでも出してはいなかったんですけども、便当たりの大体利用率みたいなものはちょっと出した経過がございます。（「いいです」の声あり）それでもよろしいでしょうか。（「いいです、時間ないので」の声あり）乗船者ごとの便数ということで出しているんですけども、90人未満の平成24年度の便数は、下り便で335便、全体で2,198便運航しておりますので、大体15.2%、それと、50人未満は82.8%ですので、大体98%ぐらいが90人未満の乗船率になっているというような状況でございます。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 ご苦労さまと言ったらいいか、私は団体を入れなければ1日大体147人、行き帰り、だと思っています。そして、団体を入れると216人、365で割れば。こういう数字が出ていました。これが人が多いのかどうか、わからないんですが。それから、214ページに現況というところで、ニーズに応えたサービスを実施していく必要がより一層と、いろいろあるんですが、充実したサービスというものの充実したサービスということはどういうことなんでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

阿部委員長 木村浦戸振興課長。

木村産業環境部浦戸振興課長 充実したサービス、実際には毎日の運航を継続していくというのもございますし、それから浦戸地区の状況を考えながら運航していくということが大切になってくるのではないかと考えております。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 運航、問題はその運航なんですよ。以前にも、時間帯の問題とか、あとはいろいろ基地化してそこから小型で行くとか、そういうものの利便性というものを私はとらえると何かはっきりした答えが来なくて、ずるずる、ずるずると今まで来ているのではないかなと思っているんですよ。やはり経営健全化も推進しなくてはだめだというのであれば、やっぱり利用者の声、意見を聞いて、その人たちが本当に納得して利用してもらえば、私はその事業というものは成果を上げるのではないかなというふうな思いをしています。

我々新生クラブは丸亀市の離島航路の運用方法について勉強しに行ったときは、島民と話し合っ、島民の計画をつくって、島民の方がこういうふうにしてほしいという要望を島民全体で決めてもらって、じゃあ、行政はそういうふうにしますよといったら、一切、それ以来、島民から要望が来ないし、なおさら協力体制が来るというふうな丸亀市の説明でした。

ですから、そういった方法をとって、より浦戸の人口も減ってきていますし、浦戸交通のあり方というものを、何度も言いたいんですけれども、これから一般質問で我が会派の志子田さんがそういった意味で質問を上げていますから、私はしませんけれども、そういった意味で浦戸交通のあり方、全体的な、抜本的な考えを持っていかないと、なかなか浦戸の住民が満足するような……。これは行政だけが事業をやっている。そして、成果として出てきているのもわかるんですけれども、もっともっと利用価値の多い、そして行政が言っている交流人口の拡大につながるような施策というものを、浦戸交通で交通課として考えているのか、その辺が問題でないかなと思うんですよ。縦割りで、いや、それは観光課ですよとか、それは何々振興課ですよではなく、その担当、利用してもらおう浦戸交通課でも、やっぱり交流人口を図ってもらう。そして、浦戸交通を利用してもらおうような努力と申しませうか、考え方というものを島民にアピール、または我々にアピールするような場面がないと、このままで人口が減ればやっぱりそれだけ動きが鈍くなると思います。浦戸は特に高齢化率50%を超えていると思いますので、先ほどの質問にもありましたとおり、買い物難民だ。前は限界集落じゃないですかなんて、私なんか質問しておりました。そのようにならないように、そして浦戸の住民が生き生きとして暮らせるような浦戸交通課のあり方というものをぜひ考えていただきたいなと思います。これは担当の方に聞いても仕方ないので、最後に市長に聞いておきたいと思います。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 離島航路、私もいつも考えるときに原点に立ち返らせていただいておりますが、も

ともと浦戸村だったんですかね、浦戸村が合併をするときにどちらを選ぶかという話があったということをよく古老の方々からお伺いをいたします。我々は塩竈を選んだと。したがって、塩竈市は浦戸の方々が本当にこの島に住んでよかったというような言葉を言えるような地域環境をつくってもらいたい。我々もそういった地域環境を想像していきたいということで取り組みをさせていただいているところであります。ただ、現実には大変厳しい環境もありますが、ここは職員が一丸となってそういった問題、課題に果敢にチャレンジしていくということが必要ではないかなと考えているところであります。今お話しいただきましたように、これまでも島民の方々とさまざまな意見交換の場は用意させていただいてきたつもりではありますが、なおそういったことを心がけてまいりたいと思っています。よろしくお伺いいたします。

阿部委員長 菊地委員。

菊地委員 どうもありがとうございました。職員一同、果敢にチャレンジしていくと市長からも力強いお言葉をいただきました。これで終わります。

阿部委員長 小野絹子委員。

小野（絹）委員 では、私からも質問させていただきます。

9の75ページから、後期高齢者医療事業についてお伺いします。

成果品の中にも出ていますように、今75歳以上の後期高齢者の方は24年で8,149人というふうに出ております。そのうち、未収額とか現年度分滞納繰越分というものが3の保険料の徴収実績のところに出ております。現年度は553万6,800円、そして滞納繰越分が未収額分が676万3,100円という形で出ております。合わせると、滞納分が1,200万円ということになっているようではありますが、この後期高齢者の医療費が24年度、25年度の2カ年間の見直しがされて、実質的に上がったわけですね、改定されて。平均で4万何がしに上がったわけですが、4万920円に、これは均等割額で4万920円ですから、その上下があるわけですね。そういうことで、後期高齢者の医療保険についても特別徴収は年金から天引きされるということで、普通徴収の方が、先ほど来ありましたけれども、1万5,000円以下の方々には普通徴収なので、そういう点でここが滞納になっているということですが、お聞きしたいのは、この数字はいつの時期の数字なのかということと、それから滞納している方についてはペナルティーがないんですね。きちんと1割で医療を受けられるということになっているのかどうか、確認しておきます。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 資料 9の75ページの保険料徴収実績という部分でのご質問を

いただきました。

こちらの数字ですが、滞納額とこちらにつきましては、今決算における額ということで示させていただきます。ただし、この決算の数字なんです、実はこの中に不納欠損額を実は記載しておりません。不納欠損額が25年3月31日時点での滞納繰越分に係る不納欠損額なんですけれども、こちらで284万8,800円ほど不納欠損をしております。それで実際に平成24年度の滞納繰越分から平成25年度に実際に繰り越されて滞納繰越分として当初調定された分としましては、この分を差し引いた分ということになりまして、滞納繰越分としましては343万3,400円が実際の滞納繰越額、これに現年度分の未収額553万6,800円を加えました897万200円が最終的に25年度で発生している滞納繰越額ということになっております。

こちらに関するペナルティーということでもありますけれども、今までは震災の影響がちょっと色濃くございました。滞納繰越分がふえた大きな理由といたしましては、やはり、保険料の減免等によりまして一時的に特別徴収、年金からの差し引きができなくなって普通徴収に変わった方がかなり多くいらっしゃいました。そうしますと、今まで当然年金から引かれるものだと思っていたものが、実は支払ってくださいというような形で言われても、それになかなか気づいていただけないというような場合も多々ございまして、こちらからそういう方についてはお手紙ですとかお電話、あとは場合によっては訪問という形でいろいろ対応させていただいておりますので、これまでは、特にペナルティーということではしていなかったんですが、今年度に関しまして、その中でもかなり滞納額が多い方、接触してもちょっと納入に対して前向きなご回答がいただけない方たちもいらっしゃいましたので、全体で24件ほど短期証の発行をしております。それは今年度からということを考えておりました。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(編)委員 大変な事態になってきているということですね。24件の中身については、ここでちょっとお話は承らないでおこうと思っておりますが、やはり実態をちゃんとごらんになって、ひとり暮らしの方とか、本当に生活するのにぎりぎり支払えない方とか、そういう方、払えるのに払わないということであれば別ですよ。しかし、多くはそういった方々ではないかというふうに思うんですが、やっぱり実態にちゃんと調査して、そしてやっぱり高齢者の方が安心して医療を受けられるような実態をつくっていくべきじゃないかと、そのために減免制度も大いに活用していくべきだということを私はここで強調しておきたいと思っております。

特に、同じ資料の4番目のところに一部医療費減免、そして後ろのほうには保険料減免の表

が載っております。一部減免の分は実は25年3月31日で切れたわけでありませぬけれども、それまでの間どれくらいかといいますと、209件の方々が対象になっていたということですね。大きくは家屋の全半壊というのは1,959件を初め全体で2,009件、ここが減免になっていたということです。その方々が結局は医療費が1割負担ということでなかなか病院に行けないでいるというふうな実態が見受けられるわけなんですよね。

そういう点で、今回の決算見ますと1,300万ほど黒字決算になっております。そういう点では、1,300万で対応できるのかどうか。これはどれくらいの医療費だったのと聞いてみたら、ちょっとまだそれは出てきていないということだったので、そこは簡単にはできないあれですが、比較できませんけれども、しかし、被災者の方の高齢者の実態を考えたときに、医療費の減免はすべきではないのかと。継続して、そこにその財源を充てていくべきではないかと、決算の1,300万円を含めてですよ。そういう考えがなかったのかどうか。その辺をお聞きしておきたいと思います。

阿部委員長 並木保険年金課長。

並木健康福祉部保険年金課長 後期高齢者医療特別事業会計の中では、決算の中で、委員おっしゃられましたとおり、約1,300万円ほど収支の差額が発生しております。ただ、こちらのほう、実は黒字と言ってしまうのはちょっとなかなか、決算上は黒字とはなるんですが、実はこちらのほう、保険料の徴収したものの、収納したものの全て後期高齢者の医療費、広域連合のほうに納めるお金であります。それが年度の関係で、実は3月に収納した部分までを4月に納めて、その後、4月、5月の出納整理期間中に入ったもの、そちらについては市としては24年度の歳入にはなるんですが、こちらを送る部分で、25年度の支出として後期高齢者医療、広域連合のほうに送るものですから、実はこちらのほうはそのままほぼ広域連合のほうに25年度として送るという形になります。後期の特別事業では基金等は持っておりませんので、この収支差分は全て、今回、今年度のたしか議案第68号のほうで補正を組ませていただいております。その中で25年度に繰越金として歳入に計上させていただいて、あとは広域連合の納付金として歳出に再度計上させていただいているということですので、こちらの市の財源として直接、この事業に使うというものとはちょっと性格が異なりますので、その辺だけはどうぞご了承くださいたいと思います。以上です。

阿部委員長 小野委員。

小野(絹)委員 会計上の仕組みというか、それはわかりました。しかし、実情としては、や

っぱり被災を受けて2年半、まだ2年半です。そういう状況の中で、既に短期保険証が発行されるような状況の方も生れているということは非常に心が痛みます。しかも、この方が短期保険証で済むならいいですけれども、それが資格証になったり、そういうペナルティーがかかっていったら大変な事態になるということを私はこの後期高齢の保険を通して、本来なら、この保険制度は廃止して、そして前の老健諸法に変えるべきだと、そういう方向性もあったんですね、行くというふうな方向性も。ところが、それがいつまでもこのままの状態になっているということが大きな問題にもなっていると思います。そもそも後期高齢者、年齢によって引き離してしまう、区分してしまうようなやり方について、私どもは反対してきましたので、そのことを強調しておきたいというふうに思います。

それでは、その次に魚市場の問題でお願いしたいと思います。魚市場の水揚げの問題でいろいろありますが、6の49ページ、50ページに水揚状況が出ていますし、それからここでちょっと触れておきたいのは、それと先ほど菊地委員のほうからもありましたけれども、その前には、水揚げの問題ですね。水揚げの問題が、24年度はツボダイが入ってきたことによって、そして水揚げの金額が去年よりは多くなってほっとしたと。去年というのは、23年度よりは多くなってほっとしたということでしたけれども、実際にはことは既にその期待していたツボダイのほうがなかなか不漁だというふうなこともお聞きしています。そういう点では、非常に水揚げに対してのやっぱり関心は強いものがあります。そこでお聞きしたいのは、先ほど菊地委員からありました漁船誘致の関係で、私も驚きましたね。漁船誘致にたったの35万。しかも、市の職員の分がその費用だと。業界のほうは業界で出しているんですか。

阿部委員長 佐藤水産振興課長。

佐藤産業環境部水産振興課長 業界の分につきましては、例えば水産振興協議会ですとか、あるいは所属する組合さんとか、そちらのほうでご負担をいただきながら同行いただいているという状況でございます。以上でございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 漁船誘致については改めていろいろ考えなくてはならないのではないかとこのように思うんですね。要するに、それぞれの業界のそれぞれが代表して出て行くところに全部任せるということでは、やっぱりなかなか参加者がふえないのではないかとこのように思うのと。それからもう一つは、市長が行くのは、それは市長や部長が行くのは当然というのはあるかもしれませんが。やっぱり議会側が行くということも必要だと思うんですね。そういう点で、やっぱり

議会も含めた誘致活動ということが、漁船誘致の取り組みが必要ではないかと思うんですけれども、それらについて市長はどういうふうにお考えになっていますか。

それともう一つ、釧路と稚内に行かれたと言っておりましたけれども、そこで出された要望などがありましたらお聞きします。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 漁船誘致活動であります。きょう議場におられます議長経験者の方々にも再三にわたりまして足を運んでいただきました。本当に遠いところまで我々と一緒に漁船誘致活動に取り組んでいただいたことに感謝を申し上げるところであります。

昨年参りました釧路、稚内につきましては、特に24年度に限り水揚げが大幅にふえましたツボダイについて、船主の方々のところへぜひ私からお礼を申し上げたいということでご訪問させていただきました。釧路、稚内、稚内については、海洋漁業という会社でありましたか、ご訪問させていただきました。向こうでもいたく喜んでいただきまして、それから先また継続的に船を入れていただいて、結果としては、たしか24年度の実績であります。60億を超えるという水揚げがツボダイだけで計上できたということでもあります。

ただ、このことについては、過去の経験でも偏在性があるというか、5年に1回とか6年に1回、こういったということについては関係者の方々ではご了知いただいていることかと思っております。ことしもそういったツボダイをという思いで取り組みをさせていただいております。残念ながら、経年変化といいますが、非常にことしはツボダイの水揚げが少ないという状況であります。

今、担当部のほうにはぜひ議会が終わりましたら、また議会の皆様方にも呼びかけさせていただきながら、全国の生産者の方々をご訪問させていただく機会を設けて、ぜひ塩竈に水揚げをいただくような努力を引き続き行ってまいりたいと思っております。

阿部委員長 小野委員。

小野(絹)委員 時間も余りないものですから、ここで簡単にしたいと思いますけれども、ぜひそういうことで頑張ってくださいたいのとあわせて、やっぱり、漁船、魚をとって、そして塩竈に来てくださるということになれば、当然そのバックにある背後の問題、来てよかったなと思うような、船に乗っている方々がそう思えるような設備なり、仕組みなり、体制なりをとっていかなくてはならないというのがあると思うんですね。そういう点で、私がここで言わなくても、るる言われてきていることですので、省略しますけれども、やっぱりその辺は十分考

えて、こういう設備も取り入れました、こういうこともやりましたので、ぜひおいでくださいということも含めて言えるような取り組みにしていくべきじゃないかということを強調しておきたいと思います。

その次に、 9の397ページに関して、新しい市場ができ上がるということで、高度衛生管理荷さばき所の整備事業が進められてきております。本当にそういう点で、27年まで今後3カ年かけて50億円の事業費で建てられるということを報告聞きまして、私どもは大変喜びました。しかし、この間、商工会議所の方々と懇談をしたときに、「いや、石巻のほうは200億円をかけた市場ができる」というふうに言われまして、塩竈は、結局は沿岸沿いの市場はみんな建てかえになるわけですね。そのときに幾らかけようと、非常に特色のある市場にしていかなければやっぱり生き延びられないのではないかと。塩竈はほかよりは早くは新たにはなりますけれども、規模としては、それはもともとあった土地に建てるということもあるからではないかなんて私は思っているんですけども、しかし、200億円なんていうことを聞きますと、本当に太刀打ちできるような市場にするには、やっぱり本当に内容を充実させていかなければならないということをつくづく感じてきたわけでありまして、それについてはどういうふうにお考えになっているか、お聞きします。

阿部委員長 小野委員に申し上げます。これは一般会計のほうに入るかと思っておりますけれども、荷さばき所。

小野（絹）委員 荷さばきに入るとですか。

阿部委員長 はい。一般会計のほうに入ります。小野委員、どうぞ。

小野（絹）委員 魚市場会計の中で、復興関係では出てこなかったですか、この分野では、396ページ。

阿部委員長 これは一般会計のほうに含まれる部分でございます。

小野（絹）委員 396ページですね。失礼しました。 9の396ページの魚市場災害復旧事業の中で、現況と課題の中で出ていますね。「塩竈市魚市場の災害復旧については、震災の影響に加えて、かねてからの老朽化による危険個所が随所に見られるため、安全性に懸念が残る。水産庁補助による高度衛生管理型荷さばき所等整備事業により、新魚市場整備を早急に進めている」という現況と課題に照らして、先ほど申し上げたことが一体どういうふうを受けとめられているのか。「いや、これで万全期してある」ということはそれでいいんですが、ぜひお願いします。

阿部委員長 小山産業環境部長。

小山産業環境部長 塩竈を初めとして沿岸、女川町も含めて、気仙沼、石巻、ともに震災復興の制度あるいは予算を使って魚市場のほうの整備をしているということは、私どもも聞き及んでおりますし、石巻については、私の知るところでは175億とちょっと聞いたことはあるんですけども、いずれ塩竈の倍以上の金額を使って建てられる計画があたりだということは伺っております。私ども、もちろん震災以前から、平成22年度からこういった塩竈の市場が必要かということに関係業界の方々とお話をさせていただきまして、そして今の市場の中で建てかえをするということで計画をさせていただいた市場が今のストーリーの中で進んでいる市場でございます。金額については、ちょっと、私ども高度衛生管理基本計画ということをつくらせたときの52億円という数字で今お話をさせていただいておりますが、今、水産庁といろいろ協議をさせていただいている中で、ちょっともう少し動いてくる。それは上方のほうに動いてくる可能性がちょっとあるのかなと思っております。また、しかも今回の場合は財源的にはかなりというか、ほとんど一般財源なしで行いますので、それはもう少しした中でお示しはしたいと思っておりますけれども、いずれそういった形で進めておりますし、あとはいかに塩竈の場合は、魚種を効率よく同じ荷さばき所を使って荷さばきしていくかということもございまして、その季節、季節で、同じ面積を使っていくという形、考え方もありますし、あとはこれから安定的に、継続的に魚市場として運営していくためにどういう視点でやったらいいのかというようなことでいろいろ考えさせていただいた中で進めておりますので、私どもの市場のほうも、決してほかに負けることなくできてくるものというふうに考えているところでございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（絹）委員 ぜひ、業界の皆さんの大きなご努力やご協力が必要ですので、ぜひお願いしたいと思っております。

そこで、27年度までに完成させていくという方向とありますけれども、こういう新しい魚市場になることによって、再三議会でも魚市場の卸売機関の一本化の問題が出されております。市は、市長は積極的にかかわっていった経過があったようですが、その後、すっと力が抜けたような感じに受けとめております。一本化の問題で、今、27年まではせめてきちんとさせていく方向が必要じゃないかというふうに思うんですが、市長の見解をお伺いしておきます。

阿部委員長 佐藤市長。

佐藤市長 塩竈の水揚げであります。昨年は、平成24年は138億という水揚げでありました。

ただ、その直前を考えれば100億も難しいというような状況であります。こういったことは、当然予想されておりましたので、現在あります2つの卸売機関の皆様方に一本化をした上で、その力をむしろ、先ほど申し上げました漁船誘致活動でありますとか、販路の拡大でありますとか、あるいは高度の衛生管理の維持管理、さまざまな分野に振り向けて、塩竈魚市場が一つになって頑張っていきたいというようなお話を再三再四させていただいてまいりました。ただ、今までの、過去の歴史があることも事実であります。これは我々、無視するわけにはいかないわけでありまして。そういったものについても双方が納得づくでというような形にしていくべきではないのかと。行政がぎりぎりやっていただきたいというお話ではない。ですから、それぞれの卸売機関が一緒になってやろうというような機運が盛り上がるということが一番ではないかなと思っております。今現在、金融機関の方々も入っていただいて、引き続き、一本化に向けた努力を両卸売機関の責任者の方が今一生懸命やっていただいております。そういったものを我々も温かく見守っていきますとともに、一本化がなされた後に、先ほどご質問もいただきましたが、どのような運営管理をやっていくかと。もちろん、経費も当然膨らんでくる部分もございますから、そういった部分を業界の方々と管理者であります塩竈市がどういった形で分担をしていくかといったようなことについて、やはり今からそういったことをお話をさせていただきまして、でき上がってときには、本当にでき上がって、東北一とは金額じゃなくですよ、機能が本当に東北一と言われるようなそういった市場にしていきたいと思いますということで、今、私も取り組みをさせていただいているところでございます。

阿部委員長 小野委員。

小野（編）委員 ぜひ、ご努力をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

時間もなくなってきたんですが、下水道のほうをお聞きしたかったんですけども、余りないんですね、2分ぐらいありますか。1分ですか。じゃあ、下水道のほうは後にしまして、水道のほうでちょっとお聞きします。

水道のほうで、今回幾らでしたか、黒字になりましたね。黒字になったからということで、それで水道のほうで持っているお金というものがありますよね、9億何がし。先ほど来ありました市立病院にお貸ししているお金とか、そういうものもあるようでありますけれども、合わせると10億は優に超えるのではないかというふうに思うんですが、一言お聞きしたいのは、市民への水道料金の還元として水道料金の引き下げについてお考えがないかどうか、お聞きしたいと思います。

阿部委員長 福田水道部長。

福田水道部長 確かに融資金ございますけれども、田中委員にもお答えしましたけれども、それはできるだけ有利な交付金を利用させていただいてこの黒字をつくってきている経過がございます。それから、現在、昨年100周年を迎えました。ということは、施設がかなり老朽化しておりますので、今後どのような施設更新にお金がかかるかというのを今計画を立ててございます。それらの状況を見ながら料金について、どういうふうを考えていくかということが俎上に乗ってくるかと思っておりますので、今のところは現在の料金を値上げすることなく、できるだけ維持していくというふうなスタンスであります。以上です。

阿部委員長 暫時休憩いたします。

午後4時20分 休憩

---

午後4時30分 再開

阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

以上で、特別会計認定第2号及び第3号の審査を一応終了いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、認定第1号平成24年度一般会計及び各特別会計決算については正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

阿部委員長 起立多数であります。よって、認定第1号については正当であると認め、ここに

認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号平成24年度塩竈市立病院事業会計決算については正当であると認め、ここに認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

阿部委員長 起立全員であります。よって、認定第2号については正当であると認め、ここに認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成24年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算については正当であると認め、ここに利益の処分については原案のとおり決し、決算については認定すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

阿部委員長 起立全員であります。よって、認定第3号については正当であると認め、原案可決及び認定すべきものと決しました。

以上、全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

阿部委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成24年度決算特別委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時31分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

平成25年9月19日

平成24年度決算特別委員会委員長 阿部 かほる

平成24年度決算特別委員会副委員長 志子田 吉 晃